新しい公益信託の活用に向けた勉強会

報　告　書

２０２２年3月

公益財団法人　公益法人協会

目　次

１．はじめに 1
(1) 設置趣旨 1
(2) 準備の必要性 1
(3) 勉強会の運営について 2

２．法制審議会要綱の理解と選択肢の検討 3

３．公益信託を巡る研究・調査発表 46

４．早期立法化を望む意見のまとめ 50

５．おわりに 51

資　料 53
(1) 第１回勉強会 53
(2) 第２回勉強会 62
(3) 第３回勉強会 74
(4) 第４回勉強会 88
(5) 第５回勉強会 98
(6) 第６回勉強会 109
(7) 第７回勉強会 118
(8) 第８回勉強会 128
(9) 第９回勉強会 137
(10) 第 10 回勉強会 139
(11) 第 11 回勉強会 160
(12) 第 12 回勉強会 172
(13) 第 13 回勉強会 179
(14) 第 14 回勉強会 199
(15) 第 15 回勉強会 228
(16) 第 16 回勉強会 253
(17) 第 17 回勉強会 275
(18) 第 18 回勉強会 281

1 はじめに ～ 勉強会設置の目的と経緯

（１）設置趣旨

2019 年２月法制審議会より法務大臣に答申された「公益信託法の見直しに関する要綱」（以下要綱）に基づく改正法案の国会提出時期は、見通しが立たない現状にあるが、（公財）公益法人協会としては改正後の公益信託（以下新公益信託）について迅速に対応し、民間の公益活動の一端を担う制度として広く普及活用促進を図るべく、要綱に対する理解を深め、立法化にあたり民間非営利セクターとしての意見を固めるなど準備を進める。

（２）準備の必要性

非営利組織が新公益信託を活用するためには、次の理由により新法制定前から相当の時間をかけて準備を進める必要がある。

１）一般に信託制度はなじみが薄く、特に新公益信託の受託者として期待される非営利組織の関係者が、新公益信託制度の内容を正確に理解することが必要であること。

２）要綱は制度の骨格となる文字通り要綱を示したものに過ぎず、実際に活用するためには税制を含む法令が許容する範囲内で、非営利組織にとって最も相応しい標準的な制度設計を研究し、カストマイズする必要があること。（注１、注２、注３）

例えば受託者、信託管理人の辞任・解任・選任、委託者の権限の範囲、その地位の承継、信託目的を含む信託行為の変更、信託の終了、併合・分割など、極めて重要な事項が要綱では標準条項（デフォールト）を示しつつ、「信託行為の別段の定め」を認めている。新公益信託の実用化に当たっては、これらの選択肢をどのように組み合わせるか研究する必要がある。

公法協が最後まで主張した運営委員会の必置は、要綱では言及されていない。しかし、要綱の元となる「公益信託の見直しに関する中間試案の補足説明」（2017 年 12 月）では、「助成型の信託行為において従前の運営委員会と同様の機能を有する機関や、事業型において受託者に対して助言、勧告等を行う機関を任意的に設けることが否定されるものではない」としているので、後述の新公益信託に対する税制とも関連しその設置の可否、役割等について研究する必要がある。

また、要綱では共同受託や共同委託について明示的に言及していないが、新公益信託においても信託の一般法理としてこれらの活用が十分想定され、実務的な研究をする必要がある。

さらには、公法協は新公益信託につき、公益法人並みの税制適用を要望してきている。現在その内容がどうなるか全く不明であるが、税制（公益信託本体に係る税制及び公益信託に対する寄附者の税制）の動きを注視しつつ、税制適格の制度設計を研究する必要がある。

３）現在の公益信託において一般に用いられている会計基準は、公益法人に係る昭和 52 年会計基準同様の収支計算を適用したもので、これでは到底社会に正しい財務情報を開示することはできない。新公益信託に求められる、情報開示に相応しいものとするため、現在の公益法人会計を参考にしつつ、より簡素で分かりやすい会計基準を作成する必要があること。

４）以上の検討結果を基礎として、新公益信託に係る標準約款（事業種類や受託方式に応じて数種類）

及びこれに付属する諸規程類を整備し、新公益信託を活用しようとする非営利組織に提供する必要があること。

（３）勉強会の運営について

１）設置期間

当初は 2020 年２月 25 日第１回開催を予定していたが、新型コロナ蔓延により急遽中止、７月 13 日にオンライン（ZOOM 使用）により第 1 回を開催、以後 2021 年 12 月 20 日第 18 回まで、毎月第３月曜日午後４時より６時まで開催した。なお、第 18 回をもって中断することとした。中断ということは解散ではなく、法案の国会提出などの具体的動きが出てきたところで再開するという趣旨である。

２）メンバー

公益信託に関心のある非営利セクター実務家、法曹・会計関係者、学者・研究者に直接勧誘と当協会ホームページによる公募により逐次増員、最終的には当協会関係者を除き、25 名となった。最終メンバーの氏名は最終ページに記載。

３）開催日及び各回毎のテーマ

18 回の会合は大別して二つに分けられる。

（第１回から第８回前半まで）

主として「要綱」の理解及び論点について意見交換、並びにデフォールト規定について非営利セクターから見た望ましい選択肢を検討した。なお、各論点に対し一つの結論にまとめるという趣旨ではなく、できるだけ多くの意見を出してもらい理解を深める点に狙いがあった。

（第 8 回後半から第 18 回まで）

下記のテーマについてメンバー有志及びゲストスピーカーから研究成果や実践経験を報告してもらい、会員との質疑応答と意見交換を通じて新しい公益信託制度の活用領域を探った。

・我が国における遺贈など財産寄附を巡る新たな動きと問題点

・英米の公益信託を巡る現状など

2022 年 3 月

公益財団法人公益法人協会

2 法制審議会要綱の理解と選択肢の検討

（第１回）2020 年７月 13 日

公法協雨宮理事長挨拶に続き、今後の進め方とスケジュールを決めて太田より「公益信託抜本改革の経緯と今後」と題し、公益信託制度が公布された 1922 年から現在に至るまでの経緯、関連する諸省庁が５つにも及ぶこと、現状の受託件数・金額、関連する法税制の枠組み、公法協の改正要望要点、要綱と現行法制度との比較などの説明があり、質疑応答意見交換が行われた。特にいわゆる冠基金と公益信託の相違及びそのメリット･デメリット比較から公益信託懐疑論的質問もあった。

（第２回から第７回まで）

要綱の第１から第 19 にいたる提案について理解を深めるとともに、別段の定めによる選択肢について比較衡量を行いつつ、民間非営利組織の立場から論点を整理し、参加者間で意見交換した。

論点１：目的（要綱第１　新公益信託の目的）

立法時には、公益認定法、特定非営利活動促進法の目的条項同様、民間の公益活動の重要性を強調しこれを推進するワーディングでの目的条項とすべきとの意見。

論点２：新公益信託の税制　（要綱にはなし）

要綱では特に税制について言及されていないが､税制上の支援措置なくして公益信託の普及は難しいことに鑑み、法案提出時には現行の公益法人税制並みの措置を明確にしてほしい。
Cf. 要綱に至る中間試案では「公益法人制度と平仄を合わせ、行政庁から認可された公益信託が税制上の優遇措置を受けることが可能となることも視野に入れながら､新たな公益信託の成立の認可基準や、その監督・ガバナンスに関する規律を検討する必要があるものと考えられる」としている。

論点３：公益信託の定義（要綱第２　１公益信託の定義）

要綱では、民法 33 条第２項同様「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の～」としているが、宗教を入れることが妥当か。公益認定法では、公益目的事業の定義として宗教は外し（第２条第４項）、具体的な公益目的事業を記載した別表でも宗教は含まれていない。公益を目的とする法人はまず一般法としての民法で規定され、特別法で公益認定法があり、他方公益信託は両者が一体となっているため、宗教を含める形となったのかもしれないが、少なくとも認可基準としては

含めないことが妥当ではないか。

論点４：公益信託事務の定義（要綱第２　公益信託の定義）

公益認定法では、公益目的事業を別表に掲げる 23 事業としているが、要綱でもこれと同様とするとしており、この点については特に問題点はない。

論点５：公益信託の要件（要綱第３　１公益信託の効力の発生）

（１）行政庁認可を効力発生要件とすることには異存はない。

（２）要綱では、不認可となった場合、「信託法 258 条第１項に規定する受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）としての効力を妨げないものとする」としているが、本勉強会では賛否両論があった。すなわち、公益信託としては不認可であったが目的信託の要件を満たしており、かつ信託条項で目的信託としての存続させる意思がある場合、委託者の意思を尊重し信託としては存続させてもよいのではないかとする容認論と、他方公益信託は元々目的信託に含まれないものであり、不認可になった場合は、信託として成立すること自体があり得ないとする目的信託との峻別論である。

公法協は、峻別論で対処してきたが、この点は再度検討すべき重要課題として残った。

論点６：設定方法（要綱第３　２公益信託の信託の方法）

要綱では、契約及び遺言による信託の設定方法を定め、信託宣言（自己信託）による設定を認めていない。

英国のチャリティとしての公益信託では、自己信託が中心であり、これを除外することには問題があるとする意見があった。ただ、自己信託の場合受託者が委託者と同一人であり、健全なガバナンスを確保する点でどのように設計するかが問題となる。

論点７：行政庁（要綱第７　行政庁）

要綱で示す、公益法人認定同様の考え方すなわち、公益信託の認可監督を行う行政庁と国の所管と都道府県所管を分ける基準について特に反対論はなかった。

なお、（認可）と（認定）について、審議会ではその差異について参考人の意見も徴しているが、実体上差異がないならば、実務上の誤解を生じないよう（認定）とする方がよい。

論点８：申請者と申請手続き（要綱第８　公益信託認可の申請）

要綱では、申請主体を現行法通り受託者としており異論はない。申請手続きについては必要書類の提出を記述するだけで、中身については具体的な書類名は記載していない。立法に際しては、

公益認定法第７条、同施行規則第５条七号の「前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類」のような規定は設けないよう申し入れる。行政庁の都合により多くの書類作成の事務負担を生じていることからの教訓。

論点９：受託者の資格（要綱第４　１公益信託の受託者の資格）

要綱では、公益認定法認定基準（公益認定法第５条２号）同様、「必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者」とする。また欠格事由も公益認定法第６条を踏襲する。

問題は委託者の配偶者、親族、使用人など利害関係者を受託者になれないとする明示的な説明がないが、これらを許容することは大変問題ではないかとする意見があった一方、柔軟な設立・運用を促進するという観点からこれを容認する意見も出された。また、法人だけでなく個人も受託者になり得ることについては反対論もあったが大勢は肯定する立場であった。

また、公益法人では認可基準の一つに高利融資、風俗営業など公序良俗に反する事業を公益法人が営むことを禁じているが、公益信託でもそのような営業を行っている者は、受託者として不適切ではないかとの議論があった。欠格事由と言うより認定基準の問題か。また欠格事由では、いわゆる連座制の問題が、公益認定法では、有権解釈として否定しているが、新公益信託では、明文上読めるようにする規定ぶりが必要。

論点 10：受託者の資格（要綱第４　２公益信託の受託者の権限、義務及び責任）

要綱第４の２では、①別段の定めにより善管注意義務の軽減（信託法 29 条 2 項但し書き）はできないこと②信託事務処理を委任した第三者の不誠実について､別段の定めにより信託管理人への通知義務、委任の解除義務の軽減（信託法 35 条第 4 項）はできないこと。③必要書類の備え置き及び閲覧については公益法人と同じ仕組みとすることの 3 点が記載されているがいずれも基本的には賛同する。

なお、要綱では特定の項目はないが、受託者の権限、義務、責任は受益者の定めのある信託の受託者と同一としている（部会資料 46）が、信託条項変更等信託の運営についての権限は、信託管理人の関与の範囲と合わせさらに具体的に検討する必要がある。

論点 11：受託者の資格（要綱第４　３公益信託の受託者の任務終了事由）

要綱第４の３では任務終了事由として８つの事由を定めている。これは受益者の定めのある信託に関わる任務終了事由（信託法 56 条１項１号～７項）に、公益信託受託者の欠格事由該当を加えたものであり、特段の異論はなかったが、受託者が破産宣告を受けた場合の別段の定めの許容については、議論の余地があろう。

論点 12：信託管理人（要綱第５　１公益信託における信託管理人の必置）

信託管理人を必置とすることについて異論は全くなかった。

論点 13：信託管理人の資格（要綱第５　２公益信託の信託管理人の資格）

要綱では①先ず、公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するものとし、法人も許容しているが特段の異論はなかった。②次に欠格事由を規定するが、これらは概ね公益法人における役員の欠格事由に相当するものでこれも特段の異論はない。

論点 14：信託管理人の権限、義務及び責任（要綱第５　３公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任）

要綱では、信託管理人の権限、義務、責任は受益者の定めのある信託の信託管理人のそれと同様とし、これらは別段の定めにより制限することはできないとする。これについても特段の異論はなかった。人事や信託条項変更に関する権限は別段の定めにより伸縮できることとなっており、別途細かく選択肢を検討する必要がある。

論点 15：信託管理人の任務終了事由（要綱第５　４公益信託の信託管理人の任務終了事由）

要綱では、任務終了事由として８つの事由を定めている。これは受益者の定めのある信託に関わる信託管理人の任務終了事由（信託法 28 条１項）に、公益信託管理人の欠格事由該当を加えたものであり、特段の異論はなかったが、信託管理人が破産宣告を受けた場合の別段の定めの許容については、議論の余地があろう。

追加論点１：委託者の権限、地位の移転・相続（要綱第６　公益信託の委託者）

要綱では、受益者の定めのある信託の委託者の権利と同様とされているが、これでは目的信託の委託者の権限より狭くなるがどうかとの意見も出た。また、地位の譲渡については賛成論・反対論があった。ただ委託者や譲渡された権利者が生前中に譲渡した場合、永遠に権利者が存在することとなり、相続を禁じた趣旨に反することにならないかとの意見があった一方、柔軟な設立・運用を促進するという観点からこれを容認する意見も出された。

論点 16：人事に関する委託者の関与（要綱第 13　受託者の辞任・解任、新受託者の選任　要綱第 14　信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任）

論点 17：人事に関する裁判所の関与（要綱第 13　受託者の辞任・解任、新受託者の選任　要綱第 14　信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任）

論点 18：人事に関する行政庁の関与（要綱第 13　受託者の辞任・解任、新受託者の選任　要綱第 14　信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任）

公益信託の受託者・信託管理人の辞任・解任・選任については要綱では、対象者別に規定しているが、議論のしやすさから、関与者（委託者、裁判所、行政庁）別に要綱の当否を議論した。

（１）委託者の人事権

公益財団法人では、設立者が設立後に役員人事に対し何らかの権限を有することはない。もちろん一定限度内で役員や評議員に就任し、発言権を行使することはできる。

私益信託においては、法人と異なり委託者に設立後の運営について相当な発言権を認めており、要綱では基本的にこれを公益信託にも適用することを認める考え方に立っている。

これに対し批判論は、①およそ寄附者の立場にある委託者が、後々まで運営に関し発言権を持つことはおかしい。ガバナンスとして如何なものか②そもそも委託者にこのような権限が残る公益信託に、税制上公益法人同様の優遇措置を認めるとは考えにくいというもの。

また賛成論は、①これこそ法人と信託の相違の特徴的なところで、公益信託であってもそれを捨ててしまう必要はない②法人への寄附と異なるこのようなメリットは、公益信託普及促進の点でも大きな効果がある、という両論があった。

（２）裁判所の関与

当事者の協議が整わない場合、最終的にこのような裁判所での決着が必要という点で異論はなかった。

（３）行政庁の関与

辞任・解任については届け出だけで、また、新受託者・信託管理人の選任についてはそもそも当初設定時に受託者・信託管理人の適否を判断することとなっているため、後任者についても同様認可事項とすることで相当。

受託者の辞任・解任、新受託者の選任と関与者

	辞任	解任	選任
委託者関与	委託者・信託管理人の同意（別段の定め有効）	正当な理由があるとき委託者・信託管理人の合意（別段の定め有効）	①別段の定めある場合はその方法により選任（**信託法62②③適用**）②別段の定めがない場合又は指定されたものが就任不承諾の場合は委託者・信託管理人の合意により選任、
裁判所関与	やむを得ない事由があるとき、受託者の申し出による裁判所の許可 （**信託法５７③～⑤適用**）	信託義務違反により信託財産に著しい損害、その他重要な事由があるとき委託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の解任（委託者について申立権を有しない別段の定め有効）（**信託法５８⑤～⑦適用**）	委託者・信託管理人の合意による協議の状況に照らし必要あるときは利害関係人の申立てにより選任 （**信託法62⑤⑥⑦適用**）
行政庁関与	(現）受託者は行政庁に届出	(現）受託者は行政庁に届出	新受託者は行政庁に届け出新受託者の選任は行政庁の認可により効力を生ずる

信託管理人の辞任・解任、新信託管理人の選任と関与者

	辞任	解任	選任
委託者関与	委託者・他の信託管理人（他の信託管理人が存在する場合本表において以下同じ）の同意 （別段の定め有効）	正当な理由があるとき、委託者・他の信託管理人の合意（別段の定め有効）	①別段の定めある場合はその方法により選任②別段の定めがないか、指定された者が就任不承諾の場合、委託者・他の信託管理人の合意により選任
裁判所関与	やむを得ない事由があるとき、信託管理人の申し出による裁判所の許可 （**信託法１２８②が準用する５７③～⑤適用**）	信託義務違反により信託財産に著しい損害、その他重要な事由があるとき委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てによる裁判所の解任（委託者について申立権を有しない別段の定め有効）（**信託法１２８②が準用する信託法５８⑤⑥適用**）	委託者・信託管理人の合意により協議の状況に照らし必要あるときは利害関係人の申立てにより選任 （**信託法62②③⑤⑥⑦適用**）
行政庁関与	(現）受託者は行政庁に届出	(現）受託者は行政庁に届出	受託者は行政庁に届け出、新信託管理人の選任は行政庁の認可により効力を生ずる

論点 19：運営委員会について（要綱では記載なし）

運営委員会は、もちろん信託法上の機関ではなく 1970 年代に、それまで実例のなかった公益信託の実用化研究に当たって、信託協会内に設けられた公益信託部会において発案された機関であった。1977 年第１号の公益信託以来、各主務官庁の規則において、「運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関」を設置する場合はその構成員等を申請書に記載することを求め、さらに税制上法人、個人が信託した場合、寄付金控除が受けられる法人税法及び所得税法の規定として「その信託財産の処分を行う場合には、当該受託者は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものであること。」としたことから、事実上この機関（通常運営委員会という名称が多い）は、現在必置機関となっている。

公法協はこのような事実に鑑み、税法上公益法人並みの優遇措置を受けるために、運営委員会を必置としてきたが、法制審議会の場では、反対論が大勢を占め、任意機関として設置することは認めるという結論となった。

以上の経緯を背景に勉強会でも意見交換したが、大勢的には軽装備という公益信託の特長を生かす観点から不要論も多かった。

今後は税務当局の動向を注視しつつ、設置する場合の権限範囲も含め慎重に制度を固めていく必要がある。

論点 20：公益信託の目的及び信託事務の処理に関する基準（要綱第９　１目的に関する基準　２信託事務に関する基準）

要綱では、公益信託は公益信託事務（公益法人の用語では公益目的事業、以下同じ）のみを目的とするものであることとし、その反対解釈として、収益事業は認めないとするものである。ただし、その公益信託事務が収益を伴うものは許容されるとしている。

現在の公益信託は、各省庁規則及び税法によって事実上事業型は排除されているが、要綱では事業型も認め、かつ公益法人同様公益目的と認められれば収益を伴うことも認めるとする。新しい公益信託に向けた前向きの改革と評価できよう。

論点 21：公益信託の信託財産に関する基準（要綱第９　３信託財産に関する基準）

現在の公益信託の当初信託財産は金銭に限定されその他の財産権は認められていないが、要綱ではこれを財産権一般に広げるもので、大いに歓迎され得るものである。有価証券、知的財産権、美術品等今後の需要が大いに認められるので歓迎する意見が大きかった。又要綱では公益法人の認可基準同様、存続期間における事業の遂行が見込めること、企業等の支配が可能となる株式との取得を禁ずる。当初信託財産、運用収益、追加信託、寄附などの信託財産によって、信託目的遂行の可能性を詳細に立証することを求められることとなることは回避したいところである。（公益法人の場合も認可行政庁と申請者間で論争になる一つ）

論点 22：公益信託の信託行為の定めに関する基準（要綱第９　４.公益信託の信託行為の定めに関する基準）

要綱はここで､公益認定基準とほぼ同様の以下の基準を示す。

（１）委託者、受託者若しくは信託管理人またはこれらの者の関係者に対する特別の利益供与禁止

（２）株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体への特別の利益供与禁止、ただし公益信託､公益法人の公益目的事業のための寄附その他の特別の利益供与は許容される

（３）受託者及び信託管理人の報酬は当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、支払い基準が定められていること

（４）公益信託の会計について

預貯金利子、寄附金､その他の主務省令で定めるもの以外の収入が予定されていない公益信託を除く公益信託について

１)公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること

２）事業年度初における遊休財産が前事業年度公益目的事業費の額を超えないこと

３）公益目的事業の比率が 50%以上と見込まれること

上記基準のうち、(1)，(2)，(3)は賛成し得るものであるが、(4)の財務３基準特に、収支相償基準は公益信託においても､極めて問題の多い基準であり､収益事業のない公益信託に相応しい財務基準を新たに考案する必要性の高いところである。

論点 23：公益信託の名称（要綱第 10　４.公益信託の名称）

要綱では､公益信託という名称の使用義務､使用禁止義務等を定める.特段の問題は認められない。

論点 24：公益信託の情報公開（要綱第 11　公益信託の情報公開）

公益信託側の情報公開並びに行政庁側の公示については､公益法人と同様の考え方で整理されており､特段の問題はない。

論点 25：公益信託の監督（要綱第 12　公益信託の監督）

行政庁による監督の内容として、報告要求及び立入り検査、勧告、命令、認可取り消し並びに行き過ぎた寄附募集の禁止について、公益法人への監督同様の考え方を示しており特段の問題は見られない。

なお、公益信託当事者間で争いがある諸問題（例えば、受託者、信託管理人の人事、信託行為の変更など）については、信託法の規定により裁判所が権限を有するものとしている。

論点 26：公益信託の変更（要綱第 15　１．公益信託の信託行為の定めの変更、２．公益信託の目的の変更、　３．公益信託の併合・分割）

（１）要綱は、先ず目的変更以外の信託行為の定めの変更については、委託者、受託者及び信託管理人の合意を原則としつつ、変更内容に応じて関係当事者の手続き要件を規定し、最終的には軽微な変更を除き行政庁の認可を要するとする。かなり複雑な場合分けとなるので、以下に図としてまとめた。

これについては「信託目的達成のために必要が明らかな場合」及び「軽微な変更」については受託者だけで変更が可能としているが、そのような場合であっても信託管理人の合意が必要とすべきとの意見、又、委託者を標準規定（デフォールト）では合意権者としていることについては、信託設定後の委託者の権限をどこまで認めるかという大きな論点として慎重に検討する必要がある。

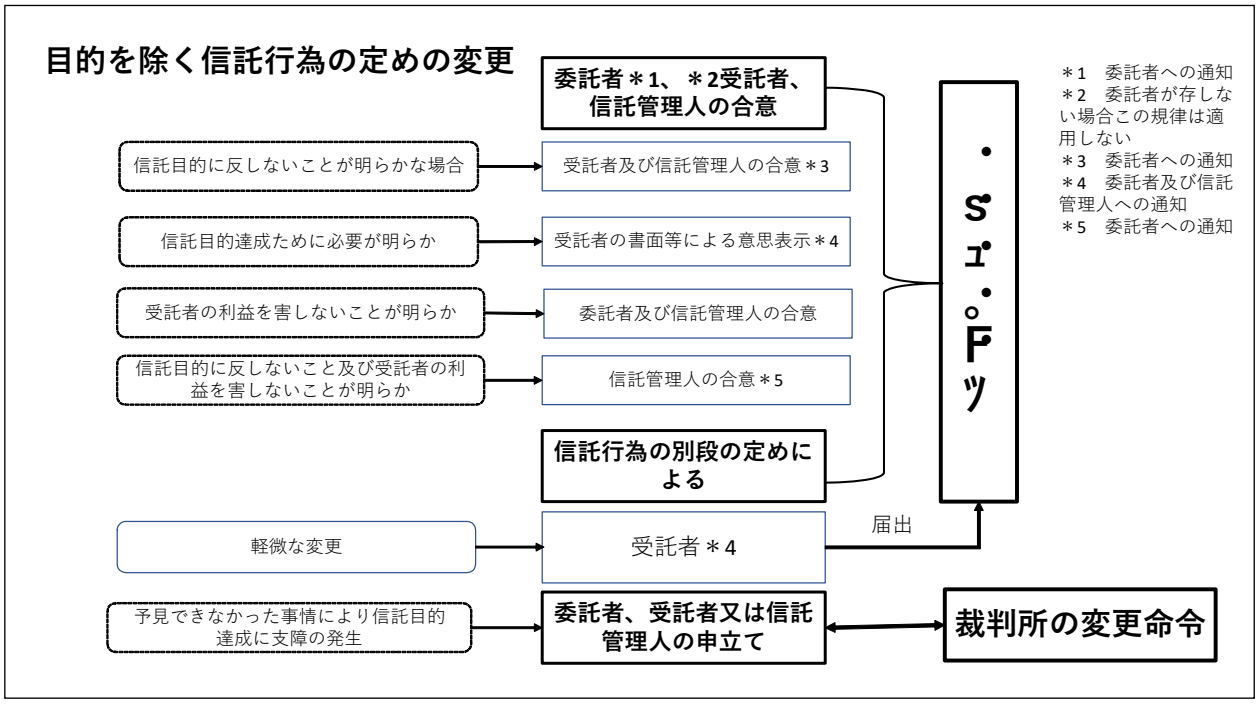

（２）次に信託目的の変更については、以下の図の通り、類似目的への変更、類似目的への継続について、関係当事者の手続き要件を規定し、最終的には行政庁の認可を要するとする。

ここでも委託者を合意権者としていることについては､信託設定後の委託者の権限をどこまで認めるかという大きな論点として慎重に検討する必要がある。

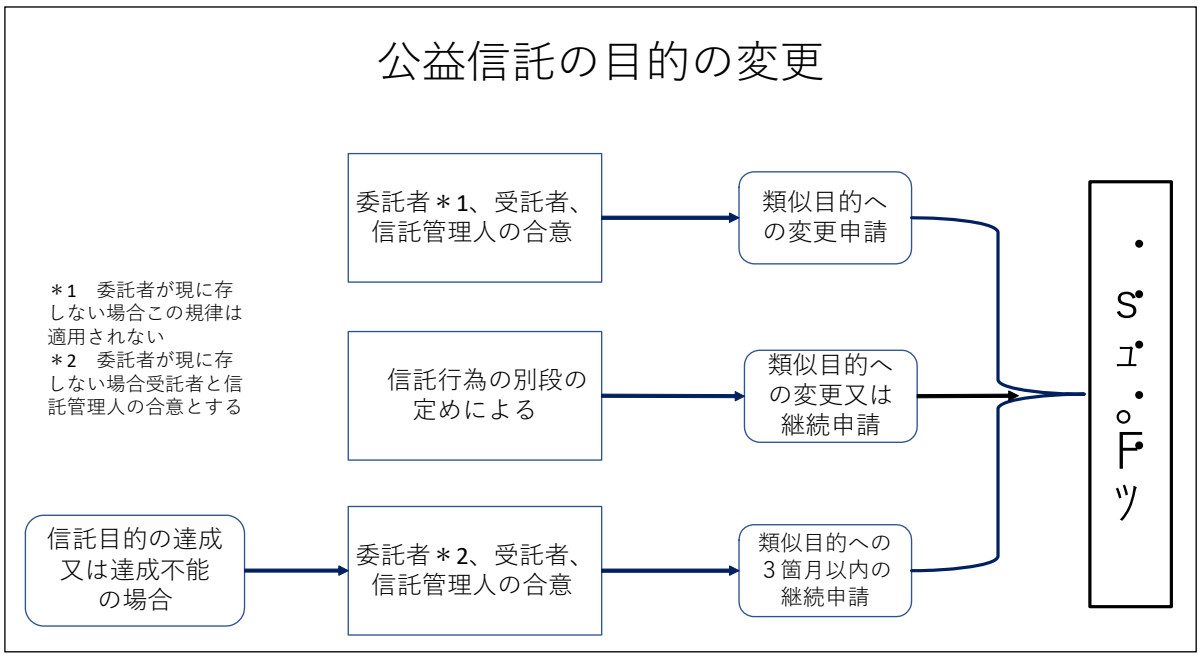

（3）併合分割についても､最終的には行政庁認可を前提とし、関係当事者の合意要件を規定する．ここでも委託者の信託設定後の権限留保全般について別途検討が必要。

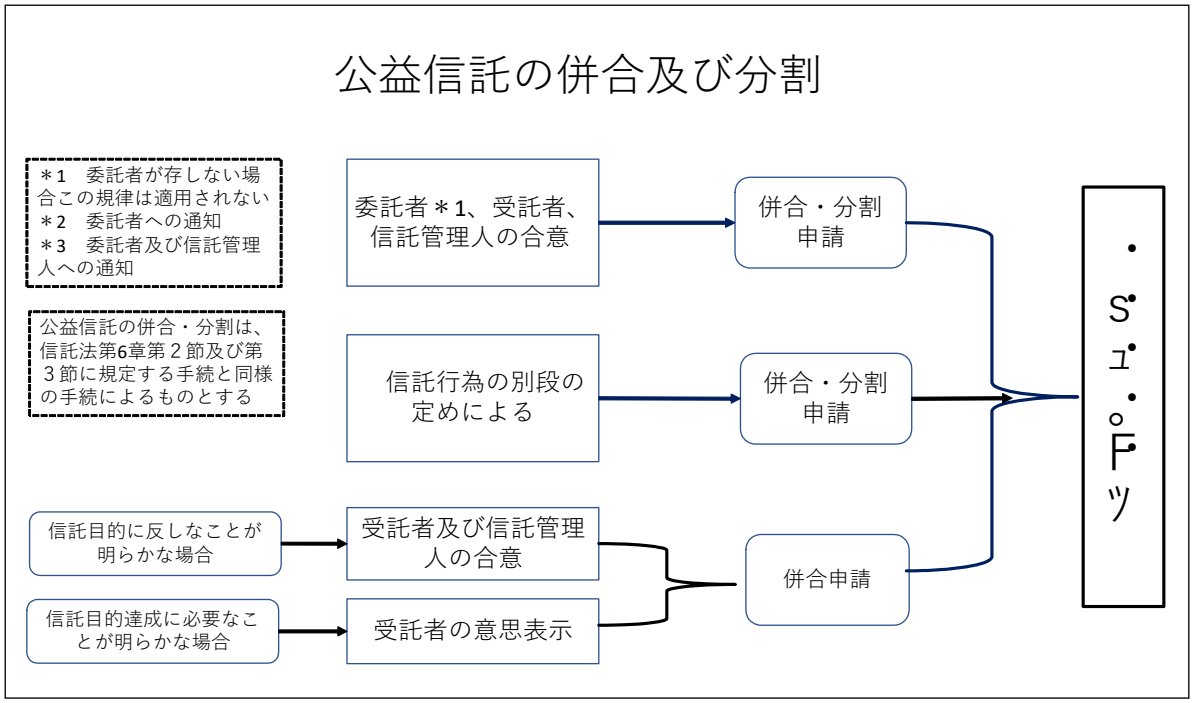

論点 27：公益信託の終了（要綱第 16　公益信託の終了）

公益信託の終了事由は、信託法 163 条に掲げる終了事由に公益信託特有の事由（信託管理人の欠缺、認可取り消し）を加え、公益信託には適用されないもの（受託者の全受益権取得）を除いたものである。別に信託行為の別段の定めによる合意終了や特別の事情による裁判における終了も認める。

問題はなんと言っても、受託者や信託管理人の欠缺が１年間継続したときとする終了事由である。公益法人に例えるならば、代表理事や信託管理人が一人もいない状態が１年まで続いても存続しうるという事態は常識的に考えられないとする意見の一方、個人が受託者や信託管理人になる場合は、その者が死亡、入院、失踪してしまい、その事実が発覚して後任が決まるまで、１年近く欠缺状態が継続することも起き得るのではないかと思われるので、法律上これを定めることについて、特に違和を感じないという意見もあった。

このあたりは認可基準で何らかの対応をするということか。

	終了事由	備考
法定事由	1．信託目的達成・不達成	誰が達成・不達成を判断するのか
	2．受託者欠缺が1年間継続	法人でいえば役員の存在しない1年間は考えられないが
	3．信託管理人の欠缺が1年間継続	
	4．受託者が信託法５２条の規定により信託を終了させたとき	（受託者の費用等償還が見込めない事態）
	5．信託が併合されたとき	
	6．信託法１６５条・１６６条の信託終了裁判があったとき	（委託者、受託者又は信託管理人申立て、委託者を信託行為で排除可能）
	7．信託財産については破産手続きの開始決定があったとき	
	8．委託者が破産手続き開始、再生手続き開始または更生手続き開始の決定を受けた場合において、それぞれの法律の規定による信託契約の解除がされたとき	（破産法５３条1項、民事再生法第４９条第1項、会社更生法第６１条1項）
	9．公益信託認可が取り消されたとき	
	１０．信託行為において定めた事由が発生したとき	
合意終了	信託行為において合意終了の定めがある場合	

論点 28：公益信託の清算（要綱第 17　公益信託の清算）

ここでは、残余財産の帰属先の対象、清算受託者の選任など公益法人とほぼ同様の規律を示しており特段の問題はない。

論点 29：公益信託と受益者の定めのある信託の相互転換（要綱第 18　公益信託と受益者の定めのある信託の相互転換）

この点に関しては、法制審議会でも米国の Charitable Remainder Trust や、Charitable Lead Trust を念頭に、色々議論のあったところであるが、私益信託⇔公益信託の転換は認めないこととなった。 米国でもこれらは IRC の５０１Ｃ （３）の対象ではなく、税制上の優遇措置として認められているものである。妥当な結論であろう。

論点 30：既存公益信託の移行措置及び罰則（要綱第 19　その他）

要綱では、既存の公益信託の移行措置及び罰則その他の所要措置の必要性だけが指摘されており、具体的な措置を指摘しているわけではない。今後立法段階で具体的に提言していくこととなろう。

公益信託法の改正―法制審議会の審議経過―

（信託法部会 31 回～55 回の議事録による）

回	日・資料	主たる議論対象
31	28/6/7 31「公益信託の見直しに関する主な検討課題の例」	***主な論点についての総括的議論*** ・信託一般法は必要限度・議事録は顕名・信託協会アンケート等への質問・事務局提出の検討課題についてフリートーキング（財団法人制度があるのでアプリオに使い勝手の良い信託の改正をする必要があるかという懐疑論、軽装備論、新井教授例の助成先受益者論）
32	28/7/5 32「公益信託法の見直しに関する論点の検討（１）」	***第１読会*** ・目的信託との関係・税制優遇の考え方・信託事務（公益直接事業、公益付随事業、収益事業）と信託財産の範囲・収益事業不可・資金運用の性格・公益信託の類型に応じて複数の規律は考えない ・受託者の範囲（５つの案、特に個人受託者について議論活発）
33	28/9/6 33「公益信託法の見直しに関する論点の検討（２）」	・公益目的事業の定義、範囲、不特定多数の意味、宗教祭祀 ・受託者の欠格事由（特に法人受託者の場合、その取締役が欠格事由に該当すれば法人として受託者欠格化の是非） ・認定基準①特別の利益供与、②社会的信用維持の観点で相応しくない事業・公法協提案の信託事務でない固有の事業まで含むべきか否か・③収支相償④公益目的事業比率
34	28/10/4 34「公益信託法の見直しに関する論点の検討（３）」	・現行信託税制説明・信託財産に関する認定基準（遂行能力、遊休財産、支配株式等）・信託報酬（不当に高額の意味、委託者が別途支払う信託報酬）・認定主体はどこか・目的信託の関係（目的信託の一種か、公益認可は目的信託前置か、・私益信託から条項変更により公益信託に変更は可か
35	28/11/1 35「公益信託法の見直しに関する論点の検討（４）」	・不可欠特定財産・目的信託との関係（再）・公益信託以外の信託から公益信託への転換・外部（行政庁・第三者委員会）と信託内部のガバナンス構造・受託者の権利義務（目的信託に係る受託者の義務をベースに構築する考え方と、新たに考える考え方、両者の主たる違いは委託者の権利と関係→平川発言）・信託管理人の資格要件（法人はなれるか、）・委託者の権限をどこまで認めるか・受給権者による監督等・運営委員会の是非（大多数は設置不要論）
36	28/12/6 36「公益信託法の見直しに関する論点の検討（５）」	・行政庁の監督権限の在り方（財産供託問題など）・裁判所の権限（現行法第８条との関係）・検査役の選任・受託者の辞任・解任，新受託者の選任（解任事由は必要か、委託者、行政庁の関与が争点）、 ・信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任
37	29/1/17 37「公益信託法の見直しに関する論点の検討（６）」	・情報公開の範囲（特に信託行為＝定款に相当、公開の是非）・公益信託の終了事由等（信託法第 163 条各号の終了事由、存続期間、認定の取消しによる終了、委託者，受託者又は信託管理人の合意等による終了の可否、信託管理人が就任しない状態の継続による終了、公益信託の終了命令）、公益信託の変更（定款は認可事項か届出事項か）、併合及び分割、公益信託と私益信託の相

		互転換、信託設定方法（自己信託は？）、
38	29/2/21 38「**公益信託**法の見直しに関する論点の補充的な検討（１）」	・名称独占（登記制度は）、・移行（併存か、移行認定必要か） ***第２読会*** ・目的規定の修文・目的信託との関係、公益目的信託事務の定義（公益認定法別表と同じ）・信託事務の範囲（収益事業との関係）・信託財産の運用（限定か規制なしか）、受託者の資格（個人を認めるか、信託業法との関係、営業目的以外の信託は業法の射程外、公益法人の受託者が収支相償性なり，反復継続性のあるような信託の引受けをされるということになると，当然のことながら信託業法の適用があり得るという認識です　金融庁幹事）、信託銀行と共同受託論 ・認定基準（目的遂行可能な財産、特別の利益供与、他の団体支配株式等、事業型に係る財務基準、収支相償、遊休財産）
39	29/3/21 39「公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討（２）」	・公益信託法制のイメージ認定基準との関係・信託報酬・認定主・体（第三者委員会、国と地方）・受託者の善管注意義務等の任意規定化利益相反取引、・信託管理人の義務（強行規定、法人、１年間の欠缺（認定取り消し事由）・委託者の権限（信託関係人が有する権限のみか、それに加えて受益者の定めのある委託者の権限まで含めるかどうか、これらはデフォールト前提）・運営委員会必置反対論多数、任意設置を可とする議論多い・行政庁の監督（公益法人とほぼ同様、裁判所専任の検査役との重複感）・受託者の辞任（信託管理人の合意、行政庁の認可、そのいずれか、辞任事由は、委託者の関与は）・解任（合意のみ、行政庁認可、両方の議論）・新受託者の選任（行政庁、裁判所）
40	29/4/11 40「公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討（３）」	・信託管理人の辞、解、選任（受託者の手続きと同じか軽めか）・情報公開（信託行為の非公開、公開論樋口正論）・信託の終了（合意解約可能か、行政庁関与は、委託者関与は）・残余財産の帰属（マイナス財産の考え方、清算受託者負担か？）・公益信託の継続（シプレイ原則適用に大方の賛成、行政庁認可の必要性、信託管理人を申立て権者に加えるか）
41	29/5/1 40「公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討（３）」	・信託の変更（合意変更の適否、申立て権者、申立先機関） ・公益先行信託・公益信託から私益信託への転換・公益残余権信託・私益信託から公益信託への転換・公益信託から目的信託への転換・目的信託から公益信託への転換
42	29/6/6 41「公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討（４）」	***【山本教授のレクチャー】***（認定・認可の法的効果＝行政行為の行為規制効と地位設定効） ・公益信託の効力発生時期（認可、認証、認定の違い） ・取消の場合の効果　いずれの場合も目的信託との関係

43	29/7/4 42「公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討（5）」	***【佐久間教授のレクチャー】***(信託管理人の外に事務処理と会計のみを監査する権利を有する者を必置とすべき、自然人受託者は消極的、公益法人が受託者となる場合、公益信託の受託は公益目的事業の変更認定必要、信託報酬も信託銀行よりは低廉、善管注意義務の軽減は図るべきでない、辞任・解認・選任行政庁関与は不可、素晴らしい論旨！ ・信託目的以外の信託行為の変更(目的の意味、行政庁・裁判所の関与、委託者の関与)・信託目的の変更 ・併合、分割
44	29/912 43「公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台（1）」	***中間試案の取りまとめに向けた審議*** ・公益信託と公益信託事務の定義(目的信託の一類型説はほぼなくなった)・効力の発生(信託行為をし、かつ行政庁の認可を受けることによって効力発生、不認可の場合の目的信託との関係) ・受託者の資格(法人、個人、個人の場合複数人を要件とする考え、定性的能力の必要性、善管注意義務を強硬法規、法人の固有事業出公序良俗に反する事業を営んでいる場合)・信託管理人の資格(法人、定性的能力要件、信託行為で制限できる権限の範囲) ・認可申請・認可基準(収益事業を認めない、金銭に限定しない、目的遂行可能な財産保有、他の団体の意思決定関与可能な財産、特別の利益供与禁止、投資運用の範囲、信託報酬、収支相償、遊休財産、公益目的事業比率)・公益法人と信託の棲み分け(それぞれの特徴)の広報の必要性・名称・情報公開
45	29/10/10 43「公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台（1）」	・公益信託の監督(行政庁、裁判所)・受託者・信託管理人の辞・解・選任(委託者の関与、行政庁、裁判所の関与) ・平川委員より「運営委員会が強行規定に反しない限り受託者・信託管理人の辞・解・選任に同意等の関与ができる旨の規定を設けることを否定するものではない理解について確認質問有、法務省事務局より肯定的説明あり。 ・信託約款の変更・併合分割(行政庁関与→公益法人の場合と落差) ・終了(期間限定型、行政庁裁判所の関与、帰属権利者私人への還流→さすがに否定論多し) ・公益先行信託、残余権信託、公益信託から私益信託への変更、私益信託から公益信託への変更(前三者は否定、後者は許容論多し) ・自己宛信託(信託宣言を用いた公益信託の設定) ・移行・罰則
46	29/11/7 44「公益信託法の見直しに関する中間試案のたたき台（2）」	・目的/定義（祭祀、宗教を入れるか）/効力発生（認可の受けられない信託を目的信託の例外規定を設けて成立させるかどうかの議論)・受託者（注１の運営委員会の役割についての議論あり)・信託管理人・公益信託事務（間接的に公益目的達成に必要な収益事業は認める整理)・受託者の辞任について已むお得ない理由と正当な理由の違い・自己信託の許容についての議論・現存公益信託の扱い（簡易な手続きとは、フリーパス論も）

47	29/12/12 45「公益信託法の見直しに関する中間試案（案）」	・受託者が性風俗等相応しくない事業を営んでいる場合を欠格事由に（平川） 適法に営業許可を受けている者の排除は過剰規制、法人と個人とでは異なる旨の論旨で反対（多数学者、法務省） ・公益信託事務の変更と信託目的の変更の区分境目 ・不認可による目的信託としての効力、目的信託に２種類設ける必要性論議（５千万円・20 年縛りの脱法懸念） ・運営委員会の役割、単なる処分の助言からもう少し幅広いものに（新井提起、法務省同意、ただ人事権まで含意しているかどうか？）
	３０/１/９～２/１９	***パブリックコメント募集*** 「公益信託法の見直しに関する中間試案」 「公益信託法の見直しに関する中間試案の補足説明」
48	30/3/20 「公益信託法の見直しに関する中間試案」に対して寄せられた意見の概要	・法制審議会総会への中間試案報告と質疑の模様 ・パブコメの結果報告（各項目について賛否の状況） ・個人受託者について議論・信託業法との関連（金融庁意見:営利の目的を持って反復継続して主に資本的計算方法により少なくとも収支相償うということが予定されている信託の引受であれば業法の適用がある。たとえば受託者の認定基準、認可基準等において運用面で一定の対応ができるかどうかなど、適宜整合性に留意しながら対応を図る旨）・ガイドラインは法制審の守備範囲ではない旨の議論 ・信託管理人の解任に絡んで運営委員会的なものの存在意義を論議（信託協会） ・信託の変更（軽微な変更について、明確に。公益法人制度からの反省　小幡）
49	30/5/15 46「公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（１）」	***要綱案に向けた審議*** ・不認可となった公益信託の効力（必ずしも信託法１１章を適用しない目的信託として存続することの妥当性） ・祭祀、宗教を公益目的に例示として残すかどうか ・信託管理人の資格として「適正な処理の監督をなしうる能力」を要求するか（慎重論－能見） ・支配株式保有制限・財務３基準と助成型公益信託 ・名称の必要性
50	30/6/19 47「公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（２）」	・受託者の辞任の事由（やむをえない or 正当な、特段の定め）・法定解任事由を特段の定めで軽減・加重できるか（強行規定か、任意規定か）・運営委員（会）の関与権（別段の定めとして）、事務当局認める・受託者辞解任の場合行政庁への届出人は誰か ・委託者の関与権 ・信託管理人の選任権者（受託者は不適切という理解でよいか） ・行政の関与（明渡関係官正論を吐く）

		・信託の変更（原則自治、認可の範囲を限定的に→公益法人と同じ） ・合意ある場合の目的変更（他の公益目的 or 類似の目的か） ・併合（異種目的の公益信託の併合） ・私益信託から公益信託への変更（肯定論と否定論） ・自己信託を認めるかどうか・税の優遇措置がある公益信託と優遇措置のない公益信託があってもやむを得ない（深山弁護士）
51	30/7/17 48「公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（3）」	・委託者、受託者信託管理人の合意だけで終了できるか（できる、できないの議論、神田委員意見、明渡委員流石）・信託管理人・受託者１年間不在要件長すぎる（能見、樋口、短くすることに反対/信託協会）・信託法６３、６４条は公益信託に適用されるか・認可取消しにより終了した場合の目的信託として存続することの適否・残余財産の帰属先・取り消し事由（強制、任意的取り消し事由） ・公益信託設定に拠出した財産の私的帰属を認めるか（神作正論） ・個人受託者を認めるかどうか（信託銀行との共同受託者が良い、神田）・連座制は必要ないか（沖野） ・信託管理人の資格 ・委託者の権限・相続を認めるか・委託者の地位の譲渡（法１４６条）を認めるか
52	30/9/18 49「公益信託法の見直しに関する要綱案のたたき台（1）」	・終了した場合の残余財産帰属先の定め ・取り消しによる終了又は合意終了の場合１か月以内の公益贈与 （取消の場合と合意終了を同一視するのはどうか、） ・みなし贈与の１カ月という期間（短いのでは）・評価額と実際売却価額との差額（受託者負担はおかしい） *この辺りの議論、公益認定法３０条の場合と異なる点が誰も理解していないのではないか* ・自己信託を認めないことにした理由・祭祀宗教を定義に入れたことの議論・不認可の場合目的信託としての効力を妨げないのは信託行為に別段の定めがある場合に限りのではないか、その断り書きがない（平川→重要な指摘、現行附則３項改正せず） ・受託者の資格/権限/義務責任（情報公開に関して平川発言） ・信託管理人の資格/権限/義務/責任 ・委託者権限、地位の移転（平川→権限移転は慎重に、樋口→代理でもよいのでは）、相続 ・財務原則（適用除外対象：利子運用益は収入に入る理解→事務局、この見解にはほぼ全員反対） ・名称・情報公開・行政庁の監督（強制取り消し事由、任意的取り消し事由） ・受託者の辞・解・選任 ・信託管理人の辞・解・選任

		（受託者を申立て権者とすることについて）（平川→裁判所への申立てのできる関係者として運営委員会も何らかの方法で可能なようにしてほしい、）
53	30/10/16 49「公益信託法の見直しに関する要綱案のたたき台（１）」 49の２	・信託行為の変更（別段の定めができるケース、できないケース、注である程度書かれているが、実際に直面するとどこまで解釈できるか疑問、別段の定めが供されるケースを具体的明瞭にする工夫を望む→深山、条文化に当たっては適切な表現にする→事務局信託、管理人の合意を要しない信託行為の変更についての議論） ・信託の終了（目的達成と３箇月のタイムラグ期間中の受託者の地位→堂垣内、別段の定めの事後的設置又は変更は可能か→神田） ・公益信託と受益者の定めのある信託相互間の変更（いずれも不可） ・認可取消しの場合の信託関係人または行政庁の申立てによる新受託者の裁判所による選任
54	30/11/20 50「公益信託法の見直しに関する要綱案のたたき台（２）」	・受託者の資格（ついに個人を含む表現となる。能力に関し当該公益目的に関しから当該を削除した理由、当該であることには間違いない→事務局） ・委託者の地位の相続否定と契約当事者としての承継を分けて考えるべき（能見） ・財務３基準を適用しない公益信託/預貯金利子以外の収入のない公益信託（投資信託や国債はの議論） ・強制的取り消し事由と任意的取り消し事由（欠格事由街頭と信託行為又は事業が法令に違反した場合は、強制ではなく任意に） ・裁判所が判断した受託者・信託管理人の選・解任を行政庁がさらに承認するのは法体系になじまない（変更理由/事務局） ・信託管理人選/解任裁判における受託者の即時抗告権を認めるか否か（松下，穂刈/大野事務局の整理 P. 19） ・受託者の解任から専任までの期間の運営管理をどう考えるか、信託財産管理人の出番か ・帰属権利者と帰属する者
55	30/12/18 51-1「公益信託法の見直しに関する要要綱（案） 51-2「部会資料５０からの変更点等の説明」	たたき台２の変更箇所 ・受託者又は信託管理人の欠格事由と認可取消し（強制と任意の区分明確、欠格事由該当による新受託者選任までの旧受託者の職務継続義務の範囲→財産保全だけか、事業執行まで含むか、能見前者だけ） ・財務３基準が適用されない公益信託（預貯金利息に加えて主務省令に定めるものを追加） ・信託管理人の選・解任裁判と受託者の即時抗告権（ないことを明示） ・法務省が音頭をとり「公益信託協会」のような団体を（小野、川島） 「公益信託法の見直しに関する要要綱案」決定
	31/2/14	法制審議会「公益信託法の見直しに関する要要綱案」原案通り採択 法務大臣に答申

公益信託法の見直しに関する要綱案

目　次

第１　新公益信託法の目的 …… 1
第２　公益信託等の定義 …… 1
　１　公益信託の定義 …… 1
　２　公益信託事務の定義 …… 1
第３　公益信託の要件 …… 2
　１　公益信託の効力の発生 …… 2
　２　公益信託の信託の方法 …… 2
第４　公益信託の受託者 …… 3
　１　公益信託の受託者の資格 …… 3
　２　公益信託の受託者の権限，義務及び責任 …… 4
　３　公益信託の受託者の任務終了事由 …… 4
第５　公益信託の信託管理人 …… 5
　１　公益信託における信託管理人の必置 …… 5
　２　公益信託の信託管理人の資格 …… 5
　３　公益信託の信託管理人の権限，義務及び責任 …… 6
　４　公益信託の信託管理人の任務終了事由 …… 6
第６　公益信託の委託者 …… 6
　１　公益信託の委託者の権限 …… 6
　２　公益信託の委託者の地位の移転 …… 6
　３　公益信託の委託者の地位の相続 …… 7
第７　行政庁 …… 7
　１　公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁 …… 7
　２　行政庁の区分 …… 7
第８　公益信託認可の申請 …… 7
　１　公益信託認可の申請主体 …… 7
　２　公益信託認可の申請手続 …… 7
第９　公益信託認可の基準 …… 8
　１　公益信託の目的に関する基準 …… 8
　２　公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準 …… 8
　３　公益信託の信託財産に関する基準 …… 8

４　公益信託の信託行為の定めに関する基準 9
第１０　公益信託の名称 10
第１１　公益信託の情報公開 10
１　公益信託の情報公開の対象及び方法 10
２　公益信託の公示 10
第１２　公益信託の監督 11
１　報告及び検査 11
２　勧告，命令等 11
３　寄附の募集に関する禁止行為 12
４　公益信託認可の取消し 12
５　裁判所の権限 13
第１３　公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任 14
１　公益信託の受託者の辞任 14
２　公益信託の受託者の解任 14
３　公益信託の新受託者の選任 14
第１４　公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任 15
１　公益信託の信託管理人の辞任 15
２　公益信託の信託管理人の解任 16
３　公益信託の新信託管理人の選任 16
第１５　公益信託の変更，併合及び分割 17
１　公益信託の信託行為の定めの変更 17
２　公益信託の目的の変更 19
３　公益信託の併合・分割 19
第１６　公益信託の終了 20
１　公益信託の終了事由 20
２　公益信託の存続期間 21
３　合意による終了 21
４　特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判 21
５　公益信託の終了の届出 21
第１７　公益信託の清算 22
１　残余財産の帰属 22
２　公益信託の清算等の届出 22
３　公益信託の清算のための新受託者の選任 22
第１８　公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更 23
１　公益信託から受益者の定めのある信託への変更 23
２　受益者の定めのある信託から公益信託への変更 23

第１９　その他 23
１　新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い..... 23
２　罰則 23
３　その他 23

第１　新公益信託法の目的

新公益信託法は，公益信託をすることについての認可（以下「公益信託認可」という。）を行う制度を設けるとともに，受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより，民間による公益活動の健全な発展を促進し，もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とするものとする。

第２　公益信託等の定義

１　公益信託の定義

公益信託は，学術，技芸，慈善，祭祀，宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって，公益信託認可を受けたものをいうものとする。

２　公益信託事務の定義

公益信託事務は，学術，技芸，慈善，祭祀，宗教その他の公益に関する別表各号（注）に掲げる種類の信託事務であって，不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいうものとする。

（注）別表各号に掲げる種類の信託事務とは，公益法人認定法の別表と同様に，次に掲げるものをいうものとする。

１　学術及び科学技術の振興を目的とする信託事務

２　文化及び芸術の振興を目的とする信託事務

３　障害者若しくは生活困窮者又は事故，災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする信託事務

４　高齢者の福祉の増進を目的とする信託事務

５　勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする信託事務

６　公衆衛生の向上を目的とする信託事務

７　児童又は青少年の健全な育成を目的とする信託事務

８　勤労者の福祉の向上を目的とする信託事務

９　教育，スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し，又は豊かな人間性を涵養することを目的とする信託事務

１０　犯罪の防止又は治安の維持を目的とする信託事務

１１　事故又は災害の防止を目的とする信託事務

１２　人種，性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする信託事務

１３　思想及び良心の自由，信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする信託事務

１４　男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする信託事務

１５　国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする信託事務

１６　地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする信託事務

１７　国土の利用，整備又は保全を目的とする信託事務

１８　国政の健全な運営の確保に資することを目的とする信託事務

１９　地域社会の健全な発展を目的とする信託事務

２０　公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする信託事務

２１　国民生活に不可欠な物資，エネルギー等の安定供給の確保を目的とする信託事務

２２　一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする信託事務

２３　前各号に掲げるもののほか，公益に関する信託事務として政令で定めるもの

第３　公益信託の要件

１　公益信託の効力の発生

公益信託は，公益信託認可を受けなければ公益信託としての効力を生じないものとする（注）。ただし，信託法第２５８条第１項に規定する受益者の定めのない信託としての効力を妨げないものとする。

（注）公益信託認可は，民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて，特定の行政庁が行うことを前提としている（本部会資料第７の１）。行政庁は，公益信託認可をしようとするときは，他の行政機関の長の意見を聴くものとするなど，公益法人認定法第８条と同様の規律を設けるものとする。

２　公益信託の信託の方法

公益信託は，信託法第３条第１号又は第２号に掲げる方法によってすることができるものとする。

第４　公益信託の受託者

１　公益信託の受託者の資格

⑴　公益信託の受託者は，公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものでなければならないものとする。

⑵　公益信託の受託者の欠格事由

公益信託の受託者になろうとする者が次のいずれかに該当する場合には，公益信託認可を受けることができないものとする。

ア　受託者になろうとする者が自然人である場合

(ｱ)　信託法第７条に掲げる者

(ｲ)　禁錮以上の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

(ｳ)　信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

(ｴ)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この(ｴ)において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(ｵ)　公益信託認可を取り消された場合において，その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から５年を経過しないもの

(ｶ)　公益信託認可を取り消された場合において，その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員，理事，取締役，執行役又はこれらに準ずる者であった者で，その取消しの日から５年を経過しないもの

イ　受託者になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，上記ア(ｲ)から(ｶ)までのいずれかに該当する者があること。

ウ　その信託事務を処理するに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの

エ　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しないもの

２　公益信託の受託者の権限，義務及び責任

⑴　公益信託においては，信託法第２９条第２項ただし書の規定にかかわらず，信託行為の定めにより同項本文の義務を軽減することはできないものとする。

⑵　公益信託においては，信託法第３５条第４項の規律は適用しないものとする。

⑶　公益信託の必要書類の備置き及び閲覧等については，公益法人と同等の仕組みとするものとする。

３　公益信託の受託者の任務終了事由

公益信託の受託者の任務は，信託の清算が結了した場合のほか，次に掲げる事由によって終了する。ただし，下記⑶に掲げる事由による場合にあっては，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

⑴　受託者である個人の死亡

⑵　受託者である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

⑶　受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。

⑷　受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。

⑸　第１３の１の規律による受託者の辞任

⑹　第１３の２の規律による受託者の解任

⑺　公益信託の受託者の欠格事由（第４の１⑵（ア(ｱ)を除く。））に該当するに至ったとき。

⑻　信託行為において定めた事由

（注）公益信託の受託者の任務終了事由には，信託法第５６条第２項から第７項までと同様の規律を及ぼすものとする。

第５　公益信託の信託管理人

１　公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には，信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

２　公益信託の信託管理人の資格

⑴　公益信託の信託管理人は，公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するものでなければならないものとする。

⑵　公益信託の信託管理人の欠格事由

公益信託の信託管理人になろうとする者が，次のいずれかに該当する場合には，公益信託認可を受けることができないものとする。

ア　当該公益信託の受託者

イ　受託者の親族，使用人その他受託者と特別の関係を有する者

ウ　当該公益信託の委託者

エ　委託者の親族，使用人その他委託者と特別の関係を有する者

オ　信託管理人になろうとする者が自然人である場合

(ｱ)　信託法第１２４条第１号に掲げる者

(ｲ)　禁錮以上の刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

(ｳ)　信託法その他の法律の一定の規定に違反したことにより，罰金の刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

(ｴ)　暴力団員等

(ｵ)　公益信託認可を取り消された場合において，その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から５年を経過しないもの

(ｶ)　公益信託認可を取り消された場合において，その当時その取消しについて原因がある公益信託の受託者又は信託管理人の業務を執行する社員，理事，取締役，執行役又はこれらに準ずる者であった者で，その取消しの日から５年を経過しないもの

カ　信託管理人になろうとする者が法人である場合

業務を執行する社員，理事若しくは取締役，執行役，会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに，上記オ(ｲ)から(ｶ)までのいずれかに該当する者があること。

３　公益信託の信託管理人の権限，義務及び責任

⑴　公益信託の信託管理人の権限，義務及び責任は，受益者の定めのある信託の信託管理人の権限，義務及び責任と同様であるものとする。

⑵　信託管理人の権限，義務及び責任は，信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

４　公益信託の信託管理人の任務終了事由

公益信託の信託管理人の任務は，信託の清算が結了した場合のほか，次に掲げる事由によって終了する。ただし，下記⑶に掲げる事由による場合にあっては，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

⑴　信託管理人である個人の死亡

⑵　信託管理人である個人が後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと。

⑶　信託管理人（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。

⑷　信託管理人である法人が合併以外の理由により解散したこと。

⑸　第１４の１の規律による信託管理人の辞任

⑹　第１４の２の規律による信託管理人の解任

⑺　公益信託の信託管理人の欠格事由（第５の２⑵（ア及びオ(ｱ)を除く。））に該当するに至ったとき。

⑻　信託行為において定めた事由

（注）公益信託の信託管理人の任務終了事由には，信託法第１２８条第１項において準用する第５６条第２項から第７項までと同様の規律を及ぼすものとする。

第６　公益信託の委託者

１　公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の権限は，受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で，信託行為により制限できるものとする。

２　公益信託の委託者の地位の移転

⑴　公益信託の委託者の地位は，受託者及び信託管理人の同意を得て，又は信託行為において定めた方法に従い，第三者に移転することができるものとする。

⑵　委託者が２人以上ある信託における上記⑴の規律の適用については，上記⑴中「受託者及び信託管理人」とあるのは，「他の委託者，受託者

及び信託管理人」とするものとする。

3　公益信託の委託者の地位の相続

公益信託の委託者の相続人は，委託者の地位を相続により承継しないものとする。

第７　行政庁

1　公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁

公益信託認可及び公益信託の監督は，民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて，特定の行政庁が行うものとする。

2　行政庁の区分

公益信託認可及び公益信託の監督を行う行政庁は，次に掲げる公益信託の区分に応じ，国の行政庁又は都道府県知事とする。

⑴ 次に掲げる公益信託　国の行政庁

ア　公益信託事務を２以上の都道府県の区域内において処理する旨を信託行為で定めるもの

イ　国の事務又は事業と密接な関連を有する公益信託事務であって政令で定めるものを処理するもの

⑵　上記⑴以外の公益信託　当該公益信託事務が処理される都道府県の知事

第８　公益信託認可の申請

1　公益信託認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は，当該信託について行政庁による公益信託認可の申請をすることができるものとする。

2　公益信託認可の申請手続

公益信託認可の申請は，必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出してしなければならないものとする。

第９　公益信託認可の基準

（前注）本項１から４までの公益信託認可基準の他に，次に掲げるものを認可基準とするものとする。

・公益信託の受託者の資格（前記第４の１）

・公益信託の信託管理人の資格（前記第５の２）

・公益信託終了時の残余財産の帰属すべき者を信託行為で定めていること（後記第１７の１⑴・⑵）

行政庁は，公益信託認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは，当該信託について公益信託認可をするものとする。

１　公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を処理することのみを目的とするものであること。

２　公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準

⑴　公益信託の受託者が処理する信託事務が当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること。

なお，当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。

⑵　暴力団員等がその信託事務を支配しないものであること。

３　公益信託の信託財産に関する基準

⑴　公益信託の信託財産は，金銭に限定しないものとする。

⑵　公益信託認可の申請をした時の信託財産に加え，その後の信託財産の運用や，委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし，当該公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が遂行される見込みがあること。

⑶　信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれないものであること。ただし，当該財産が信託財産に含まれることによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容するものとする。

4　公益信託の信託行為の定めに関する基準

⑴　信託行為の定めの内容が次に掲げる事項に適合するものであることとする。

ア　その公益信託事務を処理するに当たり，委託者，受託者若しくは信託管理人又はこれらの者の関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと。

イ　その公益信託事務を処理するに当たり，株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと。

ただし，公益信託の受託者に対し，当該公益信託の受託者が処理する公益信託事務のために又は公益法人に対し，当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は，許容するものとする。

ウ　受託者の信託報酬及び信託管理人の報酬（以下「報酬」という。）（注）について，主務省令で定めるところにより，当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して，不当に高額なものとならないような支払基準（額又は算定方法）が定められていること。

（注）１　公益信託においては，上記ウの報酬の支払基準に従って，その受託者及び信託管理人に対する報酬が支給されなければならないものとする。

２　公益信託の受託者は，上記ウの報酬の支払基準を公表しなければならないものとする。これを変更したときも，同様とするものとする。

エ　公益信託の会計について

(ｱ)　その処理する公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること（注）。

（注）公益信託の受託者は，その公益信託事務を処理するに当たり，当該公益信託事務の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないものとする。

(ｲ)　公益信託の毎信託事務年度の末日における遊休財産額（注）が，当該信託事務年度に処理された公益信託事務と同一の内容及び規模の公益信託事務が翌信託事務年度においても引き続き処理されるために必要な額として，当該信託事務年度における公益信託事務の遂行に要した費用の額を基礎として主務省令で定めるところにより算定した額を超えないものであること。

（注）遊休財産額とは，公益信託における財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質に鑑み，公益信託事務のために現に使用されておらず，かつ，引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産の価額の合計額

をいうものとする。

(ｳ)　その公益信託事務を処理するに当たり，公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれるものであること。

オ　信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反していないものであること。

⑵　公益信託事務に係る収入（寄附金及び預貯金の利子その他の主務省令で定めるものを除く。）があることが予定されていない公益信託について，上記⑴エの基準は適用しないものとする。

第１０　公益信託の名称

公益信託の名称に関して，以下のような規律を設けるものとする。

１　公益信託には，名称を付さなければならない。

２　公益信託には，その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。

３　何人も，公益信託でないものについて，その名称又は商号中に，公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

４　何人も，不正の目的をもって，他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

５　４に違反する名称又は商号の使用によって公益信託事務に係る利益を侵害され，又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は，その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し，その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第１１　公益信託の情報公開

１　公益信託の情報公開の対象及び方法

新たな公益信託の情報公開の対象，方法については，公益法人と同等の仕組みとするものとする。

２　公益信託の公示

行政庁は，次に掲げる場合には，その旨を公示しなければならないものとする。

⑴　公益信託認可をしたとき。

⑵　公益信託認可を取り消したとき。

⑶　公益信託の受託者に対して勧告及び命令をしたとき。
⑷　公益信託の新たな受託者（以下「新受託者」という。）又は新たな信託管理人（以下「新信託管理人」という。）の選任の認可をしたとき。
⑸　公益信託の変更及び併合・分割の認可をしたとき。
⑹　受託者の辞任及び解任の届出があったとき。
⑺　裁判所が新受託者を選任した旨の届出があったとき。
⑻　信託管理人の辞任及び解任の届出があったとき。
⑼　裁判所が新信託管理人を選任した旨の届出があったとき。
⑽　裁判所が公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命じた旨の届出があったとき。
⑾　公益信託の信託行為の定めの軽微な変更の届出があったとき。
⑿　信託の終了の届出があったとき。
⒀　清算の結了の届出があったとき。

第１２　公益信託の監督

１　報告及び検査

⑴　行政庁は，公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において，受託者に対し，その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め，又はその職員に，当該受託者の事務所に立ち入り，その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿，書類その他の物件を検査させ，若しくは関係者に質問させることができるものとする。
⑵　上記⑴の立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならないものとする。
⑶　上記⑴の立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

２　勧告，命令等

⑴　行政庁は，公益信託認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には，受託者に対し，期限を定めて，必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。
⑵　行政庁は，上記⑴の勧告をしたときは，主務省令で定めるところにより，その勧告の内容を公表しなければならないものとする。

⑶　行政庁は，上記⑴の勧告を受けた受託者が，正当な理由がなく，その勧告に係る措置をとらなかったときは，当該受託者に対し，その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

（注）行政庁は，上記⑴の勧告及び⑶の規律による命令をしようとするときは，他の行政機関の長の意見を聴くことができるものとするなど，公益法人認定法第２８条第５項と同様の規律を設けるものとする。

３　寄附の募集に関する禁止行為

公益信託の受託者及び信託管理人は，寄附の募集に関して，次に掲げる行為をしてはならないものとする。

⑴　寄附の勧誘又は要求を受け，寄附をしない旨の意思を表示した者に対し，寄附の勧誘又は要求を継続すること。

⑵　粗野若しくは乱暴な言動を交えて，又は迷惑を覚えさせるような方法で，寄附の勧誘又は要求をすること。

⑶　寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすること。

⑷　上記⑴から⑶までに掲げるもののほか，寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること。

４　公益信託認可の取消し

⑴　行政庁は，公益信託が次のいずれかに該当するときは，その公益信託認可を取り消さなければならないものとする。

ア　公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準（注１）に適合しない状態に該当するに至ったとき。

イ　受託者が，偽りその他不正の手段により公益信託認可，新受託者又は新信託管理人の選任の認可，公益信託の変更及び併合・分割の認可を受けたとき。

ウ　受託者が，正当な理由がなく，上記２⑶の命令に従わないとき。

（注１）・公益信託の受託者の処理する信託事務に関する基準
第９の２⑵

⑵　行政庁は，公益信託が次のいずれかに該当するときは，その公益信託認可を取り消すことができるものとする。

ア　公益信託の受託者及び信託管理人に関する欠格事由に該当するに至ったとき。

イ　公益信託の目的に関する基準，公益信託の信託財産に関する基準，公益信託の信託行為の定めに関する基準のいずれか（注２）に適合し

なくなったとき。

ウ　受託者が，公益信託の報酬・会計に関する基準（第９の４⑴ウ及びエ），寄附の募集に関する禁止行為（第１２の３），公益信託の情報公開（第１１の１）の規律を遵守していないとき。

エ　受託者が，上記アからウまでのほか，法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

（注２）・公益信託の目的に関する基準

第９の１

・公益信託の受託者及び信託管理人の資格に関する基準

第４の１⑴，第５の２⑴

・公益信託の信託財産に関する基準

第９の３

・公益信託の信託行為の定めに関する基準

第９の４⑴アからオまで

（注３）行政庁は，上記⑴及び⑵の公益信託認可の取消しをしようとするときは，他の行政機関の長の意見を聴くことができるものとするなど，公益法人認定法第２８条第５項と同様の規律を設けるものとする。

（注４）他の行政機関の長は，公益信託について上記の各事由があると疑うに足りる相当な理由があるため，行政庁が公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には，行政庁に対し，その旨の意見を述べることができるものとするなど，公益法人認定法第３１条と同様の規律を設けるものとする。

５　裁判所の権限

裁判所は，信託法が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

⑵　第４の３に掲げる事由により公益信託の受託者の任務が終了した場合において，信託行為に新受託者となるべき者に関する定めがないとき，又は信託行為の定めにより新受託者となるべき者として指定された者が信託の引受けをせず，若しくはこれをすることができないときは，委託者及び信託管理人は，その合意により，新受託者となるべき者を選任することができるものとする。

⑶　上記⑴及び⑵の場合における新受託者の選任は，行政庁による選任の認可を受けなければ，その効力を生じないものとする。

⑷　上記⑵の場合において，委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは，裁判所は，利害関係人の申立てにより，新受託者を選任することができるものとする。

⑸　上記⑷の場合において，新受託者は，遅滞なく，行政庁に選任された旨を届け出なければならないものとする。（注２）

（注２）受託者は，行政庁に上記⑶の選任の認可と同様の書類を提出するものとする。

⑹　委託者が現に存しない場合には，上記⑵の規律のうち「委託者及び信託管理人は，その合意により」とあるのは「信託管理人は」と，上記⑷の規律のうち「委託者及び信託管理人の合意に係る協議の状況」とあるのは「信託管理人の状況」とするものとする。（注３）

（注３）公益信託の新受託者の選任には，信託法第６２条第２項及び第３項，同条第５項から第７項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

第１４　公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

１　公益信託の信託管理人の辞任

⑴　信託管理人は，委託者（他の信託管理人が現に存する場合にあっては，委託者及び当該他の信託管理人）の同意を得て，辞任することができるものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

⑵　信託管理人は，やむを得ない事由があるときは，裁判所の許可を得て，辞任することができるものとする。

⑶　受託者は，遅滞なく，行政庁に信託管理人が辞任した旨を届け出なければならないものとする。

⑷　委託者が現に存しない場合には，上記⑴本文の規律は適用しないものとする（注）。

（注）公益信託の信託管理人の辞任には，信託法第１２８条第２項において準用する同法第５７条第３項から第５項までの規律と同様の規律を及ぼすものとする。

２　公益信託の信託管理人の解任

⑴　委託者は，正当な理由があるときは，（他の信託管理人が現に存する場合にあっては，委託者及び当該他の信託管理人は，正当な理由があるときは，その合意により），信託管理人を解任することができるものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

⑵　信託管理人がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは，裁判所は，委託者，受託者又は他の信託管理人の申立てにより，信託管理人を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において信託管理人の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

⑶　受託者は，遅滞なく，行政庁に信託管理人が解任された旨を届け出なければならないものとする。

⑷　委託者が現に存しない場合には，上記⑴本文の規律は適用しないものとする（注１）。

（注１）公益信託の信託管理人の解任には，信託法第１２８条第２項において準用する同法第５８条第５項及び第６項の規律と同様の規律を及ぼすものとする。

（注２）上記⑵の信託管理人の解任の裁判に対しては，委託者，信託管理人又は他の信託管理人に限り，即時抗告をすることができるものとする。

３　公益信託の新信託管理人の選任

⑴　信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定め（注１）がある場合は，当該定めに従い，新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

（注１）新信託管理人となるべき者の指定の仕方の定めを置くことも可能であるものとする。

⑵　第５の４に掲げる事由により信託管理人の任務が終了した場合において，信託行為に新信託管理人となるべき者に関する定めがないとき，又は信託行為の定めにより新信託管理人となるべき者として指定された者が就任を承諾せず，若しくはこれをすることができないときは，委託者は（他の信託管理人が現に存する場合にあっては，委託者及び当該他の信託管理人は，その合意により），新信託管理人となるべき者を選任することができるものとする。

⑶　上記⑴及び⑵の場合における新信託管理人の選任は，行政庁による選任の認可を受けなければ，その効力を生じないものとする。

⑷　上記⑵の場合において，委託者の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは，裁判所は，利害関係人の申立てにより，新信託管理人を選任することができるものとする。

⑸　上記⑷の場合において，受託者は，遅滞なく，行政庁に新信託管理人が選任された旨を届け出なければならないものとする。（注２）

（注２）受託者は，行政庁に上記⑶の選任の認可と同様の書類を提出するものとする。

⑹　委託者が現に存しない場合には，上記⑵の規律は適用しないものとする（注３）。

（注３）公益信託の新信託管理人の選任には，信託法第１２９条第１項において準用する同法第６２条第２項，第３項，第５項及び第７項の規律と同様の規律を及ぼすものとする。

（注４）上記⑷の新信託管理人の選任の裁判に対しては，委託者又は他の信託管理人に限り，即時抗告をすることができるものとする。

第１５　公益信託の変更，併合及び分割

（前注）行政庁に対する変更，併合及び分割の認可の申請は，いずれも受託者が行うことを前提としている。

１　公益信託の信託行為の定めの変更

⑴ア　公益信託の信託行為の定めの変更（第１５の２の場合を除く。）は，委託者，受託者及び信託管理人の合意（注１）がある場合には，行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

（注１）１　上記アにかかわらず，公益信託の信託行為の定めの変更は，次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において，受託者は，次の(ｱ)に掲げるときは委託者に対し，次の(ｲ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し，遅滞なく，変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ｱ)　信託の目的に反しないことが明らかであるとき

受託者及び信託管理人の合意

(ｲ)　信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき

受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

２　上記ア及び（注１）１にかかわらず，公益信託の信託行為の定めの変

更は，次に掲げる者による受託者に対する意思表示によってすることができるものとする。この場合において，次の(イ)に掲げるときは，受託者は委託者に対し，遅滞なく，変更後の信託行為の内容を通知しなければならないものとする。

(ア)　受託者の利益を害しないことが明らかであるとき

委託者及び信託管理人

(イ)　信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき

信託管理人

3　委託者が現に存しない場合においては，上記（注１）２(ア)の規律は適用しないものとする。上記（注１）１のうち「次の(ア)に掲げるときは委託者に対し，次の(イ)に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは，「次の(イ)に掲げるときは，信託管理人に対し」とするものとする。

イ　上記アにかかわらず，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

⑵ア　信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により，公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが公益信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは，裁判所は，委託者，受託者又は信託管理人の申立てにより，公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更を命ずることができるものとする。（注２）

イ　委託者については信託行為において公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ　上記⑵アの場合において，受託者は，遅滞なく，行政庁に変更後の信託行為の定めの内容を届け出なければならないものとする。（注３）

（注２）公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更には，信託法第１５０条第２項から第６項までと同様の規律を及ぼすものとする。

（注３）受託者は，行政庁に上記⑴アの変更の認可と同様の書類を提出するものとする。

⑶ア　上記⑴アの例外として，主務省令で定める公益信託の信託行為の定めの軽微な変更をするときは，受託者は，その旨を行政庁に届け出るとともに，当該変更について委託者又は信託管理人の同意を得ていない場合には，遅滞なく，委託者又は信託管理人に対し，変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

イ　上記アにかかわらず，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

⑷　委託者が現に存しない場合においては，上記⑴アの規律は適用しないものとする。

２　公益信託の目的の変更

⑴　公益信託の目的は，委託者，受託者及び信託管理人の合意がある場合には，行政庁による変更の認可を受けることによって，類似の公益目的に変更することができるものとする。

⑵　信託の目的を達成したとき又は信託の目的を達成することができなくなったときであっても，委託者，受託者及び信託管理人は，その合意により，公益信託の目的を類似の公益目的に変更して，公益信託を継続することができるものとする。

ただし，当該公益信託の受託者が，当該信託の目的を達成した日又は当該信託の目的を達成することができなくなった日から３箇月以内に，行政庁による変更の認可の申請をした場合に限るものとする。

⑶　上記⑴及び⑵にかかわらず，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

⑷　委託者が現に存しない場合には，上記⑴の規律は適用しないものとする。また，上記⑵の規律のうち「委託者，受託者及び信託管理人」とあるのは，「受託者及び信託管理人」とするものとする。

３　公益信託の併合・分割

⑴　公益信託の併合・分割は，委託者，受託者及び信託管理人の合意（注１）がある場合には，行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする。この場合においては，信託法第１５１条第１項各号，第１５５条第１項各号又は第１５９条第１項各号に掲げる事項（注２）を明らかにしてしなければならないものとする。

（注１）１　上記⑴にかかわらず，公益信託の併合は，次に掲げるものによりすることができるものとする。この場合において，受託者は，次のアに掲げるときは委託者に対し，次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人に対し，遅滞なく，上記⑴に掲げる事項を通知しなければならないものとする。

ア　信託の目的に反しないことが明らかであるとき

受託者及び信託管理人の合意

イ　信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき

受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示

2　委託者が現に存しない場合においては，上記（注１）１のうち「次のアに掲げるときは委託者に対し，次のイに掲げるときは委託者及び信託管理人対し」とあるのは，「次のイに掲げるときは，信託管理人に対し」とするものとする。

（注２）　公益信託の併合後及び分割後の信託行為の内容は類似の公益目的を定めるものでなければならないものとする。

⑵　上記⑴にかかわらず，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

⑶　委託者が現に存しない場合においては，上記⑴の規律は適用しないものとする。

⑷　公益信託の併合・分割は，信託法第６章第２節及び第３節に規定する手続と同様の手続によるものとする。

第１６　公益信託の終了

１　公益信託の終了事由

公益信託は，次に掲げる場合に終了するものとする。

⑴　信託の目的を達成したとき，又は信託の目的を達成することができなくなったとき。

⑵　受託者が欠けた場合であって，新受託者が就任しない状態が１年間継続したとき。

ただし，新受託者の選任の認可の申請を行っている場合に，その申請に対する処分がされるまでの間は，この限りではないものとする。

⑶　信託管理人が欠けた場合であって，新信託管理人が就任しない状態が１年間継続したとき。

ただし，新信託管理人の選任の認可の申請を行っている場合に，その申請に対する処分がされるまでの間は，この限りではないものとする。

⑷　受託者が信託法第５２条（同法第５３条第２項及び第５４条第４項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。

⑸　信託の併合がされたとき。

⑹　信託法第１６５条又は第１６６条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。

⑺　信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。

⑻　委託者が破産手続開始の決定，再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において，破産法第５３条第１項，民事再生法第４９条第１項又は会社更生法第６１条第１項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第４１条第１項及び第２０６条第１項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。

⑼　公益信託認可が取り消されたとき。

⑽　信託行為において定めた事由が生じたとき。

２　公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については，信託法第２５９条の規律は適用しないものとする。

３　合意による終了

公益信託は，合意によって終了することはできないものとする。ただし，信託行為に別段の定めがあるときは，その定めるところによるものとする。

４　特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判

⑴　信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により，公益信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当になるに至ったことが明らかであるときは，裁判所は，委託者，受託者又は信託管理人の申立てにより，信託の終了を命ずることができるものとする（注）。

⑵　委託者については信託行為において公益信託の終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

（注）特別の事情による公益信託の終了を命ずる裁判には，信託法第１６５条第２項から第５項までと同様の規律を及ぼすものとする。

５　公益信託の終了の届出

公益信託が第１６の１⑸又は⑼以外の事由により終了した場合には，受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合あっては，破産管財人）は，遅滞なく，その旨を行政庁に届け出なければならない。

第１７　公益信託の清算

１　残余財産の帰属

⑴　公益信託の信託行為には，残余財産の帰属すべき者（注１）の指定に関する定めを置かなければならないものとする。

（注１）公益信託の残余財産の帰属すべき者については，信託法第１８３条及び第１８４条の規律のうち，同法第１８３条第６項及び第１８４条の規律は及ぼさないものとする。

⑵　上記⑴の定めの内容は，残余財産を当該公益信託と類似の公益目的を有する他の公益信託の受託者若しくは当該公益信託の公益信託事務と類似の事業を目的とする公益法人等（以下「他の公益信託の受託者等」という。）（注２）又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定めるものでなければならないものとする。

（注２）公益法人認定法第５条第１７号イからトまでに掲げる法人を含むものとする。

⑶　上記⑴の信託行為の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは，残余財産は，国庫に帰属するものとする。

２　公益信託の清算等の届出

⑴　清算受託者（信託の終了が信託財産についての破産手続開始の決定による場合にあっては，破産管財人）は，当該信託の終了の日から３箇月が経過したときは，遅滞なく，残余財産の引渡しの見込みを行政庁に届け出なければならないものとする。当該見込みに変更があったときも，同様とするものとする。

⑵　清算受託者は，清算が結了したときは，遅滞なく，その旨を行政庁に届け出なければならないものとする。

３　公益信託の清算のための新受託者の選任

裁判所は，公益信託認可の取消しにより公益信託が終了した場合には，行政庁又は委託者，信託管理人，信託債権者その他の利害関係人の申立てにより，当該公益信託の清算のために新受託者を選任しなければならないものとする。

（注）裁判所による清算のための新受託者の選任には，信託法第１７３条第２項から第６項までと同様の規律を及ぼすものとする。

第１８　公益信託と受益者の定めのある信託の相互の変更

１　公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託においては，信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとする。

２　受益者の定めのある信託から公益信託への変更

受益者の定めのある信託においては，信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

第１９　その他

１　新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

現行公益信託法に基づく公益信託が新公益信託法に基づく公益信託に移行するための所要の措置を講ずるものとする。

２　罰則

罰則について所要の措置を講ずるものとする。

３　その他

その他所要の規定を整備するものとする。

以上

3 公益信託を巡る研究・調査発表

（第８回から第 18 回まで）

我が国における遺贈など財産寄附を巡る新たな動きと問題点や英米の公益信託を巡る現状などについて、メンバー有志や外部有識者から研究成果や実践経験を報告してもらい、会員との質疑応答と意見交換を通じて、新公益信託制度の活用領域を探った。

（１）第８回勉強会（後半１時間）

講　師：小林立明氏（多摩大学社会的投資研究所　主任研究員）

テーマ：「英国・米国のフィランソロピーにおける公益信託の活用

概　要：英米における公益信託の活用状況を紹介し、新公益信託が富裕層の資産を寄附市場に向ける動機づける有効な役割を担えるかを探る。また、新公益信託の想定される活用類型として「単独トラスト型」「コミュニティ・トラスト型」「マザー・ファンド型」を提案する。

（２）第９回勉強会

講　師：新井誠氏（中央大学法学部教授、法制審議会信託法部会委員）

テーマ：「法制審議会の審議に参加して」

概　要：信託法 2006 年大改正は資産流動化など新自由主義による規制緩和の産物。公益信託改正の審議会議論の過程で私は常に反対派。目的信託、自己信託、運営委員会、委託者の信託設定後の関与権いずれも私は主流派の意見に反対してきた。法案提出は、担当参事官が代わり、暗い見通し。カタカナ法の改正という視点はあるかも。

（３）第 10 回勉強会

講　師：大西たまき氏（University of North Carolina at Greensboro 政治学部准教授）

テーマ：「米国プランドギビングの近年の傾向：コロナ危機の中での課題、戦略と可能性」

概　要：大きく分けて、前半はプランドギビングの歴史・定義、契約指定型と信託型、NPO が受益する時期での区分、財団とドナーアドバイスドファンドの相違点、寄附種類ごとのコスト比較など。後半はプランドギビングセールス戦略を様々な観点から最近の米国動向を説明された。中でもレガシイ寄附者のコミュニティ（レガシイソサイティ）の存在、情報収集プロセスと寄附決定プロセスの違い（決定要因は自分のコーズ、価値観）、72 歳以上の 81%が遺言書作成、ただし遺言書作成２回目以降の書き換え時に NPO への寄附が書き加えられるなど興味深い事実が披瀝された。

（４）第 11 回勉強会

講　師：大貫正男（日本成年後見法学会　副理事長、公益社団法人成年後見センターリーガル・

サポート　相談役）

テーマ：「福祉型信託の生成と具体化～ＳＮＴをモデルにして」

概　要：昨今いわゆる民事信託（非営業信託）が急増している。中でも、平成 16 年信託業法改正および平成 18 年信託法改正において、国会の附帯決議で登場した①高齢者や障害者の財産管理のための信託、②親亡き後の障害者などのケアを要する者の扶養のための福祉信託が注目されている。今後の発展方向として、米国で生まれシンガポールや香港で活用が見られる Special needs trust が、障害のある人やその親族等が望む自己決定による福祉的なケア（身上保護）と信託（財産管理）を融合させ、低廉かつ安全な資産の管理・運用を通して、生活の質の維持向上をはかることができる制度として日本でも参考になろう。

（５）第 12 回勉強会

講　師：津留誠（三井住友信託銀行公益信託グループ長）

テーマ：「信託商品の受託状況と公益信託の受託事例等について」

概　要：主な信託業務・併営業務の受託状況に続き、公益信託業務について詳細説明。
全信託銀行受託残高の約 60%（318 億円）を占める、年間の助成金額も 6.6 億円、給付対象奨学生 1275 名（いずれも 2020 年実績）。遺贈による新規・追加信託も増えてきている。一件あたり金額は１億円以上が多いこと、行内でも公益信託を周知するために広報活動を実施したり、財務コンサルタント研修において研修テーマとして設けるなど、他行に比べてそれなりにアクティブ。

（６）第 13 回勉強会

講　師：齋藤弘道（遺贈寄附推進機構株式会社代表取締役）

テーマ：「遺贈寄附の現状・課題等について」

概　要：遺贈寄附は徐々に高まりつつある。しかし日本財団調査によると「遺贈寄附の意思がある人（独身子供なしの人は 42.6%、夫婦２人だけは 32.4%）は結構多いが、現実に遺言書に寄附を記載する人は大幅に少なくなる（独身子供なしの人は 1.3%、夫婦２人だけは 0%）、このギャップが今後の社会的環境（制度、人の価値観などの変化）でどう変わってくるかが鍵。個人金融資産は約 2000 兆円、うち 60 歳以上の人の保有率は 2014 年で 65%。
少子、老々相続などで行き場のない財産を、意義のある承継に結びつける大きな命題。

（７）第 14 回勉強会

講　師：岡本仁宏（関西学院大学法学部教授）

テーマ：「チャリティとしてのトラストーイギリスの状況から」

概　要：英国における登録チャリティとしての公益信託について、会社型、任意団体型、公益法人型（CIO）と比較した特性、利用状況、モデル信託証書の概要。CIO が 10 年ほど前にスタートしてから、チャリティコミッションはできるだけ新規チャリティを CIO に誘導

しているようだ。信託は任意団体同様法人格がないため、受託者が無限責任を負う、不動産登記が受託者名義、他との契約締結が受託者名義等の特性は、広範囲のステークホルダーを必要とする場合には不向き、使用人を相当人数抱える事業型にも不向きなどに注意する必要がある。これらについて、3地区チャリティコミッション（イングランド及びウエールズ、スコットランド、北アイルランド）ごとの実情紹介。

（8）第15回勉強会

講　師：岸本和久（公益財団法人日本フィランソロピック財団　代表理事）

テーマ：「寄附という社会への投資の新しいお金の流れへの取り組み」

概　要：日本フィランソロピック財団（JPF）は、2020/4法人設立、早くも2021/3公益認定取得。米国のDonor Advised Fund（DAF）を富裕層資産寄附モデルとして、ビジネス的にはFidelity など大手証券会社のDNA基金をビジネスモデルとして発足した。別に新しい寄附に向かうお金の流れを追求する一般社団法人ギビングフォワードを兄弟団体として設立。現在1年間で創造される株主優待制度による物品サービスは1500億円にも上り、これを寄附市場に流れる仕組みも作った。

（9）第16回勉強会

講　師：樽本　哲　（弁護士、一般社団法人全国レガシーギフト協会　代表理事）

テーマ：「寄附の倫理を考える～遺贈寄付の倫理に関するガイドラインを題材に～」

概　要：寄附特に遺贈寄附については、世界的に倫理規範を設けている。受贈団体の倫理規範（寄附者の権利侵害、不当勧誘、説明の懈怠、仲介者への過剰報酬、異なる資金使途）、仲介者の倫理規範（利益相反、寄附者の意思非反映、寄附者権利の侵害、説明・意思確認の懈怠、過剰報酬の授受）が重要なポイント。日本では21年9月全国レガシーギフト協会が「遺贈寄付の倫理に関するガイドライン」制定。

（10）第17回勉強会

講　師：溜箭将之（東京大学大学院法学政治学研究科教授）

テーマ：「公益信託からチャリティの可能性を考える－日米比較を中心に」

概　要：キーワードとしてのガバナンス（善管注意義務、評議員会、収支相償）と米国との比較。日本におけるフィランソロピーの発展、戦後日本の福祉国家と公益セクターの推移と問題点、日本の公益セクターの戦後蹉跌事例、米国のチャリティが現在抱える問題（草の根市民参加の衰退、貧富の格差拡大、）政治の分極化、公益セクターの成長の可能性（役割、ガバナンス、成長戦略）

（11）第18回勉強会

1.取りあえず、本勉強会は今回で中断し、法案提出の動きが出てきた時点で再開することと決定。なお、今後の予定として以下を確認。

① 勉強会報告書作成

② 報告書の要旨、特に制度関係の検討経過について雑誌「信託」に投稿
③ 公法協の要望活動（法務省、財務省、金融庁、内閣府、総務省）に協力
④ 会計制度の検討
⑤ デフォールトルールと選択肢を盛り込んだモデル信託条項(契約と遺言)
⑥ 法案提出の動きに応じて、法案要綱に関するパブリックコメントや税制への対応

2. その後、フリーディスカッションとして、参加者各位から感想、今後の展望について発言があった。

岡本：海外事例を見ると公益信託を積極的に推進する動きや、どちらかというと批判的な言説も見られる。非営利公益セクターにとって公益信託改正によりプラスになるという視点での検討が抜けていたような気がする。

木村：信託が私益・公益のジャンルを超えて活用される、相互の関係性、転換などが将来あり得るのではないか。例えば Special Needs Trust 等当初は特定個人が受益者であっても、その死後は幅広く互助として用いられるなど。

金井：法務省は立法事実がないと言うが、ないものをなぜ法制審で時間をかけて討議したのか。彼らは、立法事実は分かっていると思うが、民法改正論点が山積みで、これを優先したと言うことではないか。コロナ禍や格差社会の拡大など公益信託の新しい出番はあるはずだ。

星田：公益信託は軽量・軽装備というが、果たして軽量といえるのか．もっと真正面に信託の持つ特性、良さをアッピールすべき。

溜箭：今後公益信託の出番は①家族信託における財産承継の設計場面②非営利セクターの成長戦略の中における公益信託としての位置づけを考えてみたい。

菅野：現行公益信託税制は３本立てで複雑、一本化したいが、要綱では内部統制が不十分、現行会計基準もとても透明性があるとはいえない代物。軽装備と税制獲得のバランスがとれた制度となることが必要。

関口：立法化の兆しが見えないなら国会で取り上げてもらうことも考えてよいのでは。博物館法の改正や、国交省におけるランドバンク構想など社会はどんどん変化している。公益信託活用事例はどんどん出て来るのでは。機会損失とならないよう。

齋藤：今後立法化の動きが顕在化する過程で、いろんな提言をしていくべき．遺言信託との関係でニーズも出てくる。

藤井：信託は第三者効や倒産隔離という素晴らしい特性を持っている、シプレー原則も
NPO 法人の解散２万件、公益法人の認定取り消しや解散も数十件という場面での活用ニーズは十分にある。又、内部統制に欠けるという指摘に対しては、信託法では財産管理、信託目的達成のための非常にしっかりしたメカニズムが詰め込まれている。

小林：日本の非営利セクターはガラパゴス化の状況にある。寄付金もふるさと納税を除けばそれほど伸びていない。英国 Charities Aid Foundation の調査によれば日本人の寄附やボランティアへの参加は最下位。こうした中で新しい公益信託は受託者の範囲拡大、財産種類の拡大など、市民社会が活用できる領域が大きく広がったと考える。

4 早期立法化を望む意見のまとめ

法案提出が遅れていることについて、法務省は立法事実がそれ程はっきりあるわけでないことを理由にしているようだが、この点を巡って、勉強会では断続的に意見交換をしてきた。主な意見を以下のようにまとめるので、公法協としては引き続き立法化に向けて要望活動をしっかり進めていただきたい。又必要に応じて、関心のある与野党議員を巻き込むことも考えていただきたい。

1．そもそも信託制度は昨今民事信託が普及してきているものの、一般にはなじみにくい法律行為であり、まして公益信託の受託は従来実質的には信託銀行に限られ、財団設立、冠基金などの仕組みに比べて一般には殆ど知られていないといってよい。従って公益信託を設定したいというストレートなニーズを現時点においてを数多く示すことは難しい。しかしながら「鶏が先か卵が先か」の議論ではないが、公益信託制度が受託者の担い手拡大、信託財産の種類拡大、事業目的の拡大などに加えて、財団法人に比べて軽装備な仕組みであることや委託者が一定程度の関与権を有するなど、使い勝手のよい点が周知されれば、飛躍的に活用ニーズが増すものと思料する。

2．少子高齢化と個人の資産形成が進み、加えて価値観の多様化も見られる、日本社会において、財産を単に法定相続に委ねるのではなく、遺言書により最後の意思を実現する環境が形成されつつある。すなわち、2014 年度個人金融資産 1700 兆円のうち 64.5%を 60 歳以上の人が保有し（税制調査会第 18 回総会財務省資料）、今後もその割合は増加するものとみられる。また、総所帯数約 2,400 のうち、実に単身所帯は 27.4%、夫婦二人だけの所帯 32.3%（内閣府：高齢社会白書）、出生率も年々低下し 2019 年度では 1.36 人（2021 年度厚生労働省人口動態統計特殊報告）、生涯未婚率（50 歳時点）も毎年増加傾向にあり、2020 年度で男子 25.7%、女子 16.4%である（2020 年国勢調査）である。これらの統計は単身者ないし夫婦二人の家族や、身寄りが少なく（法定相続人が甥姪だけなど）しかもそれなりの遺産を残す人が、著増していることを物語っている。換言すれば、遺産を日頃音信が少ない兄弟、甥姪にはやりたくない、国庫に帰属するなどは避けたい、自らの意思で遺産の処分を決めたいという人々が増えてきているという社会環境の変化をくみ取ることができる。このような環境にあって財団を作るほどの資産ではないが、千万、数千万、数億程度の資産を公益に残す機運が生まれてくる中で、公益信託は格好の寄附のための手段として注目を浴びるであろう。

3．全国のコミュニティ財団などが扱う冠基金は、現在順調に増加しているが、その法的性格は贈与であり、公益信託型の導入によりより寄附者にとってより魅力のあるものになろう。また信託方式でのふるさと（自治体）への寄附（オリックス銀行）や大型財団が信託方式により財産寄附を呼びかけている事例（公益財団法人京都大学 IPS 細胞研究財団）等先駆的事例も出始めており、新公益信託の発足はこれらの動きを加速するものと考えられる。

5 おわりに

各会合に参加していただき、貴重なご意見をいただいた本研究会メンバーの方々や、そして素晴らしい研究成果やご自身の体験を発表していただいたゲストスピーカーと本研究会メンバーの方々に心からお礼申し上げたい。おかげ様で公益法人協会だけでは知り得なかった公益信託を巡る環境変化や、新たなる論点・幅広い問題点などを体得することができた。

最後に、オンライン会合に伴う様々なロジスティクスを、すべてボランティアで担当していただいた小林立明氏のおかげで円滑に会合を進めることができたことに改めて感謝申し上げる。

新しい公益信託の活用に向けた勉強会メンバー

（2021 年 12 月 20 日現在）

（所属は初回参加当時）

氏名	所属
伊藤　道雄	（特活）アジア・コミュニティ・センター21 代表理事
浦田　　泉	いずみ会計事務所 税理士
大貫　正男	（一社）民事信託士協会 会長
岡本　仁宏	関西学院大学法学部・大学院法学研究科 教授
金井憲一郎	中央大学商学部 兼任講師
金森　健一	ほがらか信託（株）、弁護士
岸本　和久	（一社）ギビングフォワード 代表理事
岸本　幸子	（公財）パブリックリソース財団 専務理事
小林　立明	多摩大学社会的投資研究所 研究員
齋藤　弘道	遺贈寄附推進機構（株）　代表取締役
菅野　真美	税理士
高橋　　潤	（公財）長野県みらい基金
高橋　陽子	（公社）日本フィランソロピー協会 理事長
谷口　隆司	（公財）日本学術協力財団 上席フェロー
樽本　　哲	弁護士
冨田　　惇	三井住友信託銀行（株）業務部制度・業務企画チーム 調査役
冨田　　優	（公財）みずほ福祉助成財団 事務局次長
藤井　純一	（公財）かめのり財団 理事
皆川　倫子	（公財）鹿島美術財団 事務局長
脇坂　誠也	税理士
渡辺　俊之	公認会計士、税理士
木村　　仁	関西学院大学法学部 教授
鈴木　祐司	公益財団法人地域創造基金さなぶり

関口　宏聡	認定 NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 代表理事
津留　　誠	三井住友信託銀行個人資産受託業務部 公益信託グループ長
太田　達男	（公財）公益法人協会 会長
雨宮　孝子	同 理事長
鈴木　勝治	同 副理事長
長沼　良行	同 執行理事 総務部長兼調査部長
星田　　寛	同 専門委員
白石　喜春	同 調査部主任

新しい公益信託の活用に向けた勉強会　議事経過

回	開催日	テーマ
1	2020. 7.13	・公益信託抜本改革の経緯と今後
2	2020. 8.17	・公益信託法の見直しに関する要綱案（法務省）の理解と検討（1）
3	2020. 9.14	・公益信託法の見直しに関する要綱案（法務省）の理解と検討（2）
4	2020.10.19	・公益信託法の見直しに関する要綱案（法務省）の理解と検討（3） ・要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（1）
5	2020.11.16	・要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（2）
6	2020.12.21	・要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（3）
7	2021. 1.18	・要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（4） ・公益信託の会計基準
8	2021. 2.15	・英国・米国のフィランソロピーにおける公益信託の活用
9	2021. 3.15	・法制審議会の審議に参加して（中央大学法学部教授　新井　誠先生）
10	2021. 4.19	・米国プランドギビングの近年の傾向:コロナ危機の中での課題、戦略と可能性（米国ノースカロライナ大学グリーンスボロ校政治学部　大西たまき准教授）
11	2021. 5.17	・福祉型信託の生成と具体化～ SNTをモデルにして ～ （公益社団法人成年後見センターリーガル・サポート　大貫正男相談役）
12	2021. 6.21	・信託商品の受託状況と公益信託の受託事例等について （三井住友信託銀行株式会社個人資産受託業務部）
13	2021. 7.19	・遺贈寄付の現状・課題・意義について（一般社団法人 全国レガシーギフト協会理事・遺贈寄附推進機構株式会社　斎藤弘道代表）
14	2021. 8.16	・英国 CC のガイダンス等から読み取れるチャリティの監督行政の特徴、チャリティに求められるガバナンスなど（関西学院大学法学部・大学院法学研究科　岡本仁宏教授）
15	2021. 9.20	・寄附という社会への投資の新しいお金の流れへの取り組み （公益財団法人 日本フィランソロピック財団　岸本和久代表理事）
16	2021.10.18	・寄付の倫理を考える～遺贈寄付の倫理に関するガイドラインを題材に～ （樽本哲弁護士）
17	2021.11.15	・公益信託から、日米比較からチャリティの可能性を考える （東京大学大学院法学政治学研究科　溜箭将之氏教授）
18	2021.12.20	・勉強会を振り返って―まとめと今後

6 資　料

（１）第１回勉強会

2020 年 7 月 13 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託の活用に向けた勉強会（第１回）

開催日時：２０２０年７月１３日１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．会議の進め方
　　公益財団法人公益法人協会　会長　太田達男
２．ご挨拶
　　公益財団法人公益法人協会　理事長　雨宮孝子
３．参加者自己紹介
４．次回以降のスケジュールと勉強テーマ
５．「公益信託抜本改革の経緯と今後」
　　プレゼンター　太田達男
６．意見交換と質疑応答
７．次回以降の日程調整

資 料
① 議事次第
② パワーポイント資料「公益信託抜本改革の経緯と今後」
③ 次回以降のスケジュールと勉強テーマ

2020,7,13

新しい公益信託の活用に向けた勉強会(第１回)

公益信託抜本改革の経緯と今後

公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
― 民間公益活動推進センター

会長　太田　達男

公益信託の今までの歩み

法律制定前	・信託会社と名乗る会社が1921年には488社も活動 ・取締法規の必要性　臨時法制審議会での検討始まる ・政府原案では公益信託の条文なし、江木衷委員「公益信託を欠いた信託法はあり得ない」と強力に主張
信託法・信託業法公布	・1922年公布、公益信託は最後の8条文で規定 ・しかし、1977年迄1件の事例もなし(冬眠状態)
実用化時代	・1973年公益法人協会「公益信託の実用化」研究委員会設置、英米視察を経て報告書作成、信託協会、経団連と各界に要望活動 ・1977年第1号の2件が設定(各省庁、都道府県が設定許可・監督規則を逐次制定)
公益法人制度抜本改革	・2000年前後より胎動、2008年12月新制度施行 ・2006年信託法大改正時に、単独法として分離、実質的変更なし ・公法協、前後して公益信託の抜本改革を視野に3度にわたる研究、要望活動 (2002年トラスト60助成研究、2007年総務省委託研究、2012年自主研究)
公益信託法抜本改正に向けて政府案審議	・公法協2013年4大臣5省庁宛要望書提出、各界への提言活動 ・2015年法務省法制審議会の事前討議として商事法務研究会での検討、同年12月に報告書提出 ・法制審議会審議、26回の審議を経て2019年2月法務大臣宛答申書提出　法案国会提出待ちの状態

5省庁の壁

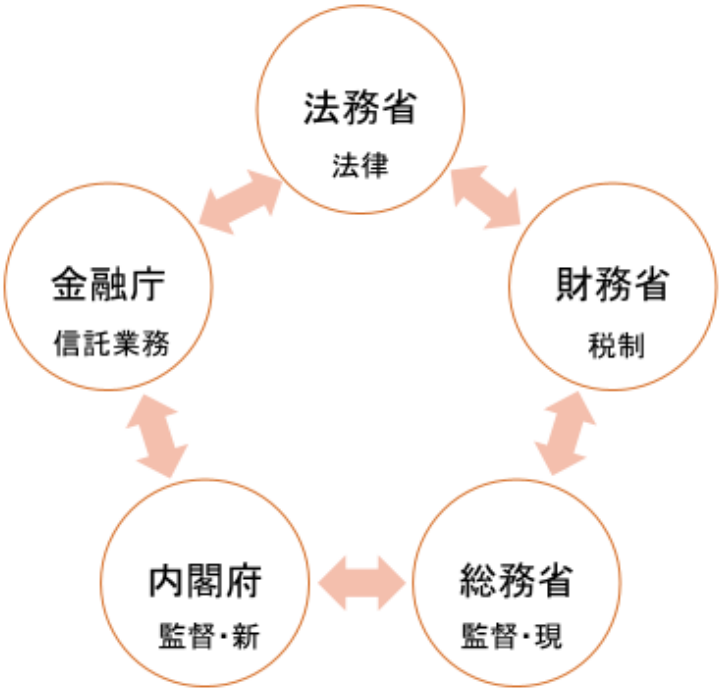

金額単位：億円

公益信託件数残高（3月末）推移

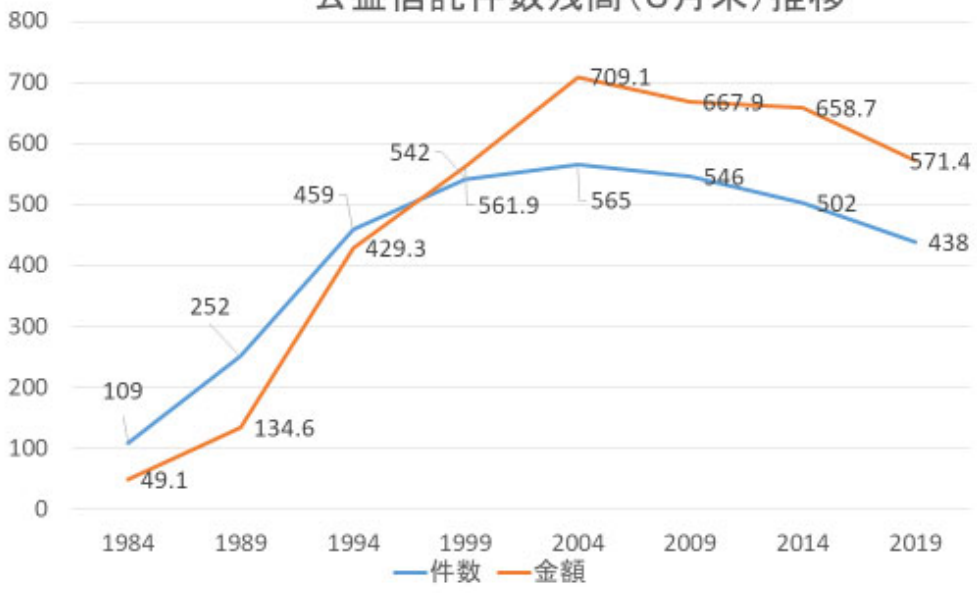

出所：信託協会資料より加工

信託目的	件数	信託財産残高
奨学金	145	20，634
自然科学助成	66	7，255
教育振興	57	2，030
国際協力・交流促進	31	3，028
社会福祉	32	3，249
芸術文化振興	22	4，774
都市環境整備・保全	27	7，079
自然環境の保全	18	4，072
人文科学研究助成	13	895
文化財保護。・活用	3	122
動植物保護・繁殖	1	252
緑化推進	1	22
その他	22	3，723
合計	438	57，140

累計助成件数・金額

助成件数	212，656
助成金額	88，767

主務官庁別件数

国	134
都道府県	304

金額単位:百万円
出所:信託協会資料

直近5年間の公益信託新規設定

単位:百万円
出所:信託協会資料

名称	設定年	信託目的	委託者	金額
化学研究者育成ＷＣ奨学基金	2019	国内大学院理学研究科で化学参考大学生に対する奨学金	個人	50
山岩竹司郎学業支援基金	2019	静岡県全日制・定時制高校生向け給付型奨学金	個人	100
久保峯由・ツユコ育英基金	2018	徳島県高校進学者向け給付型奨学金	個人	300
中西清恭・一誠美容師育成基金	2018	美容師法指定の大阪美容師養成課程に在籍する学生への奨学金給付	個人	100
みなとみらい21まちづくりトラスト	2018	自主的な街づくり活動を行う個人・法人への助成	法人	600
山内健二記念大阪奨学育英基金	2017	大阪府内高等学校在籍高校生への奨学金給付	個人	300
内田奨学基金	2017	地元高校生への奨学金給付	個人	30
加藤三樹雄記念MK奨学基金	2017	大学、専修学校、各種学校に在学する学生への学生奨学金	個人	200
渡辺錠太郎記念教育基金	2016	岡山県内の高校生の奨学金、高校への図書寄贈	個人	100
土肥記念高齢者福祉基金	2016	板橋区を中心とする都内高齢者福祉の諸活動に対する助成	個人	183
飴久晴富山県内大学等研究助成基金	2016	成熟した研究に発展するまでの全段階における富山県内大学・研究所における工学分野等の有望な技術開発に対する研究助成	個人	100
オオバまちづくり基金	2015	宮城県内における街づく活動への助成	法人	37.5
山下義彦・加寿子記念交通遺児育英奨学基金	2015	佐賀市内高校・大学生で交通遺児若しくはそれに準ずる者への奨学金給付	個人	70
中西睦子看護学生先端的研究基金	2016	内外の大学院・研究期間で研鑽する看護師への研究助成	個人	100

公益信託の法・税制の枠組み

信託法

公益信託法

公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令

公益信託の引受け許可審査基準等について（1994年9月）
（公益法人等監督事務連絡会議決定）

公益信託の引受け及び監督に関する規則(条例)
（各省庁・都道府県）

所得税法

法人税法

相続税法

公益信託抜本改正－公法協要望のポイント－

1．主務官庁制度の撤廃
公益法人制度同様の特定の行政庁による監督と第三者機関の関与
2．法制と税制の連動
認可を受けた公益信託は公益法人並みの税制支援を
3．受託者の拡大
実質上信託銀行に限定された受託者資格を拡大
4．認可基準の制限緩和
事業種類、財産種類等の拡大、その他認可基準の緩和

そして
その
目的
は

市民社会組織への財産寄附の拡大

公益信託制度の概要（現行・要綱案比較）

	現行制度	改正案
効力発生要件 認可官庁	主務官庁の許可（法） 委任事務（令）	・民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて特定の行政の認可 ・国の行政庁及び都道府県知事（自治事務？）
信託の方法	特に制限なし	契約、遺言（自己信託は排除）
公益事業の定義	積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とするもので共益、共済事業特定個人の支援を排除（決定）	公益認定法別表と同一
受託者	・適切な管理運営をなし得る能力を有する者で、社会的な信用を有し、かつ、知識及び経験が豊富（決定） **・受託者が信託銀行であること（税）**	・公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者（個人・法人） ・欠格事由の定め
信託管理人	・任意（法） ・必置、信託の目的に照らして、ふさわしい学識、経験及び信用を有するものであること。原則として個人（決定） **・必置（決定、税）**	・必置、公益信託事務の適正な処理の監督をするに必要な能力を有する者（個人・法人） ・欠格事由の定め
委託者の権限	特段の法令規定はないが、公益信託法が受益者の定めのある信託の委託者の権限を否定していないので、改正案と同様に解釈できる	受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同一、ただし、信託行為により制限可能

	現行制度	改正案
信託目的事業	・授益行為の内容は、原則として、助成金、奨学金、奨励金、寄付金等の支給若しくは物品の配布のような資金又は物品の給付であること（決定） ・信託目的に関し相当と認められる11の公益目的事業に限定しその業績が持続できることにつき主務大臣の認定を受けたもの（税）	公益目的事業のみを目的とするもの
信託財産	・運用によって生ずる収入により、その目的事業の遂行できる見込みであること。ただし、信託財産の取崩しを内容とする公益信託にあっては、信託財産により、その目的の達成に必要な目的事業が存続期間を通して遂行できる見込みであること。 ・価値の不安定な財産、客観的な評価が困難な財産又は過大な負担付財産が、上記の財産の中の相当部分を占めていないこと（決定） ・信託財産として受け入れる資産は、金銭に限られるものであること ・信託財産の運用は、次に掲げる方法に限られるものであること 1.預金又は貯金 2.国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券又は貸付信託の受益証券 3.貸付信託の受益証券の取得 4.合同運用信託の信託（税）	・金銭に限定しない ・当初信託財産、その後の運用収益、追加拠出による増加により目的事業が存続期間を通して遂行できる見込みであること。 ・他の団体の意思決定に関与することができる株式等は含まれないこと。ただし実質的支配の恐れのない場合は許容する。

	現行制度	改正案
受託者等への報酬	報酬については、信託行為に明確に定めるものとし、その額は信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えないものであること（決定） ・受託者、信託管理人及び運営委員会に対してその信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであること（税）	受託者・信託管理人の報酬は経理の状況その他の事情を勘案して不当に高額にならないよう基準が定められていること
収支相償規制	特段の規定はない	・収入が事業の実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること
遊休財産規制	特段の規定はない	・遊休財産額が当該事業年度における公益信託事務の遂行に要した費用の額を基礎として主務省令で定めた額を超えないこと
公益目的事業比率	特段の規定はない	・費用のうち、当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が適正な割合となると見込まれること 寄附金利息、その他主務省令で定める収入以外の収入がない公益信託には上記3規制は適用されない
監督	主務官庁の監督に服す（法） 立入検査（則）	報告要請、立入検査勧告、命令、認可取消し（公益法人と同じ）

	現行制度	改正案
運営委員会	・適正な運営を確保するため必置（決定） ・必置（決定、税） ・信託財産の処分に関する意見（税）	・任意設置の機関
受託者の辞・解・選任	・辞任　已むお得ない事由主務官庁許可 ・解任　任務違反等の場合主務官庁権限 ・選任　主務官庁の職権行使（法）	・辞任　委託者及び信託管理人の合意（同意が得られない場合等）裁判所許可 ・解任　正当な理由がある場合、委託者及び信託管理人の合意、（重大な信託違反ある場合）委託者又は信託管理人の申立てにより裁判所解任） ・選任　委託者及び信託管理人合意行政庁認可がなければ効力を生じない
信託管理人の辞・解・選任	・辞任　已むお得ない事由主務官庁許可 ・解任　任務違反等の場合主務官庁権限 ・選任　主務官庁の職権行使（法）	・辞任　委託者及び他の信託管理人（複数の場合）の同意、已むお得ない事由がある場合裁判所の許可 ・解任　正当な理由ある場合、委託者及び他の信託管理人の合意、任務違反の場合委託者受託者他の信託管理人申立てによる裁判所解任 ・選任　信託行為の別段の定め、ない時は委託者及び他の信託管理人の合意行政庁認可がなければ効力を生じない、

	現行制度	改正案
信託行為（目的を除く）の変更	委託者・受託者・信託管理人の合意に加え主務官庁の許可（法）	・委託者、受託者、信託管理人の合意に加えて行政庁の認可（軽微な変更は行政庁宛届出） ・裁判所は予見できなかった事情に理、委託者、受託者、又は信託管理人の申立てにより変更を命ずることができる
目的の変更	委託者・受託者・信託管理人の合意に加え主務官庁の許可（法）	・委託者・受託者・信託管理人の合意に加え行政庁の認可

公益信託に係る現行税制

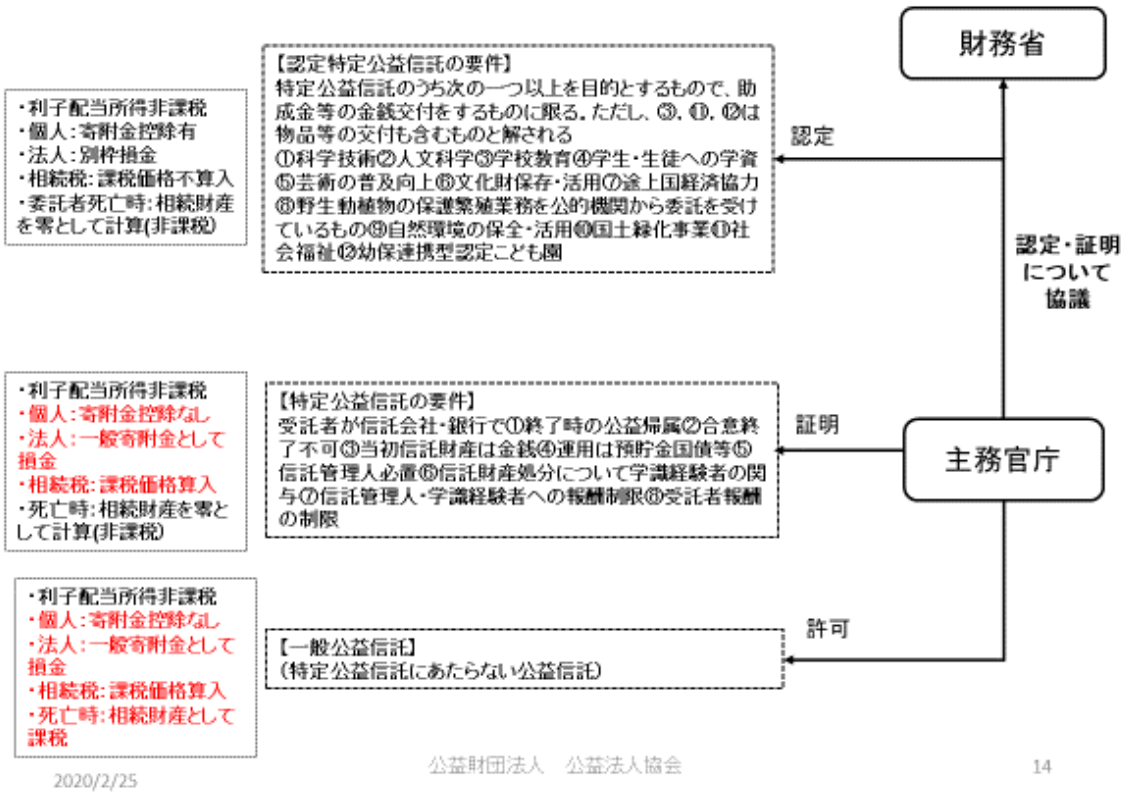

財産寄附に係る4方式の比較

	公益法人に対する負担付贈与	公益財団設立	単一の新公益信託設定	募金型新公益信託に対する負担付贈与
金額	任意の額	高額	中程度の額	任意の額
設立・設定・出捐等	簡単	所轄庁認定等のハードル	所轄庁認定等のハードル	簡単
運営コスト	少額	高額	財団よりは少額	少額
分別管理義務	法律上はなし	性質上分別されている	あり	あり
倒産隔離	なし	なし	あり	あり
出捐者の想い実現	負担債務の履行として実現	定款の目的事業として実現	信託目的として実現	信託目的として実現
出捐後の委託者の指図権等の関与	基本的になし	役員等の一人として発言権あり得る（親族制限あり）	委託者として一定の監督権限在り、別段の定めで排除可	基本的になし
出捐者の税制（金銭）	所得控除あり（税額控除もあり得る場合がある）	同左	公益財団と同一の税制を要望	公益財団への寄附と同一の税制を要望
出捐者の税制（現物資産）	国税庁長官承認により含み益非課税	同左	少なくとも公益財団寄附同様を要望	同左
出捐者への報告	事実上は報告するが法的には必要なし	法人全体として情報開示	委託者への個別報告義務あり	事実上は報告するが法的には必要なし
ガバナンス機構（当事者の牽制機能）	法人自体の機関	法人自体の機関	公益信託自体の機関及び自由設計が可能	同左

信託される財産には心が溶け込んでいる

「信託には必ず信託する目的がある。無目的の信託はあり得ない。
この目的は委託者の希望、願い、祈り、意思、夢といった様々な表現で現わされる内面の感情に基づくものである。換言すると信託目的は委託者の心であるといってよい。その心が信託目的として財産に溶け込んだものが信託なのである。
受託者は委託者の心の実現に向かって最善・最良の努力を払わなければならない。
信託は預金のように無機物ではない。同じ金銭であっても、あたかも有機物なのである。
これが信託の原点であり信託業務の原点でもある。

そして信託業務はロマンである

（拙著「信託業務読本」1991年近代セール社　序章「信託業務とは何か―信託業務の特色」より抜粋）

（２）第２回勉強会

2020 年 8 月 17 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第 2 回）

開催日時：２０２０年８月１７日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．「公益信託法の見直しに関する要綱案（法務省）の理解と検討（１）」
　　パワーポイント資料による説明（公法協太田）
　１）総則関係（要綱案：第１、第２、第３、第７、第８）
　２）機関設計（要綱案：第４、第５、第６、第１３、第１４）
２．質疑応答
３．その他

資 料
１．公益信託法の見直しに関する要綱案
２．パワーポイント資料「要綱案の理解と検討（１）」
３．公益信託法の改正―法制審議会の審議経過―
（お願い）
１は当日参照する場面が多いため、必ず机上にご準備ください。２，３は勉強会当日、画面でも共有しますが、印刷され適宜参照された方が便利かと思います。

以上

2020/8/17

新しい公益信託活用に向けた勉強会(第２回)

要綱案の理解と検討（１）

総則関係（第１、第２、第３、第７、第８）
機関設計（第４、第５、第６、第１３、第１４）

公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
ー 民間公益活動推進センター

会長　太田達男

公益信託改正案審議と公益法人協会の関与

１．商事法務研究会（法務省委託）における「公益信託法研究会」
・公法協より太田理事長（当時）が委員、星田相談員傍聴
・2015年4月～12月における10回の審議
・審議経過及び報告書　公益社団法人商事法務研究会Ｈ/Ｐ参照

２．法制審議会信託法部会
・公法協より平川純子監事（弁護士）が委員、鈴木副理事長、星田相談員が傍聴
・2016年6月～2018年12月における25回の審議、
　　オリエンテーション（通算31回）
　　第1読会（32回～37回）
　　第2読会（38回～43回）
　　中間試案とりまとめ段階（44回～48回）
　　パブリックコメント募集（2018年1月～2月）
　　要綱案作成段階（49回～55回）
　　法制審議会総会承認、法務大臣答申（2019年2月）
・配布資料、議事録は法務省Ｈ/Ｐ参照
・この間公法協では毎回事前送付資料について、意見をまとめ平川監事に通知、平川監事個人の見解と調整しつつ、審議会の場で開陳していただく。

第1　新公益信託法の目的

【論点１】　目的
（民間の資金を活用して公益活動を行うための制度であることに相応しい目的条項であるか）

（参考）
公益認定法第1条（目的）
*　この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、民間の団体が自発的に行う公益を目的とする事業の実施が公益の増進のために重要となっていることにかんがみ、当該事業を適正に実施し得る公益法人を認定する制度を設けるとともに、公益法人による当該事業の適正な実施を確保するための措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。*
特定非営利活動促進法第1条（目的）
*　この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。*
社会福祉法第１条（目的）
*　この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。*

【論点２】　新公益信託法と税制の関係

（参考）
１．現行
*　公益信託と税制上の支援措置は原則切り離され、法人税法、所得税法等で支援措置が適用される公益信託の規律を上乗せし、結果的に税制上三種類の公益信託を創設した形となっている。*

２．中間試案の補足説明
*　税法上の優遇措置の基準については公益信託法の見直しの直接の検討対象ではないが、公益信託法の見直しに際しては、公益法人の活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るために税制上の措置を講ずるものとされている公益法人制度(公益認定法第58条)と平仄を合わせ、行政庁から認可された公益信託が税法上の優遇措置を受けることが可能な制度となることも視野に入れながら、新たな公益信託の成立の認可基準や、その監督・ガバナンスに関する規律を検討する必要があるものと考えられる。（「公益信託の見直しに関する中間試案の補足説明」２０１７年１２月（以下補足説明）の第１の補足説明）*

第２　公益信託の定義

【論点３】　公益信託の定義
公益信託及び公益信託事務（事業）の定義に「祭祀、宗教」が挿入
(参考)
民法３３条第２項
学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる。
公益認定法第２条(定義)
第四号　公益目的事業
学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。
【論点４】　公益信託事務の定義
公益認定法別表規定の２３業種と同様とする
（参考）特定非営利活動促進法　第２条別表
一　保健、医療又は福祉の増進を図る活動　二　社会教育の推進を図る活動
三　まちづくりの推進を図る活動　四　観光の振興を図る活動
五　農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動　六　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
七　環境の保全を図る活動　八　災害救援活動　九　地域安全活動
十　人権の擁護又は平和の推進を図る活動　十一　国際協力の活動
十二　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動　十三　子どもの健全育成を図る活動
十四　情報化社会の発展を図る活動　十五　科学技術の振興を図る活動
十六　経済活動の活性化を図る活動　十七　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
十八　消費者の保護を図る活動
十九　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
二十　前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

5

第３　公益信託の要件

【論点５】　効力発生要件と不認可の場合
１．行政庁の認可により公益信託は効力を発生する
２．不認可の場合でも、信託行為の別段の定めにより受益者の定めのない信託（目的信託）としての効力を妨げない

（参考図）

目的信託に係る審議会審議の変遷

公益信託は、信託法２５８条第１項に規定する受益者の定めのない信託の内～その他の公益を目的とするものとして認可を受けたもの（部会資料３８）

公益信託は～その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託として認可を受けたもの（中間試案）

公益信託は～その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託であって認可を受けたもの（要綱案）

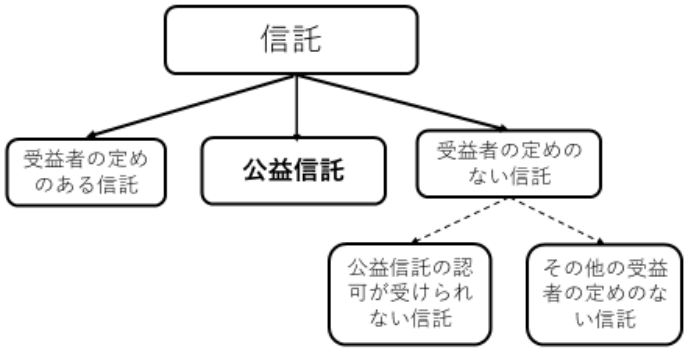

2020/8/17　公益財団法人公益法人協会　6

【論点６】　公益信託の設定方法
公益信託は、契約又は遺言によって設定することができる
（信託宣言による方法を排除している）

（参考１）
信託法第３条（信託の方法）の要旨
一　信託契約
二　遺言
三　信託宣言（自己信託）

信託法第２５８条（受益者の定めのない信託の要件）の要旨
受益者の定めのない信託は、第３条第１号又は第２号の方法によってすることができる。

（参考２）
英国チャリティコミッションが、Charitable Trusts のModel Trust Deed としてH/P に掲載の条項は明らかに信託宣言を前提としていることから、英国では、他の二つの設定方法よりは信託宣言による方法がより一般的なものと考えられる。

第７　行政庁

【論点７】　特定の行政庁と区分

１．公益信託の認可監督を行う行政庁
民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて特定の行政庁が行う
２．行政庁の区分
（国の行政庁）
（１）２以上の都道府県の区域内において公益信託事務を行うもの
（２）国の事務・事業と密接な関連を有する公益信託事務であって政令で定めるものを処理するもの
（都道府県の知事）
上記以外の公益信託

（参考）
公益認定法第3条と同じ
（２）の政令は未制定

第42回審議会山本隆教授（東大行政法）提出資料
「公益信託を成立させる行政行為について」
認可には「行為規制効」と「地位設定効」がある、弱い効力を持つ認可は地位設定効のみを認めるもので、山本教授は認定と同義語で使用している。公益信託に関する行政行為は公益法人同様、弱い認可・認定、によるべきで、基本的に行政庁に裁量は認めれれないとの論旨

第８　公益信託認可の申請

【論点８】　申請者と申請手続き

１．公益信託認可申請の主体
受託者
２．公益信託認可の申請手続き
申請は、必要事項を記載した申請書類等を行政庁に提出して行う

（参考）
公益認定法第７条、同規則第５条（七号「前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類）

第４　公益信託の受託者

【論点９】
１．受託者の資格
公益信託事務の適正な処理をするのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するもの
（個人受託者も許容されている）
２．受託者の欠格事由
個人の場合（禁固以上の刑・罰金刑執行終了後５年未満、暴力団関係、所謂連座制等）
法人の場合（個人受託者の欠格事由に該当する者が法人の役員等に就任している場合）

【参考】
１の経理的・技術的能力要件は、公益認定法５条二号と同じ
「～必要な能力は、個別の公益信託事務の種類やその内容、規模等に応じて判断されることを想定している（部会資料５０「公益信託法の見直しに関する要綱案のたたき台（２）」
２の欠格事由も一般法人法６５条二号、三号及び公益認定法６条一号～五号と同じ趣旨（一号イの連座制＊も採用されている）
＊「一　その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
イ　公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの」(cf.特活法47条1号イ)

【論点１０】　権限、義務、及び責任
1．別段の定めによる善管注意義務の軽減は認めない。
2．信託事務の処理を委託した第三者が、不適任・不誠実であることを知った場合の、信託管理人への通知、委託の解除をする義務を別段の定めにより免除することはできない。
3．公益信託の必要書類の備置き及び閲覧については公益法人と同じ仕組みとする。

【参考】

信託法２９条第２項：受託者は、信託事務を処理するに当たっては、善良な管理者の注意をもって、これをしなければならない。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる注意をもって、これをするものとする。

信託法第３５条：第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託するときは、受託者は、信託の目的に照らして適切な者に委託しなければならない。
２　第二十八条の規定により信託事務の処理を第三者に委託したときは、受託者は、当該第三者に対し、信託の目的の達成のために必要かつ適切な監督を行わなければならない。
３　受託者が信託事務の処理を次に掲げる第三者に委託したときは、前二項の規定は、適用しない。ただし、受託者は、当該第三者が不適任若しくは不誠実であること又は当該第三者による事務の処理が不適切であることを知ったときは、その旨の受益者に対する通知、当該第三者への委託の解除その他の必要な措置をとらなければならない。
一　信託行為において指名された第三者
二　信託行為において受託者が委託者又は受益者の指名に従い信託事務の処理を第三者に委託する旨の定めがある場合において、当該定めに従い指名された第三者
４　前項ただし書の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

公益法人の必要書類の備置き及び閲覧（公益認定法２１条、一般法人法１２３条）
事業年度開始前:事業計画書、収支予算書、資金調達設備投資の見込みを記載した書類、
事業年度開始後：計算書類（貸借対照表、損益計算書、監査報告）、事業報告及びこれらの附属説明書並びに財産目録、役員等名簿、役員報報酬基準、組織運営・事業活動の概要及び数値のうち重要なものを記載した書類、（キャッシュフロー計算書）

【参考】　受託者の権限、義務、責任

要綱では特に触れられていないが、受益者の定めのある信託の受託者の権限、義務、責任と同様であるものとするとされている（信託法部会資料４６「公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（１）」）
（権限）
信託法２６条　受託者は、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を有する。ただし、信託行為によりその権限に制限を加えることを妨げない。
同２７条　（受託者の権限違反行為の取消し）　条文略
同２８条　受託者は、次に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができる。
一　信託行為に信託事務の処理を第三者に委託する旨又は委託することができる旨の定めがあるとき。
二　信託行為に信託事務の処理の第三者への委託に関する定めがない場合において、信託事務の処理を第三者に委託することが信託の目的に照らして相当であると認められるとき。
三　信託行為に信託事務の処理を第三者に委託してはならない旨の定めがある場合において、信託事務の処理を第三者に委託することにつき信託の目的に照らしてやむを得ない事由があると認められるとき。
（義務）
信託の本旨に従った信託事務の処理（２９条①）、善管注意義務（２９条②）、善管注意義務に違反したときの損失補てん義務（４０条）忠実義務（３０条）利益相反行為・競合行為の禁止（３１，３２条）、公平義務（３３条）分別管理義務（３４条）

【論点１１】　任務の終了事由

信託の清算が終了した場合のほか、（１）から（８）までの事由によって終了する。ただし、（３）にあっては信託行為に別段の定めがあるときはその定めによる。
（１）死亡（個人）
（２）後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと（個人）
（３）破産手続き開始の決定を受けたこと（個人、法人）
（４）合併以外の理由により解散したこと（法人）
（５）受託者の辞任（個人、法人）
（６）受託者の解任（個人、法人）
（７）受託者の欠格事由に該当するに至ったとき（個人、法人）
（８）信託行為に定めた事由（個人、法人）

【参考】
受益者の定めのある信託における信託法５６条２項～７項の規律と同じ
公益法人の場合役員、評議員が欠格事由（公益認定法第６条一号）に該当するに至った場合必要的認定取消し事由とされている（同２９条１項一号）

第５　公益信託の信託管理人

【論点１２】　必置機関
必置機関とする。
（参考）
現行公益信託法及び各省庁規則では任意機関、公益法人等監督事務連絡会議決定の「公益信託の引受け許可審査基準等について」（2018年9月13日）では必置機関、税法上は特定公益信託、認定特定公益信託は必置機関

【論点１３】
１．資格
公益信託事務の適正な処理の監督をするのに必要な能力を有するもの（法人も認められている）
（参考）「～必要な能力は、個別の公益信託事務の種類やその内容、規模等に応じて判断されることを想定している（部会資料５０「公益信託法の見直しに関する要綱案のたたき台（２）」

２．欠格事由
１）受託者、委託者及びこれらの親族、使用人その他密接な関係者
２）受託者の欠格事由と同じ

【論点１４】　権限、義務、及び責任
1．受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様とする。
2．権限、義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできない。

（参考：権限）
・基本は信託法１２５条　「受益者のために自己の名をもって受益者の権利に関する一切の裁判上又は裁判外の行為ををする権限を有する」（但書：別段の定めの許容）
・受託者の利益相反行為の取消権など受託者の監督に関する権利（９２条他）
・信託の変更の合意など信託の意思決定に関する権利（１４９条他）
（参考:義務責任）
・信託法１２６条「信託管理人は、善良な管理者の注意をもって、前条第一項の権限を行使しなければならない。
2　信託管理人は、受益者のために、誠実かつ公平に前条第一項の権限を行使しなければならない。

【論点１５】　任務の終了事由

信託の清算が終了した場合のほか、（1）から（8）までの事由によって終了する。ただし、（3）にあっては信託行為に別段の定めがあるときはその定めによる。
（1）死亡（個人）
（2）後見開始又は保佐開始の審判を受けたこと（個人）
（3）破産手続き開始の決定を受けたこと（個人、法人）
（4）合併以外の理由により解散したこと（法人）
（5）信託管理人の辞任（個人、法人）
（6）信託管理人の解任（個人、法人）
（7）信託管理人の欠格事由に該当するに至ったとき（個人、法人）
（8）信託行為に定めた事由（個人、法人）

（参考）
公益信託の信託管理人の任務終了事由は、信託法１２８条１項が準用する受託者の任務終了事由を規定する５６条２項から７項と同様の規律とされている

第１３　公益信託の受託者の辞任・解任・新受託者の選任

第１４　公益信託の信託管理人の辞任・解任・新信託管理人の選任

【論点１６】委託者の関与
【論点１７】裁判所の関与
【論点１８】行政庁の関与

Cf.　次頁及び次次頁のまとめ表により論点を整理

受託者の辞任・解任・選任に関する規律

	辞任	解任	選任
委託者関与	委託者・信託管理人の同意（別段の定め有効）	正当な理由があるとき委託者・信託管理人の合意（別段の定め有効）	①別段の定めある場合はその方法により選任（**信託法62②③適用**）②別段の定めがない場合又は指定されたものが就任不承諾の場合は委託者・信託管理人の合意により選任、
裁判所関与	やむを得ない事由があるとき、受託者の申し出による裁判所の許可 （**信託法５７③～⑤適用**）	信託義務違反により信託財産に著しい損害、その他重要な事由があるとき委託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の解任（委託者について申立権を有しない別段の定め有効）（**信託法５８⑤～⑦適用**）	委託者・信託管理人の合意による協議の状況に照らし必要あるときは利害関係人の申立てにより選任 （**信託法62⑤⑥⑦適用**）
行政庁関与	(現）受託者は行政庁に届出	(現）受託者は行政庁に届出	新受託者は行政庁に届け出 新受託者の選任は行政庁の認可により効力を生ずる

＊委託者不存在の場合は、その他の権限者のみの同意・申立てで可
次頁の信託管理人辞・解・選任の場合も同じ

信託管理人の辞任・解任・選任に関する規律

	辞任	解任	選任
選任手続き	委託者・他の信託管理人（他の信託管理人が存在する場合本表において以下同じ）の同意 （別段の定め有効）	正当な理由があるとき、委託者・他の信託管理人の合意 （別段の定め有効）	①別段の定めある場合はその方法により選任②別段の定めがないか、指定された者が就任不承諾の場合、委託者・他の信託管理人の合意により選任
裁判所関与	やむを得ない事由があるとき、信託管理人の申し出による裁判所の許可 **（信託法１２８②が準用する５７③～⑤適用）**	信託義務違反により信託財産に著しい損害、その他重要な事由があるとき委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てによる裁判所の解任（委託者について申立権を有しない別段の定め有効）**（信託法１２８②が準用する信託法５８⑤⑥適用）**	委託者・信託管理人の合意により協議の状況に照らし必要あるときは利害関係人の申立てにより選任 **（信託法62②③⑤⑥⑦適用）**
行政庁関与	(現）受託者は行政庁に届出	(現）受託者は行政庁に届出	受託者は行政庁に届け出、新信託管理人の選任は行政庁の認可により効力を生ずる

【論点１９】運営委員会を必置機関としていないこと

（参考）審議経過

第35回　甲案：助言的機関として必置　乙案：受託者に対する監督機関として必置　丙案：規律を設けない

深山委員：丙案、公益信託制度を，いわゆる軽量・軽装備で，ローコストで可能にするという趣旨からも，最低限必要な機関でよい。個々の公益信託において必要なときに助言的な役割を果たす機関，それを運営委員会と呼ぶかどうかはともかくとして，そういう主体を設けることや，あるいは監督の役割を果たす信託管理人以外の主体を設けることを否定するつもりは全くございません。

能見委員：深山委員意見に賛成

新井委員：甲案を主体に少し内容を精査していただく辺りが実務的な対応としても妥当ではないかなと考えます。

吉谷委員、林幹事、沖野幹事、小野委員、丙案に賛成、

丙案賛成論者も任意設置については異論なし。

第39回　運営委員会に関する規律を設けないものとする

吉谷委員：原案に賛成、ただし認定の際にしっかりしたガバナンスの確認に使えるのではないか

川島委員：運営委員会を任意に設置をする場合のひな形を示し，その一助とする観点から運営委員会の設置や役割，機能などについてのガイドラインを定めることは有益だと思います

沖野幹事：，運営委員会を必置とはしなくても，設けることができるということで，助言の機関を設けるとしたらこういうものだというものを示すことにはそれなりの意味があるのではないかとは考えております

深山委員：仮に任意の機関として設けることができるというような規定を置くのであれば，それだけ置くというのは非常に中途半端で，資格であるとか権限だとか義務だとかということをデフォルトルールとして置かざるを得なくなってくるような気がします。必置ではないと言いながら，運営委員会付きの公益信託とそうでない公益信託のような類型のようなものに言わばなってしまって，事実上，一定のものについては運営委員会が実質的に必置になっていくような懸念を感じます

中田部会長：運営委員を設けると，信託管理人との権限分配の問題も出てくるので，シンプルにしながら，しかし現在の実務の経験を生かせるような方法もないかを，必置とはしないという前提で，更に検討をするということになろうかと存じます。

第43回　佐久間教授のレクチャー

また，不正行為など重大な事実の存在の疑いが検査役選任の要件とされていますが，これは公益信託では，行政庁から強制的な措置を受け得る事態であり，そこまでの事態にならなければ本格的な調査ができないというのもいかがと思います。むしろ，信託内部で調査が定期的にされることが，信託の自律的運営の点から望ましいと考えます。その場合，信託管理人に調査権も与えることが適当とは思いません。理由は三つあります。

第１に，そこまでの権限を信託管理人に与えると，信託管理人の負担が重くなり過ぎます。

第２に，信託管理人が自らした調査に基づいて判断を下すことは，判断の客観性をめぐる争いの元になります。

第３に，信託管理人の力が強大化し，事務処理がその影響を受けること，受託者と信託管理人が結び付くことで，牽制・監督体制が骨抜きになることも懸念されます。

そのため，私は，信託管理人のほかに，事務処理と会計につき監査をする権利のみを有する者を，必置とすることがよいと考えています。

第45回　中間試案のたたき台

平川委員：ここで是非確認していただきたいことは，運営委員会的機関が個別の信託行為で設置し得るということ。その場合，その権限内容等についても，強行法規として，受託者，信託管理人，委託者に付与された権限を奪うことにならない範囲内で，受託者の辞任・解任，新選任に係る合意について権限を有するよう自由に設計できることを，ここで確認していただきたいと思います。

中辻幹事：平川委員から御確認の要望がありました運営委員会ですけれども，運営委員会を個別の信託行為で設置することはできますし，その権限については強行法規に反しない限度で当事者が自由に決められるということでございます。

第50回　要綱案取りまとめの検討

館野関係官：例えば辞任について運営委員会等の同意を要するものとするとか，解任の合意の当事者として運営委員会を入れるとか，そういう定めも許容されるのではないかと思っております。

（参考）

公益信託の機関とその役割の実際例

（公益信託アジアコミュニティトラスト、公益信託川上甚蔵記念国際文化教育基金の事例）

	信託管理人	運営委員会
人数	1名	3名以上7名以内
資格	規定なし	本信託事業に関し専門的知識または学識経験を有する者 委託者・その親族並びに委託者の関係する企業の役職員が過半数を超えないこと
任期	不確定期限	2年
職務内容等	（承認・同意） 運営委員の選任、事業計画/収支予算、事業報告/収支決算/財産目録、信託財産の固有財産化、信託目的達成・不達成による信託の終了、信託の継続、残余財産の寄附、受託者の辞任、新受託者の選任、 信託事務の一部委任、信託条項の変更、 （その他信託法上の権限）	（固有権限） 新受託者の選任 （承認・同意） *新信託管理人の選任（川上基金の場合のみ）* （意見・勧告） 公益信託の運営に関する重要事項及び助成先の選考と助成額の決定等 （報告受領） ・事業計画/収支計算、受託者の変更、公益信託の終了、信託条項その他規則の変更

（３）第３回勉強会

2020 年 9 月 10 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第３回）

開催日時：２０２０年9月１４日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．「公益信託法の見直しに関する要綱案（法務省）の理解と検討（２）」
　　パワーポイント資料による説明（公法協太田）
　１）認可基準・監督関係
　　（第９、第１０、第１１、第１２、第１５、第１６、第１７）
　２）その他
　　（第１８、第１９）
２．質疑応答
３．次回以降の予定及びその他

資 料
１．公益信託法の見直しに関する要綱案
２．パワーポイント資料「要綱案の理解と検討（２）」
３．「裁判所・行政庁の権限分配表」
４．質疑応答集
（お願い）
上記各資料は勉強会当日印刷され、適宜参照された方が便利かと思います。また、１，２は画面共有します。

以上

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第３回）　　２０２０,９,１４

要綱案の理解と検討（２）

認可基準・監督関係
（第９、第１０、第１１、第１２、第１５、第１６、第１７）
その他
（第１８、第１９）

公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
ー 民間公益活動推進センターー

会長　太田　達男

第９　公益信託認可の基準

【論点２０】　公益信託の目的及び信託事務の処理に関する基準
１．公益信託事務を処理することのみを目的とするものであること
２．信託事務が目的達成のため必要な信託事務であること、収益を伴うことは許容される
３．暴力団員等がその信託事務を支配しないものであること。

（参考）
１．いわゆる事業型公益信託が認められる（現行公益信託は、各省庁規則、許可監督基準、税法により、助成型に限定され実質的に事業型は排除されている）。
２．収益事業等は認められないことになる。
３．法制審審議経過
第32回　①公益直接事業、②公益付随事業、③収益事業に区分し，①と②を認め③は認めない
第38回　公益信託の目的達成のために（直接または間接的に）必要な信託事務
第45回　中間試案　要綱案と同一の文言となる
４．公法協アンケート（2016年3月実施）
事業型公益信託の許容　賛成５２、反対４
収益事業等の除外　　賛成３９、反対１７

属性	発送数	回答数	回答率%
公益法人、公益信託実務家	７８	２１	２７
学者・研究者	１１	２	１８
法曹関係士業	３０	８	２７
会計・税務関係士業	１５	６	４０
公益認定委員会・審議会委員	９０	１９	２１
合計	２２４	５６	２５

次頁は想定される公益信託事務の例として「公益信託法の見直しに関する中間試案の補足説明（平成29年12月）法務省民事局参事官室」をコピー

具体例（当初信託財産） 信託事務の分類	医学研究者向け助成金の支給（信託設定当初の信託財産は金銭）	美術館の運営（信託設定当初の信託財産は美術品及び金銭）	留学生向け学生寮の運営（信託設定当初の信託財産は既存の土地建物及び金銭）
公益信託の目的	医学の基礎研究者に対する助成金の支給により，医学の進歩に寄与する。	価値の高い美術品の展示により，文化芸術の普及向上に寄与する。	留学生の受入れにより，国際的な人材育成と国際交流の促進に寄与する。
①当該公益信託の目的達成のために直接必要な信託事務	・信託財産である金銭の取崩しによる医学研究者への助成金支給 ・信託財産である金銭の投資運用	・美術品の公開・保存 ・美術館の敷地の購入・保存，美術館建物の建築・保存 ・展示品入替えのための美術品の売却・購入，一時的な金銭の借入れ	・留学生への居室・食事の提供 ・学生寮建物の保存 ・老朽化した学生寮建物の改築費用に充てるための敷地の一部売却，金銭の借入
②当該公益信託の目的達成のために間接的に必要な信託事務		・美術館内でのミュージアムショップ，カフェの営業	・寮生を訪問するために訪れた海外からの宿泊客に対する学生寮の部屋の賃貸
③当該公益信託の目的達成のための必要性を欠く信託事務		・美術館と関係のない場所でのカフェの営業 ・美術館建物の一般の結婚式・ビジネス会議等への賃貸	・寮生と関係のない一般の宿泊客に対する学生寮の部屋の賃貸

【論点２１】公益信託の信託財産に関する基準

１．金銭に限定しない
２．当初信託財産、その後の運用収益、委託者または第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画内容に照らし存続期間を通じて公益信託事務が遂行される見込みがあること
３．他の団体の意思決定に関与することのできる株式等の財産が含まれないこと。ただし実質的に支配する恐れがない場合は許容するものとする

（参考）
１．当初信託財産、その後の信託財産とも財産種類による制限はない。ただし、他の団体支配可能株式等の保有は認められない。この場合支配可能とは５０％超の出資割合を指し、無議決権株式や、議決権行使の裁量権を信託契約等で第三者に委ねている場合は許容される可能性がある（公益法人の場合と同じ）
２．当初信託財産、運用収益、追加信託、寄附などの信託財産によって、信託目的遂行の可能性をどこまで立証する必要があるか（公益法人の場合も論争になる一つ）
また、信託財産取り崩しによる信託目的遂行可能性についても中間試案たたき台（①）までは「本文かっこ書きで（信託財産の取り崩しを内容とする場合にはその存続期間を通じて当該公益信託事務を遂行することができる見込みがあること）が明記されていたが、同たたき台（２）移行中間試案、帆要綱案では省略されているが、取り崩し型を否定したものではないと事務局説明（第48回）。

【論点２２】公益信託の信託行為の定めに関する基準

１．委託者、受託者若しくは信託管理人またはこれらの者の関係者に対する特別の利益供与禁止
２．株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体への特別の利益供与禁止、ただし公益信託、公益法人の公益目的事業のための寄附その他の特別の利益供与は許容される
３．受託者及び信託管理人の報酬は当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、支払い基準が定められていること
４．公益信託の会計について
預貯金利子、寄附金等以外の収入が予定されていない公益信託を除く公益信託について
１）公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること
２）事業年度初における遊休財産が前事業年度公益目的事業費の額を超えないこと
３）公益目的事業の比率が５０％以上と見込まれること

（参考）
財務3基準に関する審議経過は次頁

（参考）会計３原則に関する法制審の審議経過

	収支相償	遊休財産	公益目的事業比率
第1読会 33回34回	**甲案：設ける　乙案：設けない** **丙案：Pay out　ルール類似を設ける** （中田部会長まとめ） 漫然と財産をため込んでいくのは良くないは共通の認識。その上で，それをどう規律するか，収支相償原則プラス特定費用準備資金を活用するなどの方法で柔軟に対応するか，あるいは公益信託の特性を考えて，他の方法として丙案を考えるのかということだったと思います。	**甲案:一定限度超は禁止　乙案：全額禁止　丙案：保有制限は設けない** **（pay out rule別途検討）** **（中田部会長纏め）)** **3案それぞれ支持される意見がありました。収支相償との関係，当初の認定基準と事後的な監督の問題と２段階あるのではないかということ，遊休財産あるいは控除対象財産というものの概念について検討が必要という辺りか。**	**事務局：比率は設けないことでどうか** 反対意見なし
第2読会 38回以降	**甲案：事業型公益信託は収支相償、遊休財産規制を設ける　乙案：事業型についても上記基準を設けない**		議論特になし
中間試案 44回以降	中間試案とりまとめの段階で、（44回以降）財務3原則が事業型・助成型いずれにも全面復活		
要綱案 49回以降	要綱案取りまとめの段階で（49回以降）財務3原則助成型には適用しないこととなる、文章的にも公益認定法条文とほぼ同様の文言となる		

（参考）公益法人・公益信託認定（認可）基準比較表

認定（認可）基準	公益認定法	新公益信託法
1. 事業	公益目的事業を主たる目的とすること	公益信託事務を処理することのみを目的とするものであること
2. 経理的基礎・技術的能力	公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること	同左
3. 関係者への利益供与禁止	社員、評議員、役員、使用人等への特別の利益供与禁止	委託者、受託者若しくは信託管理人またはこれらの者の関係者に対する特別の利益供与禁止
4. 営利事業等を行うものへの利益供与禁止	株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体への特別の利益供与禁止	同左
5. 公益法人の社会的信用を維持する上で相応しくない事業の禁止	投機的取引、高利融資、その他公序良俗、善良の風俗を害する事業の禁止	（なし）
6. 収支相償	公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること	同左、（ただし、預貯金利子、寄附金等以外の収入が予定されていない公益信託は適用除外、８,９において同じ）

7. 収益事業等の制限	収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること	（なし、１の事業制限に含まれている）
8.公益目的事業比率規制	公益目的事業の比率が５０％以上と見込まれること	同左
9.遊休財産規制	事業年度初における遊休財産が前事業年度公益目的事業費の額を超えないこと	同左
10.理事、監事構成比親族規制	各理事について当該理事、配偶者、３親等以内の親族等が理事総数の３分の１を超えないこと、監事も同様	受託者についてはなし 信託管理人についてはほぼ同様の規制あり
11.理事、監事構成比同一団体規制	他の同一の団体の理事または使用人等が理事総数の３分の１を超えないこと監事も同様	受託者についてはなし 信託管理人についてはほぼ同様の規制あり
12.会計監査人の設置	政令で定める負債、収益、費用の額が一定の額を超える場合は必置	なし

13.役員報酬	役員及び評議員に対する報酬は不当な高額にならないような基準が定められていること	受託者及び信託管理人について同左
14.社団法人における規律	・社員資格の得喪、議決権行使について不当な差別条件の禁止 ・理事会必置	なし
15.支配株式等の保有禁止	他の団体の意思決定に関与できる株式等の保有禁止、ただし実質的にその恐れがない場合はこの限りではない	同左
16.不可欠特定財産の定款規定	公益目的事業を行うのに不可欠な財産の定款表示（認定取消しの場合の公益贈与財産対象から除外）	なし
17.公益認定取消しの場合の財産贈与	公益目的取得財産残額の公益贈与義務及び贈与先の限定 要定款規定	なし （目的信託として存続する場合における公益目的取得財産残額の贈与規定が欠落しているのではないか）
18.清算の場合の残余財産の帰属先	帰属先の限定、要定款規定	同左（第１７の１）

第１０　公益信託の名称

【論点２３】
1．名称付記義務
2．「公益信託」という文字の使用義務
3．非公益信託の名称・商号について公益信託と誤認されるおそれのある文字の使用禁止
4．不正の目的で他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称・商号の使用禁止
5．利益の侵害又はそのおそれがある公益信託の受託者の侵害停止または予防の請求権

（参考）
上記２，３及び４は公益認定法第９条３，４，５項と上記５は一般法人法第７条２項と同一内容
第３７回部会で上記考えが提案され、特段の反対論はなかった。
第３８会部会で登記の必要性の有無について議論があったが、積極的な必要論はなかった。

第１１　公益信託の情報公開

【論点２４】

１．公益信託の情報公開の対象及び方法　対象及び方法について公益法人と同等の仕組みとする（公益法人の場合は次頁）

２．公益信託の公示　行政庁は次の場合にはその旨を公示しなければならない

公益信託の認可をしたとき
公益信託の認可を取り消したとき
公益信託の受託者に対し勧告及び命令をしたとき
公益信託の新受託者及び新信託管理人の選任を認可したとき
公益信託の変更及び併合・分割の認可をしたとき
受託者の辞任及び解任の届けがあったとき
裁判所が新受託者を選任した旨の届け出があったっとき
信託管理人の辞任及び解任の届けがあったとき
裁判所が新信託管理人を選任した旨の届け出があったとき
裁判所が公益信託事務の処理方法に係る信託行為の定めの変更を命じた旨の届け出があったとき
公益信託の信託行為の定めの軽微な変更の届け出があったとき
信託の終了の届け出があったとき
清算の終了の届け出があったとき

【参考】法人法・公益認定法に規定される情報公開詳細

Where	What	Whom	How
公告	貸借対照表 （大規模法人は損益計算書も）	広く一般社会	官報、日刊紙、電子公告 事務所の見易い場所での掲示
事務所（主・従） 備置 （常時）	定款 社員名簿	社員（評議員）、債権者 （社員名簿は社員のみ）	閲覧・謄写 又は 電磁的記録の閲覧・謄写請求
事務所（主・従） 備置 （主10、従5年）	社員総会、評議員会議事録	社員（評議員）、債権者	閲覧・謄写 又は 電磁的議事録の閲覧・謄写請求
事務所（主） 備置 （10年）	理事会議事録	社員（評議員）、債権者 （ただし裁判所の許可必要、 評議員は不要）	閲覧・謄写 又は 電磁的議事録の閲覧・謄写請求
事務所（主・従） 備置 （主5、従3年）	計算書類等	社員（評議員）、債権者	閲覧・謄写 又は 電磁的記録の閲覧・謄写請求
事務所（主） 保存 （閉鎖から10年）	会計帳簿	10分の1以上の社員、 または1人以上の評議員	閲覧・謄写 又は 電磁的記録の閲覧・謄写請求

赤字記載部分は公益法人に加重

Where	What	Whom	How
事務所(主・従) 備置 (常時)	定款 社員名簿	誰にでも (ただし、社員・評議員以外の 者には住所部分除外可能)	閲覧 又は 電磁的記録の閲覧 (謄写請求はできない)
事務所(主・従) 備置 (主5、従3年)	役員名簿 役員報酬基準	誰にでも (ただし、社員・評議員以外の 者には住所部分除外可能)	閲覧 又は 電磁的記録の閲覧 (謄写請求はできない)
事務所(主・従) 備置 (事業年度末まで)	事業計画書・予算書 「資金調達・設備投資計画」	誰にでも	閲覧 又は 電磁的記録の閲覧 (謄写請求はできない)
事務所(主・従) 備置 (主5、従3年)	計算書類等・財産目録 キャッシュフロー計算書 「運営組織及び事業活動の概要 及び 重要な数値を記載した書類」	誰にでも	閲覧 又は 電磁的記録の閲覧 (謄写請求はできない)

第１２　公益信託の監督

【論点　２５】
1．報告要求及び立入検査について（公益法人と同内容）
2．勧告、命令について（公益法人と同内容）
3．寄附募集に関する禁止行為について（公益法人と同内容）
4．公益信託の認可取消しについて（公益法人と実質同内容）
5．裁判所の権限について（信託法が裁判所の権限としている権限）

（参考）
1～4は公益法人の監督と同内容（1，2，4は次頁、3は下の囲み参照）
5に関連した公益信託における裁判所と行政庁の権限分配についてはメール添付のPDFファイルを参照

受託者・信託管理人は寄附募集に関し次の行為をしてはならない
1．寄附の勧誘等を受け寄附をしない旨の意思表示をした者に対し勧誘等を継続すること
2．粗野又は乱暴な言動を交えて又は迷惑を覚えさせる方法で勧誘等すること
3．寄附財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすること
4．その他寄附の勧誘等を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのある行為をすること

（参考）

公益信託と行政庁の関係図

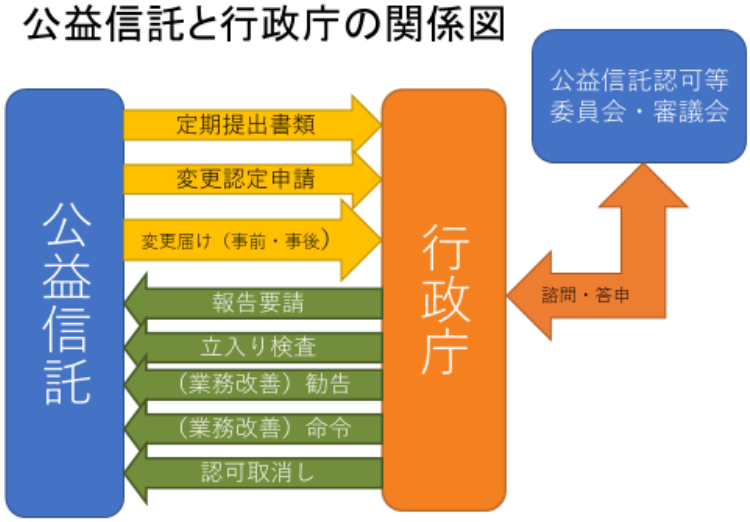

必要的取消事由	任意的取消事由
受託者の処理する信託事務の基準に適合しない状態に該当するに至ったとき	受託者及び信託管理人が欠格事由に該当するに至ったとき
不正手段による認可申請(設定、新受託者・新信託管理人、信託の変更、併合・分割の各認可申請)	公益信託の目的、信託財産、又は信託行為の定めに関する認可基準のいずれかに適合しなくなったとき
行政庁の命令に正当な理由なく従わない場合	受託者が報酬・会計、寄附募集に関する禁止行為、情報公開の各規律を遵守していないとき
（認可取消し申請があった場合）	受託者が法令、行政庁処分に違反した場合

第１５　公益信託の変更、併合及び分割

【論点２６】
１．公益信託の(目的を除く）信託行為の変更
次頁図参照
２．公益信託の目的の変更
次々頁図参照
３．公益信託の併合・分割
　次々次頁参照

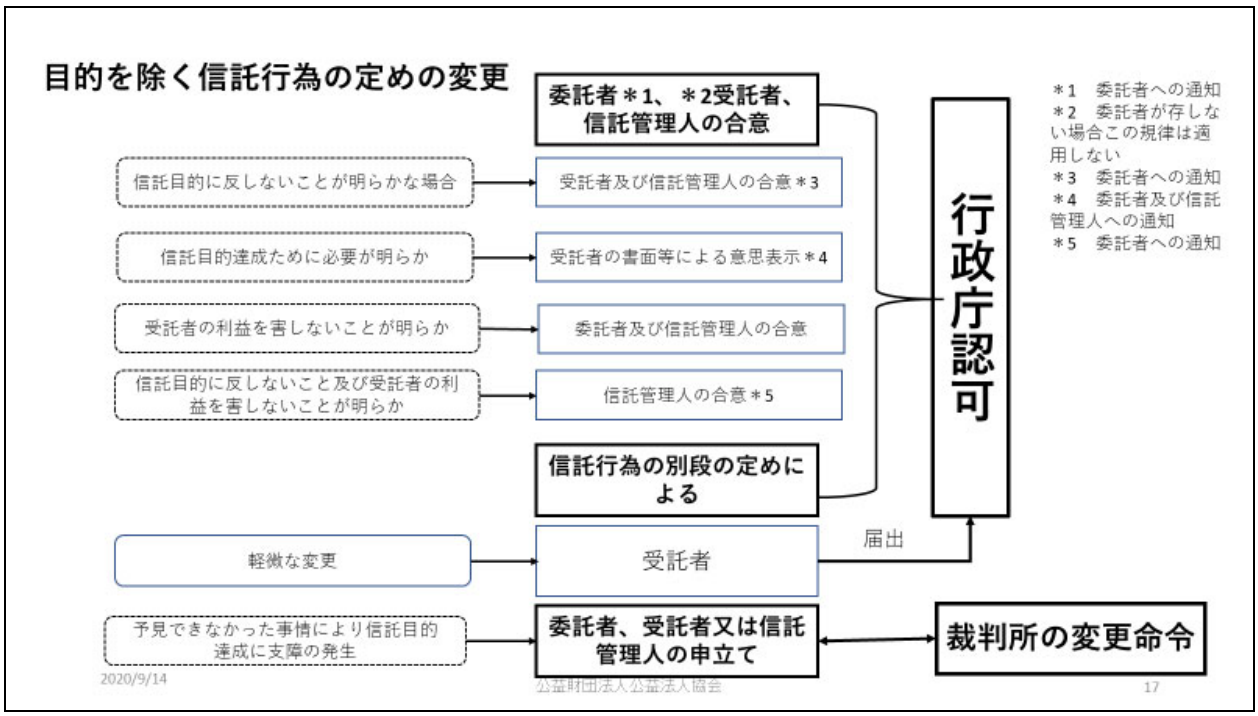
目的を除く信託行為の定めの変更
委託者＊1、＊2受託者、信託管理人の合意
信託目的に反しないことが明らかな場合
受託者及び信託管理人の合意＊3
信託目的達成ために必要が明らか
受託者の書面等による意思表示＊4
受託者の利益を害しないことが明らか
委託者及び信託管理人の合意
信託目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らか
信託管理人の合意＊5
信託行為の別段の定めによる
行政庁認可
＊1　委託者への通知
＊2　委託者が存しない場合この規律は適用しない
＊3　委託者への通知
＊4　委託者及び信託管理人への通知
＊5　委託者への通知
軽微な変更
受託者
届出
予見できなかった事情により信託目的達成に支障の発生
委託者、受託者又は信託管理人の申立て
裁判所の変更命令
2020/9/14
公益財団法人公益法人協会
17

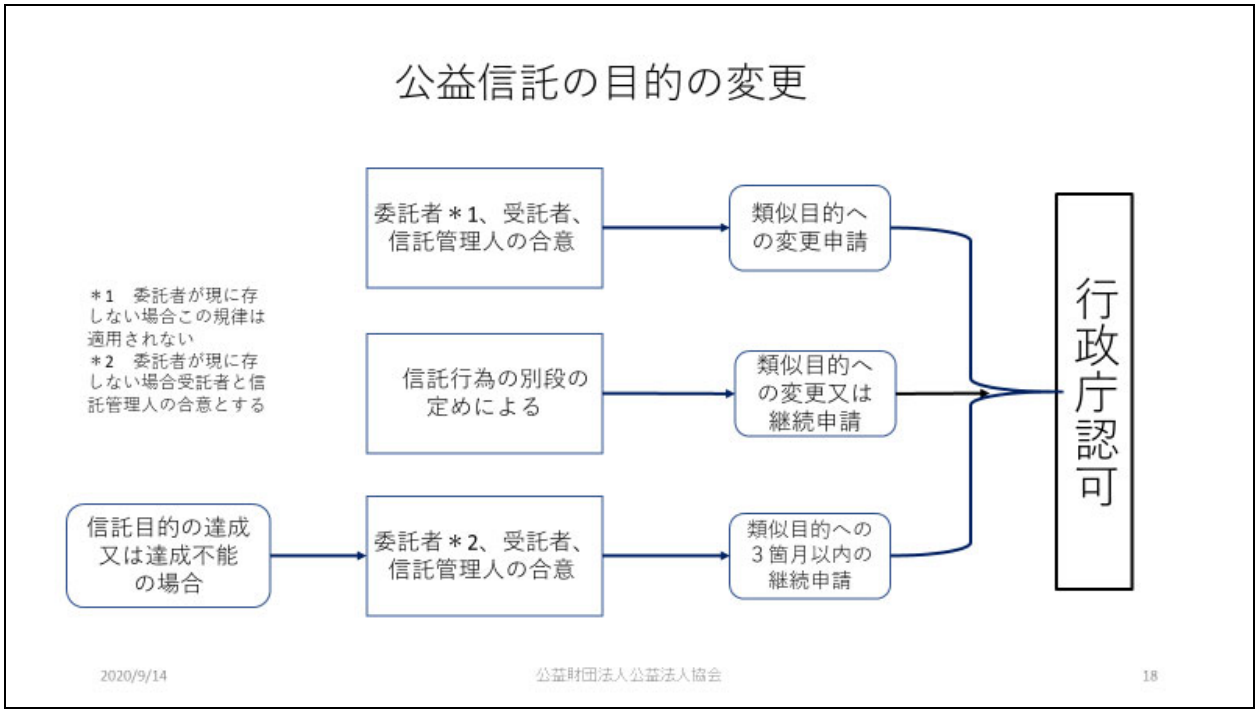
公益信託の目的の変更
委託者＊1、受託者、信託管理人の合意
類似目的への変更申請
＊1　委託者が現に存しない場合この規律は適用されない
＊2　委託者が現に存しない場合受託者と信託管理人の合意とする
信託行為の別段の定めによる
類似目的への変更又は継続申請
行政庁認可
信託目的の達成又は達成不能の場合
委託者＊2、受託者、信託管理人の合意
類似目的への3箇月以内の継続申請
2020/9/14
公益財団法人公益法人協会
18

公益信託の併合及び分割

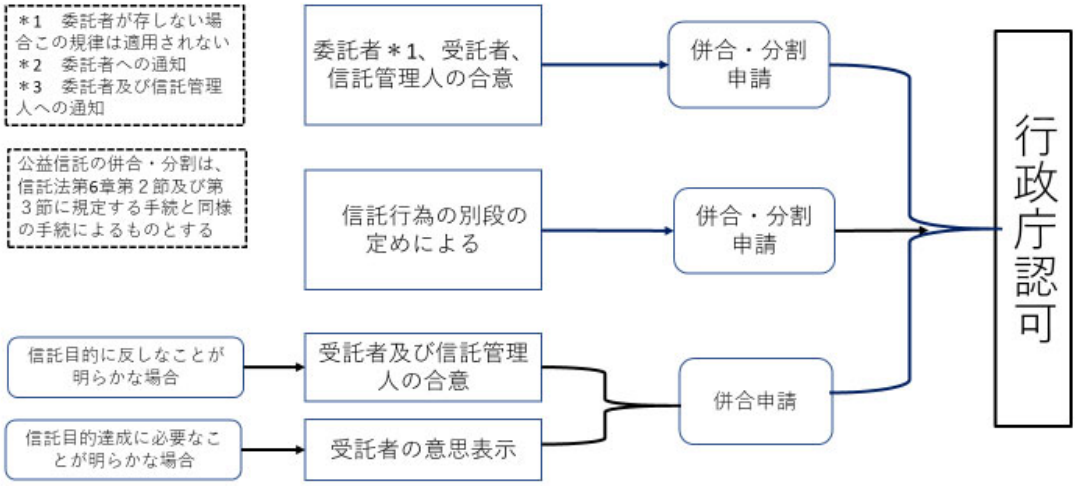

第１６　公益信託の終了

【論点２７】

終了事由：法定事由および合意による終了

信託が終了したときは受託者は行政庁に届け出が必要（法定事由５，８を除く）

（参考）

	終了事由	備考
法定事由	１．信託目的達成・不達成	誰が達成・不達成を判断するのか
	２．受託者欠缺が１年間継続	法人でいえば役員の存在しない１年間は考えられないが
	３．信託管理人の欠缺が１年間継続	
	４．受託者が信託法５２条の規定により信託を終了させたとき	（受託者の費用等償還が見込めない事態）
	５．信託が併合されたとき	
	６．信託法１６５条・１６６条の信託終了裁判があったとき	（委託者、受託者又は信託管理人申立て、委託者を信託行為で排除可能）
	７．信託財産については破産手続き、再生手続き、更生手続き開始決定があったとき	（破産法５３条１項、民事再生法第４９条第１項、会社更生法第６１条１項）
	９．公益信託認可が取り消されたとき	
	１０．信託行為において定めた事由が発生したとき	
合意終了	信託行為において合意終了の定めがある場合	

第１７　公益信託の清算

【論点２８】

１．残余財産の帰属

１）類似公益目的の公益信託、公益法人等＊1又は国地方公共団体への帰属を信託行為で規定すること

２）帰属が定まらないときは国庫に帰属する＊2

２．行政庁への届け出

清算受託者（信託財産の破産の場合は破産管財人）の行政庁届け出義務＊3

３．清算のための新受託者の選任

認可取消しにより信託が終了した場合における委託者、信託管理人、債権者その他の利害関係人の申立て又は職権による裁判所の選任＊4

（参考）

公益法人の清算に関する規律とほぼ同一

＊1公益認定法では１７号でイからトまでに規定する法人が含まれ、その他イからへまでの法人に準ずる法人として政令第８条で該当基準が規定されているが、新公益信託法での対応に要注目（次頁参照）

＊2一般法人法第２３９条３項の規律と同じ

＊3公益認定法第２６条とほぼ同じ

＊4信託法１７３条１項（法令違反等による法務大臣の命令により信託が終了した場合の清算受託者の選任）と同趣旨

（参考）

公益認定法第5条第17号

イ　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ロ　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人

ハ　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

ニ　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

ホ　国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ヘ　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

ト　その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

公益認定法施行令第８条

法第五条第十七号トの政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　特殊法人（株式会社であるものを除く。）

二　前号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの

イ　法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること。

ロ　法令又は定款その他の基本約款（ホにおいて「法令等」という。）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えないことが定められていること。

ハ　社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること。

ニ　社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること。

ホ　法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること。

第１８　公益信託と受託者の定めのある信託の相互転換

【論点２９】

１．公益信託から受益者の定めのある信託への変更はできないものとする

２．受益者の定めのある信託から公益信託への変更はできないものとする

（参考図）

信託法部会資料４０および第４１回信託法部会議事録より作成

パターン	事務局提案	第４１回信託法部会議論まとめ
公益信託→私益信託（当初予定）*1	規律を設けない	事務局案に賛成が比較的多かった
公益信託→私益信託（事後的変更）	できないものとする（信託法２５８条２項）	論拠は色々異なるが事務局案に賛成説多数
私益信託→公益信託（当初予定）*2	規律を設けない	事務局案に賛成論多数
私益信託→公益信託（事後的変更）	甲案：許容しない 乙案：許容する	乙案が多数（公法協も乙案支持）
公益信託→目的信託（認定取消し）	*甲案：信託は終了* *乙案：原則終了、別段の定めで目的信託として存続可*	*甲案が比較的多数* *乙案も複数賛成意見*
目的信託→公益信託（事後的変更）	*甲案：許容しない* *乙案：許容する*	*両論伯仲*

*1 charitable lead trust　*2 charitable remainder trust を念頭

第１９　その他

【論点３０】

１．既存の公益信託について、新公益信託に移行するための所要の措置を講ずる

２．罰則について所要の措置を講ずる

３．その他所要の規定を整備する

（参考）

１．中間試案及び「公益信託法の見直しに関する要綱案の取りまとめに向けた検討（２）」までは、公益法人制度改正における移行措置と同じく（１）既存公益信託は行政庁の移行認可が必要（２）認可を受けるまでは現行公益信託法が適用（３）移行認可は一定期間内に受けることを必要とし、認可を受けなかったものは期間経過後に終了する趣旨で記述されていたが、最終の要綱案では簡略化された表現となった。このことについて事務局は「記載を簡略化はしておりますが，部会資料４７の第１９の２で提案しておりました，その提案の趣旨を変更するものではなく，同部会資料において提案していた簡易な移行手続等の採用の要否も含めまして，所要の措置を講ずるものとすることを提案しております」と説明

２．罰則については、現行公益信託法第１２条の見直しと公益認定法６２条～６６条の規定を参考に設けることが考えられている（「公益信託の見直しに関する中間試案の補足説明」第１９の３参照）

公益法人の役員等に対する罰則は次頁参照

（参考） 公益法人の役員等の義務違反に起因する罰則（抜粋）

対象	内容	根拠法令
特別背任罪	役員等が自己の利益を図る目的で法人に損害を与えたとき（7年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金）	一般334
財産処分に関する罪	法人の目的外の投機取引に法人財産を処分したとき（3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金）	一般335
贈収賄罪	役員等が不正の請託を受けて利益を収受したとき（5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金）	一般337
100万円以下の過料に処すべき行為	登記懈怠、公告通知懈怠、閲覧・謄写拒否、定款・議事録社員名簿計算書類不実記載、定時社員総会（評議員会）不開催、役員等員数欠けの不選任、	一般342
不正手段による認定・認可取得及び変更認定を受けないで変更した場合＊	（6カ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金） ＊行政庁の変更を伴うもの、認定基準に該当しなくなったときに限る	認定62
名称使用違反	（50万円以下の罰金）	認定63
財産目録等備置き等違反	（30万円以下の罰金）	認定64
変更届・財産目録等不提出	（50万円以下の過料）	認定66

（４）第４回勉強会

2020 年 10 月 14 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第４回）

開催日時：２０２０年１０月１９日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．公益信託法の見直しに関する要綱案（法務省）の理解と検討（３）
　　第６：公益信託の委託者
２．要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理
　　以上パワーポイント資料による説明（公法協太田）
３．意見交換と質疑応答
４．その他

資 料
１．公益信託法の見直しに関する要綱案
２．パワーポイント資料「新しい公益信託活用に向けた勉強会（第４回）」
（お願い）
１は当日参照する場面が多いため、必ず机上にご準備ください。２は勉強会当日、画面でも共有しますが、印刷され適宜参照された方が便利かと思います。

以上

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第４回）　　２０２０,１０,１９

1. 要綱案の理解と検討(3)
2.要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理

公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
ー 民間公益活動推進センター
会長　太田　達男

要綱案の理解と検討(3)
第６　公益信託の委託者

【論点追加１】委託者の権限
委託者の権限は受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、信託行為により制限できる
(参考)
「公益信託の委託者・信託管理人の権限及び責任」(法務省信託法部会第51回「部会資料４８」添付の別表資料）参照(抜粋は７頁)

【論点追加２】委託者の地位の移転
委託者の地位は、（他の委託者、＊）受託者及び信託管理人の同意を得て、又は信託行為で定める方法に従い第三者に移転することができる
(参考)
第５１回までは第三者への権利移転については法務省否定的
＊共同委託の場合

【追加論点３】委託者の地位の相続
委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする

２．要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理

【本日検討いただきたい論点】

１．受託者に係る人事権

２．信託管理人に係る人事権

３．委託者の権限

４．信託の管理運営に関する権限

５．運営委員会(仮称）設置の可否

受託者の辞任・解任・選任

＊それぞれ複数の場合他の委託者・他の信託管理人を含む、以下の表において同じ。

	デフォールト	他の選択肢	本勉強会検討状況
辞任	辞任事由を問わない 委託者・信託管理人＊の合意	正当な理由等の要件を付加する/しない	
		①信託管理人の同意（委託者の排除） ②委託者の同意（信託管理人の排除） ③運営機関の同意を単独または他の同意権者と組み合わせる ④同意不要(申出のみ)	
解任	正当理由があるとき 委託者・信託管理人の合意	正当理由要件を加重する、軽減する又は外す	
		①信託管理人の同意（委託者の排除） ②委託者の同意（信託管理人の排除） ③運営機関の同意を単独または他の同意権者と組み合わせる	
	受託者の任務違反による信託財産の著しい損害その他重要な事由 委託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の解任	著しい損害等の要件を軽減する	
		委託者の申立て権の排除	
選任	信託行為の定めに従う （信託行為の定めがない場合又は指定された者が引き受けない場合は委託者及び信託管理人の合意により選任） (必要ある場合、裁判所は利害関係人の申立てにより選任)	①委託者・信託管理人の合意 ②信託管理人のみの同意 ③委託者のみの同意 ④運営機関の同意を単独または他の同意権者と組み合わせる ⑤新受託者指定方法のみを規定する	

信託管理人の辞任・解任・選任

＊それぞれ複数の場合他の委託者・他の信託管理人を含む

	デフォールト	他の選択肢	本勉強会検討状況
辞任	辞任事由を問わない 委託者・信託管理人＊の合意	正当な理由等の要件を付加する/しない	
		①信託管理人の同意（委託者の排除） ②委託者の同意（信託管理人の排除） ③運営機関の同意を単独または他の同意権者と組み合わせる ④同意不要(申出のみ)	
解任	正当理由があるとき 委託者・信託管理人の合意	正当理由要件を加重する、軽減する又は外す	
		①信託管理人の同意（委託者の排除） ②委託者の同意（信託管理人の排除） ③運営機関の同意を単独または他の同意権者と組み合わせる	
	信託管理人の任務違反による信託財産の著しい損害その他重要な事由があるとき委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てによる裁判所の解任	著しい損害等の要件を軽減する	
		委託者の申立て権の排除	
選任	信託行為の定めに従う （信託行為の定めがない場合又は指定された者が引き受けない場合は委託者及び他の信託管理人の合意により選任） (必要ある場合、裁判所は利害関係人の申立てにより選任)	①委託者・他の信託管理人の合意 ②他の信託管理人のみの同意 ③委託者のみの同意 ④運営機関の同意を単独または他の同意権者と組み合わせる ⑤新信託管理人指定方法のみを規定する	

受託者・信託管理人の任務終了事由

デフォールト	他の選択肢	本勉強会検討状況
1.死亡	（3の場合において） ①任務終了事由としない ②破産法の規定によるその他の条件を付加するか （８の信託行為において定めた事由） 受託者及び信託管理人別々に検討する ①任期を設ける ②重任回数の制限を設ける ③年齢制限を設ける ④会社更生法、民事再生法等の手続き開始等	
2.後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき		
3.破産手続開始の決定を受けたこと（その決定により解散するものを除く）信託行為において別段の定めがある場合はその定めによる		
4.受託者(法人)が合併以外の理由により解散したこと		
5.辞任		
6.解任		
7.欠格事由に該当するに至ったとき		
8.信託行為において定めた事由		

委託者及び利害関係人としての権利(抜粋）及び地位の移転

3～15は委託者の権利、67以下は利害関係人としての権利

法務省「信託法部会資料４８」添付の別表資料より人事関係、信託の変更・終了等において検討する部分を除き、かつ主要な項目を抜粋した

別表NO.	権利の内容	別段の定めない場合	別段の定めある場合	別段の定めで制限の可否	本勉強会検討状況
3	信託財産への強制執行等に対する異議申立権	×	○		
5	受託者等の権限違反行為の取消権	×	○		
9	受託者の利益相反行為に対する取消権	×	○		
１２	信託事務の処理の状況についての報告請求権	○		○	
１３	信託財産の状況に関する書類内容の報告請求権	×	○		
１４	信託事務・財産に関する帳簿・書類の閲覧請求権	×	○		
１５	受託者の任務違反行為に対する損失補てん請求権	×	○		
６７	財産目録(貸借対照表等)の閲覧等請求権	○		○	
７１	裁判所に対する信託財産管理命令の申立て権	○		○	
８１	信託財産の保全処分の申立て権	○		○	
委託者の地位の移転(受託者及び信託管理人の同意又は信託行為の別段の定め)		別段の定めの内容 移転禁止は可能か			

信託行為の変更、継続、併合・分割

（行政庁の認可等の関与は本表では省略）

	デフォールト	他の選択肢	本勉強会検討状況
目的を除く信託行為の変更	(原則) 委託者、受託者及び信託管理人の合意	①受託者及び信託管理人の合意（委託者の排除） ②運営機関の関与（以下同様）	
	(信託目的に反しないことが明瞭なとき) 受託者及び信託管理人の合意	委託者、受託者及び信託管理人の合意	
	（信託目的達成に必要なことが明瞭なとき） 受託者の書面等による意思表示	受託者及び信託管理人の合意	
	（受託者の利益を害しないことが明瞭なとき） 委託者及び信託管理人の意思表示	受託者及び信託管理人の合意	
	(信託目的に反せずかつ受託者の利益を害しないことが明瞭なとき) 信託管理人の意思表示	受託者及び信託管理人の合意	
	（予見できなかった特別の事情により目的達成に支障になるとき) 委託者、受託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の信託行為の変更命令	委託者について申立権排除	
	(軽微な変更のとき) 委託者又は信託管理人の同意を得てない場合には委託者又は信託管理人に通知が必要	受託者だけによる軽微変更ではなく信託管理人又は（及び）運営機関の合意	

（行政庁の認可等の関与は本表では省略）

	デフォールト	他の選択肢	本勉強会検討状況
類似目的の変更	委託者、受託者及び信託管理人の合意	受託者及び信託管理人の合意	
類似目的の信託として継続	委託者、受託者及び信託管理人の合意	受託者及び信託管理人の合意	
併合・分割	（原則） 委託者、受託者及び信託管理人の合意	受託者及び信託管理人の合意	
	（信託目的に反しないことが明瞭なとき） 受託者及び信託管理人の合意	委託者、受託者及び信託管理人の合意	
	（信託目的達成に必要なことが明瞭なとき） 受託者の書面等による意思表示	①受託者及び信託管理人の合意 ②委託者、受託者及び信託管理人の合意	

公益信託の終了

デフォールト	他の選択肢	本勉強会検討状況
（法定終了事由）	１０の信託行為において定める事由 ①存続期間 ②？ 合意終了を認めるか否か *（参考）* *受益者の定めのある信託は委託者及び受益者の合意* *受益者の定めのない信託は委託者及び信託管理人の合意* 委託者申立権を認めるか否か	
１．信託目的達成・不達成		
２．受託者欠缺が１年間継続		
３．信託管理人の欠缺が１年間継続		
４．受託者が信託法５２条の規定により信託を終了させたとき		
５．信託が併合されたとき		
６．信託法１６５条・１６６条の信託終了裁判があったとき		
７．信託財産については破産手続きの開始決定があったとき		
８．委託者が破産手続き開始、再生手続き開始または更生手続き開始の決定を受けた場合において、それぞれの法律の規定による信託契約の解除がされたとき		
９．公益信託認可が取り消されたとき		
１０．信託行為において定めた事由が発生したとき		
（合意終了）できない、ただし信託行為の別段の定め許容		
（裁判終了）特別の事情により終了することが相当であることが明らかな場合委託者,受託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の命令。 但し別段の定めで委託者の申立権を認めない旨を定めることができる。		

運営委員会設置の可否について

A案：新公益信託税制において、現在同様、運営委員会的機関(以下運営委員会）を要件とする場合は、設置する

B案：新公益信託税制において、現在同様、運営委員会を要件とする場合でも、運営委員会を設置しない税制非適格公益信託の創設を検討する

C案：新公益信託税制において、現在同様の運営委員会を要件としない場合でも運営委員会を設置する

第45回　中間試案のたたき台

平川委員：ここで是非確認していただきたいことは，運営委員会的機関が個別の信託行為で設置し得るということ。その場合，その権限内容等についても，強行法規として，受託者，信託管理人，委託者に付与された権限を奪うことにならない範囲内で，受託者の辞任・解任，新選任に係る合意について権限を有するよう自由に設計できることを，ここで確認していただきたいと思います。

中辻幹事：平川委員から御確認の要望がありました運営委員会ですけれども，運営委員会を個別の信託行為で設置することはできますし，その権限については強行法規に反しない限度で当事者が自由に決められるということでございます。

第50回　要綱案取りまとめの検討

脇野関係官：例えば辞任について運営委員会等の同意を要するものとするとか，解任の合意の当事者として運営委員会を入れるとか，そういう定めも許容されるのではないかと思っております。

運営委員会については法制審において結論的に任意設置の期間として認め、その権限も強行法規に反しない限り自由に設計できることとなった。これを受けて、A、B、Cの３案を検討する

A案は、税制支援のない公益信託はほぼ存在意義はないとの考え方で、税制要件に従い運営委員会を設置するもの

B案は、運営委員会を設置しない、すなわち税制上の優遇措置を受けられない公益信託も活用の価値があるのではないかとの見解があれば、そのような公益信託も設計する価値があるのではないかとの見解に基づくもの。

C案は、たとえ税制上は運営委員会設置が要件ではなくても、公益信託全体のガバナンス等＊を勘案して設置方向で検討するもの

＊①意思決定機能と業務執行が一つの機関(受託者）に委ねられている
②信託管理人に人事権、業務執行への一部関与権、会計監査の権限が集中しているため、受益者の権利を代行する立場としての監督機能が、十分に機能しにくくなるのではないかとの懸念
③非営利公益組織が受託者の場合、理事会と利益相反が発生しやすい。信託銀行受託者は、そもそも公益目的事業は事業目的ではないが、非営利公益組織においては同種の公益目的事業を営む場合が多いのではないか
④他方デメリットとして事務負担が増大し、公益信託の特徴である軽装備というメリットが失われる

公益信託のプロトタイプ

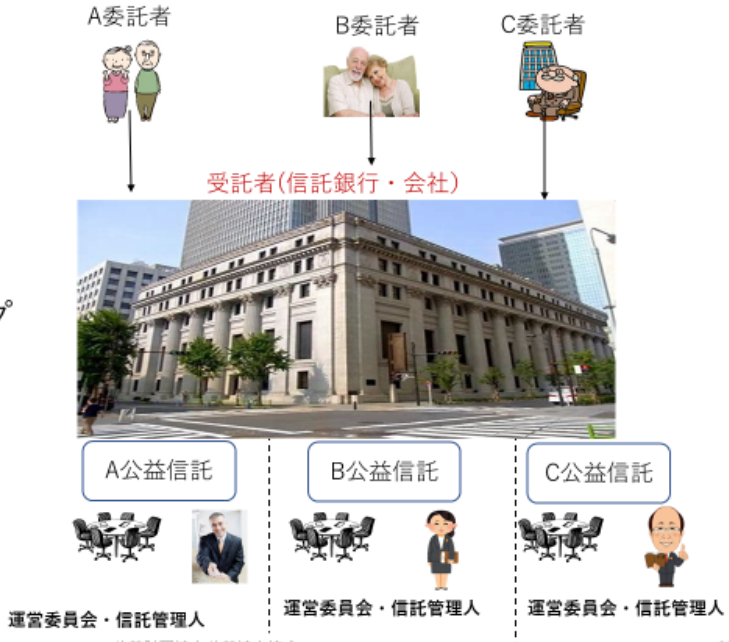

新しい公益信託の活用形（マザーファンド方式）

新しい公益信託の活用形（共同受託方式）

委託者

共同受託者(非営利法人及び信託銀行・会社)

運営委員会

信託管理人

財産管理運用担当

公益活動・及び運営事務担当

各機関の職務権限(公益信託成年後見助成基金)

		所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
事業	助成金の交付		権限者	意見又は勧告		
事業	事業計画・収支予算	届出	権限者		報告受領	
事業	事業報告・収支決算・財産目録	届出	権限者		承認	
人事	受託者の辞任	許可			通知受領	
人事	受託者の解任	許可			解任申立て	解任申立て
人事	新受託者の選任	選任		主務大臣へ選任請求	主務大臣へ選任請求	主務大臣へ選任請求
人事	信託管理人の解任	許可				主務大臣へ解任申立て
人事	新信託管理人選任	届出	権限者	同意		
人事	事務引継ぎ				立会い	
人事	運営委員の解任		権限者	３分の２以上の議決	同意	
人事	運営委員の選任	届出	権限者		同意	
管理	追加信託	届出	同意			
管理	寄附	届出	（受入義務）			
管理	委員会の招集			運営委員長の権限		
管理	短期借入金		権限者		同意	
管理	信託財産の固有財産化		権限者		承認	
管理	信託条項の変更	認可	権限者		同意	
管理	事務委任		権限者	議決	同意	
管理	諸規程の制定・改廃		権限者	諮問に対し答申	報告受領	
管理	その他必要と認められる事項		権限者	助言		
管理	信託の終了	届出	権限者	届出受領	承認	
管理	残余信託財産の帰属	許可	権限者		承認	
管理	最終計算		権限者		承認	

各機関の職務権限(公益信託川上甚蔵記念国際文化教育振興基金)

赤字は成年後見助成基金と異なるところ

分類	項目	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
事業	助成金の交付		権限者	意見又は勧告		
事業	事業計画・収支予算	届出	権限者	報告受領	承認	
事業	事業報告・収支決算・財産目録	届出	権限者		承認	
人事	受託者の辞任	許可			承認	
人事	受託者の解任	許可			解任申立て	解任申立て
人事	新受託者の選任			権限者	同意	
人事	運営委が選任しない場合新受託者の選任	選任			主務大臣へ選任請求	主務大臣へ選任請求
人事	信託管理人の解任	許可				主務大臣へ解任申立て
人事	新信託管理人選任	届出	権限者	同意		意見(含む委託者の相続人)
人事	事務引継ぎ				立会い	
人事	運営委員の解任		権限者	3分の2以上の議決	同意	
人事	運営委員の選任	届出	権限者		同意	
管理	追加信託	届出	同意			
管理	寄附	届出	(できる)			
管理	委員会の招集			運営委員長の権限		
管理	短期借入金		権限者		(同意権なし)	
管理	信託財産の固有財産化		権限者		承認	
管理	信託条項の変更	認可	権限者	報告受領	同意	
管理	事務委任		権限者	(議決不要)	同意	
管理	運営委員会規則の制定・改廃	承認	権限者	諮問に対し答申	報告受領	
管理	その他必要と認められる事項		権限者	助言		
管理	信託の終了	届出	権限者	報告受領	達成・不達成の場合のみ承認	
管理	信託の継続・残余信託財産の帰属	許可	権限者		承認	
管理	最終計算	届出	権限者		承認	

（５）第５回勉強会

2020 年 11 月 16 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第５回）

開催日時：２０２０年１１月１６日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．　法務省の状況（公法協）
２．　要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（２）
　　パワーポイント資料による説明（公法協 太田）
３．　意見交換と質疑応答
４．その他

資 料
１．公益信託法の見直しに関する要綱案
２．パワーポイント資料「新しい公益信託活用に向けた勉強会（第５回）」
３．公益信託成年後見助成基金信託契約書
（お願い）
１は当日参照する場面が多いため、必ず机上にご準備ください。２は勉強会当日、画面でも共有しますが、印刷され適宜参照された方が便利かと思います。３の持参は必ずしも必要ありません。

以上

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第５回）

２０２０,１１,１６

要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（２）

公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
ー 民間公益活動推進センター
会長　太田　達男

【本日検討いただきたい論点】

１．運営委員会（仮称）設置の可否と権限 （参考資料P.3～P.13）
２．委託者の権限等の範囲
　１）委託者の地位の移転に関する規律（P.16）
　２）受益者の定めのある信託の委託者の権利に関する規律（P.16）
　３）公益目的事業への関与に関する規律（P.17～20）
　４）人事に関する規律（P.17～20）
　５）その他運営に関する規律（P.17～20）
３．受託者の権限の範囲（P.17～20）
　１）人事に関する規律
　２）その他運営に関する規律
４．信託管理人の権限の範囲（P.17～20）
　１）公益目的事業への関与に関する規律
　２）人事に関する規律
　３）その他運営に関する規律

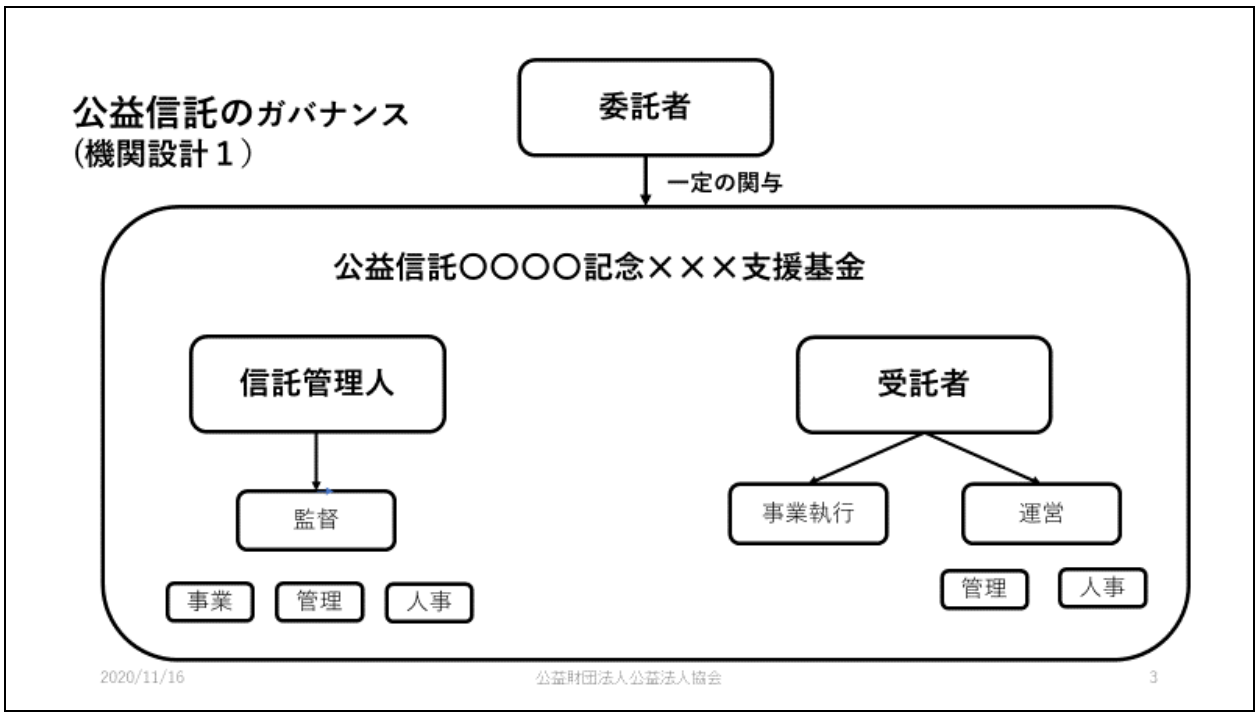
公益信託のガバナンス
（機関設計１）
委託者
一定の関与
公益信託〇〇〇〇記念×××支援基金
信託管理人
監督
事業
管理
人事
受託者
事業執行
運営
管理
人事
2020/11/16
公益財団法人公益法人協会
3

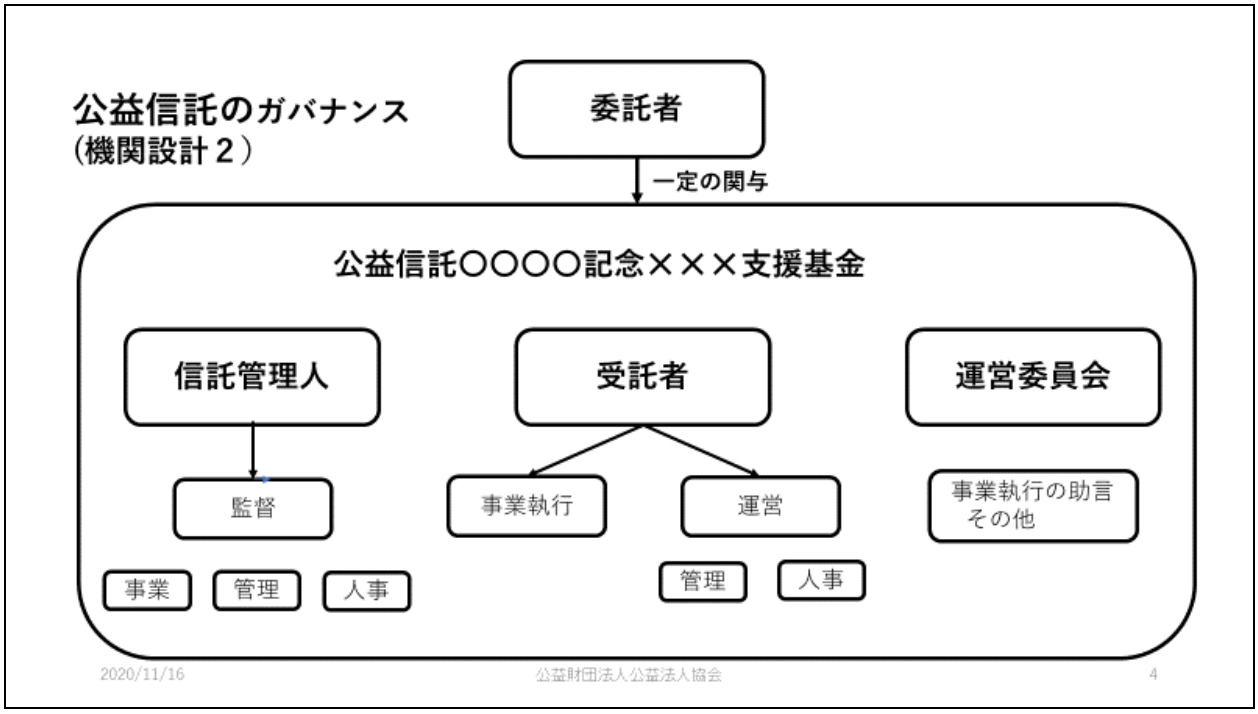
公益信託のガバナンス
（機関設計２）
委託者
一定の関与
公益信託〇〇〇〇記念×××支援基金
信託管理人
監督
事業
管理
人事
受託者
事業執行
運営
管理
人事
運営委員会
事業執行の助言
その他
2020/11/16
公益財団法人公益法人協会
4

第２回PPT資料P20再掲

（参考）審議経過

第35回　甲案：助言的機関として必置　乙案：受託者に対する監督機関として必置　丙案：規律を設けない

深山委員：丙案、公益信託制度を，いわゆる軽量・軽装備で，ローコストで可能にするという趣旨からも，最低限必要な機関でよい。個々の公益信託において必要なときに助言的な役割を果たす機関，それを運営委員会と呼ぶかどうかはともかくとして，そういう主体を設けることや，あるいは監督の役割を果たす信託管理人以外の主体を設けることを否定するつもりは全くございません。

能見委員：深山委員意見に賛成

新井委員：甲案を主体に少し内容を精査していただく辺りが実務的な対応としても妥当ではないかなと考えます。

吉谷委員、林幹事、沖野幹事、小野委員、丙案に賛成、

丙案賛成論者も任意設置については異論なし。

第39回　運営委員会に関する規律を設けないものとする

吉谷委員：原案に賛成、ただし認定の際にしっかりしたガバナンスの確認に使えるのではないか

川島委員：運営委員会を任意に設置をする場合のひな形を示し，その一助とする観点から運営委員会の設置や役割，機能などについてのガイドラインを定めることは有益だと思います

沖野幹事：，運営委員会を必置とはしなくても，設けることができるということで，助言の機関を設けるとしたらこういうものだというものを示すことにはそれなりの意味があるのではないかとは考えております

深山委員：仮に任意の機関として設けることができるというような規定を置くのであれば，それだけ置くというのは非常に中途半端で，資格であるとか権限だとか義務だとかということをデフォルトルールとして置かざるを得なくなってくるような気がします。必置ではないと言いながら，運営委員会付きの公益信託とそうでない公益信託のような類型のようなものに言わばなってしまって，事実上，一定のものについては運営委員会が実質的に必置になっていくような懸念を感じます

中田部会長：運営委員を設けると，信託管理人との権限分配の問題も出てくるので，シンプルにしながら，しかし現在の実務の経験を生かせるような方法もないかを，必置とはしないという前提で，更に検討をするということになろうかと存じます。

第２回PPT資料P21」再掲

第43回　佐久間教授のレクチャー

また，不正行為など重大な事実の存在の疑いが検査役選任の要件とされていますが，これは公益信託では，行政庁から強制的な措置を受け得る事態であり，そこまでの事態にならなければ本格的な調査ができないというのもいかがと思います。むしろ，信託内部で調査が定期的にされることが，信託の自律的運営の点から望ましいと考えます。その場合，信託管理人に調査権も与えることが適当とは思いません。理由は三つあります。

第１に，そこまでの権限を信託管理人に与えると，信託管理人の負担が重くなり過ぎます。

第２に，信託管理人が自らした調査に基づいて判断を下すことは，判断の客観性をめぐる争いの元になります。

第３に，信託管理人の力が強大化し，事務処理がその影響を受けること，受託者と信託管理人が結び付くことで，牽制・監督体制が骨抜きになることも懸念されます。

そのため，私は，信託管理人のほかに，事務処理と会計につき監査をする権利のみを有する者を，必置とすることがよいと考えています。

第45回　中間試案のたたき台

平川委員：ここで是非確認していただきたいことは，運営委員会的機関が個別の信託行為で設置し得るということ。その場合，その権限内容等についても，強行法規として，受託者，信託管理人，委託者に付与された権限を奪うことにならない範囲内で，受託者の辞任・解任，新選任に係る合意について権限を有するよう自由に設計できることを，ここで確認していただきたいと思います。

中辻幹事：平川委員から御確認の要望がありました運営委員会ですけれども，運営委員会を個別の信託行為で設置することはできますし，その権限については強行法規に反しない限度で当事者が自由に決められるということでございます。

第50回　要綱案取りまとめの検討

館野関係官：例えば辞任について運営委員会等の同意を要するものとするとか，解任の合意の当事者として運営委員会を入れるとか，そういう定めも許容されるのではないかと思っております。

運営委員会設置の可否について

A案：新公益信託税制において、現在同様、運営委員会的機関(以下運営委員会）を要件とする場合は、設置する
税制支援のない公益信託はほぼ存在意義はないとの見解で、税制要件に従い運営委員会を設置するもの

B案：新公益信託税制において、現在同様、運営委員会を要件とする場合でも、運営委員会を設置しない税制非適格公益信託の創設を検討する
税制上の優遇措置を受けられない公益信託も活用の価値があるのではないかとの見解により、運営委員会を設置するもの

C案：新公益信託税制において、現在同様の運営委員会を要件としない場合でも運営委員会を設置する
以下ような見解に基づくもの
①(基本的な）意思決定機能と業務執行が一つの機関(受託者）に委ねられている
②信託管理人に人事権、業務執行への一部関与権、会計監査の権限が集中しているため、却って受益者の権利を代行する立場としての監督機能が、十分に機能しにくくなるのではないかとの懸念
③非営利公益組織が受託者の場合、理事会と利益相反が発生しやすい。信託銀行受託者は、そもそも公益目的事業は事業目的ではないが、非営利公益組織においては同種の公益目的事業を営む場合が多いのではないか(特に事業型において）

D案：新公益信託税制において、現在同様の運営委員会を要件としない場合、運営委員会を設置しない
以下のような見解に基づくもの
①事務負担が増大し、公益信託の特徴である軽装備というメリットが失われる
②仮にガバナンスが脆弱としても、信託管理人の複数化や共同受託方式により治癒できるのではないか

公益信託のプロトタイプ

新公益信託では運営委員会設置任意

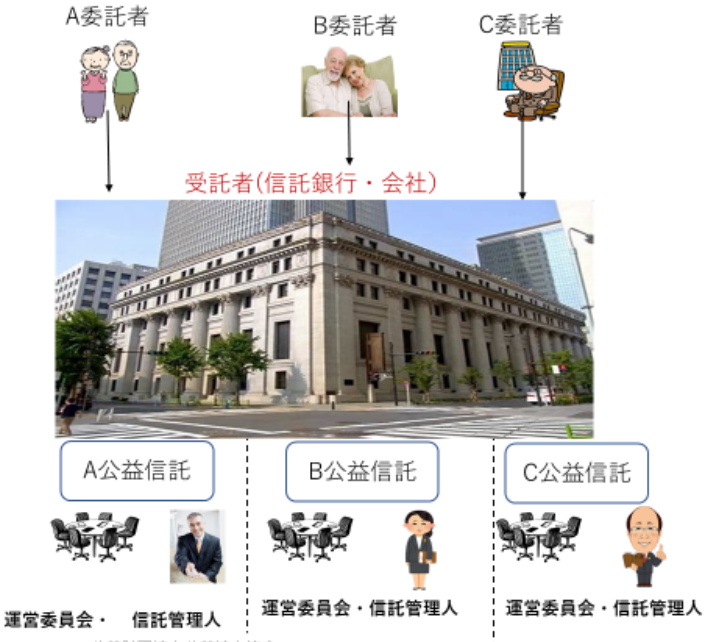

新しい公益信託の活用形（マザーファンド方式）

新しい公益信託の活用形（共同受託方式）

委託者

共同受託者(非営利法人及び信託銀行・会社)

運営委員会

信託管理人

財産管理運用担当

公益活動・及び運営事務担当

新しい公益信託の活用形（事務受任方式）

委託者

受託者(信託銀行・会社または助成財団)

非営利法人等

運営委員会

信託管理人

事務局機能の一部委任

財産管理運用担当

事業活動関連事務実施

認定特定公益信託アジア・コミュニティ・トラスト

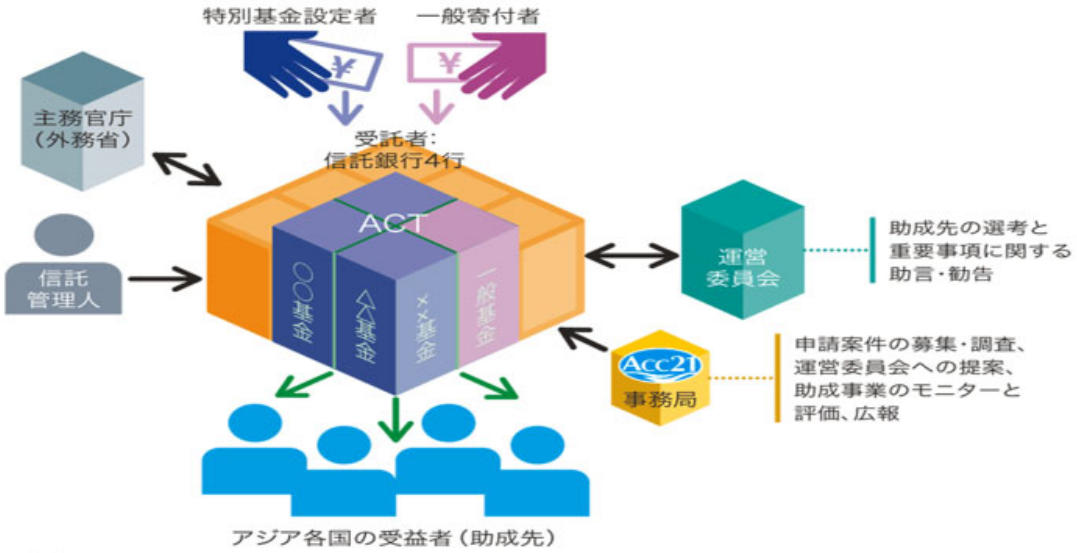

＊受託者　三菱UFJ信託銀行　契約日　2001年

各信託関係者の職務権限等(公益信託成年後見助成基金＊)

略語　公＝公益信託法　則＝法務大臣の所管に関する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則　契＝信託契約

	事項	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
事業	助成金の交付		決定　契19	意見又は勧告 契11①、19		
事業	事業計画・収支予算	届出受理　則4	決定・届出　契18		報告受領　契18	
事業	事業報告・収支決算・財産目録	届出受理　則5	決定。届出　契20		承認　契20、契27②	
人事	受託者の辞任	許可　公7則12	許可申請　契31		報告受領　契31　同意権排除	（同意権排除）
人事	受託者の解任	許可　公8則14			解任申立て　公8則14	解任申立　公8則14
人事	新受託者の選任	選任　公8則15		選任請求　契32	選任請求　契32	選任請求　契32
人事	信託管理人の辞任	届出　則26② *(許可公8則22)*	承認　契9③	同意　契9③	受託者に申出　契9③ *(許可申請　公8則22)*	
人事	信託管理人の解任	許可　公8則23			（他の信託管理人） 解任申立　公8則23	解任申立　公8則23
人事	新信託管理人選任	届出　則26② *(選任公8則21)*	選任　契9③	同意　契9③	*(選任申立て　公8則21)*	*(選任申立て　公8則21)*
人事	新旧受託者間の事務引継ぎ		引継ぎ事務　信59③契32②		立会い　契32②	
人事	運営委員の解任	届出　則26	解任　契13	2/3以上議決　契13	同意　契13	
人事	運営委員の選任	届出　則26	選任　契12②		同意　契12②	

	事項	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
管理	追加信託	届出　契6④	同意　契6②			
管理	寄附	届出(根拠規定なし)	受入義務　契6③			
管理	委員会の招集			運営委員長　契14		
管理	短期借入金		決定　契23①		同意　契23①	
管理	信託財産の固有財産化		決定　契24		承認　契24	
管理	信託条項の変更	許可　公5,6則7,8	許可申請　契34		同意　契34	
管理	事務委任		決定　契35	議決　契35	同意　契35	
管理	諸規程の制定・改廃	届出(根拠規定なし)	決定、届出　契37	諮問に対し答申　契37	報告受領　契37②	
管理	その他必要事項		決定　契11②	諮問に応じ助言契11②		
管理	信託の終了	届出 *（許可　公8則25）*	決定、届出　契28①② *(許可申請)*	報告受領　契28②	承認　契28①	
管理	残余信託財産の帰属	許可　公8則25	決定　契29		承認　契29	
管理	最終計算	届出　則29	決定　契30		承認　契30②	

委託者及び利害関係人としての権利(抜粋）及び地位の移転

第4回PPT資料P7再掲

3～15は委託者の権利、67以下は利害関係人としての権利

法務省「信託法部会資料４８」添付の別表資料より人事関係、信託の変更・終了等において検討する部分を除き、かつ主要な項目を抜粋した

別表NO.	権利の内容	別段の定めない場合	別段の定めある場合	別段の定めで制限の可否	本勉強会検討状況
3	信託財産への強制執行等に対する異議申立権	×	○		
5	受託者等の権限違反行為の取消権	×	○		
9	受託者の利益相反行為に対する取消権	×	○		
１２	信託事務の処理の状況についての報告請求権	○		○	
１３	信託財産の状況に関する書類内容の報告請求権	×	○		
１４	信託事務・財産に関する帳簿・書類の閲覧請求権	×	○		
１５	受託者の任務違反行為に対する損失補てん請求権	×	○		
６７	財産目録(貸借対照表等)の閲覧等請求権	○		○	
７１	裁判所に対する信託財産管理命令の申立て権	○		○	
８１	信託財産の保全処分の申立て権	○		○	
委託者の地位の移転(受託者及び信託管理人の同意又は信託行為の別段の定め)		移転禁止とするかどうか			

新公益信託制度における各関係者の権限分配等検討資料

	事項	デフォールト	委託者	受託者	信託管理人	運営委員会
事業	事業執行（信26）	管理・処分その他信託目的達成に必要な行為、信託行為で制限可				
事業	事業計画・予算	同上				
事業	事業報告・決算・財務諸表（信36,37,則3,4）	貸借対照表、損益計算書その他の書類の作成と信託管理人への報告 信託行為で別段の定め許容				
人事	受託者の辞任（13-1）	辞任理由を問わない。委託者・信託管理人の合意				
人事	受託者の解任（13-2）	正当理由があるとき、委託者・信託管理人の合意 受託者の任務違反による信託財産の著しい損害その他重要な事由、委託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の解任				
人事	受託者の任務終了事由（4-3）	1～7（法定事由）8信託行為の定めた事由				
人事	新受託者の選任（13-3）	信託行為の定めによる （信託行為の定めがない場合又は指定された者が引き受けない場合は委託者及び信託管理人の合意により選任） （必要ある場合、裁判所は利害関係人の申立てにより選任）				
人事	信託管理人の辞任（14-1）	辞任事由を問わない 委託者・信託管理人＊の合意				
人事	信託管理人の解任（14-2）	正当理由があるとき、委託者・信託管理人の合意 信託管理人の任務違反による信託財産の著しい損害その他重要な事由があるとき、委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てによる裁判所の解任				

	事項	デフォールト	委託者	受託者	信託管理人	運営委員会
人事	信託管理人の任務終了事由（5-4）	1～7（法定事由）8.信託行為の定めた事由				
人事	新信託管理人選任（14-3）	信託行為の定めによる （信託行為の定めがない場合又は指定された者が引き受けない場合は委託者及び他の信託管理人の合意により選任） （必要ある場合、裁判所は利害関係人の申立てにより選任）				
人事、管理	運営委員会の設置　（信26）	（任意）				
人事	運営委員の辞任	（任意）				
人事	運営委員の解任	（任意）				
人事	運営委員の任務終了事由	（任意）				
人事	運営委員の選任	（任意）				
管理	追加信託の受入（信26）	管理・処分その他信託目的達成に必要な行為、信託行為で制限可				
管理	寄附金受入　（信26）	同上				
管理	長・短期借入金（信26）	同上				
管理	信託財産の固有財産化等利益相反行為（信31）	禁止事項、信託行為で許容可				

	事項	デフォールト	委託者	受託者	信託管理人	運営委員会
管理	目的を除く信託条項の変更 （15-1）	(原則) 委託者、受託者及び信託管理人の合意 (信託目的に反しないことが明瞭なとき) 受託者及び信託管理人の合意 （信託目的達成に必要なことが明瞭なとき） 受託者の書面等による意思表示 （受託者の利益を害しないことが明瞭なとき） 委託者及び信託管理人の意思表示 (信託目的に反せずかつ受託者の利益を害しないことが明瞭なとき) 信託管理人の意思表示 （予見できなかった特別の事情により目的達成に支障になるとき） 委託者、受託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の信託行為の変更命令 (軽微な変更のとき) 委託者又は信託管理人の同意を得てない場合には委託者又は信託管理人に通知が必要				

	事項	デフォールト	委託者	受託者	信託管理人	運営委員会
管理	目的条項の変更（15-2）	委託者、受託者及び信託管理人の合意				
管理	信託の継続　（15-2）	委託者、受託者及び信託管理人の合意				
管理	併合・分割　（15-3）	（原則） 委託者、受託者及び信託管理人の合意 （信託目的に反しないことが明瞭なとき） 受託者及び信託管理人の合意 （信託目的達成に必要なことが明瞭なとき） 受託者の書面等による意思表示				
管理	事務委任　（信28）	信託事務の第三者への委託　信託行為で委任可				
管理	諸規程の制定・改廃（信26）	（任意）				
管理	その他必要事項（信26）	（任意）				
管理	信託の終了　（16）	1～9（法定事由）10　信託行為で定めた事由				
管理	残余信託財産の帰属（17）	信託行為で帰属権利者指定が必要				

（６）第６回勉強会

2020 年 12 月 21 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第６回）

開催日時：２０２０年１２月２１日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．　令和 3 年度与党税制改正大綱について（公法協 長沼理事）
２．（１）　要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（３）
　　（２）　公益信託の会計基準
　　パワーポイント資料による説明（公法協太田）
３．意見交換と質疑応答
４．勉強会の今後について

資 料
１．公益信託法の見直しに関する要綱案
２．パワーポイント資料「新しい公益信託活用に向けた勉強会(第 6 回)
３．公益信託の会計資料
４．令和 3 年度与党税制改正大綱(公益法人等関連事項抜粋)
（お願い）
１は当日参照する場面が多いため、必ず机上にご準備ください。２、３、４は勉強会当日、画面でも共有しますが、印刷され適宜参照された方が便利かと思います。

以上

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第６回）　　２０２０,１２,２１

１．要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（３）
２．その他（公益信託会計基準、令和３年度公益法人等税制改正）

公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
ー 民間公益活動推進センター
会長　太田　達男

運営委員会に関する第5回勉強会での議論のとりまとめ

・対外的な責任を負わない機関であるなら、「運営委員会」ではなく「諮問委員会」といった名称の方が相応しいのではないか
・現状の運営委員会の機能は、建前上助成事業に係る助言機能であるが、実際例は人事にも一定の権限を有している。助言機能に純化してはどうか。
・新制度で受託者になり得る公益法人等は公益目的事業の専門性を有しており、助言を必要としない場合もある。運営委員会設置にこだわる必要はないのではないか
・受託者に対するけん制機関が必要なら、共同受託として職務分掌を決めればよいのではないか
・運営委員会を必要とするニーズは、受益者の利益を守る信託管理人の立場からと、委託者 の意思（信託目的）の履行確保のために必要という委託者の立場の両面がある。運営委員会はそれらに応えるオプションとしてとっておくべき。
・運営委員会が必ず設置となると、公益信託採用にブレーキがかかるのでは（一般法人においては財団より社団が圧倒的に多い）
・受託者の類型を例えばA.信託銀行B.大型公益法人等（特に助成財団）C.小規模非営利組織に分け、C類型は運営委員会非設置型とするなどの考え方もある

運営委員会に関する取りあえずの方向感

・設置・非設置は受託者及び委託者が協議し実情に応じて選択できる。
・権限についても、実情に応じて公益目的事業に関する助言機関から人事を含む運営まで一定の権限持つ評議員的機関まで幅広い権限を選択できる。
・とくに、非設置型の場合職務分掌型共同受託や信託管理人複数選任も視野に入れる。
・税制で仮に運営委員会設置型を要件とする場合、非設置型公益信託を残すか否かは今後の課題として検討する＊。

＊税制が公益法人同様認定（認可）と税制賦与が連動する場合、連動しない場合、連動しない場合公益法人に対する所得税額控除証明方式となるかどうかによって考え方も変わり得る可能性がある。

１．委託者の権限等の範囲

１）委託者の地位の移転に関する規律

A.委託者の地位移転を受託者及び信託管理人の同意により認める
B.同意権者の2者又はいずれかの同意を必要とせず地位移転を認める
C.信託行為で移転を認めない

２）委託者の権利に関する規律

（１）信託事務等の報告等
A.信託事務・信託財産に関する書類・帳簿の報告・閲覧請求権を認める
B.事業報告・財務諸表の報告請求権にとどめ、書類や帳簿の報告・閲覧請求権までは認めない

（２）損失補てん請求権・信託財産保全に関する申立権
A.すべて認める
B.すべて認めない
C.受託者の任務違反による損害補てん請求権は認める
D.信託財産の管理、保全命令の申立て権は認める

（3）人事に関する権利
A.受託者、信託管理人、運営委員（設置型の場合）の辞・解・選任について、デフォールト規定同様、幅広く同意権、申立権を認める
B.受託者、信託管理人、運営委員（設置型の場合）の辞・解・選任について、原則＊として権限を認めない
＊信託管理人が1名の場合における、辞・解・選任の同意権は、委託者の関与が必要か
（4）信託条項の変更に関する権利
A.信託条項の変更についてデフォールト規定同様の権限を認める
B.信託条項の変更について原則として権限を認めない
C.目的条項の変更については委託者の同意権を認める
（5）信託の継続及び併合・分割に関する権利
A.信託の継続、併合・分割についてデフォールト規定同様の権限を認める
B.信託の継続、併合・分割について原則として権限は認めない

2．受託者の権限の範囲
A.人事、信託条項の変更、併合・分割に関する受託者の権限はデフォールト規定通りでよい
B.一部変更したほうが良い＊
＊デフォールトは、信託目的達成に必要なことが明瞭なとき及び軽微な変更のときは受託者のみで信託条項を変更でき、信託目的達成に必要なことが明瞭なとき、受託者のみで併合・分割ができるが、信託管理人の同意を要するとするなどの修正が必要か。

3．信託管理人の権限の範囲
A.人事、信託条項の変更、併合・分割に関する信託管理人の権限はデフォールト規定通りでよい
B.一部変更したほうが良い＊
＊デフォールトは、信託目的に反せずかつ受託者の利益を害しないことが明瞭なとき、信託管理人の判断だけで信託条項を変更できるが過剰な権限ではないかとの議論

公益信託の会計基準

別紙ＰＤＦ１　公益信託門田甚一郎・郁記念看護活動助成基金　計算書類

別紙ＰＤＦ２　公益信託今井記念海外協力基金　計算書類

委託者及び利害関係人としての権利(抜粋）及び地位の移転

第4回PPT資料P7再掲

3～15は委託者の権利、67以下は利害関係人としての権利

法務省「信託法部会資料４８」添付の別表資料より人事関係、信託の変更・終了等において検討する部分を除き、かつ主要な項目を抜粋した

別表NO.	権利の内容	別段の定めない場合	別段の定めある場合	別段の定めで制限の可否	本勉強会検討状況
3	信託財産への強制執行等に対する異議申立権	×	○		
5	受託者等の権限違反行為の取消権	×	○		
9	受託者の利益相反行為に対する取消権	×	○		
１２	信託事務の処理の状況についての報告請求権	○		○	
１３	信託財産の状況に関する書類内容の報告請求権	×	○		
１４	信託事務・財産に関する帳簿・書類の閲覧請求権	×	○		
１５	受託者の任務違反行為に対する損失補てん請求権	×	○		
６７	財産目録(貸借対照表等)の閲覧等請求権	○		○	
７１	裁判所に対する信託財産管理命令の申立て権	○		○	
８１	信託財産の保全処分の申立て権	○		○	
委託者の地位の移転(受託者及び信託管理人の同意又は信託行為の別段の定め)		移転禁止とするかどうか			

新公益信託制度における各関係者の権限分配等検討資料

第5回PPT資料P17再掲

	事項	デフォールト	委託者	受託者	信託管理人	運営委員会
事業	事業執行（信26）	管理・処分その他信託目的達成に必要な行為、信託行為で制限可				
事業	事業計画・予算	同上				
事業	事業報告・決算・財務諸表（信36,37,則3,4）	貸借対照表、損益計算書その他の書類の作成と信託管理人への報告 信託行為で別段の定め許容				
人事	受託者の辞任（13-1）	辞任理由を問わない。委託者・信託管理人の合意				
人事	受託者の解任（13-2）	正当理由があるとき、委託者・信託管理人の合意 受託者の任務違反による信託財産の著しい損害その他重要な事由、委託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の解任				
人事	受託者の任務終了事由（4-3）	1～7（法定事由）8信託行為の定めた事由				
人事	新受託者の選任（13-3）	信託行為の定めによる （信託行為の定めがない場合又は指定された者が引き受けない場合は委託者及び信託管理人の合意により選任） （必要ある場合、裁判所は利害関係人の申立てにより選任）				
人事	信託管理人の辞任（14-1）	辞任事由を問わない 委託者・信託管理人＊の合意				
人事	信託管理人の解任（14-2）	正当理由があるとき、委託者・信託管理人の合意 信託管理人の任務違反による信託財産の著しい損害その他重要な事由があるとき、委託者、受託者又は他の信託管理人の申立てによる裁判所の解任				

第5回PPT資料P18再掲

	事項	デフォールト	委託者	受託者	信託管理人	運営委員会
人事	信託管理人の任務終了事由（5-4）	1～7（法定事由）8.信託行為の定めた事由				
人事	新信託管理人選任（14-3）	信託行為の定めによる （信託行為の定めがない場合又は指定された者が引き受けない場合は委託者及び他の信託管理人の合意により選任） （必要ある場合、裁判所は利害関係人の申立てにより選任）				
人事、管理	運営委員会の設置　（信26）	（任意）				
人事	運営委員の辞任	（任意）				
人事	運営委員の解任	（任意）				
人事	運営委員の任務終了事由	（任意）				
人事	運営委員の選任	（任意）				
管理	追加信託の受入（信26）	管理・処分その他信託目的達成に必要な行為、信託行為で制限可				
管理	寄附金受入　（信26）	同上				
管理	長・短期借入金（信26）	同上				
管理	信託財産の固有財産化等利益相反行為（信31）	禁止事項、信託行為で許容可				

第5回PPT資料P19再掲

	事項	デフォールト	委託者	受託者	信託管理人	運営委員会
管理	目的を除く信託条項の変更 （15-1）	(原則) 委託者、受託者及び信託管理人の合意 (信託目的に反しないことが明瞭なとき) 受託者及び信託管理人の合意 （信託目的達成に必要なことが明瞭なとき） 受託者の書面等による意思表示 （受託者の利益を害しないことが明瞭なとき） 委託者及び信託管理人の意思表示 (信託目的に反せずかつ受託者の利益を害しないことが明瞭なとき) 信託管理人の意思表示 （予見できなかった特別の事情により目的達成に支障になるとき） 委託者、受託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の信託行為の変更命令 (軽微な変更のとき) 委託者又は信託管理人の同意を得てない場合には委託者又は信託管理人に通知が必要				

第5回PPT資料P20再掲

	事項	デフォールト	委託者	受託者	信託管理人	運営委員会
管理	目的条項の変更（15-2）	委託者、受託者及び信託管理人の合意				
管理	信託の継続　（15-2）	委託者、受託者及び信託管理人の合意				
管理	併合・分割　（15-3）	（原則） 委託者、受託者及び信託管理人の合意 （信託目的に反しないことが明瞭なとき） 受託者及び信託管理人の合意 （信託目的達成に必要なことが明瞭なとき） 受託者の書面等による意思表示				
管理	事務委任　（信28）	信託事務の第三者への委託　信託行為で委任可				
管理	諸規程の制定・改廃（信26）	（任意）				
管理	その他必要事項（信26）	（任意）				
管理	信託の終了　（16）	1～9（法定事由）10　信託行為で定めた事由				
管理	残余信託財産の帰属（17）	信託行為で帰属権利者指定が必要				

第5回PPT資料P21再掲

委託者不在の場合のデフォールト規定の適用と信託行為の別段の定め

		デフォールト	信託行為別段の定め	委託者が存しない場合
受託者	辞任	委託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
	解任	委託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
	選任	委託者・信託管理人の合意	許容	（信託管理人は）とする
信託管理人	辞任	委託者・(他の信託管理人)の合意	許容	デフォールト適用なし
	解任	委託者・(他の信託管理人)の合意	許容	デフォールト適用なし
	選任	委託者・(他の信託管理人)の合意	許容	デフォールト適用なし
目的以外の信託行為の変更	原則	委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	
	信託目的に反しないことが明らか	受託者・信託管理人の合意	許容	
	信託目的達成のため必要なことが明らか	受託者の意思表示	許容	
	受託者の利益を害しないことが明らか	委託者・信託管理人の意思表示	許容	デフォールト適用なし
	信託目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らか	信託管理人の意思表示	許容	
	予見できなかった特別の事情による	委託者・受託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の変更命令	委託者の申立て権排除可	
	軽微な変更	受託者	許容	

第5回PPT資料P22再掲

		デフォールト	信託行為別段の定め	委託者が存しない場合
目的の変更		委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
信託の継続		委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	受託者・信託管理人の合意
併合・分割	原則	委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
	信託目的に反しないことが明らか	受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
	信託目的達成のため必要なことが明らか	受託者の意思表示	許容	デフォールト適用なし

第5回PPT資料P14再掲　＊受託者　三菱UFJ信託銀行　契約日　2001年

略語　公＝公益信託法　則＝法務大臣の所管に関する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則　契＝信託契約

各信託関係者の職務権限等(公益信託成年後見助成基金＊)

	事項	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
事業	助成金の交付		決定　契19	意見又は勧告 契11①、19		
事業	事業計画・収支予算	届出受理　則4	決定・届出　契18		報告受領　契18	
事業	事業報告・収支決算・財産目録	届出受理　則5	決定。届出　契20		承認　契20、契27②	
人事	受託者の辞任	許可　公7則12	許可申請　契31		報告受領　契31　同意権排除	(同意権排除)
人事	受託者の解任	許可　公8則14			解任申立て　公8則14	解任申立　公8則14
人事	新受託者の選任	選任　公8則15		選任請求　契32	選任請求　契32	選任請求　契32
人事	信託管理人の辞任	届出　則26② *(許可公8則22)*	承認　契9③	同意　契9③	受託者に申出　契9③ *(許可申請　公8則22)*	
人事	信託管理人の解任	許可　公8則23			(他の信託管理人) 解任申立　公8則23	解任申立　公8則23
人事	新信託管理人選任	届出　則26② *(選任公8則21)*	選任　契9③	同意　契9③	*(選任申立て　公8則21)*	*(選任申立て　公8則21)*
人事	新旧受託者間の事務引継ぎ		引継ぎ事務　信59③契32②		立会い　契32②	
人事	運営委員の解任	届出　則26	解任　契13	2/3以上議決　契13	同意　契13	
人事	運営委員の選任	届出　則26	選任　契12②		同意　契12②	

第5回PPT資料P15再掲

	事項	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
管理	追加信託	届出　契6④	同意　契6②			
管理	寄附	届出(根拠規定なし)	受入義務　契6③			
管理	委員会の招集			運営委員長　契14		
管理	短期借入金		決定　契23①		同意　契23①	
管理	信託財産の固有財産化		決定　契24		承認　契24	
管理	信託条項の変更	許可　公5,6則7,8	許可申請　契34		同意　契34	
管理	事務委任		決定　契35	議決　契35	同意　契35	
管理	諸規程の制定・改廃	届出(根拠規定なし)	決定、届出　契37	諮問に対し答申　契37	報告受領　契37②	
管理	その他必要事項		決定　契11②	諮問に応じ助言契11②		
管理	信託の終了	届出 *(許可　公8則25)*	決定、届出　契28①② *(許可申請)*	報告受領　契28②	承認　契28①	
管理	残余信託財産の帰属	許可　公8則25	決定　契29		承認　契29	
管理	最終計算	届出　則29	決定　契30		承認　契30②	

（７）第７回勉強会

2021 年 1 月 18 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第７回）

開催日時：２０２１年1月１８日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．（１）要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（４）
　　（２）公益信託の会計基準
　　（３）今後の勉強会について
　　パワーポイント資料による説明（公法協 太田）
２．意見交換と質疑応答

資　料
１．公益信託法の見直しに関する要綱案
２．パワーポイント資料「新しい公益信託活用に向けた勉強会(第７回)」
（お願い）
１は当日参照する場面が多いため、必ず机上にご準備ください。２は勉強会当日、画面でも共有しますが、印刷され適宜参照された方が便利かと思います。

以上

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第７回）　　２０２１,１,１８

１．要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（４）
２．公益信託会計基準の考え方
３．勉強会の今後について

公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
ー 民間公益活動推進センター
会長　太田　達男

第６回PPT資料Ｐ２再掲

運営委員会に関する第5回勉強会での議論のとりまとめ

・対外的な責任を負わない機関であるなら、「運営委員会」ではなく「諮問委員会」といった名称の方が相応しいのではないか
・現状の運営委員会の機能は、建前上助成事業に係る助言機能であるが、実際例は人事にも一定の権限を有している。助言機能に純化してはどうか。
・新制度で受託者になり得る公益法人等は公益目的事業の専門性を有しており、助言を必要としない場合もある。運営委員会設置にこだわる必要はないのではないか
・受託者に対するけん制機関が必要なら、共同受託として職務分掌を決めればよいのではないか
・運営委員会を必要とするニーズは、受益者の利益を守る信託管理人の立場からと、委託者 の意思（信託目的）の履行確保のために必要という委託者の立場の両面がある。運営委員会はそれらに応えるオプションとしてとっておくべき。
・運営委員会が必ず設置となると、公益信託採用にブレーキがかかるのでは（一般法人においては財団より社団が圧倒的に多い）
・受託者の類型を例えばＡ.信託銀行Ｂ.大型公益法人等（特に助成財団）Ｃ.小規模非営利組織に分け、Ｃ類型は運営委員会非設置型とするなどの考え方もある

運営委員会に関する取りあえずの方向感

・設置・非設置は受託者及び委託者が協議し実情に応じて選択できる。
・権限についても、実情に応じて公益目的事業に関する助言機関から人事を含む運営まで一定の権限持つ評議員的機関まで幅広い権限を選択できる。
・とくに、非設置型の場合職務分掌型共同受託や信託管理人複数選任も視野に入れる。
・税制で仮に運営委員会設置型を要件とする場合、非設置型公益信託を残すか否かは今後の課題として検討する＊。
・なお、公益法人並みの新公益信託税制実現のためには、ある程度しっかりした内部統制の設計が必要だが、一方で英米チャリティのように小規模公益信託においてはそれに相応しい（proportionateな）簡易な仕組みについても認めるよう要望する

＊税制が公益法人同様認定（認可）と税制賦与が連動する場合、連動しない場合、連動しない場合公益法人に対する所得税額控除証明方式となるかどうかによって考え方も変わり得る可能性がある。

1．委託者の権限等の範囲

1）委託者の地位の移転に関する規律

A.委託者の地位移転を受託者及び信託管理人の同意により認める
B.同意権者の2者又はいずれかの同意を必要とせず地位移転を認める
C.信託行為で移転を認めない

(主な議論)
・そもそも委託者の権利は取り上げてしまうのはいかがなものか
・Cのように委託者の権限を認めないことの根拠は乏しいのでAが妥当。
・反社とか意思能力に欠ける人に無断で移転されても困るので、Aが妥当。

(とりあえずの方向感)
A案で考える

2）委託者の権利に関する規律

（1）信託事務等の報告等

A.信託事務・信託財産に関する書類・帳簿の報告・閲覧請求権を認める
B.事業報告・財務諸表の報告請求権にとどめ、書類や帳簿の報告・閲覧請求権までは認めない

(主な議論)
・寄附者(委託者)の関心は、自分の財産がどのように使われたかということであり、B案で充分

（とりあえずの方向感）
B案で考える

（２）損失補てん請求権・信託財産保全に関する申立権

A.すべて認める

B.すべて認めない

C.受託者の任務違反による損害補てん請求権は認める

D.信託財産の管理、保全命令の申立て権は認める

(主な議論)

・ここでは損失補てん請求権と信託財産保全申立権しか問題提起されていないが、受益者の定めのある信託において委託者に認められている権利は、信託財産に対する強制執行等に対する異議申立て権や、受託者の権限違反事項に対する取消権も認め得るのではないか。これらを総合的に検討して判断するべきではないか、また、同意権と申立権は分けて考えたほうが良い

（再検討）

上記意見を踏まえ、次頁（６頁）の表を参考にして、総合的に本日再検討していただきたい。

委託者及び利害関係人としての権利(抜粋）及び地位の移転

第4回ppt7頁、第６回PPT８頁再掲

３～15は委託者の権利、67以下は利害関係人としての権利

法務省「信託法部会資料４８」添付の別表資料より人事関係、信託の変更・終了等において検討する部分を除き、かつ主要な項目を抜粋した

別表NO.	権利の内容	別段の定めない場合	別段の定めある場合	別段の定めで制限の可否	本勉強会検討状況
３	信託財産への強制執行等に対する異議申立権	×	○		
５	受託者等の権限違反行為の取消権	×	○		
９	受託者の利益相反行為に対する取消権	×	○		
１２	信託事務の処理の状況についての報告請求権	○		○	
１３	信託財産の状況に関する書類内容の報告請求権	×	○		
１４	信託事務・財産に関する帳簿・書類の閲覧請求権	×	○		
１５	受託者の任務違反行為に対する損失補てん請求権	×	○		
６７	財産目録(貸借対照表等)の閲覧等請求権	○		○	
７１	裁判所に対する信託財産管理命令の申立て権	○		○	
８１	信託財産の保全処分の申立て権	○		○	

委託者の地位の移転(受託者及び信託管理人の同意又は信託行為の別段の定め)	移転禁止とするかどうか

（３）人事に関する権利
Ａ.受託者、信託管理人、運営委員（設置型の場合）の辞・解・選任について、デフォールト規定同様、幅広く同意権、申立権を認める
Ｂ.受託者、信託管理人、運営委員（設置型の場合）の辞・解・選任について、原則＊として権限を認めない
＊信託管理人が1名の場合における、辞・解・選任の同意権は、委託者の関与が必要か

（主な議論）
・Aのように幅広い人事権を認めるのはやり過ぎの感がある
・裁判所に対する申立権と信託内部での同意権は別に分けて考えたほうが良い。個人的には少なくとも申立権は認めておくべき。
・公益法人に対する寄附者と公益信託の委託者は異なる性格のものだから、ある程度の人事権はあってもよいのではないか
（再検討）
上記意見を踏まえ、次頁（8頁）の表を参考にして、総合的に本日再検討していただきたい

第5回PPT資料P.21、第6回PPT資料 P13を一部修正の上再掲

人事に関するデフォールト規定と信託行為の別段の定め

		デフォールト	信託行為別段の定め	委託者が存しない場合
受託者	辞任	①委託者・信託管理人の同意 ②やむお得ない事由、裁判所の許可	①許容	①デフォールト適用なし
	解任	①正当理由による委託者・信託管理人の合意 ②任務違反等の理由による委託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の解任	①許容 ②委託者については許容	①デフォールト適用なし
	選任	①信託行為の別段の定め ②(別段の定めがないとき等）委託者及び信託管理人の合意 ③必要があると認めるときは裁判所による利害関係人の申立てによる選任	①許容	②は（信託管理人は）とする
信託管理人	辞任	①委託者・(他の信託管理人)の合意 ②やむお得ない事由、裁判所の許可	許容	①デフォールト適用なし
	解任	①正当理由による委託者・(他の信託管理人）の合意 ②任務違反等の理由による委託者、受託者、又は(他の信託管理人）の申立てによる裁判所の解任	①許容 ②委託者については許容	①デフォールト適用なし
	選任	①信託行為の別段の定め ②(別段の定めがないとき等）委託者及び信託管理人の合意 ③必要があると認めるときは裁判所による利害関係人の申立てによる選任	①許容	②のデフォールト適用なし

（４）信託条項の変更に関する権利
A.信託条項の変更についてデフォールト規定同様の権限を認める
B.信託条項の変更について原則として権限を認めない
C.目的条項の変更については委託者の同意権を認める
(主な意見)
デフォールト規定にこだわると多様にニーズに適応できなくなる。受託者の意思を実現するためにはどうすればよいかという視点と、他方受託者側の事務負担や能力から考える視点とのバランスでグラデユエーションのような関係にあるのではないか。

（５）信託の継続及び併合・分割に関する権利
A.信託の継続、併合・分割についてデフォールト規定同様の権限を認める
B.信託の継続、併合・分割について原則として権限は認めない

(再検討)
（４）（５）について11頁、12頁の表を参考にして、総合的に本日再検討していただきたい

２．受託者の権限の範囲
A.人事、信託条項の変更、併合・分割に関する受託者の権限はデフォールト規定通りで良い
B.一部変更したほうが良い＊
＊デフォールトは、信託目的達成に必要なことが明瞭なとき及び軽微な変更のときは受託者のみで信託条項を変更でき、信託目的達成に必要なことが明瞭なときは、受託者のみで併合・分割ができるが、信託管理人の同意を要するとするなどの修正が必要か。

３．信託管理人の権限の範囲
A.人事、信託条項の変更、併合・分割に関する信託管理人の権限はデフォールト規定通りで良い
B.一部変更したほうが良い＊
＊デフォールトは、信託目的に反せずかつ受託者の利益を害しないことが明瞭なとき、信託管理人の判断だけで信託条項を変更できるが過剰な権限ではないかとの議論はどうか

(再検討)
２及び３についても8頁、11頁、12頁の表を参考にして、総合的に本日再検討していただきたい

信託条項の変更、信託の継続、併合、分割に関するデフォールト規定と信託行為の別段の定め（１）

		デフォールト	信託行為別段の定め	委託者が存しない場合
目的以外の信託行為の変更	原則	委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
	信託目的に反しないことが明らか	受託者・信託管理人の合意（委託者へ通知）	許容	
	信託目的達成のため必要なことが明らか	受託者の書面又は電磁的記録による意思表示（委託者及び信託管理人へ通知）	許容	
	受託者の利益を害しないことが明らか	委託者・信託管理人の受託者への意思表示	許容	
	信託目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らか	信託管理人の受託者への意思表示（受託者は委託者へ通知）	許容	
	予見できなかった特別の事情による	委託者・受託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の変更命令	委託者の申立て権排除可	
	軽微な変更	受託者（委託者又は信託管理人の同意を得ていない場合はこれらの者に通知）	許容	

信託条項の変更、信託の継続、併合、分割に関するデフォールト規定と信託行為の別段の定め（２）

		デフォールト	信託行為別段の定め	委託者が存しない場合
目的の変更		委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
信託の継続		委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	受託者・信託管理人の合意
併合・分割	原則	委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
	信託目的に反しないことが明らか	受託者・信託管理人の合意（委託者へ通知）	許容	デフォールト適用なし
	信託目的達成のため必要なことが明らか	受託者の書面又は電磁的方法による意思表示委託者及び信託管理人に対し通知）	許容	デフォールト適用なし

第5回PPT資料P14再掲第6回P15一部修正の上再掲　＊受託者　三菱UFJ信託銀行　契約日　2001年

略語　公＝公益信託法　則＝法務大臣の所管に関する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則　契＝信託契約

各信託関係者の職務権限等(公益信託成年後見助成基金＊)

	事項	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
事業	助成金の交付		決定　契19	意見又は勧告 契11①、19		
事業	事業計画・収支予算	届出受理　則4	決定・届出　契18		報告受領　契18	
事業	事業報告・収支決算・財産目録	届出受理　則5	決定。届出　契20		承認　契20、契27②	
人事	受託者の辞任	許可　公7則12	許可申請　契31		報告受領　契31　同意権排除	(同意権排除)
人事	受託者の解任	許可　公8則14			解任申立て　公8則14	解任申立　公8則14
人事	新受託者の選任	選任　公8則15		選任請求　契32	選任請求　契32	選任請求　契32
人事	信託管理人の辞任	届出　則26② *(許可公8則22)*	承認　契9③	同意　契9③	受託者に申出　契9③ *(許可申請　公8則22)*	
人事	信託管理人の解任	許可　公8則23			(他の信託管理人) 解任申立　公8則23	解任申立　公8則23
人事	新信託管理人選任	届出　則26② *(選任公8則21)*	選任　契9③	同意　契9③	*(選任申立て　公8則21)*	*(選任申立て　公8則21)*
人事	新旧受託者間の事務引継ぎ		引継ぎ事務　信59③契32②		立会い　契32②	
人事	運営委員の解任	届出　則26	解任　契13	2/3以上議決　契13	同意　契13	
人事	運営委員の選任	届出　則26	選任　契12②		同意　契12②	

第5回PPT資料P15再掲ち6回PPT資料P16再掲

	事項	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
管理	追加信託	届出　契6④	同意　契6②			
管理	寄附	届出(根拠規定なし)	受入義務　契6③			
管理	委員会の招集			運営委員長　契14		
管理	短期借入金		決定　契23①		同意　契23①	
管理	信託財産の固有財産化		決定　契24		承認　契24	
管理	信託条項の変更	許可　公5,6則7,8	許可申請　契34		同意　契34	
管理	事務委任		決定　契35	議決　契35	同意　契35	
管理	諸規程の制定・改廃	届出(根拠規定なし)	決定、届出　契37	諮問に対し答申　契37	報告受領　契37②	
管理	その他必要事項		決定　契11②	諮問に応じ助言契11②		
管理	信託の終了	届出 *(許可　公8則25)*	決定、届出　契28①② *(許可申請)*	報告受領　契28②	承認　契28①	
管理	残余信託財産の帰属	許可　公8則25	決定　契29		承認　契29	
管理	最終計算	届出　則29	決定　契30		承認　契30②	

公益信託の会計基準

（主な意見）
・公益法人会計も昭和61年会計基準までは現金主義、平成17年会計基準で完全に発生主義に基づく損益計算になった。税制上の措置を公益法人並みと考えるなら、当然損益計算で考えるべき
・民間主導で策定するのが望ましいとも考えるが実際は無理ではないか、官のお墨付きが必要
・特定非営利活動法人の会計基準は民間側で作ったが、行政庁、会計士協会など関係方面との調整に大変なエネルギーが必要だった
・公益法人の会計基準はそもそも法律で損益計算であることが規定されている。公益信託ではそのあたりはどうなるかによって、会計原則が変わってくるのではないか。
・税制上の優遇措置を受けるなら今の収支計算方式では耐えられない。
・現在信託銀行では信託勘定は公益信託に限らずすべて収支計算で会計している。これを公益信託だけ損益計算することは事実上不可能と思う。新しい公益信託では、建物など減価償却財産の受託も可能だが事実上当面は受託しないことになるのではないか。

（とりあえずの方向感）
公益法人並みの優遇税制を指向する以上、それなりの公正妥当な会計基準が必要、その策定主体は民間側で担うことが望ましいには違いないが、関係方面との調整にも十分配慮する必要がある。

今後の勉強会について

【問題提起】
この勉強会は２０２１年に法案の国会提出を想定して続けてきたが、ここへきてその可能性はなくなり、２０２２年以降に期待するという情勢を勘案し、具体化するまで中止し、具体化してきたところで再開するか、せっかくここまで勉強してきたので、更にいろいろな観点から射程を広げて勉強する場として存続するか。
【主なご意見】
・この勉強会がもう少し幅広い視点から議論できる場として存続できればと思う。たとえば英米の公益信託の現状や信託の判例など有識者にもゲストスピーカーとして話してもらうとか、実務家の視点から実例の整理とか。
・実務家として今回の勉強会は大変有意義だったので続けてもらいたい、みんなで論点を出し合えばさらに知識が蓄積できるのでは。
・ここまでやってきたので、中止するのではなく是非継続してもらって知識を深めたい
・金銭以外の多様な信託財産が認められるので、実務的な観点からそれぞれの活用の仕方を考えていきたい。
・基本的には実務家の視点から今後継続してもらいたい、一に受託の類型(いくつかのパターンあり）ごとの活用形態、二に財産種類ごとの活用方法、三に受託者の類型による活用の仕方を勉強したい。
・新公益信託の実現に？が付いたのではなく実現時期が想定より遠のいたということなら、是非継続してもらいたい。現実の公益信託に相応しい案件も出てきているので。
・英米における活用事例なども勉強したいのでぜひ続けてもらいたい。

今後の勉強課題(仮案)

1）海外事例の紹介
・米国のコミュニティ財団とドナー･アドバイズド･ファンド
・英国チャリティと公益信託
2）信託財産種類ごとの整理
・有価証券・不動産・知的財産・美術品などの信託財産種類ごとの想定活用事例
3）受託団体ごとの信託機関の類型と権限等の設計
・マルチ目的助成財団(コミュニティ財団、一部の多目的公益財団)
・単一目的助成・奨学財団
・事業型非営利組織（大規模・小規模／学術、文化芸術、NGOなど）
4）既存の公益信託の現状と移行に際しての課題など
5）その他
・法制審審議を顧みて
・民事信託（家族信託）の普及状況
・遺贈・生前寄付と公益信託
・金融と公益信託（米国事例を含め）
・公益信託における法務上の課題（判例とを含め）
6）アンケートによるニーズ調査

（８）第８回勉強会

2021 年 2 月 15 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第８回）

開催日時：２０２１年2月１５日（月）１６時より１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．英国・米国のフィランソロピーにおける公益信託の活用
　　小林立明氏（多摩大学社会的投資研究所主任研究員）
２．要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（５）
　　パワーポイント資料による説明（公法協太田）
３．公益信託の会計基準
　　パワーポイント資料による説明（公法協太田）
４．意見交換と質疑応答

資　料
１．パワーポイント資料「英国・米国のフィランソロピーにおける公益信託の活用」
２．公益信託法の見直しに関する要綱案
３．パワーポイント資料「新しい公益信託活用に向けた勉強会(第８回)」
（お願い）
２は当日参照する場面が多いため、必ず机上にご準備ください。１，３は勉強会当日、画面でも共有しますが、印刷され適宜参照された方が便利かと思います。

以上

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第８回）　　２０２１,２,１５

１．要綱案におけるデフォールト規定と（選択肢）の整理（５）
２．公益信託会計基準の考え方

公益財団法人 公益法人協会
The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)
ー 民間公益活動推進センター
会長　太田　達男

公益信託の委託者

１．委託者の権限

【要項案】

委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様。信託行為で制限できる。

【主な議論】

・受益者の定めのある信託において委託者に認められている権利は、信託財産に対する強制執行等に対する異議申立て権や、受託者の権限違反事項に対する取消権も認め得るのではないか。これらを総合的に検討して判断するべきではないか、また、同意権と申立権は分けて考えたほうが良い。(第6回)

・幅広い人事権を認めるのはやり過ぎの感がある(第6回)

・裁判所に対する申立権と信託内部での同意権は別に分けて考えたほうが良い。個人的には少なくとも申立権は認めておくべき。(第6回)

・公益法人に対する寄附者と公益信託の委託者は異なる性格のものだから、ある程度の人事権はあってもよいのではないか(第6回)

・デフォールト規定にこだわると多様にニーズに適応できなくなる。受託者の意思を実現するためにはどうすればよいかという視点と、他方受託者側の事務負担や能力から考える視点とのバランスでグラデユエーションのような関係にあるのではないか。(第6回)

・受託者が破産した場合、受託者法人の預金の差し押さえについての異議申し立てや、公益法人の場合は認定取消の場合の公益贈与について信託財産が含まれている場合、委託者の異議申し立て権は重要、別段の定めによる権利付与は必要。(第7回)
・公益信託も当然倒産隔離機能があるが、信託財産に属するかどうかという認識自体が争われることはあり得る。委託者が申立権を持たなくても信託管理人が適切に対応することも可能で、必ずしも委託者にその権限を与えなければ保全できないという訳でもない。一方で委託者によっては単なる寄附と違って何らかの関ができる余地を残したいという希望もあるだろう。いずれにしても別段の定めの運用は弾力的に考えたほうが良い。(第7回)
・もちろん委託者の希望なども踏まえてある程度弾力的に対応するという方向感は良いが、行政庁の判断の範囲をあまり広くしたり、恣意的な考えが出てこないよう、信託行為の別段の定めには、ぎりぎりの限界があるのではないか。(第7回)

【取りあえずの方向感】
信託行為の別段の定めによるで委託者への権限付与又は権限制限は、個別の案件ごとに弾力的に対応できるように考える。なお、英米において委託者に要綱案のように広範な人事権があるのかどうか調べてみたい。

2. 委託者の地位の移転

【要綱案】
委託者の地位は、受託者及び信託管理人の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる。

【主な議論】
・そもそも委託者の権利は取り上げてしまうのはいかがなものか。(第6回)
・委託者の権限を認めないことの根拠は乏しいのではないか。(第6回)
・反社とか意思能力に欠ける人に無断で移転されても困るので、要綱案が妥当。(第6回)
・委託者の立場や意見を尊重でき得る仕組みが必要。ただ税制との関係でおのずから限界が出てくるかもしれないが。(第7回)
・そもそも要綱「第６の２（１）」には、「・・・又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができるものとする」としており、信託行為でこれを禁止することはできないのではないか。反社勢力に移転することを阻止するというのは、行政庁の認定の問題ではないか。(第7回)
・生前での移転は元より遺言で長男に移転するということも相続ではないという解釈も可能か(第7回)
【取りあえずの方向感】
生前の権利移転は、個別事情に応じて弾力的に対応できることとし、これをそもそも信託行為で禁止できるかどうか、あるいは遺言により相続人(たとえば長男)に移転することは認められるのか、については法制審議論を調べてみる。

部会	法務省提案	委員議論
３９	移転・相続について提案案	沖野幹事：相続と移転について質問 深山委員：弁護士会で議論したときも，委託者本人の一身専属的に考えて，相続ということは基本的には考えないということで余り異論はなかったです。
４４	第6の2「委託者の相続人は，委託者の地位を相続により承継しないものとする」（注において「別段の定め許容」という考え方もある旨示唆）	平川委員：第６の２につきまして，ゴシック本文の提案に賛成いたします。（注）の信託行為に別段の定めがあるときに相続人への承継を認めるとする考えは採るべきでないと考えます。 深山委員：相続人に委託者として受け継いでもらいたいという人もいてもおかしくはないので，そういう委託者の意思も尊重すべきだという観点から，別の定めについて，私自身あっていいと思いますし，少なくともそれはパブコメに付して意見を求めたらよろしいと思います。
４５	中間試案として同上	
４８	パブコメ結果	**本文　賛成６（大阪弁，公法協，札幌弁，信託協会，東弁，日弁連）反対０、** **注　賛成２（東弁，日弁連）反対２（大阪弁，公法協）**

５１	第6の2「委託者の相続人は，委託者の地位を相続により承継しないものとする」 (注) 信託行為の別段の定めを許容する考え方もある *信託法第146条①* *委託者の地位は、受託者及び受益者の同意を得て、又は信託行為において定めた方法に従い、第三者に移転することができる*	○吉谷委員：結論としては補足説明の（注）の考え方を採らないという立場に賛成したいと思います。 ○深山委員：委託者が自分亡き後は例えば息子に自分に代わって公益信託の一定の監督的なことをしてもらいたいという意思は十分に実現できますので，むしろ相続という形ではなくて，委託者の地位の移転という形で，それを信託行為に書き込むことによって実現するというのは，在るべき姿だろうという考えに至りました。 ○中田部会長　沖野幹事の御発言は，相続による承継というのを信託行為の別段の定めでもっても認めるべきではないということをおっしゃった上で，移転については信託行為に例えば「相続人」と書くことはあり得ることになるのかどうかというのが２番目の議論として出てきたのだと思います。 ○平川委員　１４６条の方法による委託者の地位の移転についても，同じく委託者のガバナンスに対する関与，委託者に依存するようなガバナンスの方策を考えるというのは極力避け，ほかの方法によるべきであると考えますので不要と反対します。 ○能見委員　１４６条により信託行為でわざわざ「相続人」に移転すると定めた場合には，その範囲などが不確定なことは委託者も受託者も了承しているわけですから，その範囲で認めるのは構わないかなというふうに現在は考えているところです。

５１		○新井委員　私も今の能見委員の考え方とほとんど同じなのですが，委託者の地位というのは一般的に二つあると言われています。一つが信託目的，設定者としての地位です。これは一身専属的です。他方が財産出捐者としての地位です。この二つがあると言われていますが，この二つの地位は，共に相続によっては承継しないと考えておりますので，まずそこのところを確認した上で１４６条の地位の移転ですけれども，これは財産出捐者としての地位の移転は認めてもいいとするものではないか。その場合，信託行為の定めによって移転することは可能ではないかというふうに考えます。 ○林幹事　この点，私は移転も許しつつ，（注）のように別段の定めがあれば，委託者の地位の相続を認めてよいというか，そういう考えです。
５２	要綱案と同一内容(地位の移転を認める提案が附加)となる	○神田委員　それは２の移転という概念なのですけれども，移転という概念がいわゆる特定承継のほかに一般承継も含めた概念だとしますと，３との関係では，厳密に言えば３というのは２（１）にかかわらずという意味だと思うので，それを少し確認させていただければと思います。逆に言うと，移転という概念が一般承継を含まないとしますと，一般承継の場合に，３は相続だけはノーと言っているのですけれども，それ以外の場合について規定がないということになってしまいます。前者の理解で私はいいと思っているのですけれども，一応，発言させていただきます。

委託者及び利害関係人としての権利(抜粋）及び地位の移転

再掲資料

３～15は委託者の権利、67以下は利害関係人としての権利

法務省「信託法部会資料４８」添付の別表資料より人事関係、信託の変更・終了等において検討する部分を除き、かつ主要な項目を抜粋した

別表NO.	権利の内容	別段の定めない場合	別段の定めある場合	別段の定めで制限の可否	本勉強会検討状況
3	信託財産への強制執行等に対する異議申立権	×	○		
5	受託者等の権限違反行為の取消権	×	○		
9	受託者の利益相反行為に対する取消権	×	○		
１２	信託事務の処理の状況についての報告請求権	○		○	
１３	信託財産の状況に関する書類内容の報告請求権	×	○		
１４	信託事務・財産に関する帳簿・書類の閲覧請求権	×	○		
１５	受託者の任務違反行為に対する損失補てん請求権	×	○		
６７	財産目録(貸借対照表等)の閲覧等請求権	○		○	
７１	裁判所に対する信託財産管理命令の申立て権	○		○	
８１	信託財産の保全処分の申立て権	○		○	

委託者の地位の移転(受託者及び信託管理人の同意又は信託行為の別段の定め)	移転禁止とするかどうか

再掲資料

人事に関するデフォールト規定と信託行為の別段の定め

		デフォールト	信託行為別段の定め	委託者が存しない場合
受託者	辞任	①委託者・信託管理人の同意 ②やむお得ない事由、裁判所の許可	①許容	①デフォールト適用なし
	解任	①正当理由による委託者・信託管理人の合意 ②任務違反等の理由による委託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の解任	①許容 ②委託者については許容	①デフォールト適用なし
	選任	①信託行為の別段の定め ②(別段の定めがないとき等) 委託者及び信託管理人の合意 ③必要があると認めるときは裁判所による利害関係人の申立てによる選任	①許容	②は（信託管理人は）とする
信託管理人	辞任	①委託者・(他の信託管理人)の合意 ②やむお得ない事由、裁判所の許可	許容	①デフォールト適用なし
	解任	①正当理由による委託者・(他の信託管理人）の合意 ②任務違反等の理由による委託者、受託者、又は(他の信託管理人）の申立てによる裁判所の解任	①許容 ②委託者については許容	①デフォールト適用なし
	選任	①信託行為の別段の定め ②(別段の定めがないとき等) 委託者及び信託管理人の合意 ③必要があると認めるときは裁判所による利害関係人の申立てによる選任	①許容	②のデフォールト適用なし

再掲資料

信託条項の変更、信託の継続、併合、分割に関するデフォールト規定と信託行為の別段の定め（１）

		デフォールト	信託行為別段の定め	委託者が存しない場合
目的以外の信託行為の変更	原則	委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
	信託目的に反しないことが明らか	受託者・信託管理人の合意（委託者へ通知）	許容	
	信託目的達成のため必要なことが明らか	受託者の書面又は電磁的記録による意思表示（委託者及び信託管理人へ通知）	許容	
	受託者の利益を害しないことが明らか	委託者・信託管理人の受託者への意思表示	許容	
	信託目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らか	信託管理人の受託者への意思表示（受託者は委託者へ通知）	許容	
	予見できなかった特別の事情による	委託者・受託者又は信託管理人の申立てによる裁判所の変更命令	委託者の申立て権排除可	
	軽微な変更	受託者（委託者又は信託管理人の同意を得ていない場合はこれらの者に通知）	許容	

再掲資料

信託条項の変更、信託の継続、併合、分割に関するデフォールト規定と信託行為の別段の定め（２）

		デフォールト	信託行為別段の定め	委託者が存しない場合
目的の変更		委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
信託の継続		委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	受託者・信託管理人の合意
併合・分割	原則	委託者・受託者・信託管理人の合意	許容	デフォールト適用なし
	信託目的に反しないことが明らか	受託者・信託管理人の合意（委託者へ通知）	許容	デフォールト適用なし
	信託目的達成のため必要なことが明らか	受託者の書面又は電磁的方法による意思表示委託者及び信託管理人に対し通知）	許容	デフォールト適用なし

再掲資料

＊受託者　三菱UFJ信託銀行　契約日　2001年

略語　公＝公益信託法　則＝法務大臣の所管に関する公益信託の引受の許可及び監督に関する規則　契＝信託契約

各信託関係者の職務権限等(公益信託成年後見助成基金＊)

	事項	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
事業	助成金の交付		決定　契19	意見又は勧告 契11①、19		
事業	事業計画・収支予算	届出受理　則4	決定・届出　契18		報告受領　契18	
事業	事業報告・収支決算・財産目録	届出受理　則5	決定。届出　契20		承認　契20、契27②	
人事	受託者の辞任	許可　公7則12	許可申請　契31		報告受領　契31　同意権排除	（同意権排除）
人事	受託者の解任	許可　公8則14			解任申立て　公8則14	解任申立　公8則14
人事	新受託者の選任	選任　公8則15		選任請求　契32	選任請求　契32	選任請求　契32
人事	信託管理人の辞任	届出　則26② *(許可公8則22)*	承認　契9③	同意　契9③	受託者に申出　契9③ *(許可申請　公8則22)*	
人事	信託管理人の解任	許可　公8則23			（他の信託管理人）解任申立　公8則23	解任申立　公8則23
人事	新信託管理人選任	届出　則26② *(選任公8則21)*	選任　契9③	同意　契9③	*(選任申立て　公8則21)*	*(選任申立て　公8則21)*
人事	新旧受託者間の事務引継ぎ		引継ぎ事務　信59③契32②		立会い　契32②	
人事	運営委員の解任	届出　則26	解任　契13	2/3以上議決　契13	同意　契13	
人事	運営委員の選任	届出　則26	選任　契12②		同意　契12②	

再掲資料

	事項	所轄庁	受託者	運営委員会	信託管理人	委託者
管理	追加信託	届出　契6④	同意　契6②			
管理	寄附	届出(根拠規定なし)	受入義務　契6③			
管理	委員会の招集			運営委員長　契14		
管理	短期借入金		決定　契23①		同意　契23①	
管理	信託財産の固有財産化		決定　契24		承認　契24	
管理	信託条項の変更	許可　公5,6則7,8	許可申請　契34		同意　契34	
管理	事務委任		決定　契35	議決　契35	同意　契35	
管理	諸規程の制定・改廃	届出(根拠規定なし)	決定、届出　契37	諮問に対し答申　契37	報告受領　契37②	
管理	その他必要事項		決定　契11②	諮問に応じ助言契11②		
管理	信託の終了	届出 *（許可　公8則25）*	決定、届出　契28 ①② *(許可申請)*	報告受領　契28②	承認　契28①	
管理	残余信託財産の帰属	許可　公8則25	決定　契29		承認　契29	
管理	最終計算	届出　則29	決定　契30		承認　契30②	

第7回資料再掲

公益信託の会計基準

（第６回での主な意見）
・公益法人会計も昭和61年会計基準までは現金主義、平成17年会計基準で完全に発生主義に基づく損益計算になった。税制上の措置を公益法人並みと考えるなら、当然損益計算で考えるべき
・民間主導で策定するのが望ましいとも考えるが実際は無理ではないか、官のお墨付きが必要
・特定非営利活動法人の会計基準は民間側で作ったが、行政庁、会計士協会など関係方面との調整に大変なエネルギーが必要だった
・公益法人の会計基準はそもそも法律で損益計算であることが規定されている。公益信託ではそのあたりはどうなるかによって、会計原則が変わってくるのではないか。
・税制上の優遇措置を受けるなら今の収支計算方式では耐えられない。
・現在信託銀行では信託勘定は公益信託に限らずすべて収支計算で会計している。これを公益信託だけ損益計算することは事実上不可能と思う。新しい公益信託では、建物など減価償却財産の受託も可能だが事実上当面は受託しないことになるのではないか。

（とりあえずの方向感）
公益法人並みの優遇税制を指向する以上、それなりの公正妥当な会計基準が必要、その策定主体は民間側で担うことが望ましいには違いないが、関係方面との調整にも十分配慮する必要がある。

第7回資料再掲

今後の勉強課題(仮案)

1）海外事例の紹介
・米国のコミュニティ財団とドナー･アドバイズド･ファンド
・英国チャリティと公益信託
2）信託財産種類ごとの整理
・有価証券・不動産・知的財産・美術品などの信託財産種類ごとの想定活用事例
3）受託団体ごとの信託機関の類型と権限等の設計
・マルチ目的助成財団(コミュニティ財団、一部の多目的公益財団)
・単一目的助成・奨学財団
・事業型非営利組織（大規模・小規模／学術、文化芸術、NGOなど）
4）既存の公益信託の現状と移行に際しての課題など
5）その他
・法制審審議を顧みて
・民事信託（家族信託）の普及状況
・遺贈・生前寄付と公益信託
・金融と公益信託（米国事例を含め）
・公益信託における法務上の課題（判例とを含め）
・公益信託における税法上の課題
6）アンケートによるニーズ調査

（９）第９回勉強会

2021 年 3 月 15 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第９回）

開催日時：２０２１年3月１５日（月）１６時より１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．新参加者自己紹介
２．「法制審議会の審議に参加して」
　　中央大学法学部教授　新井　誠先生
３．新井先生との質疑応答、意見交換

資　料
１．新井教授レジメ
２．公益信託法の見直しに関する要綱案

以上

法制審議会の審議に参加して

2021年3月15日
新井

1. 委員就任
   (1) 信託法
   (2) 公益信託法

2. 目的信託と公益信託
   (1) 私見
   (2) 意外な結末

3. 自己信託と公益信託

4. 運営委員会

5. 委託者の地位の移転

6. 委託者の権限の範囲

7. 法案提出の見通し
   (1) 公益信託実務の現状
   (2) 信託協会

（10）第 10 回勉強会

2021 年 4 月 19 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第１０回）

開催日時：２０２１年4月１９日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．「米国プランドギビングの近年の傾向：コロナ危機の中での課題、戦略と可能性」
　　米国ノースカロライナ大学グリーンスボロ校政治学部　大西たまき准教授
２．大西準教授との質疑応答、意見交換
３．新参加者自己紹介

資　料
１．(大西準教授のパワーポイント説明資料は当日画面共有いたします)
２．米国のプランド・ギビングによる公益信託の実用とフィランソロピー協働の意義
３．寄付者の“思い”と“公益”の狭間で ～アメリカの公益信託における委託者の当事者適格から～
４．大西准教授のプロフィール

以上

公益法人協会　2021 年 4 月 19 日

勉強会タイトル「米国プランドギビングの近年の傾向：コロナ危機の中での課題、戦略と可能性」

大西たまき（おおにし　たまき）
University of North Carolina at Greensboro 政治学部准教授。コロンビア大学院（芸術経営）修了。インディアナ大学 Ph.D. （フィランソロピー専科、起業論・組織論副科）。トヨタ自動車人材開発部に勤務後、渡米。1999 年から 2004 年まで全米公共テレビ放送 PBS ニューヨーク局の大口寄付資金調達部に勤務。現在 Association for Research on Nonprofit Organizations and Voluntary Action の委員を兼任。2018 年 Academy of Management（起業論）の社会起業研究論文賞を受賞。主な研究分野はファンドレイジング、フィランソロピー、社会起業理論および国際比較研究。プランドギビングに関しては「米国のプランド・ギビングによるチャリタブル・トラストの実用とフィランソロピーの発展における意義」（信託協会研究奨励金助成）、「アメリカにおける個人寄付の新たな動向－ 公益金融商品分野：プランド・ギビング」（パブリックリソースセンター 『NPO と金融機関の協働に関する調査研究 報告書』）などの研究がある。

※パワーポイント資料は、講師のご要望により非公開。

米国のプランド・ギビングによる公益信託の実用とフィランソロピー協働の意義

インディアナ大学フィランソロピーセンター研究員　大　西　たまき

― 目　　次 ―

１．はじめに
２．研究方法・目的
３．米国プランド・ギビング：概念と類型
　3-1. 概念
　3-2. 分類･類型
　3-3. 各商品とその仕組み
４．米国の公益信託：普及と数量的位置づけ
　4-1. 公益信託の数と資産高データ
　4-2. フィランソロピーへの影響
５．米国プランド・ギビング発展を促す社会的・法的環境
　5-1. 税制改革と優遇
　5-2. 社会的動向
　5-3. 金融機関とフィランソロピーの協働：その背景と可能性
６．結び：日本での普及に向けて米国の事例から学べる事

１．はじめに

現在、日本において公益信託は、公益法人改革の影響下その公益性を問われ、税制を含む社会環境の大きな変化に直面しており、公益信託の発展には、現段階でその意義と普及方法を一層明確にすることが必要である。

日本における公益信託は1922年の信託法制度化後、公益法人協会や信託協会等による積極的動きの結果、1977年に設立申請・許可等の基盤整備と実現化に至り、今では受託件数554件、信託財産残高691億円にのぼる（信託協会ウェブサイト「公益信託の受託状況（平成20年３月末現在）」より）。さらに社会投資責任の波と NPO [(1)] 支援、フィランソロピー（philanthropy、社会支援活動）の必要性からも、公益信託への関心は高まっている。が、管理・受託が信託銀行に限られ、税制優遇の限界もあり普及に伸び悩んでいるのが現実と言えよう。他方、日本人の貯蓄性からみて、老後の資産管理に柔軟な米国の公益信託の事例は魅力的だ。

『公益信託制度の抜本的改革に関する研究プロジェクト』（2003年）等で、能見善久氏は既に日本における残余公益信託の可能性を指摘している。同時に『アメリカ信託法ノートI』（2000年）にて樋口範雄氏は、米国公益信託につき残された疑問として、公益信託の歴史や公益活動の実態等を挙げた。当研究はこれらの指摘をふまえ、また上述した日本の現状に対応すべく、チャリタブル・トラスト [(2)]（charitable trust、以下、公益信託）

を含むプランド・ギビング（planned giving、計画的寄附活動）が発展する米国の現状をもとに、発展を促す法的・社会環境を押さえつつ、その多様な仕組みを分類化・解説し、さらに実践化を担った管理・普及戦略、フィランソロピーとの関連と協働を考察するものである。

２．研究方法・目的

米国の公益信託は、現行税制による税制上の多大な優遇だけでなく、金融機関以外に弁護士、会計士等の個人、非営利団体[3]やプランド・ギビング・オフィサー（planned giving officer）と言われる専門ファンドレイザー（fundraiser, 資金調達担当者）等多彩な専門家が関与し、プランド・ギフト（planned gift、計画的寄附）として扱われる。さらに全米プランド・ギビング協会（National Committee on Planned Giving＝NCPG）等業界団体のアドボカシー活動も加わり、高齢化・少子化の影響を受ける米国にて個人の財産管理計画の観点からも、過去20年間でその伸びは著しい[4]（Giving USA Foundation 2005）。特に1990年代以降、フィデリティ・インベストメント他の多くの営利金融機関によるドナー・アドバイズド・ファンド（donor advised fund、寄附者助言基金）事業の参入と人気は、ベビー・ブーマー退職に伴う世代間の富の譲渡等を見越し、セクターを超えた広い関心を集めている。

結果、米国においてプランド・ギビングに関する出版数は年々増加を続けている。が、主な内容は実務家向けの実用書や税制関連で、発展への背景、各種プランド・ギフトの様式分類、フィランソロピーとの関連、現段階にまで発展した経緯を含めた内容はほとんど見当たらない。しかしながら米国の公益信託が現在のように発展に至った制度的・社会背景も含めて理解することは、日本への応用の点でも不可欠であろう。従って当論文は実務や税制関連書だけでなく、歴史的調査研究も含めた先行調査をふまえつつ進めていく。

３．米国プランド・ギビング：概念と類型

3-1. 概念

米国の公益信託は、プランド・ギビング商品の１仕組みとして普及してきた。が、日本の公益信託と比較し異なる点も多く、またプランド・ギビング自体が日本で広く知られている概念ではないため、その内容を明確にする所から始めよう[5]。プランド・ギビングは個人の各種資産が対象となる寄附であり、所得税以外に贈与、遺産、キャピタル・ゲイン等への税金の削減・控除がしばしば可能となる。また寄附のタイミングとして、指定した非営利団体あるいは法的受益者に対する終身、またはその死去時の資産譲渡が、生前に計画される事が特徴である。プランド・ギビングの仕組みは税制度改正に伴い次々と開発され、現在の米国で最も普及している遺書・遺贈（will and bequest）の他、主な商品は 公益先行信託（charitable lead trust）や残余公益信託（charitable remainder trust）等の公益信託に加え、公益寄附年金（charitable gift annuity）、共同出資収益基金（pooled income fund）、有価証券（security）、生命保険契約寄附（life insurance gift）、退職計画商品（retirement plan）、ドナー・アドバイズド・ファンド他、多岐に渡る。

こうしたプランド・ギビングの用語・概念は、時代ごとに変遷を経てきた。当初、寄附者の生前に遺書等の法的契約で設定、据置された後、当人の死後に寄附される仕組みであったためディファード・ギフト（deferred gift. 据置寄附）と呼ばれてきた。その後、1969年改正税法（Tax Reform Act of 1969）によっ

て私益と公益を兼ねた仕組みとして制度化、1970年代には個人財産の計画的管理方法として認識され、プランド・ギフトと総称されるようになった。さらなる概念の転換期は1980年代半ば以降、ファイナンシャル・プランナーほか金融専門家が顧客相手に資産運用方法の一環として積極的に勧めるようなった事に起因する。フィデリティが内国歳入法（Internal Revenue Code = IRC）501（c）（3）のドナー・アドバイズド・ファンドを立ち上げ、その事業の成功に象徴されるよう、営利金融機関のプランド・ギビング分野参入が活発化し、1990年代には40～50歳台という比較的若い世代で資産運用・投資に関心のあるプランド・ギビング寄附者の数が急増した。その結果、現在プランド・ギビングは、アセット・プランニングにちなんで、チャリタブル・ギフト・プランニング（charitable gift planning）とも呼ばれる。

3-2. 分類・類型

上述したよう米国のプランド・ギフトの形態は実に多彩であるが、その中でも共通する特徴は見受けられ、以下、各種その仕組みと特徴を類型・分類化する。

表１　米国の主なプランド・ギフト商品：契約指定型と信託型による分類

分類	主な商品例
契約指定型	遺書による契約と遺贈 生涯権留保贈与寄附 生命保険契約寄附 退職計画商品寄附 公益寄附年金／据置型公益寄附年金
信託型	残余公益信託／ユニトラスト型・年金型 公益先行信託 共同出資収益基金

表２　寄附のタイミングとそれに準じての契約内容変更の柔軟度によるプランド・ギフト分類例

分類	主な商品例
直接寄附型	株式寄附（価値の下がった株式を生前寄附し、所得税控除と共に額面額との差をキャピタル・ロスとして計上する手法）
内容変更可能な据置寄附型	退職計画商品寄附
内容変更不可能な据置寄附型	残余公益信託／ユニトラスト型・年金型 公益先行信託

表３　設定時金額、ペイアウト率、受益者の年齢・数等による分類

主な商品例	設定時金額	追加寄附	ペイアウト率	受益者の年齢 (6)	受益者の数
残余公益信託	10万ドル（約1100万円 (7)）	年金型は追加寄附不可能、ユニトラスト型は1000ドル（約11万円）からが一般的	法律で決められた資産価値の５～50%。実際には配当期間と信託資産価値等を考慮に入れて決定	信託期間と資産、信託運用益、寄附者と非営利団体との関係等に即しケースバイケースで決定	多すぎないよう、非営利団体による制限
共同出資収益基金	５千～１万ドル（約55～110万円）が一般的	1000ドル（約11万円）からが一般的だが、それ以下でも可能	基金の運用益によって変動	基金消滅のリスクを避けるには異なる年齢層の寄附者による参加が望ましい	複数寄附者の参加は参加数や層の拡大に繋がるため望ましい
公益寄附年金（標準）	５千～１万ドル（約55～110万円）が一般的	追加は不可能、ただし他の年金を設定可	ACGA推奨レートが望ましい	配当額は年齢で決定（高年齢の場合、より高い配当）する。寄附者の側からは40～55歳での参加が望ましい	内国歳入庁により２名までの上限
公益寄附年金（据置）	同上	同上	支払いタイミングによって決定される事が多い	より若い時期に設定し、より長く据え置きする方がより高額の年金を受け取る事ができる	同上

■　**契約指定型か信託型による分類**

各種プランド・ギフトはまず①契約指定型あるいは②信託型で区別できよう（表1)。契約指定型商品は、基本的に財産の譲渡先を法的契約するだけのものであり、その後の資産運用や管理に対する手間や負担が少ない。公益寄附年金以外は、契約を制限する最低金額も設定されず、寄附者の経済的状況に限定されることなく広い層を対象とした商品と言えよう。他方、信託型は設定、資産運用・管理に対する手数料や労力がかかるため、設定に際する最低金額も高く、一般に高所得者、資産家向けの商品である。

■　**寄附のタイミングと契約内容の柔軟度による分類**

別の分類方法としては、寄附のタイミングとそれに準じての契約内容変更の柔軟度によるもの、すなわち①寄附者が寄附をするタイミングと非営利団体が寄附を受理するタイミングがほぼ同時期である直接寄附（outright gift)、②内容変更可能な据置寄附（revocable gift)、③内容変更不可能な据置寄附（irrevocable gift）の３種に分けられる（表2)。

■　**設定金額、ペイアウト率、受益者の条件他による分類**

また寄附からの給付金の有無、その支払いタイミングやペイアウト率の設定方法、残余財産あるいは定期給付金の設定方法、信託設定に関する寄附者の参加数、受益者の数や年齢制限等の諸条件等に分類できよう（表３)。

3-3. 各商品とその仕組み

契約型

■ **生涯権留保贈与寄附**（retained life interest gift）

具体的には個人住居や農地等の不動産の寄附であるが、この名称はむしろ寄附者が大口の現金を支払う必要なく、寄附した後さらに死去するまでその不動産に住むあるいは使用する事が可能であるというユニークな仕組みから来ている。すなわち、寄附者は生前に契約を結び、その死去後、生前に指定された非営利団体に不動産が譲渡される。

税制上の恩恵としては、①所得税控除と②遺産税回避が挙げられよう。前者に関しては、契約を結んだ段階でその不動産は寄附先の非営利団体の財産となり、従って不動産全体の資産価値から公益的利益に用いられると想定される額を、所得税に申告、控除できる。同時に寄附者の生前、その遺産から寄附された不動産は既にのぞかれており、よって寄附者の死去に伴った遺産税に影響しない[(8)]。

■ **退職計画商品寄附**（retirement plan gift）**と生命保険契約寄附**（life insurance gift）

退職計画商品寄附の方法は、寄附者が非営利団体を IRA、Roth IRA あるいは401（k）等の退職計画商品の給付金受益者および所有者（契約者）と直接指定[(9)]、あるいは遺書により寄附者の死去後資産が譲渡されるように指定するものである。類似の仕組みとして、保険証券（policy）が非営利団体に寄附され、結果、その団体は寄附者の死亡給付金を寄附として受ける仕組みも近年注目を集めている。が、同時に非常に複雑な仕組みや法律が絡み、設定後に問題が生じる場合も少なくないため慎重な取り扱いが必要である。

それ以外にも、計画商品から寄附者の生前に資金を引き出して非営利団体に直接寄附[(10)]する事も可能である。また残余公益信託への譲渡や遺贈として寄附される等、他のプランド・ギフトの仕組みの中で使われる事も少なくない。しかし同時に、退職計画商品は本来、本人とその家族を助ける仕組みと考えられており、中には受益者として家族以外の例えば非営利団体の指定を基本的に禁じている商品もある。こうした中、退職計画商品から非営利団体への寄附を可能にするには、連邦法により配偶者の許可（署名）が必要とされている。また退職前の資金の引き出しは、たとえ非営利団体の寄附に使われても課税になるため、注意が必要である。

税制上のメリットとしては、退職計画商品の全資産価値は寄附された非営利団体に属し、その段階で個人寄附者の資産から外されるため結果、生命保険契約寄附と同様に①所得税控除と②遺産税回避が可能となる。ただ同時に退職計画商品による寄附は複雑な手続きを要するため[(11)]、専門家のアドバイスを得るべきである。

■ **公益寄附年金**（charitable gift annuity）

寄附者は個人資産を非営利団体に寄附し、それを基に非営利団体が受益者（複数指定可）に対し、彼らの生涯にわたり決められた年金額（life income）を支払う契約の仕組みである。契約された年金の受取人全員の死去後、非営利団体は寄附年金元本の残余金を団体の公益活動目的に用いる事ができる。契約により非営利団体は将来の寄附の確約出来ると共に、寄附者及びその指定受益者は年金寄附を通して将来の定期的収入を確実に見込める仕組みであり、さらに同様の受益権分割（split-interest）である残余公益信託等に比べ小額の寄附で設定可能[(12)]という意味でも、寄附者と非営利団体両者にとって恩恵が多いとされ、近年人気を集めている。

ただ契約であり、当然ながら非営利団体には受益者に対して年金支払い義務が発生する。この年金額設定には、ほとんどの非営利団体は、全米公益寄附年金協会（American

Council on Gift Annuities＝ACGA）が決定および推奨する年金料率を参考に受益者が受け取る年金額と受益者の年齢を基にした計算式を設定、推奨年金料率を算出する。全米公益寄附年金協会のレートは同協会所属のアクチュアリが算出表を基に慎重に設定されている。

さらに集めた基金を年金支払いが可能なよう運用する必要性が生じるだけでなく、州による管理体制も厳しく、州の中には年金寄附を一種の保険ビジネスとして規制する場合もある。全米公益寄附年金協会はこうした州による規制を常に監視、時にはアドボカシー活動も実施する。

税法上では、①所得税、②キャピタル・ゲイン課税、③遺産税に対する恩恵が可能である。まず所得税上の扱いとして、税法上では公益寄附年金に寄附された金額のうち、公益的目的に使われると想定される額に対してのみ控除可能である。さらに受益者にとって、年金は非課税として扱われる。これは年金関連の税法上、非営利団体の有する年金基金の投資益が年金支払い負担額に満たない場合、年金は元本からの返還となり、よって非課税と考えられる所以である。さらに、キャピタル・ゲインにかかる課税分を公益寄附年金に寄附した場合、課税責任を回避あるいは拒絶する事ができる。加えて、遺産税上では、非営利団体に寄附された財産は契約後、寄附者の個人財産から外されるため、遺産税対象から減らされる事になり結果、その個人にかかる遺産税の義務が軽減される。

■ **据置型公益寄附年金**（deferred payment gift annuity）

公益寄附年金と基本的に同じ仕組みだが、年金の支払い開始時期が寄附直後でなく、将来のある時期（通常、寄附者の年齢をもとに計算）まで据置される部分が異なる。年金支払い時期の選択、及び年金支払いをすぐに始めるか据置するかは、寄附年金の契約時に選択しなければならない。

所得税上の恩恵としては、年金支払いを据置することで、将来高額所得者層の所得税控除を得る事ができ、結果、所得税免税額がより高くなる可能性がある。また全米公益寄附年金協会の年金料率算出表によると、据置される事で、年金支払額自体も据置しない時に比べより高くなる。

信託型

■ **残余公益信託**（charitable remainder trust）

残余公益信託は、「１人あるいはそれ以上の受益者（最低１人は非営利団体でない事）に少なくとも年に１度、その死去まであるいは設定された期間に渡り支払いを実行、その期間完了時には指定された非営利団体に資産が譲渡される」（IRC　Section 664における内国歳入庁の定義）仕組みである。私益と公益が分かれる受益権分割信託の中でも最も一般的であり、寄附を受ける非営利団体に対してのみならず、信託を設定する寄附者（donor、この場合、委託者あるいは信託設定者とほぼ同義）とって資産管理と税制上の優遇制の点で多くの優位点がある。すなわち契約型寄附と異なり信託型として別個に独立した法主体であるため、各種プランド・ギフトの中でも用途が広く様々な変形が可能である。その中で最も一般的なものは、後述するよう主に支払い金額の計算方法によって残余公益ユニトラスト型（charitable remainder retirement plan）と残余公益年金型（charitable remainder annuity trust）に大別される。信託設定の際、委託者はユニトラスト型か、年金型のいずれかを選択せねばならず、信託後の設定や両方のハイブリッド型は認められない。その基本的仕組みは、個人が通常、特定の非営利団体を寄附先と指定して信託設定し、受託者（trustee）が信託を管理運用するものである。管理体制としては、寄附者と受託者との間に、複数の合意書が交わされる。受託者は公益団体や金融機関、さらに弁護士

等個人の担当が可能である。

様々な恩恵が豊富な残余公益信託だが、そのため同時に個人財団と同程度の多くの制約も課されている。まず、信託は撤回不能、信託設定後は残余権公益団体の変更が出来ない[13]。次に、寄附者自身、さらにその親族による信託管理（self-dealing）、すなわち信託に譲渡された財産の売買、融資他、信託資産による収益事業が禁止される[14]。

同時に設定された期間、あるいは受益者の生前のうち20年を超えない範囲で、信託設定者か他の受益者に対し、信託設定時に指定された一定金額・割合が配当金として信託から定期的に支払われる（通常 income と呼ばれる）事となる。

非営利団体にとっては、実際に元本を使えるタイミングは、将来に据置される事となる。つまり寄附者は、その個人資産を信託に譲渡するが、そこから配当金を受け取る受益者の非公益利益が失効した際に初めて、非営利団体は残余金を公益目的に使えることとなる。

残余公益信託の人気の理由は、信託からの定期的収入が見込めるにもかかわらず、税法上で高い恩恵が受けられる事にある。特に①所得税、②キャピタル・ゲイン課税、③遺産税に対する恩恵が可能である。まず所得税上の処置として、寄附者は所得税納税申告書にて、残余公益的利益（charitable remainder interest）に相当する信託財産の現在価値を申告・控除できる（受益者の数と年齢によって申告額は変動。通常、控除は信託設定のために譲渡された資産の約50％と言われる[15]）。キャピタル・ゲインにかかる税金が、資産を公益信託に譲渡する事により回避できる。さらに信託からの配当金に対して、受取人が寄附者本人あるいは配偶者のいかんに関わらず、相続税を回避できる。また遺産税上でも信託に譲渡された個人財産は寄附者の資産対象外となるため、寄附者にかかる税負担が軽減される。ただし寄附者、あるいは寄附者の遺族以外が受益者の場合は、課税される事もあるため注意が必要である。

運用益に対しては、関連事業でない限り、残余公益信託は所得税を支払わない一方、信託からの配当金は基本的に課税対象となる。ただし、前年あるいは同年に生じた信託の経常収益全てをキャピタル・ゲイン課税が発生する前に受益者に支払う事で、それを避けることは可能である。

配当金額設定方法

受益者に対する支払金額の設定方法は、信託時に残余公益ユニトラスト型か、残余公益年金型のいずれかに決定される。ユニトラスト型の場合、毎年評価される信託価値に対して信託設定時に決められたペイアウト率を基に、受託者が支払い金額を計算し直す、すなわち支払額は毎年変動する。年金型の場合、支払いは信託設定時の信託価値に対し決定された割合で算出され、結果「年金」という固定金額になる。

受益者への支払い頻度は最低年１回、それ以上も可能だが、支払い回数が余り頻繁、あるいは支払い金額が高額であると元本浸食の恐れも生じる。こうした配当性向の上限はかつて制定法で定められていなかったため、信託の資産価値が皆無になる時点で支払いは停止され、実際の年金支払いに問題も発生した。なによりも公益信託として非営利団体に寄附するはずの残余金を浸食する事は、私益信託としての性格が行き過ぎた配当性向設定による公益信託の乱用と言えよう。従って信託時に過大な配当率を設定しないよう、連邦議会によって1997年納税者緩和法（Tax Payer Relief Act of 1997）が施行、年金支払い率の上限が新たに定められた。現在は内国歳入庁により、受益者への支払い額は、信託価値の５％以上50％未満である事が法律で定められている（表4）（もし残余金受け取りが、信託を管理する非営利団体と同じ場合、支払い率は７％に上昇する）。

各種残余公益の実態

■ **残余公益ユニトラスト型信託**（charitable remainder unitrust）

信託の市場資産価値への割合に基づき、毎年、受益者への配当金額が変動するユニトラスト型の場合、元本浸食を避けるためにも、より柔軟な対応が許されている。すなわち信託設定後の信託への追加財産寄附や、例外的な支払い方法も認められており、そのオプションごとに信託の変形が作られている。具体的には下記の事例がある（表5）。

表4　残余公益信託の配当支払金額設定

残余公益信託の種類	配当性向設定方法
残余公益ユニトラスト型信託	信託の市場資産価値（毎年ごとに評価）の５％以上50％未満
残余公益年金型信託	設定時における信託正味資産価値の５％以上50％未満

表５　残余公益ユニトラスト型信託の変形例

変形	仕組みの実態
標準残余公益ユニトラスト型信託（standard charitable remainder unitrust）	その年の信託の運用成績に関わらず、信託時に設定した支払条件（標準ペイアウト・オプション、standard payout option）を実行、受益者への受取額は固定される。
純利益残余公益ユニトラスト型信託（net income charitable remainder unitrust）	信託時に設定した支払率／ユニトラスト額がトラストの運用収益[16]に満たない場合、設定時に定められたユニトラスト額の代わりに運用収益分を支払う。純利益・利益オンリー・オプション（net income, income only option）型。
純利益残余公益ユニトラスト・メークアップ支給型信託（net income charitable remainder unitrust with make-up provisions）	純利益・利益オンリー・オプションにより生じたユニトラスト額に対する支払額差額を後に繰り越して支払う。メークアップ・オプション（make-up option）型[17]。
転換“フリップ”信託（FLIP trust）	信託設定時は 純利益残余公益ユニトラスト・メークアップ支給型信託として機能、受益者への支払はメークアップ・オプションを基に算出されるが、非公益利益への支払想定額（legal amounts）を使い切った後は 標準残余公益ユニトラスト型信託型に転換される。

表 6　残余公益年金型信託と残余公益ユニトラスト型信託の比較

	年金型	ユニトラスト型
支払回数	最低年１回以上	同左
受取人の条件	最低１人以上、信託設定時に生きている事が条件。非営利団体を指定することも出来るが、その場合、少なくとも他に個人の受取人がいる事が必要	同左
支払期間	あらかじめ指定された期間（しかし20年を超えない）、あるいは年金を受け取る個人（１人あるいは複数）の逝去時まで	同左
支払金額の設定方法	設定時の正味資産価値に対する固定パーセンテージか、固定金額のいずれかの方法（５％以上50％未満）	市場資産価値（毎年評価）の５％以上50％未満
信託後の追加寄附	禁止	許可
資産評価時期と方法	――――――――――――――	● トラストの課税年度のいずれの日でも可（通常、受託者の便宜を図り、暦年の第一平日を取る） ● 毎年同じ評価日と方法が同じであれば、複数の評価の平均をとる方法も可（管理の立場からはこの方法は実際的でない） ● 資産評価は定期収益支払前に行う事を奨励（支払後にはトラスト資産の未来価値評価が義務化するため） ● 通常、追加寄附がなされた場合、その日に評価し、資産価値を調整する

■ **残余公益年金型信託**（charitable remainder annuity trust）

他方、年金型の場合、配当支払金額は固定される一方、ユニトラスト型のような柔軟な対応が許されておらず、いったん信託設定した後の信託への追加寄附は許されていない。よって信託財産の運用成績が著しく低下し非公益利益への支払想定限度を超えた時点で、受益者への年金は元本を切り崩して支払われることになる。同時に、将来切り崩しに使われた額を埋める程に運用益が得られない場合のリスクを考慮して、より柔軟な投資運用が許されている（バーリンゲーム 2006）。

■ **公益先行信託**[18]（charitable lead trust）

公益先行信託とは、信託設定後、寄附者あるいは他の受益者の生前中もしくは寄附者の指定した期間のいずれか20年を最長として、非営利団体に対し定期的に指定金額が寄附され、その期間が終了後、元本が寄附者あるいは遺族等指定された個人に戻ってくる仕組みである。この受け取りには複数の遺族も指定できるため、自身の死後、遺族への金銭的援助が行き渡るよう、生前に設定できる仕組みとして人気がある。また残余公益信託と異なり、最低５％のペイアウト義務もない。ただ公益先行信託の設定に関しては、通常非常に高い金額を必要とされ、非営利団体への毎年の支払い寄附額設定方法により、信託の毎年の評価資産価値に対して固定された支払い率をかけて計算される「ユニトラスト型」、および固定金額が支払われる「年金型」

に区別される。

個人の寄附者が資本に関する権利を保持するという点で特徴的であるが、そのため基本的に課税信託(taxable trust)と見なされ、キャピタル・ゲイン他信託の収入に対し課税される。また信託の残余資産が第三者に譲渡されるような設定下（非贈与者信託、non-grantor trust)、では、贈与税がかかる場合がある（この場合、贈与税は、信託設定時に信託に譲渡された資産価値を基に計算)。ただし「寄附金あるいは信託(grant or trust)」として設定された場合は、毎年の非営利団体に対する支払い金額が非課税の寄附として扱われ、所得税からの控除が可能となる。

■ ad

共同出資収益基金は、特定の非営利団体の支援のために設定された共同出資基金（pooled fund）に対し、複数の寄附者が個人財産を寄附する仕組みである。この基金は投資運用され、その収益は毎年（通常は四半期ごと）配当として寄附者あるいは指定された受益者達に分配され続ける。配当の各受取人が死去した時点ごとに、非営利団体はその持ち分相当の資産額を基金から引き出す。最終的に全員の寄附者・受益者が亡くなるまで基金の運用と分配は続けられる。

配当額はその時の運用収益と各寄附者の寄附が基金に占める割合に基づいて決定される。また受益者は、収益配当を生涯にわたって受け続け、特に期間の指定は許されていない。基金の運用は投資市場の影響を大きく受けるため、運用収益から分配される配当額は当然ながら変動、よって共同出資収益基金が時に「公益投資信託（charitable mutual fund)」と呼ばれる所以である。これは年金の様な固定された収入を好まない人たちにとって興味のある部分でもあるが、同時に資産運用成績が直接配当額に影響する。よって基金は寄附された非営利団体の財産として、銀行等の金融機関が受託者として財産を管理し、配当支払額を決定する事が多い。非営利団体の中には利率別に異なる基金を有する所もあり、高利率の場合４～６％と言われる（バーリンゲーム 2006)。さらに公益寄附年金のように最低設定寄附金額が決められておらず、寄附者がいくらからでも参加できる部分も、人気の一つと言えよう。

税制上の措置として共同出資収益基金の場合、元本返還は生じないため、収益配当は課税となる。しかし①所得税、②キャピタル・ゲイン、③遺産税、④相続税上では優遇が可能である。基金は基本的に撤回不可であるため、公益的利益に使われると想定される金額分は所得から控除される。また価値の上昇した株式等を共同出資収益基金に寄附する事で、株式のキャピタル・ゲインに本来かかる税金が回避される。さらに個人財産が共同出資収益基金を通して非営利団体に譲渡されることで、寄附者の課税資産対象から除外され、結果、遺産税軽減も可能である。受益者が寄附者本人かその配偶者である場合、相続税も回避できる。

しかし基金管理費用がかかるため大型の非営利団体でないとリスクが高く、また近年の株式市場の冷え込みの影響を厳しく受けている。同時に本来公益目的のものが共同出資収益基金の気軽さ・投資性等のため、しばしば配当と税金逃れ目的の乱用にもつながり、内国歳入庁の規制も厳しくなっている。

４．米国の公益信託：普及と数量的位置づけ

以上の様な多彩な仕組みとメリットを有するプランド・ギビングが、米国で実際にどれだけ普及しているか、その数量的位置づけと影響をここで概観する。

4-1. 公益信託の数と資産高データ

米国寄附統計データによると2004年度の段階で遺贈寄附は約198億ドルであった（Giving USA Foundation 2005)。しかし同

データは主に内国歳入庁に提出される所得税納税申告書および遺産所得納税申告書を基にしているため、寄附者の死後、信託他プランド・ギフトが消滅・現金化された、つまり「金銭寄附として実現（realize）」しか額しか把握できず、同時に 1 年の申告寄附額に上限があるため遺族は数年に渡って繰越申告する場合が多い事も反映し、結果的に解消前のプランド・ギフトの数や資産高を含む包括的かつ正確なデータは、現在存在しない[19]。

その中で受益権分割信託（split-interest trust）に関しては、毎年内国歳入庁に対する申告書提出の義務があるため、そのデータを基に申告数や資産額等の情報が見られる。それを基に、表7では一般的な公益信託に関するデータを挙げた。

なかでも残余公益ユニトラスト型信託は高額の寄附で多くの税制優遇が受けられるため近年人気が高いが、データからも 1 件あたりの資産額が他の信託と比べ大きい事が分かる[20]。これらは米国の公益信託全てを含んでいるわけではなく、日米の概念や仕組みの違いもあり現在のところ正確な比較が出来ないものの、日本の最新のデータ（受託件数554件、信託財産残高691億円[21]）を見ても規模の違いは明らかである。

次に生前寄附から据置寄附等を含む個人寄附総額に占める遺贈寄附割合の推移を、プランド・ギフトの著しい伸びと税制関連の可能性を示す例としてみる（表8）。

表 7　残余公益信託および公益先行信託の数・資産額推移

申告年度	残余公益 年金型信託		残余公益 ユニトラスト型信託		公益先行信託	
	税金申告数	総資産高（単位 10 億ドル［約 1, 100 億円］）	税金申告数	総資産高（単位 10 億ドル［約 1, 100 億円］）	税金申告数	総資産高（単位 10 億ドル［約 1, 100 億円］）
2002	22, 783	$9. 60	91, 371	$81. 56	5, 481	$12. 78
2001	22, 958	$10. 18	89, 874	$84. 28	5, 292	$15. 08
2000	22, 669	$10. 55	84, 201	$71. 01	4, 571	$10. 81
1999	21, 630	$9. 71	78, 239	$67. 21	n/a	n/a

IRS のデータを基に大西作成

表 8　米国の個人寄附総額に占める遺贈寄附割合の推移[22]

年	個人寄附総額（単位 10 億ドル［約 1, 100 億円］）	個人寄附（生前）（単位 10 億ドル［約 1, 100 億円］）	個人寄附（遺贈）（単位 10 億ドル［約 1, 100 億円］）	総額に占める遺贈寄附の割合
1964	12. 14	11. 19	0. 95	7. 83%
1969	17. 93	15. 93	2. 00	11. 15%
1974	23. 67	21. 60	2. 07	8. 75%
1979	38. 82	36. 59	2. 23	5. 74%
1984	60. 50	56. 46	4. 04	6. 68%
1989	86. 29	79. 45	6. 84	7. 93%
1994	103. 65	92. 52	11. 13	10. 74%
1999	172. 00	154. 63	17. 37	10. 10%
2004	207. 72	187. 92	19. 80	9. 53%

GivingUSA 2005 他からのデータを基に大西作成

生前・遺贈共に個人寄附額は増加し続けているが、遺贈寄附は、波はあるものの、概して生前個人寄附よりも大きな伸びを示している事が分かる。なお下表の中で遺贈寄附の割合が急激に上がった1969年は、1969改正税法により残余公益信託が制度化された時期である事を指摘したい。年ごとの遺贈寄附額の大きな変化は、全体のわずか0.5%を占めるにしか満たない２千万ドル以上の超大口遺贈寄附が、金額にして４割以上を占めている、という現実にも起因していると考えられている。つまり、大口のプランド・ギビング寄附が寄附者の死去に伴って解約、現金化されると、米国遺贈寄附額を大きく変動させるのである。プランド・ギフト解消時の市場の動向も、米国遺贈寄附額に影響する。例えば2003年度の遺贈寄附は148億ドル、2002年度の178億ドルよりも下がっているが、その背景には解約されたプランド・ギフトの数が少ないというよりも、株価が18%減少、遺贈の価値が低下した時期に現金化されたためと考えられている。

4-2. フィランソロピーへの影響

公益信託の場合、米国に於ける所得・資産所有最高５%の世帯による寄附が、米国年間寄附総額の40%を占め（Havens, Schervish and O' Herlihy 2003)、所得・資産との強い関連性が認められる種類の寄附である。米国寄附統計資料 GivingUSA でもプランド・ギフトの一般的な仕組みである遺贈寄附総額は、前年度分と比べ9.2%の伸び、つまり生前個人寄附を含む各種財源寄附の中での最も著しい成長率4.1%を示している[(23)]。また米国非営利団体においてプランド・ギフトが大口寄附（メジャー・ギフト、major gifts)、すなわち団体の受ける寄附数のうち10～20%を占め、金額にして70～80%以上を占める高額寄附としてしばしば扱われ（Dove, Spears and Herbert 2002)、米国寄附文化、つまりフィランソロピーに大きな影響を与えている。

公益信託を含むプランド・ギフトのフィランソロピーに対する好影響としてさらに挙げられるのは、寄附のタイミングの柔軟性と、私益と公益の組み合わされた仕組みであろう。簡単な仕組みで言えば、例えば遺書による契約寄附は、生前に寄附を計画するものの実際には寄附者はその死去時まで遺産・金銭を支払う必要がない。より大きく複雑な仕組みの場合は、生前に税制優遇を受ける事も可能である。こうしたタイミングの柔軟性は、生前の大口現金寄附をする財政的ゆとりのない多くの寄附者層にとって有り難い仕組みである。

５．米国プランド・ギビング発展を促す社会的・法的環境

プランド・ギビングは寄附者だけでなく、営利機関および非営利団にとっても非常に魅力的である。金融機関にとってはサービス内容と顧客の拡大、非営利団体にとっては、特に公益信託は高額で内容変更不可能、よって将来の収入が見込め、使途の決められた資産（restricted fund）として計上でき、さらに大きな財政的支援が確約されている事で一般社会に対する信頼感やよいイメージにつながる他、多くの恩恵がある。

税制優遇他プランド・ギビングのこうした恩恵は、多くの調査書・出版物で指摘されているところだ。が、Jordan and Quynn (2004) は、プランド・ギフトの最大のメリットは税制優遇だけでなく、それによって可能となった寄附者にとってのいわば「人生設計」の可能性の拡大、すなわち資産・不動産管理、税制優遇、大口寄附による社会貢献の満足感と喜び、残余公益信託等寄附後も見込める将来の定期的収入と財産管理の一環として取り組める利便さ、及び引退後および死去後の家族に対する財政的措置・準備等、資産管理を超えた様々な分野における包括的な人生設計が可能になった事を強調する。従ってプランド・ギフトを推薦する際に、こうした寄附者とその家族の多彩な意図や関心を十分に

理解し、それを基に最適な仕組みを薦める事が最重要である。これを持ち以下、①税制改革と優遇、②社会的動向、そして③金融機関とフィランソロピーの協働の観点から以下プランド・ギフトの近年の伸びの要因を考察していく。

5-1. 税制改革と優遇

米国では故人の財産の３分の２は課税支払い対象になるとも言われる（Englund 1993）ため、可能な限り死去後の資産管理を生前に計画したいという傾向が強い。ここではそうしたプランド・ギビングによる資産計画を可能とし、インセンティブを高める結果となった主な税制改革・法制度を概観する。

米国の公益信託は日本の場合と違い、特に1969年改正税法によって私益と公益を兼ねた仕組みとして制度化された。結果、信託設定した時点で寄附者・委託者が税制優遇を得、年金等の形で生前に定期配当収入が受けられる受益権分割の概念と同時に、長期的キャピタル・ゲイン等の課税回避が可能な残余公益信託の仕組みが生まれた。こうした税制上の恩恵や生前配当収入の仕組みは退職後の生活設計上魅力的である。

プランド・ギビング分野に大きく影響する制分野は①所得税（income tax）、②贈与税（gift tax）、③相続税（estate tax）に大別でき、Fink and Metzler（1982）は、1917年の歳入法（Revenue Act of 1917）で寄附に関わる所得税免税措置（income tax charitable deduction）をそうした寄附控除の先駆けとして指摘する。すなわち第一次世界大戦費用を税金から追加調達すべく作られたこの法律の中で、宗教、公益、科学、教育を活動目的とする法人、子供・動物権利擁護団体に対し個人が課税年度中に行った寄附に対し、課税所得の15％を超えない範囲での控除が認められた事である。

続いて、公益信託に最も大きな影響を及ぼした税制改革は、1969年改正税法ある。この改正の焦点は財団、特に個人の基金に対する内国歳入庁の監視とペイアウトの要求であるが、同時に受益権分割信託に関する詳細な制限と権利が決められ、その後の私益と公益を兼ねた仕組みとしての発展・制度化を促す事となった。すなわち連邦法で初めて、収益を支払う残余公益信託が、税制の優遇を受ける形で設立出来ることが制度化されたのである。特に寄附者は、信託設立時点で所得税控除が可能となり、生前に信託からの収益が受けられると同時に、将来的にキャピタル・ゲインへの課税を避ける事が出来るようになった（Fink and Metzler 1982）。しかしこの1969年改正税法における残余公益信託の扱いは、それまで認可されなかった新たな仕組みに関する条例も含み、そうした意味で一般への理解が難しく、同時に1973～74年当時の不景気[(24)]も影響し、1975年程まで残余公益信託の実用と普及にまで繋がらない結果に終わった。

その後の重要な税制改正としては、1984年項目別控除（itemized deduction）であり、これにより標準控除（standard deduction）の納税者も年末調整で寄附控除が可能となった（バーリンゲーム 2006）[(25)]。一般的に項目的控除は標準控除額よりも寄附や住宅ローン等の支払い総額が多い市民が選択するものであり、よって一般的には高額所得者が多いとみなされている。この措置により富裕層だけでなく、一般の広い層に対しても寄附控除が可能となりインセンティブを高めると期待された。

さらに1986年世代跳躍税（Generation Skipping Tax [GST] 1986）の例外も指摘される（Englund 1993）。すなわち1986年に議会が世代跳躍税を制定してから、２世代以上若い受取人に遺産を譲渡した際、資産の55％の率で課税されることとなったが、例外として、１人100万ドルまでは、GST が掛からない（GST Exemption）という措置である。この法律は逆に、自分の蓄えた富がその死後、なるべく課税されずにいかに残された家族に渡るかを人々に考えさせるきっかけともな

った。免税措置が受けられ、同時に家族に対しても信託から定期的な収入が確保できる、という事などから公益先行信託等が非常に魅力的な商品として受け入れられるようになった訳である。

しかし、全米プランド・ギビング協会は、過去10年余の税制改革をプランド・ギフト発展にとってはむしろ逆効果と厳しく指摘する（NCPG Strategic Directions Taskforce 2007)。例えば遺産税申告の義務がかなり緩められ、多くの納税者が申告の義務を免れ、結果実際の寄贈寄附の規模等、重要なデータが把握できなくなってしまった。こうした状況下、全米プランド・ギビング協会を中心としたプランド・ギビング普及につながる税制改革へのアドボカシー活動は続けられている。

5-2. 社会的動向

1946年から1964年の間に生まれた約77億人の「ベビー・ブーマー」世代。2011年に早い人は65歳になり、その資産動向に関して、非営利団体からも高い注目を集めている。特に1998～2052年間で相続人（家族等)、政府、非営利団体に渡る富は41兆ドル、うち６兆ドルが非営利団体に遺贈として寄附[26]されると想定したHavens and Paul G. Schervishの調査（1999）他により、ベビー・ブーマーの資産とフィランソロピーの関連および可能性が強く浮かび上がった[27]。特にベビー・ブーマー世代前の18年強間における出生数が26億人、その後18年強間には10億人という数を見ると、ベビー・ブーマー世代の規模は３倍以上[28]、また高齢化の観点からベビー・ブーマー世代の平均寿命はさらに10年以上伸びると予想されている（Harvard School of Public Health-MetLife Foundation 2004)。こうした特徴からもプランド・ギビング寄附者としてのベビー・ブーマー世代に対して期待が集まった。

しかし同時にハーバード大学の調査(Harvard School of Public Health-MetLife Foundation 2004）やインディアナ大学の調査（Steinberg and Wilhelm 2001）では、特に戦前派と比べると「仕事で忙しく時間がない」等の理由で、ボランティア等の社会活動に対する積極性が低いとの結果もでている。

が、換言すれが、ベビー・ブーマー世代に対しては「社会貢献の必要性」というよりも、「各個人の資産運用や資産管理」という視点から訴えた方が効果的と米国のプランド・ギビング専門家達は見なし、寄附者を募る際の会話でもその点が強調される。その点は特に、インディアナ大学がCampbell & Company社の助成で行った2007年度発表のサーベイ調査で浮かび上がった。同調査は米国の多くのプランド・ギビング寄附者が遺贈寄附や公益信託を設定しても寄附先の非営利団体にその旨を知らせておらず、彼らの動向が把握しづらいという状況に着目し、そうした「隠れた寄附者」や関心ある層を見極めるべく、広い層を対象に行われた。そこでは例えば遺書上で既に遺贈寄附を明記している寄附者は、そうでない寄附者に比べて年間の寄附額が高く（2000ドル以上)、また学歴では、遺贈寄附者の中では大学院卒レベル以上が最大を占める事等が明らかにされたが同時に最も重要な点として、プランド・ギフト寄附者が実際は一般に思われているよりも若い層である事がわかった。遺書上で遺贈寄附を既に指定していると答えた層は40から50歳代、ベビー・ブーマー世代とかなり重なっており、この世代対象に調べた所によると、ベビー・ブーマーで「既に遺贈寄附を指定した」と答えた人は50%に上っている。この結果からベビー・ブーマーは通常の生前寄附やボランティアよりも、プランド・ギフトに対する関心が高い事が指摘された。

5-3. 金融機関とフィランソロピーの協働：その背景と可能性

Jordan and Quynn（2004）が強調するように、米国の公益信託を含むプランド・ギフトは一般の仕組み・商品と比較し、社会貢献

と資産運用・管理両方を実現可能である所に大きな特徴が見いだされる。よって米国の様に公益信託がかなり普及した土壌でも、寄附者のもつフィランソロピーへの関心を深く理解する事が顧客獲得に極めて重要とJordan and Quynn 他、Dove, Spears and Herbert（2002）等、多くの文献で指摘される。

公益信託等プランド・ギフト普及に際し、フィランソロピーや非営利団体との協働による成功事例は、米国の歴史上少なくない。Fink and Metzler（1982）の歴史的調査によれば、遺贈寄附に始まるプランド・ギビングとそれに関連する税制改正の歴史はかなり長い。古くは植民地時代にも例があったと言われるが、より近代では1835年、ジェームズ・スミッソン（James Smithson）の遺族がその遺産を連邦国家に寄贈した結果、スミソニアン・インスティテュートが設立されている。さらに連邦議会が所得税、贈与税および遺産税において優遇制度を設けた背景として、1960年代にペンシルバニア大学設立の基金を卒業生からの遺贈寄附ほかプランド・ギフトで調達、寄附によって非営利の高等教育機関が設立されたこの成功事例を議会が見て、他の高等教育機関設立にも応用可能なインセンティブを設けたためと指摘される。つまりプランド・ギビング、そしてその関連税法は、当初からフィランソロピーと接点を持ちつつ発展してきた。

■　プランド・ギビング寄附者の動向

Schervish の調査（2003）では、プランド・ギフトへの関心の高まりと活用は富裕層に限らず、広く一般の人々の間で広がっている事を明らかにした。プランド・ギビング寄附者の多くが高資産・高年収あるいは高年齢層で占められる傾向は変わらないものの、特に若い年齢層が資産管理戦略としてプランド・ギビングに関心を高めている事から、プランド・ギビングが将来的に事業として発展する可能性が伺える。

さらに、インディアナ大学／Campbell & Company 社調査（2007）では「他の人たちや社会を助けたい」がプランド・ギビング寄附者の最大の動機であるももの同時に、単に利他的なのではなく、「責任ある個人としてやるべき事だから」という「社会的責任意識」の強さも大きな理由として浮かび上がった。こうした理由は、プランド・ギビングに関心のある潜在的顧客開拓に、非営利団体や社会貢献に関して知識や経験の豊かな専門家との協働が役立つ可能性を示している。

■　顧客と金融アドバイザー間に見られるミスマッチから生じるフィランソロピー知識のニーズ

The Philanthropic Initiative の調査（2000）では、富裕層顧客の大半が公益商品を通して可能なフィランソロピー関する情報を必要としている事が明らかとなった。さらにうち半数以下は実際に自ら助言を求めたという結果が出ている。また米国だけでなく、オーストラリアの金融アドバイザーと顧客の実態を調べた Madden の調査（2004）でも、税制や金融商品としての信託の仕組みだけよりも、社会貢献の可能性に関する助言を受けた顧客の満足度は高い、という結果が得られており、金融アドバイザーと金融機関にとり今後フィランソロピーの知識を含めたサービスを展開する事は、顧客との関係向上にも繋がると言えよう。金融機関の専門家達は、さらに既に獲得している顧客をベースに展開できるため、事業発展の可能性として理想的と結論づけている。

同時に、顧客側にはフィランソロピー関連を含め公益商品に関する情報の必要性が高く、その影響を受け金融専門家の中でも公益商品に関するアドバイザリー業務に関心を高めている。実際、金融・法律に専門家達からプランド・ギビング、特に遺贈寄附に関するごく基本的な情報を得ている寄附者の数はここ10年余で急増している。全米プランド・ギビング協会の調査によると1992年の

段階でわずか４％であったのが2000年時点では28％の寄附者が「情報を金融専門家から得たと回答している（NCPG Strategic Directions Taskforce 2007）。

しかしながら、The Philanthropic Initiative（2000）の調査では、「顧客の寄附やフィランソロピーに関する関心に対して尋ねる事は貴方の業務内容に含まれているか」という質問に対し、弁護士に加え、保険、金融、会計のアドバイザー達等営利企業の専門家の大半（保険アドバイザー91％、金融アドバイザー89％、会計士88％、弁護士89％、平均90％）が肯定しているものの、実際に尋ねるのは一部の顧客に限られており[29]、多くの場合、顧客が望んでいるにも関わらず、アドバイザー自身はフィランソロピーの話に躊躇するというミスマッチの状態が健在化する。また「話をした後に、関心ある顧客に対し実際に公益商品の設立や戦略設定等具体的な事に対して実務を実行している」という質問になると、実際に行ったアドバイザーの割合はかなり減少する（保険アドバイザー41％、金融アドバイザー44％、会計士26％、弁護士43％、全体平均39％）。

全米プランド・ギビング協会の調査（National Committee on Planned Giving 2001）でも同様のミスマッチが明らかとなった。すなわち、同協会サーベイに参加した残余公益信託寄附者の実に７割近くが「金融・法律専門家から情報を得た」と答えているにも関わらず、必ずしもアドバイスの内容に満足していない。900人強の米国富裕層対象に行われた Schervish, Havens and Whitaker（2006）の調査では、わずか21％の回答者が「専門家からのフィランソロピーに関する情報に満足している」と答えた。さらにこうした金融アドバイザーの躊躇は、米国だけでなく、オーストラリアやイギリスでも同様の傾向が見られている（Madden 2004）。

このミスマッチは、寄附者自身と金融アドバイザー間における、寄附者のプランド・ギビング設立動機把握の違いに表れている。The Philanthropic Initiative, Inc.（2000）によると、金融や法律専門家は、個人が公益信託等を設立するのは、あくまでも「節税対策が主たる理由」と見なしていたのに対し、実際の顧客の方はむしろ「他の人たちを助け、社会によい変化をもたらしたい」が41％、「節税のため」（40％）を上回っている。同調査の調査対象者、すなわち金融・法律の専門家の多くは、彼らの顧客ニーズとしてフィランソロピーに関する知識の必要性を認識している。が同時に、顧客のフィランソロピーに関する関心を機会あるごとに尋ねたり、公益信託等公益商品に関しては半数以上が「自ら話を切り出す事には、非常に躊躇する」と結果が出ている。むしろ、大半の場合、顧客の方から公益商品に関して問い合わせる事がほとんどである。その理由として、フィランソロピーや社会支援への関心は極めて個人的な事であり、金融関係以外の内容を顧客に尋ねる事は、金融や法律の専門家として適切でない、顧客の信頼、ひいては自分たちのビジネスの喪失に繋がるかもしれない事を心配するためである。また、中には社会支援に関して、金融や法律のプロが尋ねる事は「倫理的でない」と思う回答者もいた。また、金融アドバイザー側から「なぜフィランソロピーに関する話を切り出さなかったか」という質問の理由として最も大きな理由は、「顧客が関心を示していなさそうだから」に続き、「顧客の個人的な価値観を把握していない」「公益商品や寄附に関する知識不足」という結果を挙げている。

■ 非営利団体のプランド･ギビング専門ファンドレイザーの役割

こうした顧客側と金融アドバイザー側のミスマッチを埋める役割として、プランド・ギビング・オフィサー、つまり非営利団体におけるプランド・ギビング専門のファンドレイザー、「プランド・ギビング・オフィサー」の役割が、近年重用視されている。The Philanthropic Initiative, Inc.（2000）調査対

象者の多く（保険アドバイザー65%、金融アドバイザー50%、会計士46%、弁護士42%、平均50%）は、「実際にフィランソロピーに関心があり、より情報を求める彼らの顧客を、第三者である専門ファンドレイザーに紹介する」と答えている。この事からもより高いサービス提供を目指し、金融や法律専門家が自ら、非営利団体のファンドレイザーとのパートナーシップを築こうとしている事が明らかになった。同時に、非営利団体のファンドレイザー側から見ても、金融専門家との協働は、プランド・ギフトの税制や運用を含めたより良いサービス提供という点で、不可欠と言える。特に公益信託の設定・管理はこまかな法律上のミスが将来深刻な問題となるため、専門的な部分は金融専門家に任せるべきと強調される[(30)]。

６．結び：日本での普及に向けて米国の事例から学べる事

本稿では以上、米国における公益信託他プランド・ギビングの仕組みと規模、および発展に至る社会的・法的背景に至るまで、狭義にて詳細に日米比較を試みるよりもむしろ幅広く概観する事で、日本への応用・普及につなげようと試みた。前半は日本でまだ強く認識されていないプランド・ギビングの内容と仕組み関して、後半はその普及に関して、計量的位置づけから実務的内容を含め検討した。特に樋口範雄氏がその著書（2000）の中で指摘した様、歴史的および公益活動の実態まで含めて考察した結果、米国でのプランド・ギビング普及に際しては、単に税制改革の影響・恩恵に限らず、むしろより多彩な要因がある事が見えてきた。

もちろん、今後日本での普及の可能性を試みるにあたり、当然の事ながら日米の法的・制度的差異は最初に取り組むべき課題である事は否定できない。ただ、それ以外の発展に向けての打開策の可能性として、以下、本稿の調査から見えて来た事を挙げよう。

まず、信託設定に対する寄附者の意図や目的に関する調査結果から、寄附者と金融アドバイザーとの間の大きなギャップ、そこから発生するフィランソロピーに関する高い知識と理解の必要性、その結果、非営利団体、特にそのファンドレイザーとの協働が大きな役割を果たしている事が分かった。また金銭等による直接寄附やボランティア活動の経験と、プランド・ギフトのする可能性との関連は非常に強い。加えてベビー・ブーマー世代に対するプランド・ギビングの関心の開拓をふまえ、実際に金融機関が大学や調査機関に彼らのフィランソロピーの動向を調査するよう委託するケースも見られる（例：ボストン・カレッジ、インディアナ大学フィランソロピー・センター）。こうした営利の金融機関と非営利団体との協働が、プランド・ギビング分野の市場調査と理解を促している事は強調しきれない。

また Fink and Metzler（1982）等の調査から、私益だけでなく公益的要素も含む公益信託およびプランド・ギビングとして、フィランソロピーとの接点は制度改革の点でも、少なからず影響を及ぼして来た事が垣間見えて来た。しかしながら、プランド・ギビングの歴史が長い米国ですら、こうした歴史的調査の数は希少であり、実際にどれだけ制度上に影響を与えたかを見極める事は難しい。ただ日本での発展において、公益信託によって果たされた公益的影響を明確に示し、公益信託の意義を社会において認識させていく事は、結果的に公益信託にとって有利な制度改革へと繋がる可能性を示唆している。

【謝辞】
当研究を進めるにあたり、公益法人協会理事長　太田達男様に大変お世話になりました。この場をお借りして深くお礼を申し上げます。

【注】

(1) ここでは日本のNPO法人を指し、NPOという用語を用いているが、米国の場合は非営利組織の分類や特質が必ずしも一致しないため、本稿全体を通しては米国の場合は敢えて「非営利団体」という大義を指す用語を用いている。

(2) 本稿では一般に使われている「公益信託」という用語を用いているが、日米の公益信託は、法的・実務的仕組みだけでなく概念の上でも諸々の違いが存在する事は公益法人協会太田理事長達からも指摘されている。日本の場合を「公益信託」、米国の場合は「チャリタブル・トラスト」と総称し区別する方法も示唆されている。

(3) この場合の米国の非営利団体は主にIRC501（c）（3）を指し、日本のNPO法人とほぼ同義であるが、同時に必ずしも一致する性質ではないため、当論文では米国の場合を「非営利団体」、日本の場合を「NPO」として総称している。

(4) *GivingUSA 2005* 調べでは、遺贈寄附の年間成長率は9.2%、比財団・企業共に7.3%、

(5) ドゥワイト・バーリンゲーム（大西たまき訳）（2006）「米国フィランソロピー税制と信託制度を含むプランド・ギビングの活用」『信託』2006-II。大西たまき「NPO キーワード解説～ファンドレイジング」（日本NPO学会ニューズレター。2006年3月号）（Ross, The Fund Raising School 、 Association of Fundraising Professionals 他の定義に従い作成）。

(6) Jordan and Quynn （2004）によれば、多くの非営利団体は長期にわたる配当支払いの結果起こりうる元本浸食を避けるため、配当金受け取りの受益者に対する最低年齢制限を設けている、あるいは設けたいと思っている（p. 419）。

(7) 当論文では基本的に$1=110円で換算している。

(8) ただし現在の米国連邦政府は、遺産税を全て排除する方向で動いており、その法案が可決すると不動産を含めた個人財産に遺産税がかからない事になる。

(9) もし家族等の個人と非営利団体両者を受益者として指定した場合は、個人の受益者が受ける恩恵がかなり限られ、また所得税等がかかる恐れもあるため、注意が必要である（Jordan and Quynn 2004, p. 401）。

(10) ただしこの場合、引き出した金額に対して他の使途と同様、課税の対象になり寄附に対する税制融通を受けるには寄附者は寄附した後、別個に申請する必要がある（Jordan and Quynn 2004），p. 401）。

(11) 例えば、退職年齢未満で引き出すとペナルティ、所得税がかかる事がある。

(12) National Committee on Planned Giving の2000年調査（2001）によると、大多数の公益寄附年金は1万ドル以下から始められている。

(13) 但し、信託契約書の中でその権利を明記していれば、残余金を受ける非営利団体を後で変更することは可能。

(14) Jordan and Quynn （2004）の中で詳細される（p. 235）。

(15) この税取り扱いに関しては Jordan and Quynn（2004）で詳細される（p. 236）。

(16) トラストの収益に関しては IRC§643（b）条項下に規定。

(17) この箇所については特にパブリックリソースセンターの論文にある筆者の拙稿内容から参照。

(18) 公益先行信託の日本での応用の難しさに関しては、雨宮孝子教授論文（2006）を参照。

(19) *GivingUSA* 編集長 Melissa Brown 氏より。さらに金融機関以外にも弁護士等の個人専門家から非営利団体等様々な機関で管理され、寄附者の中には生前に寄附先の団体に報告しない場合も少な

くなく、全容が極めてつかみにくい。
(20) 各信託資産高推移を見ると、特に2001年から2002年にかけて全ての寄附の資産高が下がっており、市場の影響が伺える。特に残余公益ユニトラスト型信託と公益先行信託は、数が増加したにも関わらず、資産高は減少している。
(21) 信託協会ウェブサイト「公益信託の受託状況（平成20年３月末現在)」より。
(22) 値はインフレ調整前。
(23) *GivingUSA 2005* 調べ。
(24) 株式と債券 bond の価値が急激に下がり、interest rate と inflation rate は上昇。
(25) ただし1986年改正で制度は廃止。
(26) 過去の GDP 平均年間成長率３％と比べ、低めの見積もり＝２％の GDP の年間成長率。GDP 成長率３％で計算すると、それぞれ$73trillion、$12trillion、GDP 成長率４％では$136 trillion、$25trillion となる。
(27) ちなみに、この数字には、個人の生前寄附（inter-vivo, charitable giving）の想定額は含まれていない。
(28) U.S. Department of Health and Human Services 1999
(29) 例えば「全ての顧客に実施」しているのは54%平均に留まっている。
(30) 信託銀行のバンカーとして長い経験を積んだ後、プランド・ギビング・オフィサーに転向した Davida Issacson 氏へのインタビューより。

【参照文献】

Abbin, Byrle M., Diane Cornwell, Marvin J. Dickman, Richard A. Helfand, Ross W. Nager, Joseph P. Toce, Jr., and Mark L. Vorsatz (1995). *Arthur Andersen Tax Economics of Charitable Giving, Twelfth Edition*. Arthur Andersen.

雨宮孝子（2006）「米国の公益信託について」『信託』2006-II。

Brown, David. W. (2004). What research tells us about planned giving. *International Journal of Nonprofit and Voluntary Sector Marketing*. 9 (1). 86-95.

ドゥワイト・バーリンゲーム（大西たまき訳）（2006）「米国フィランソロピー税制と信託制度を含むプランド・ギビングの活用」『信託』2006-II。

Campbell & Company (2007). *Bequest Donors: Demographics and Motivations of Potential and Actual Donors* (by Emily Krauser) Indianapolis, IN: The Center on Philanthropy Indiana University.

Dove, Kent E., Alan M. Spears and Thomas W. Herbert (2002). *Conducting a Successful Major Gifts & Planned Giving Program*. San Francisco, CA: Jossey-Bass, Inc.

Englund, Gregory J. (1993). *Beyond Death & Taxes: A Guide to the New Estate Planning*. Boston, MA: Estate Planning Press.

Fink, Norman S. and Howard C. Metzler (1982). *The Cost and Benefits of Deferred Giving*. New York, NY: Columbia University Press

The Fund Raising School (2008). *Planned Giving: Getting the Project Start*. Indianapolis, IN: The Fund Raising School.

The Fund Raising School (2005). *Principles and Techniques of Fund Raising*. Indianapolis: Indiana University Center on Philanthropy.

Giving USA Foundation (2005). *Giving USA 2005: The Annual Report on Philanthropy for the Year 2004*.

Harvard School of Public Health-MetLife Foundation (2004). *Reinventing Aging: Baby Boomers and Civic Engagement*. Cambridge, MA: Center for Health Communication Harvard School.

（11）第 11 回勉強会

2021 年 5 月 17 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託の活用に向けた勉強会（第 11 回）

開催日時：２０２１年5月１７日１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．福祉型信託の生成と具体化　～SNT をモデルにして～
　　公益社団法人成年後見センターリーガル・サポート相談役、日本成年後見法学会
　　副理事長 大貫正男氏
２．大貫氏との質疑応答、意見交換
３．その他

資　料
１．　議事次第
２．パワーポイント資料「福祉型信託の生成と具体化～SNT をモデルにして～」
３．「民事信託の担い手として」登記情報 712 号(2021.3)より抜粋

以上

第11回新しい公益信託活用に向けた勉強会
福祉型信託の生成と具体化
～ SNTをモデルにして ～

2021年5月17日

公益社団法人成年後見センターリーガル・サポート　相談役
日本成年後見法学会　副理事長
大　貫　正　男

1

時代のニーズ

「自分のことは自分で決めたい」～ 財産管理と身上保護、そして財産承継の方法を自ら選ぶ時代 ～

☆「人生100年」、老後をいかに過ごすか、良き人生を全うしたいので、今から買い物、通院、預貯金の管理、家の修繕や改築、「配偶者亡き後の」自分の住居の確保などを準備しておきたい。

☆ 親なき後、障害のある子や孫への福祉と経済的な支援・保護を確保したい。

☆ 円滑に後継者への事業承継を行いたい。

◎ 民事信託は、任意後見制度のニーズと共通し、福祉と連結する

2

1、福祉型信託とは何か

(1)信託の起源

● 十字軍や百年戦争の時代、海外に出兵する兵士が、自分の妻子の生活や福祉のために所有する土地の管理を信頼できる親族や友人等に託したことが起源とされる。委託を受けた者は、その収益を妻子に給付し、兵士(委託者)が生還した暁には土地を返還する仕組み。

● 民事信託の原点は、家族への生活保障と愛情の発露にある。

(2)民事信託と商事信託

民事信託は法律上の用語だが、民事信託の明確な定義はない。下記のように区別することができる。

民事信託：受託者が営業でなく引き受け(**非営業信託**)、信託の実質関係が委託者の受益者に対する贈与(**gift**)
商事信託：受託者が営業として引き受け(**営業信託**)、信託の実質関係が委託者(受益者)との取引(**deal**)

3

(3)福祉型信託の登場

① 福祉型信託とは、平成16年信託業法改正および平成18年信託法改正において、国会の附帯決議で登場した用語である。

② 立法担当官であった寺本昌広法務省民事局参事官(当時)は、「いわゆる福祉型の信託(①高齢者や障害者の財産管理のための信託、②親亡き後の障害者などのケアを要する者の扶養のための信託)」と紹介している。「福祉型信託」は、民事信託において一定の領域をもつ分野として承認されている。

金融審議会金融分科会第二部会(第45回)

2007年(平成19)年12月19日、金融庁特別会議室において、みずほ信託銀行、中央大学杉浦宣彦教授と共に、日司連は「福祉型信託の新たな担い手」についてヒアリングを受け、①福祉信託は、公益目的事業に相当する、②日司連は、公益法人を設立する用意がある、③リーガルサポート(成年後見)と連携する、との意見を述べた。
しかし、金融審議会に「福祉」という社会福祉政策の一環として位置づけられるテーマを持ち込んだのではないか、というムードが漂い、石原伸作会長を始めとする各委員は、取扱いに戸惑ったものと思われる。「ニーズはあるのか」「ビジネスとして成り立つのか」という意見も印象的であった。

4

③ 一般の民事信託から事業性のある信託や単なる資産承継を目的とする信託を捨象し、生活支援と福祉の増進に純化して生まれたのが「福祉型信託」ということができる。

④ 信託財産は、金銭的価値に見積もることができる財産で預貯金、居住用不動産など、概して小規模なものを対象とする。これらの財産は、生活と渾然一体となっているため、包括的に受託することが求められるケースが多い。

⑤ 非営利の福祉型信託であっても、反復継続して受託すれば、信託業法に抵触する。現状では受託者の親族を中心に1回だけの受託を頼むことになる。

福祉型信託は、成年後見制度と親和性 がある。併用すると分厚い権利擁護体制 となる。

民事信託と福祉型信託

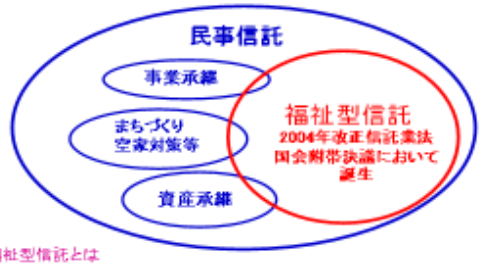

福祉型信託とは
高齢者や障害者等の生活支援のための信託
成年後見制度や遺言の補完機能

課 題　どうしたら福祉型信託を具体化できるか

5

手法1　一般的な民事信託を使う

事 案

S（71才）は、数年前に妻を病気で失い、子はBのみである。B（43才）は、療育手帳Aの知的障害者であり、グループホームで暮らしている。Sは親なき後のBの将来が心配である。

また、今後、判断能力が低下した場合、家業の承継、自宅の修繕やBの世話ができるかどうか心配である。誰か信頼できる親族に頼みたい。Sは、日常生活に支障がない限り今の住宅に住み続け、Bの世話をしたい。Sは、Bが死亡したときは、その代償として自宅と家業を、世話をしてくれる甥Tが承継して欲しいと希望している。Sの財産は、自宅、作業所、預貯金3，000万円である。

（1）受託者　　甥Tを受託者とする。

（2）受益者　　当初は自益信託とし、S死亡後はBが受益者となる。

（3）後継受託者　Tの長女を後継受託者とする。

（4）信託監督人　司法書士Kを信託監督人とする。

（5）Sの死後　　信託は終了し、残余財産はTが取得する。

6

（6）問題点

① 最大の課題は、受託者を誰にするかである。家族は営利を目的とせず、反復継続しないため、信託業法の規制を受けないので受託者になるのは可能である（司法書士、弁護士等は信託業法の規制を受けて受託者となれない）。
しかし、適格な受託者が見つからないため、信託の利用を諦める人が多い。

② 受託者には、専門職はなれないので、プレイヤー（主役）たる素人の受託者を脇から支えるもどかしさがある。

③ 裁判所は、一切関与しない。公的な監督機関がないため、どう契約しているのか、委託者・受託者は本当に理解して契約しているか実態は闇の側面がある。

> 民事信託を普及させるために、個人、特に親族が受託者となる必要があるとの見解は妥当ではない。受託者像が親族・個人から専門家・法人へと変遷してきた、上記イギリスのヴィクトリア朝時代の歴史を踏まえるべきである。2007年のフランス民法上の信託も受託者を法人に限定していることは注目に値しよう。親族・個人は、現代社会における複雑な財産管理を受託者として担うノウハウを具備していないのである。それにも拘わらず、受託者の義務を緩和して親族・個人を受託者に就職させようとすれば、それは「身内の財産管理」に過ぎず、信託制度の否定に他ならない。　新井誠『信託法{第4版}』534～535頁　（有斐閣　2014年）

7

手法2　信託会社の設立

（1）国会の附帯決議「福祉型信託」を具体化する動きは全くない。

（2）一般社団法人民事信託士協会は、理念を実現するために司法書士が中心となって福祉型信託に特化した管理型の信託会社「ふくし信託株式会社」を設立する計画である。

（3）株式会社という手法であるが、ビジネスでなくプロフェッションとしての矜持のもと、法律専門職としての正しい信託事務を行う方針である。

（4）担い手となるのは、民事信託士（Institute of Certified Trust Practitioners ＝ 平成26年8月商標登録）である。対象資格は、司法書士と弁護士のみ。現在の会員数は400名。

（5）令和元年5月、準備会社としてふくしトラスト設立準備株式会社を設立した。

（6）現在、関東財務局と協議中。

8

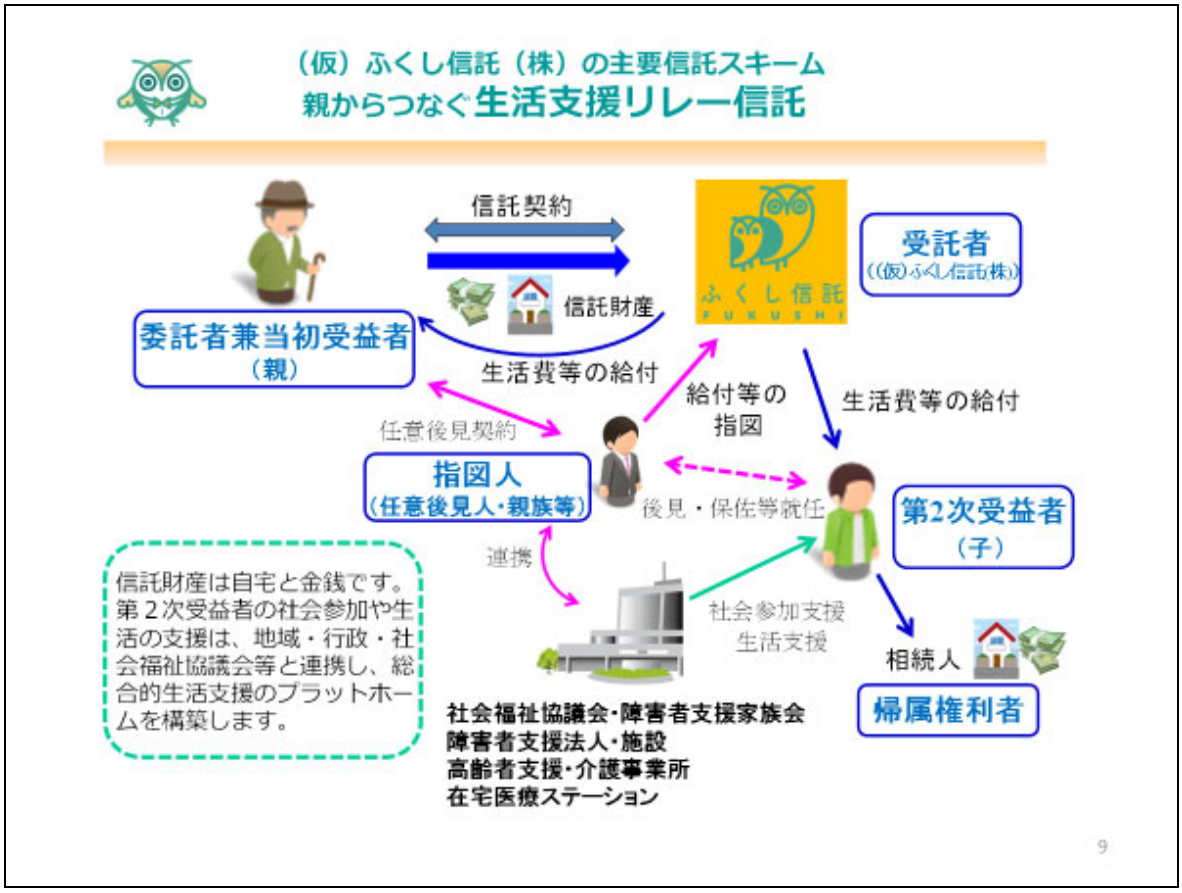
（仮）ふくし信託（株）の主要信託スキーム
親からつなぐ生活支援リレー信託
信託契約
信託財産
受託者
((仮)ふくし信託(株))
委託者兼当初受益者
（親）
生活費等の給付
給付等の
指図
生活費等の給付
任意後見契約
指図人
（任意後見人・親族等）
後見・保佐等就任
第2次受益者
（子）
連携
社会参加支援
生活支援
相続人
帰属権利者
信託財産は自宅と金銭です。
第２次受益者の社会参加や生活の支援は、地域・行政・社会福祉協議会等と連携し、総合的生活支援のプラットホームを構築します。
社会福祉協議会・障害者支援家族会
障害者支援法人・施設
高齢者支援・介護事業所
在宅医療ステーション
9

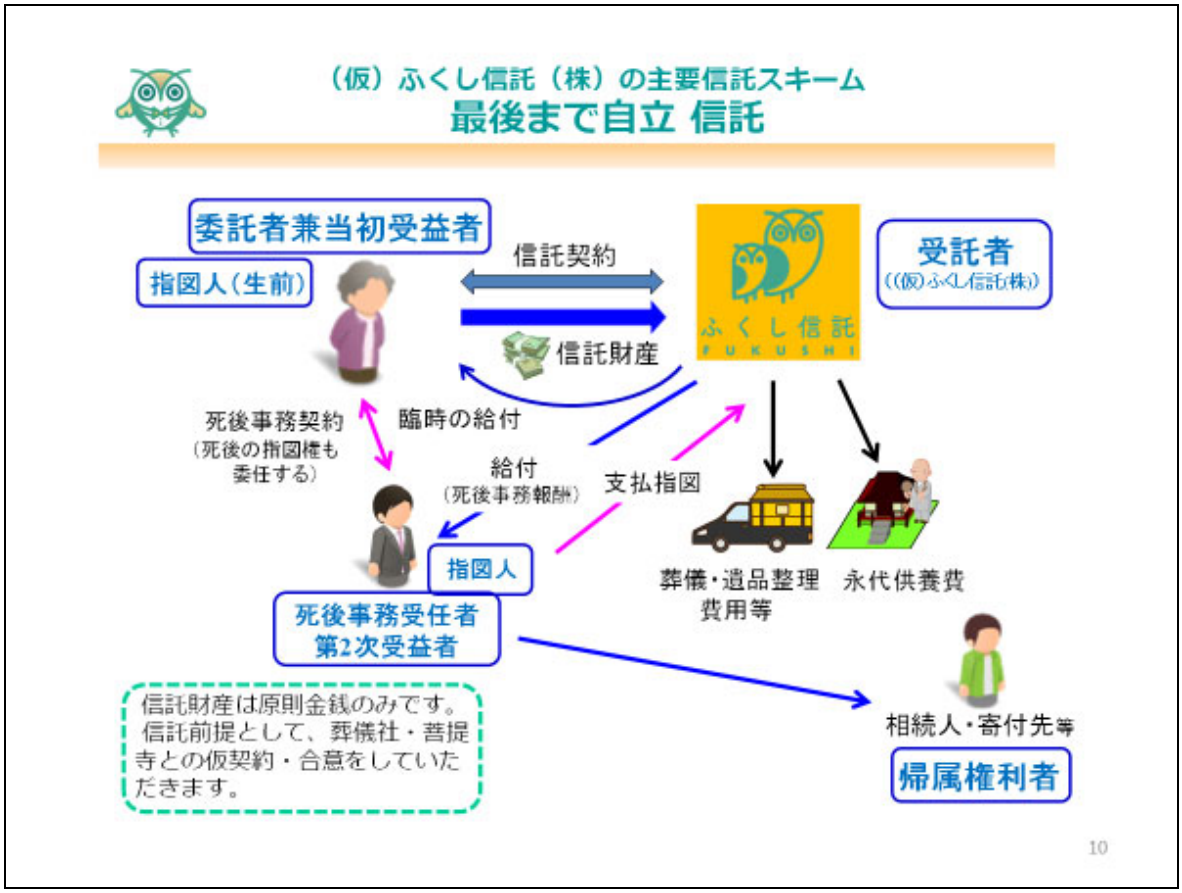
（仮）ふくし信託（株）の主要信託スキーム
最後まで自立 信託
委託者兼当初受益者
指図人（生前）
信託契約
信託財産
受託者
((仮)ふくし信託(株))
死後事務契約
（死後の指図権も
委任する）
臨時の給付
給付
（死後事務報酬）
支払指図
指図人
死後事務受任者
第2次受益者
葬儀・遺品整理
費用等
永代供養費
相続人・寄付先等
帰属権利者
信託財産は原則金銭のみです。
信託前提として、葬儀社・菩提寺との仮契約・合意をしていただきます。
10

方法3　日本版SNTの設立

① スペシャルニーズトラスト（Special needs trust,以下「SNT」という。）とは、障害のある人やその親族等が望む自己決定による福祉的なケア（身上保護）と信託（財産管理）を融合させ、低廉かつ安全な資産の管理・運用を通して、生活の質（Quality of Life（QOL））の維持向上をはかることができるようにする制度のことをいう。

② 不特定多数の委託者が拠出する財産をまとめて合同運営する集団信託の手法を活用する制度である。

③ コスト負担の解消と生涯にわたり支援してくれる組織の確保

④ アメリカで始まり、アジアではシンガポール、香港で導入

11

（2）各国のSNT

① アメリカ

☆ アメリカでは、1989年の「ミズーリ家族信託」に起源をもつ、中西部スペシャルニーズトラスト（Midwest Special Needs Trust,以下「MSNT」という）が有名であり参考となる。

☆ MSNTは、法令により設立された民間の非営利組織が独立採算で運営する、主として身体障害者への支援を目的とする制度である。MSNTでは、自益信託（First-party trust）・他益信託（Third-party trust）の双方の利用が可能である。
また、受託に際しても単独受託者（Solo-trustee）・共同受託者（Co-trustee）のいずれになることも選択することができる。

☆ ミズーリでスタートしたMSNTは、2004年には、サービスの提供範囲を、アーカンソー、オクラホマ、ネブラスカ、イリノイ、ケンタッキー、テネシーの中西部8州に対しても拡張し、現在では、当初のミズーリを含め、合計9つの州で利用可能な広範囲にわたる福祉信託サービスへと成長している。

12

② シンガポール（SNTC）

イ 概要

非営利特別支援信託会社（Special Needs Trust Company 以下「SNTC」という。）は、特別な支援を必要とする人々（身体障害、発達障害、知的障害、精神障害等を持つ人々で、以下、「要特別支援者」という。）の需要に応えるため、社会・家族発展省（Ministry of Social & Family Development(MSF)）の全額出資による有限責任保証会社（Company Limited by Guarantee(CLG)）として創設された公的慈善機関（Institution of Public Character(IPC) i.e. charity status）であり、シンガポール唯一の非営利信託会社(Only non-profit trust company in Singapore)となっている。

ロ 役割

SNTCは、信託を低廉な費用で利用できるようにして、要特別支援者に対し、安心できる財産管理と充実した身上保護サービスを提供するための機関である。地域社会の人々と協力しつつ、独力では財産の管理運用がうまくできない人々の支えとなることを目指している。

ハ 対象者

SNTCのサービスは、要特別支援者のうち、中低所得の人々を対象とするものである。

13

ニ 障害者向けのサービス

まず、はじめに、SNTCと委託者（特別な支援を必要とする受益者の両親、兄弟姉妹、配偶者、法定代理人等）との間で、受益者の将来の世話に備えるため、委託者がSNTCを受託者として、SNTCに対し金銭を信託する。信託の設定は、５，０００シンガポールドルから可能となっている。そして、信託の設定と同時に、受益者のためのケアプランを作成する。

将来、委託者が死亡した場合には、受託者であるSNTCが、信託された金銭を、安全適切に管理運用しながら、あらかじめ作成したケアプランに基づき、適宜の見直しを行いながら、支援を必要とする本人（受益者）が、生活・療養看護に必要となる種々の身上保護サービスを受けられるように支援する。

この流れを図示すると、次のようになる。

〔障害者向けサービスの流れ〕

初期調査 → ケアプランの作成 → SNTCを受託者とする信託設定 → 見直し → 運用開始 → 見直し → 運用 → 見直し

ホ 独居高齢者向けケア付信託による財産管理支援サービス

本サービスは、判断能力が低下した際に、財産管理をしてもらえる身近な親族がなく、かつ、ある程度の財産は保有しているものの富裕層でない人で、将来の能力低下に備え、あらかじめの準備をしておきたい人を対象とするものである。

手続きの流れは次のとおりである。

初期調査 → ケアプラン作成 → SNTCへの業務委託 → 見直し → 信託設定準備 → SNTCを受託者とする信託設定・運用開始 → 信託終了

14

③ 香港

アメリカやシンガポールのような受託者組織（団体）が存在しないため、政府自らが受託者となっているところに大きな特徴がある。その他の特徴として、次の事項を挙げることができる。

（イ）知的障害者を対象としていること。身上保護と財産管理のバランスを重視しつつ、利用者のニーズに適したサービスの提供を重視していること。

（ロ）信託終了時に、残余財産を基準とする一定 の金額を制度に還元する仕組みが取られていること（この点はシンガポールモデルと異なる仕組みとなっている）。

（ハ）慈善（Charitable Trust）として、中低所得の受益者に対する資金供与のツールとしても利用することができること。

15

4、日本への導入

（1） SNT（スペシャルニーズトラスト）は、福祉的なケアを目的とする他益の民事信託（私益信託）と公益信託を結合させた合同運用型の新たな信託と考える。

（2） シンガポールのように利用料のほぼ全額を国家が補助する制度を構築することも、香港のように政府自らが受託者となる制度を構築することも難しい。

（3） 現行「特定贈与信託」は単に必要な資金 を交付するに留まる仕組みであり、障害者の財産管理、身上保護、そして日常生活への法的支援（福祉的ケア）を含んでいないという弱点がある。

（4） 当面、利用者による費用負担を原則としつつ、信託業法に基づき内閣総理大臣の免許を得た株式会社が受託者となる仕組みを構築する手法の実現をめざす。

（5） 設立を目指す「ふくし信託株式会社」は、日本型SNTCと位置づけ、同様の業務を挙げているが、委託者（親）の信託財産のみで障害者への生涯にわたる支援が可能かどうか、それでも収益確保は当然であり、不安な面を否定できない。委託者に資力がなければ難しい面がある。

（6） 結論としては、公益法人、社会福祉法人、NPO法人等が受託者となる「公益信託」の可能性を探ることが望ましいと思われる。

16

5、検討事項

（1）他益の民事信託（利益信託）と融合した合同運用型信託は公益信託に馴染むか

- 合同運用型信託は、民事信託と公益信託を融合して生まれた「SN」であることにより、親族の思いと一般寄付者の思いを（心情的な利害を残しつつ）共通に捉えることが可能か
- 委託者としての思いが我が子に向けられたものであっても、それはSNであるから、「公益」とみなせるか。
- 委託者が信託した後は、子の支援のあり方についてどこまで希望を伝えることが許されるか。また、親族に対して身上保護についての支援をどこまで求めるか。

（2）対象者を受益者（特定の対象者）と受給権者を区別して良いか

（3）一定の拠出金を条件に対象者を決めて（優先して）良いか

（4）障害者だけでなく、富裕層でない高齢者も加えるべきか（任意後見的な要素が入る）

（5）不動産も信託財産とする。その場合の管理、処分の方法について

17

（6）S、C、EとB、A、Dの関係

- 不特定多数の中から選ぶのが基本だが、子（受益者）を特定できるか
- 委託者の信託財産が底をついたら、子への支給はどうなるか。信託財産のみを引き当てる「信託財産限定責任債務（信託法154条）」とするか。
- 子が死亡した場合の信託財産の帰属をどう考えるか
- 子に支給される年金をどこに加えるのか
- 子に成年後見人等が選任されていた場合の信託管理人との関係

（7）子の身上保護をどうするか

- 支給のみだと「特定贈与信託」と同様になってしまう。SNTとしての意義がなくなる。
- 行政、地域、社会福祉協議会等との連携をどう具体化するか
- 親が死亡した場合は、受益者の判断能力が不十分なら成年後見人の選任が必須か

（8）公的資金は期待できるか

（9）その他

18

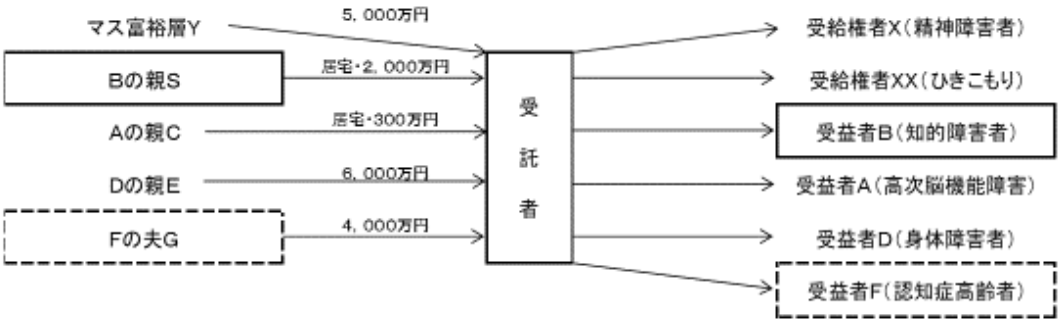

Bの対象者概要

- 知的障害、視覚障害
- 障害者手帳（療育手帳A、身体障害者手帳2種5級）
  障害者グループホーム
- 収入　障害者年金月9万円　工賃
- 預貯金　約110万円

19

法務一言

民事信託の担い手として

司法書士・民事信託士　大貫正男

「介護の社会化」、「後見の社会化」という言葉がある。かつて、介護や財産管理は家族が担っていたが、家族機能の低下や地縁等の弱体化により、それが困難となった。そこで、社会の公的な責任を強調して設計された仕組みが介護保険制度であり成年後見制度であった。信託についても、高齢者や障害者の財産を福祉やケアのために長期にわたって守り続ける仕組みが求められた結果、商事信託だけでなく「信託の社会化」すなわち民事信託という新しい分野を生むに至った。

しかし、専門職における民事信託の担い手は不在であった。そこで、司法書士有志は一般社団法人民事信託士協会を設立し、「民事信託士」の養成に踏み切った。この事業は順調に進み、令和２年の第６回民事信託士検定は120名の民事信託士を誕生させ、登録者数は440名となる予定である。民事信託は司法書士の新たな分野として大きな可能性を秘めているので、多くの司法書士が参画することを願っている。

幸い、専門職の中でも、司法書士は民事信託契約書を組成している割合が73％という高い関与率を示している（三井住友信託銀行 八谷博喜特別理事 講演資料）。民事信託の健全な発展は司法書士の双肩にかかっている、と言えよう。

ところが、民事信託は従来業務とは異質である。信託法だけでなく、税法、成年後見制度、相続・遺言等の知識も要求され、委託者・受託者・受益者の利害関係を注視しながら信託全体を継続的に支援しなければならない難しさがある。

残念なのは、成年後見制度のネガティブキャンペーンをしての案内や民法・信託法等を度外視しての誘致、遺留分を回避できるとする説明等の実務が一部にみられることである。弁護士や学者からは、信託契約書を高額な報酬で作成し、その後は組成に関与しない民事信託（家族信託）に批判の声が上がっている。こうした批判に耳を傾け体質を改善しなければ司法書士全体の信頼を損なうのではと危惧している。

そこで、まず確認すべきは、司法書士のスタンスは民事信託業務ではなく民事信託支援業務にある点である。実務の担い手は確かに司法書士であるが、信託業法上司法書士は受託者になれない。そのため、司法書士は信託契約書の作成やその組成のための相談・支援を行い、委託者・受託者・受益者を脇から支援する役割を担っている。この理解を欠くと、あたかも受託者（主役）になったかのように錯覚してしまう。受託者としての責任は負わなくて済むのなら、信託の目的が本当に達成できるか悩む必要はない。主役を装い、「これで望んでいた財産管理、運用が実現できます」と説明すれば、素人の委託者、受託者は専門家の言葉を信じてしまう。

専門家責任を果たすためには、契約書作成だけでなく支援業務として信託監督人、受益者代理人、信託業法では必置の指図人に就いたり、信託受託者の法律顧問のような役割に就く等して信託全体を終了するまで最大限サポートする方法を活用してほしい。

民事信託を難しくする最大の要因は、受託者の給源をほぼ親族に頼っている点である。親族というきわめて薄い層から受託者を選ぶという仕組み（宿命）から、無理をして不適格受託者を選ぶ傾向にあり、不正行為や利益相反等のリスクが指摘されている。これを解決する方法の１つとして、民事信託士協会は福祉型信託普及のため「ふくし信託株式会社」の設立に鋭意取り組んでいる。これが実現されれば、受託者の選択肢が増えると共に民事信託士の活躍する舞台はさらに広がり、適正な民事信託の普及に繋がる、と考える。

（おおぬき　まさお）

（12）第 12 回勉強会

2021 年 5 月 17 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託の活用に向けた勉強会（第 12 回）

開催日時：２０２１年6月 21 日１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．信託商品の受託状況と公益信託の受託事例等について
　　三井住友信託銀行株式会社個人資産受託業務部 津留誠氏
２．津留氏との質疑応答、意見交換
３．その他

資　料
１．　議事次第
２．パワーポイント資料「信託商品の受託状況と公益信託の受託事例等について」
３．「公益信託を知ろう！！」(Vol.9)

以上

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

信託商品の受託状況と公益信託の受託事例等について

三井住友信託銀行株式会社
個人資産受託業務部

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

目次

P1・・・・・目次
P2・・・・・主な信託商品の受託状況
P4・・・・・公益信託の受託状況
P5・・・・・公益信託の新規受託と新規案件相談受付状況
P8・・・・・公益信託の情宣活動
P9・・・・・公益信託　基金受託事務
P14・・・・その他

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

公益信託の受託状況

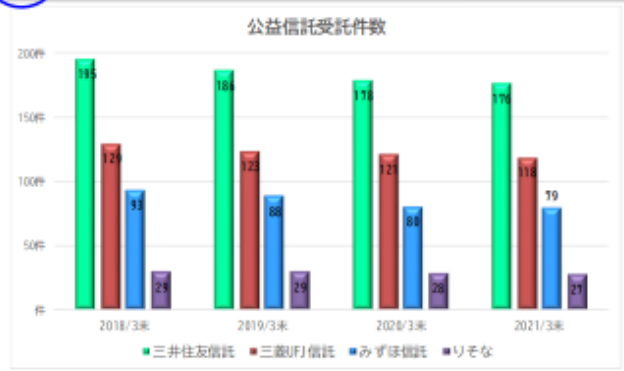

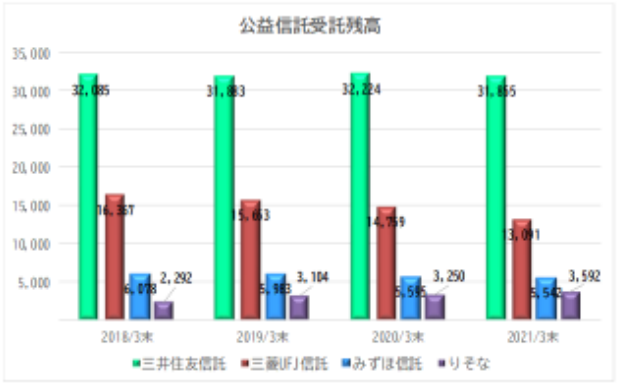

公益信託の受託において、
長年にわたりトップクラスの受託件数

基金設立後相当期間を経過した基金は、信託財産残高の減少により順次終了

【2020年度給付実績】
◆助成金給付件数：1,232件/664百万円
◆奨学金給付件数：1,275件/491百万円

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

公益信託の新規受託と新規案件相談受付状況

1．新規受託状況

委託者の別	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
個人	1	2	0	1	0
法人	0	0	1	0	1
信託目的の別	奨学金給付	2件とも奨学金給付	研究助成	同左	同左

コンスタントに基金設立の実績あり

委託者/信託目的に偏りなし

NO.	設立時期	信託目的	当初信託金	給付内容（給付金額は、一人当たり）	主務官庁
①	2017年9月	大阪府内の高等学校に在籍し、経済的に恵まれない生徒に対する奨学金	3億円	給付件数：50名 給付金額：3万円/月	大阪府教育委員会
②	2018年7月	大阪府の美容師養成施設の美容師養成課程に在籍する学生に対する奨学金	1億円	給付件数：20名 給付金額：2.5万円/月	大阪府
③	2019年3月	経済的理由により修学困難な国内の大学院理学研究科において化学を専攻する日本人大学院生に対する奨学金	0.5億円	給付件数：9名 給付金額：5万円/月	文部科学省
④	2019年9月	結節性硬化症および関連する脳・神経系の難病に関する基礎及び臨床研究を行う研究者に対する助成金	3億円	給付件数：5件 給付金額：200万円以内	厚生労働省
⑤	2021年3月	国内の大学、研究機関において筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）に関する基礎及び臨床研究を行う研究者に対する助成金	1億円	給付件数：7件 給付金額：100万円	厚生労働省
⑥	2021年4月	産業保健分野における優れた活躍により、産業保健活動の向上もしくは産業保健活動への寄与が期待される若手産業保健専門家に対する助成金	5億円	給付件数：10件 給付金額：50万円	厚生労働省

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

公益信託の新規受託と新規案件相談受付状況

【補足】遺贈による公益信託の受け入れ状況（過去3か年分）

	基金受入時期	受入金額（単位：百万円）	基金名	遺言執行者
寄付	2018年9月	33	公益信託地球環境日本基金	当社
追加信託	2019年9月	204	公益信託広瀬真一記念運輸振興基金	当社
追加信託	2019年10月	1,330	公益信託岩井久雄記念東京奨学育英基金	弁護士
追加信託	2019年10月	570	公益信託岩井久雄記念宮城奨学育英基金	
寄付	2020年3月	49	公益信託地球環境日本基金	当社
寄付	2020年4月	29	公益信託アジア・コミュニティ・トラスト	当社
寄付	2020年7月	43	公益信託分子科学研究奨励森野基金	当社
寄付	2021年上期中	229	公益信託アジア・コミュニティ・トラスト	当社

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

公益信託の情宣活動

【社内の情宣】

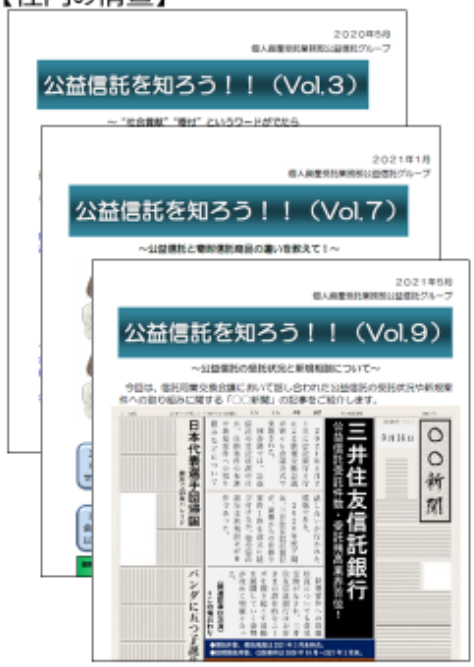

公益信託の概要から受託事例、公益信託の実務などを紹介するマガジンを2020年1月より定期刊行（全10回シリーズ）

同マガジンは、営業店部担当者が閲覧する社内イントラネット上専用リンク内に掲載

このほか、新任財務コンサルタント研修においても、公益信託の概要や新規受託の際の留意点などを説明

【社外の情宣】

・当社HP内にESGレポートを掲載
・同レポート内に公益信託の取り組みを紹介

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

公益信託　基金受託事務

～公益信託の年間スケジュールとそれに付随する事務（3月決算/奨学金給付基金）～

その１：募集要項発送から申請書の受付・一覧表の作成まで

Ｘ年3月～4月上旬

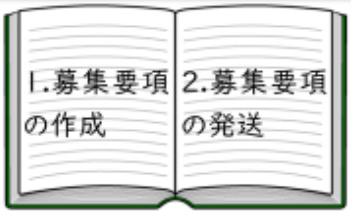

【1.募集要項の作成】
当社が運営委員から出た意見を反映したものを作成します。

【2.募集要項の発送】
当社が各都道府県の教育委員会や学校へ送付します。

Ｘ年4月下旬～7月上旬

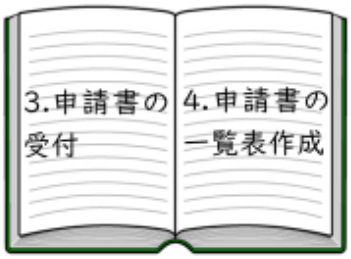

【3.申請書の受付】
✔各学校を経由して申請書が郵送されてくるので、当社が基金毎にファイルしていきます。
✔1回の募集で1,000通超の申請書が送られてくる基金もあります。

【4.申請書の一覧表作成】
運営委員が運営委員会の場で選考しやすいよう、当社が申請書を一覧表にまとめていきます。

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

公益信託　基金受託事務

～公益信託の年間スケジュールとそれに付随する事務（3月決算/奨学金給付基金）～

その２：運営委員会の開催と選考および奨学金の給付まで

Ｘ年６月～９月

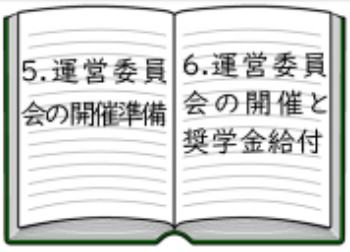

【5.運営委員会の開催準備】
当社が運営委員会を開催するための会場の選定・予約、運営委員の方々と日程調整を行い、開催日を確定します。

【6.運営委員会の開催と奨学金給付】
運営委員会で奨学生を選考し、当社が、選考された奨学生の口座に奨学金を振り込むための事務を進めていきます。

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

公益信託　基金受託事務

～公益信託の年間スケジュールとそれに付随する事務（3月決算/奨学金給付基金）～

その３：来年度の事業計画書策定・届出と生活状況報告書受付まで

X年12月～X+1年3月

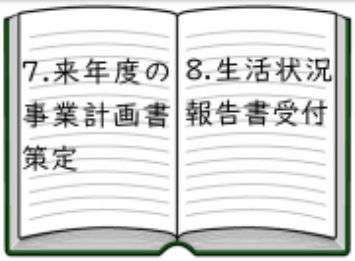

【7.来年度の事業計画書策定】
当社が当年度の事業実績等を踏まえて来年度の事業計画を策定し、基金の決算月末までに主務官庁へ届出を行います。

【8.生活状況報告書受付】
奨学生が留学や休学・退学など奨学金の受給資格を失っていないかを確認するため、当社が生活状況報告書を徴求し、受給者の管理を行います。

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

公益信託　基金受託事務

～公益信託の年間スケジュールとそれに付随する事務（3月決算/奨学金給付基金）～

その４：X年度の事業報告書作成・届出

X+1年6月末

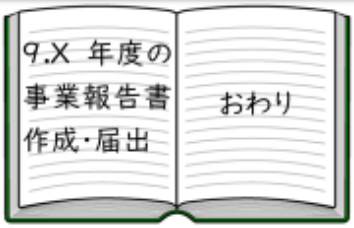

【9.X年度の事業報告書作成・届出】
当社が、X年度の事業実績や信託財産の状況をまとめ、事業報告書として基金の決算月末から3か月以内に主務官庁へ届出を行います。

X年度の事業における一連の業務は、事業報告書を主務官庁へ届け出ることで終了となります。

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

最後に

最後までご清聴いただき、誠にありがとうございました。

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

その他

・公益信託は、社会貢献を目的とした信託であり、拠出いただいた信託財産をお客さま（委託者さま）が受け取る運用商品ではございません。
・信託元本および信託期間中の収益金が、公益信託の目的に則した受給者（助成先）などへの助成金として給付されます。
・公益信託は、信託期間の満了、信託財産の消滅、信託目的の達成または達成不能によって終了します。委託者さまは、信託を解除できません。
・信託を終了した際に残余財産がある場合は、国・地方公共団体、公益法人、公益信託そのほか公益を目的とする類似の事業を行うものに寄付することとなりますので、委託者さまの手元には戻りません。
・給付事業および付随する事務の処理に伴う費用項目は、個々の信託契約により定められますが、当該費用については信託財産から支払われます。
  ●運営委員会などおよび信託管理人の経費
  ●広告費、渉外費用
  ●送金手数料
  ●授賞式などの経費
  ●そのほか、信託管理人の承認を得た費用
・公益信託の引受けに係る受託者への報酬については、信託行為に明確に定めた上、信託事務の処理に要する人件費その他必要な費用を超えない金額とします。

Copyright © SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED All rights reserved.

（13）第 13 回勉強会

2021 年 7 月 19 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第１３回）

開催日時：２０２１年7月１９日（月）１６時より１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次第

１．「遺贈寄付の現状・課題・意義について」
　　一般社団法人 全国レガシーギフト協会理事・遺贈寄附推進機構株式会社
　　代表取締役 斎藤弘道氏
２．斎藤氏との質疑応答・意見交換
３．その他

資　料
１．パワーポイント資料「遺贈寄附の現状・課題等について」

以上

新しい公益信託の活用に向けた勉強会

2021年7月19日

遺贈寄付の現状・課題等について

遺贈寄附推進機構　株式会社　代表取締役
一般社団法人　全国レガシーギフト協会　理事
齋　藤　弘　道

2021(C) 遺贈寄附推進機構株式会社 All rights reserved.

アジェンダ

1．遺贈寄付とは
2．遺贈寄付の現状・意義や価値
3．金融機関における相続問題
4．おひとりさまの相続と包括遺贈
5．不動産の遺贈寄付
6．遺贈寄付の手順
7．受遺団体の体制整備
8．信託による遺贈寄付
9．遺贈寄付を推進するために

2

遺贈寄付とは？

～自分が亡くなった時に遺産の一部を非営利団体等へ寄付する～

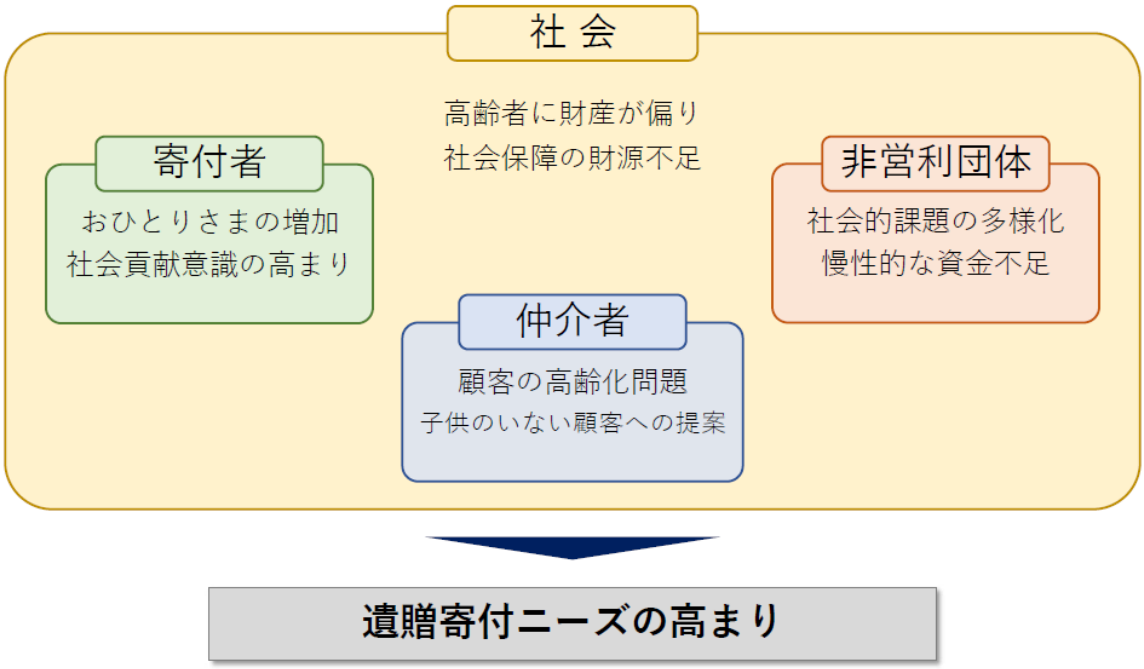

3

遺贈寄付の方法・分類

意思決定の時期	方法	寄付の意思の残し方	寄付者
生前	遺言による寄付	財産の一部を非営利団体等に寄付することを遺言で残す	遺言者
	死因贈与契約による寄付	寄付者が非営利団体等との間で死亡後に寄付が実行される内容の贈与契約を締結する	契約者
	生命保険による寄付	寄付者が生命保険に加入し、死亡保険金の受取人に非営利団体等を受取人に指定する	契約者
	信託による寄付	信託を引き受ける者との契約によって財産の一部を非営利団体等に寄付することを約する	委託者
死後	相続財産の寄付	手紙、エンディングノートなどで遺族に相続財産の一部を寄付することを伝える	相続人
	香典返し寄付※	遺族が香典のお返しに代えて、故人が支援していた団体に寄付する	遺族

※香典は相続財産ではないが、相続に関係する寄付として掲載。

4

遺贈寄付の現状①「国際比較」

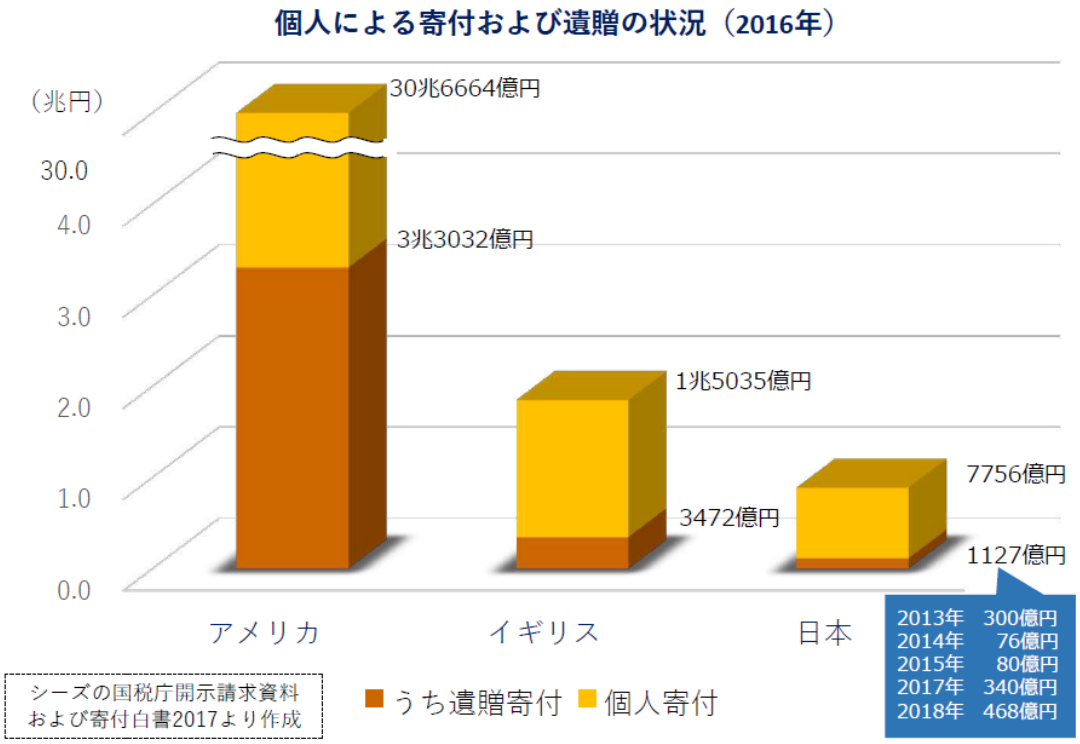

シーズの国税庁開示請求資料および寄付白書2017より作成

5

遺贈寄付の現状②「意思と行動」

●遺贈に関する意識調査（日本財団2017年3月調査）

・遺贈寄付の意思
（遺贈寄付を希望）

独身子供なし	夫婦2人のみ	子供あり
42.6%	32.4%	20.0%

ギャップ

・遺贈寄付の行動
（遺言書に遺贈寄付を記載済）

独身子供なし	夫婦2人のみ	子供あり
1.3%	0.0%	0.1%

●関係当事者それぞれの事情

寄付者
「遺贈寄付したい」けど
・遺言を書くのは面倒
・誰に相談したら？
・寄付先はどこが良いの？

仲介者
＜遺贈寄付に消極的＞
・相続人と取引にならない
・トラブルは避けたい
・儲からない

非営利団体
「寄付は欲しい」けど
・リスクはないの？
・取り組み方がわからない
・法律や税金の課題は？

6

遺贈寄付の現状③「高齢単身世帯の増加」

●65歳以上世帯の動向（内閣府：高齢社会白書）

単独世帯＋
夫婦のみ世帯
＝合計59.7%

単独世帯　夫婦のみ世帯　親と未婚の子　三世代世帯

財産はすべて子供へ　⇒　一部を社会へ還元しても良い（意識の変化）

7

遺贈寄付の意義①「生きがい」

～寄付とボランティアは社会貢献の両輪～

社会貢献活動への参加は生きがいのため

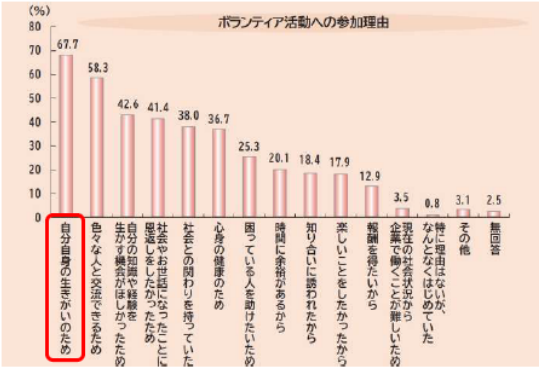

寄付とボランティアの関係

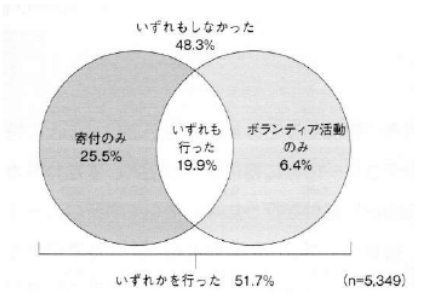

寄付白書2017より

活動参加の壁は健康・体力の問題

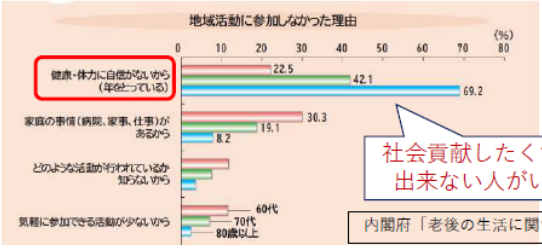

社会貢献したくても出来ない人がいる

内閣府「老後の生活に関する意識調査」

- ボランティア：自ら活動する
- 寄付：共感を資金で人に託す

8

遺贈寄付の意義②「自己実現」

遺贈寄付：自分が亡くなった後も
未来の社会をつくっていく行為

寄付：望む未来を選び取る行為

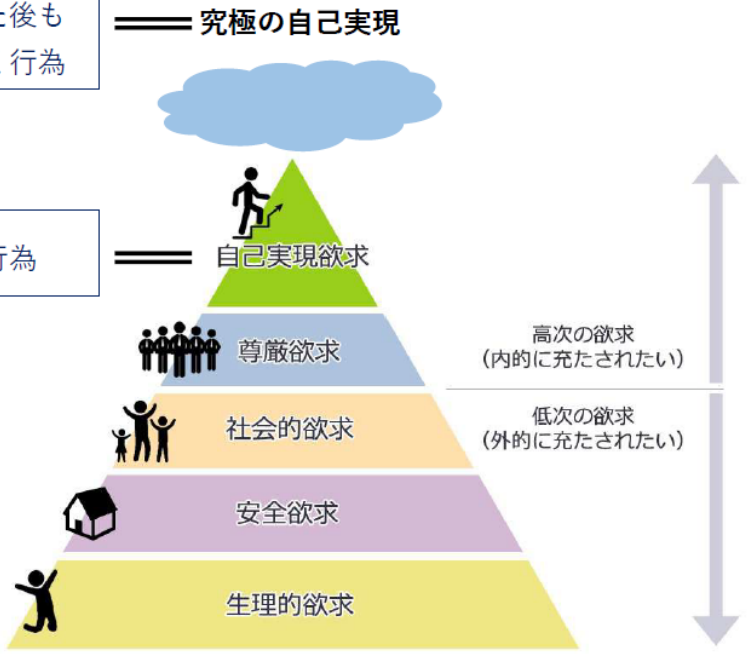

（マズローの欲求５段階説）

9

遺贈寄付の意義③「財産の受け皿」

◆**夫婦の完結出生児数**（結婚期間15～19年）

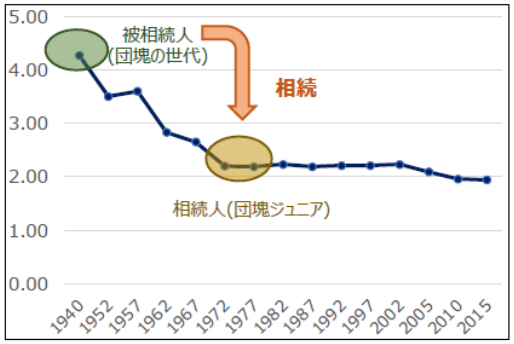

（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

◆**生涯未婚率**（50歳時の未婚率）

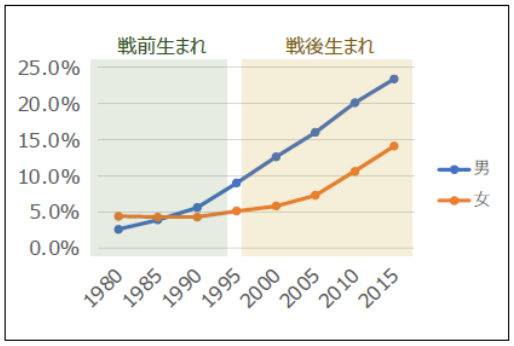

（出典：国立社会保障・人口問題研究所）

被相続人１人あたりの相続人数が減少

配偶者や子がいない被相続人が増加

財産を遺したい相手がいない

これまでは
意識の高い方が遺贈寄付

これからは
普通の人が遺贈寄付

行き場のない財産の受け皿としての遺贈寄付

10

遺贈寄付のニーズ④「社会的要請」

個人金融資産
１９４８兆円
(2020年12月末時点)

年間
約50兆円

高齢の相続人

60 歳以上金融資産
1999 年 47.4%
2014 年 65.7%
2035 年 70.6%
（金融庁推計）

老老相続問題

消費や投資に
向かわない財産

地方から都会へ
金融資産が流出

遺贈寄付

たった１%でも
5000億円

公益法人・NPO法人・大学等

社会課題の解決へ

活きたお金へ

私利から利他へ

11

金融機関における相続問題

～個人金融資産の動向～

野村資本市場研究所が人口減や高齢化、相続に伴う資産移転の影響から、2030年までの金融資産の増減を試算。

個人マネーが地方から流出すると、地銀が大きな影響を受ける。住宅ローンや年金運用といった個人向けサービスの収益機会は一段と乏しくなる。

地域経済を金融面で支えるには、金融機関が時代に合わせて変わることが重要。

（2018.7.29 日本経済新聞より抜粋）

地方から東京へ個人マネーが流出

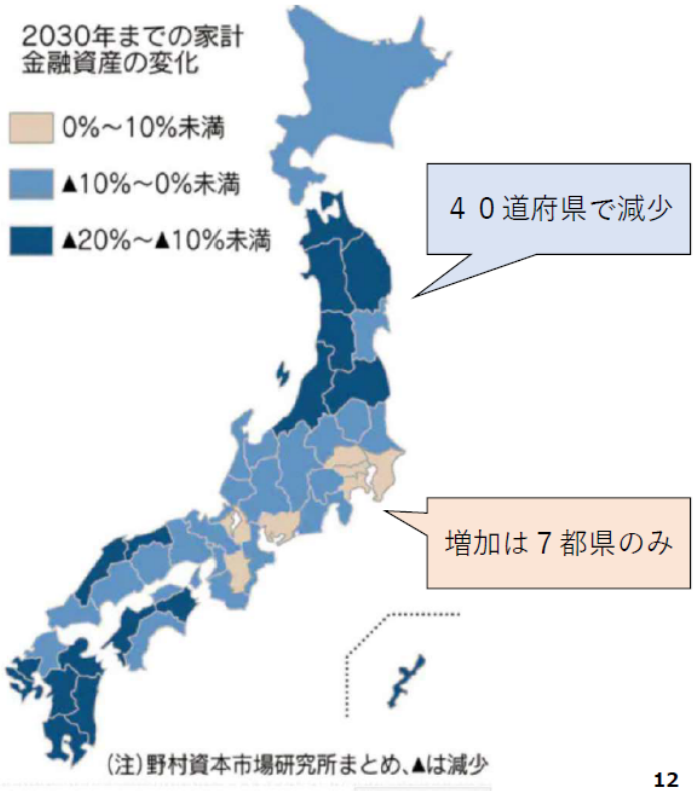

12

相続前後の金融機関の取引状況（取引継続率）

（単位：%）

被相続人が利用した金融機関 ＼ 相続人の利用する金融機関	都市銀行	地方銀行 第二地銀	信用組合 信用組合	ゆうちょ 銀行	ＪＡ バンク	大手証券	その他
都市銀行	75.5	1.9	0.6	6.0	0.9	4.6	10.5
地方銀行・第二地銀	12.4	**42.4**	1.9	12.2	3.4	6.8	20.9
信用金庫・信用組合	11.6	12.7	**37.6**	11.6	3.3	3.3	19.9
ゆうちょ銀行	12.1	2.9	0.8	63.6	2.1	3.9	14.6
ＪＡバンク	9.0	5.8	1.6	15.7	53.2	3.2	11.5
大手証券	16.1	0.8	0.0	5.9	0.0	68.6	8.5
その他	12.9	12.9	1.2	8.2	1.2	9.4	54.1
覚えていない・不明	18.4	5.3	1.8	19.2	1.8	4.9	48.6

（大和総研調査季報2017年夏季号より）

「相続」は金融機関にとって重要な問題

地銀・信金・信組は、相続により約60%の資産が他の業態へ流出

13

金融機関の提案行動

増加

子どものいる方		独身の方 子どものいない方
◎	相続税対策	×
◎	事業承継	△
△	M＆A	○
○	遺言	◎
○	遺贈寄付	◎

これまでの金融機関の提案

「自分の財産を最期にどうする？」
悩みは深い・人生最後にして最大の課題

相続問題への対応が死活問題の金融機関にとって
「子どものいない方の相続」は避けられないテーマ

14

おひとりさまの相続

◆子供いない方の増加

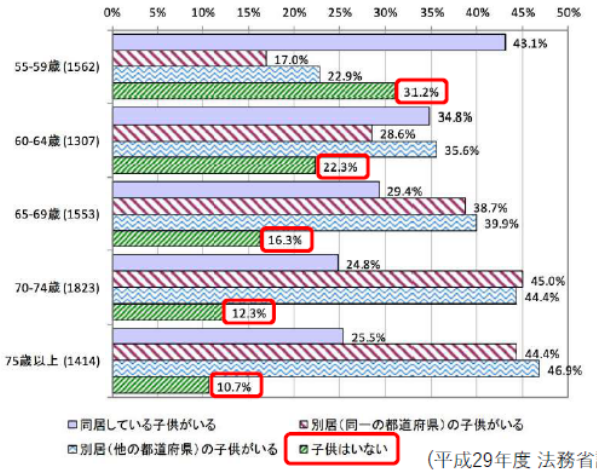

(平成29年度 法務省調査)

◆生涯未婚率の上昇
(50歳時の未婚率)

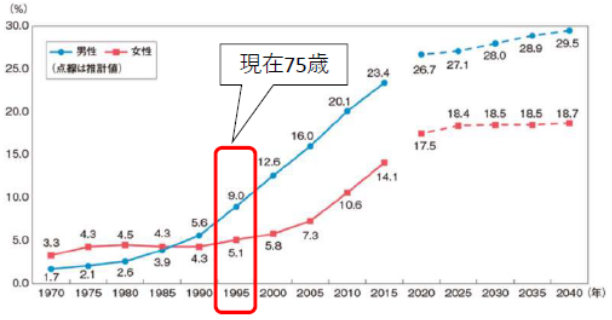

(出典:国立社会保障・人口問題研究所および内閣府)

今後「子供のいない方」や「おひとりさま」の高齢者が増加

15

「おひとりさま」の類型

類型	相続人※	状況・特徴
相続人不存在	誰もいない	遺言を書かないと相続財産が国庫に帰属する
生涯独身	兄弟姉妹（甥姪）	兄弟姉妹に渡したくない場合は遺言が必要 兄弟姉妹が亡くなると相続人不存在になる
配偶者と離別・死別（子なし）	兄弟姉妹（甥姪）	兄弟姉妹に渡したくない場合は遺言が必要 兄弟姉妹が亡くなると相続人不存在になる
配偶者あり（子なし）	配偶者と 兄弟姉妹（甥姪）	配偶者が亡くなると相続人は兄弟姉妹だけに 配偶者の遺した財産は配偶者の兄弟姉妹へ
子どもに障害がある	配偶者と子ども	親亡き後問題（財産の渡し方や管理等）
孫なし	配偶者と子ども	老老相続で多額の財産を子に遺しても…

※親は亡くなっている想定

16

包括遺贈の課題

おひとりさまの相続で
包括遺贈が多用されている

包括遺贈の法的性質

包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。（民法第990条）

包括受遺者は相続債務も引き継ぐ

財産よりも借金の方が多いかもしれない

包括遺贈を受ける団体は少ない

17

不動産遺贈ニーズの増大

◆相続財産の種類別構成比
（国税庁2018年）

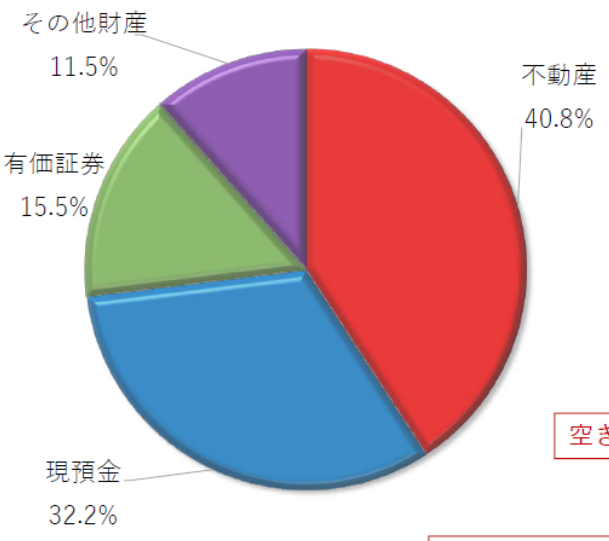

◆子供いない方の割合が増加

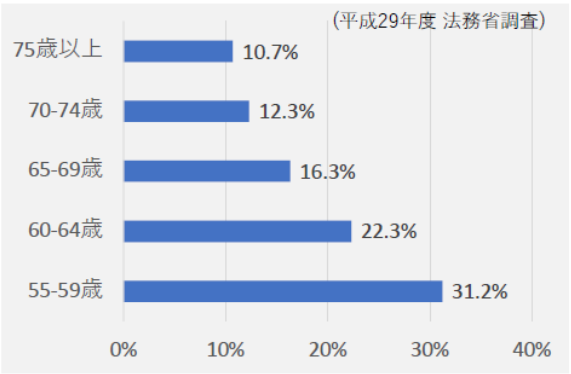

子供のいない高齢者が増加

空き家の増加

自宅を受け継ぐ人がいない

兄弟へ遺しても…
遺贈寄付しても良い

18

現金寄付と不動産寄付の相違点

現金寄付	不動産寄付	不動産寄付における留意点
一物一価	一物多価	評価額を巡って争いになる可能性
お金に色なし	個別性が強い	受けるか否かの判断が難しい
流動性が高い	流動性が低い	売却できない可能性がある
価格が固定	価格が変動する	含み益に対してみなし譲渡課税
所有者に権利	権利関係が複雑	権利関係の調査が必要
管理が容易	管理が大変	保有や管理のリスクあり
単一通貨	種類が多様	農地や山林など換価困難な物件あり
登記不要	登記が必要	登録免許税や固定資産税がかかる
流通コストなし	売却コストが必要	仲介手数料がかかる

不動産寄付は面倒、難しい・・・

不動産寄付を受ける団体は少ない

19

不動産遺贈の課題

これまで

～不動産遺贈のミスマッチ～

寄付者

＜不動産を遺贈寄付したい＞
・自分が亡くなった後に自宅は要らない
・相続人も住まないので空き家になる

非営利団体

＜不動産は寄付されても困る＞
・将来売れるか不明、負の財産の可能性も
・不動産のまま活用は難しい、管理も大変

仲介者(専門家)

＜換価型遺言が作成しにくい＞
・遺言執行者として不動産が売れないと困る
・将来不動産が売却できるか分からない

では、生前に不動産を査定して売却可否を
判断すれば良いのでは？　しかし…

遺言による将来の寄付では
いつ売れるのか分からない

不動産会社

いま売却するのでなければ
コストをかけて査定できない

20

不動産遺贈の解決方法

これから

～不動産査定取次サービス～

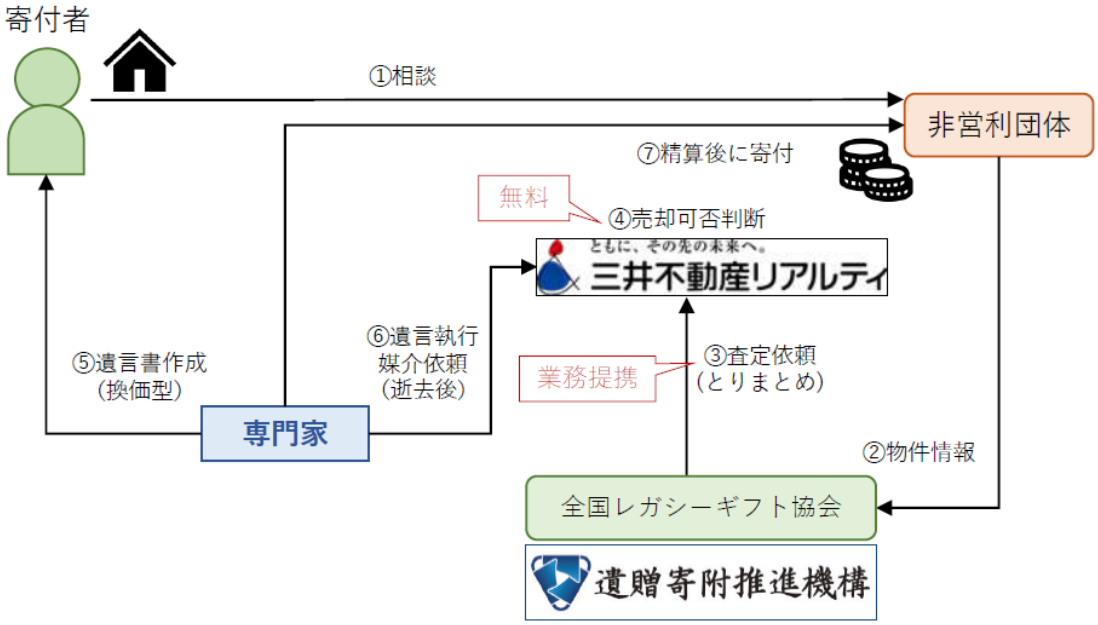

21

遺贈寄付の手順（遺言による寄付の例）

〔遺贈寄付を思い立ったら・・・〕

1	遺贈寄付を知る	遺贈寄付とは何か？
2	自分の人生を振り返る	何に共感するのか？
3	遺贈寄付の情報を集める	資料や事例を集める
4	専門家に相談する	遺言内容を相談する
5	寄付先を選ぶ	少し寄付してみる
6	財産の配分を決める	家族への配慮を第一に
7	遺言書を作成して保管する	専門家のサポート
8	寄付先とともに人生を歩む	豊かな人生を！
9	亡くなった後に遺言が執行される	遺言執行者に確実に連絡
１０	遺産の一部が寄付される	付言事項に「想い」を

22

遺贈寄付に対する不安

＜寄付先団体の選定に不安＞

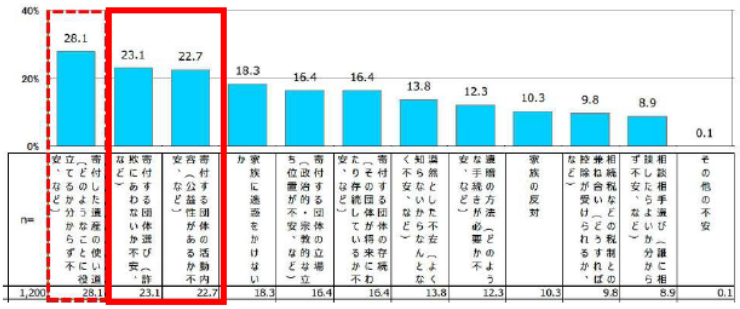

（出典：国境なき医師団日本）

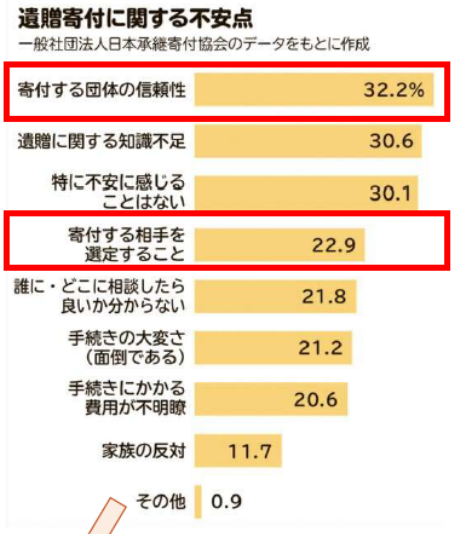

どこに寄付したら良いの？

寄付先の選び方：STEP①～STEP②

STEP 1　寄付する分野を選ぶ

自分の人生を振り返って深堀りする

↓

どのような事に共感や応援をするのか

↓

保健・医療・福祉	社会教育
まちづくり	観光
農山漁村・中山間地域	学術・文化・スポーツ
環境の保全	災害救援
地域安全	人権・平和
国際協力	男女共同参画社会
子どもの健全育成	情報化社会
科学技術の振興	経済活動の活性化
職業能力・雇用機会	消費者の保護
連絡・助言・援助	条例指定

STEP 2　寄付する地域や規模を選ぶ

地域を選ぶ

全国規模	海外
特定の地域	出身地
縁故地	こだわらない

↓

規模や種類を選ぶ

有名で大きな団体	小さな団体
学校法人	自治体
歴史の長い団体	こだわらない

寄付先の選び方：STEP③～STEP④

STEP 3　寄付する条件や手段を選ぶ

条件を選ぶ

不動産遺贈OK	包括遺贈OK
寄附金控除	複数団体に配分
オリジナルプログラム	選定をプロに任せる
名前をのこす	長期的に寄付

手段を選ぶ

遺言による寄付
死因贈与契約による寄付
生命保険による寄付
信託による寄付
相続財産の寄付
香典返し寄付

STEP 4　寄付する方法を選ぶ

「団体へ直接寄付」か「間接的に徐々に」か

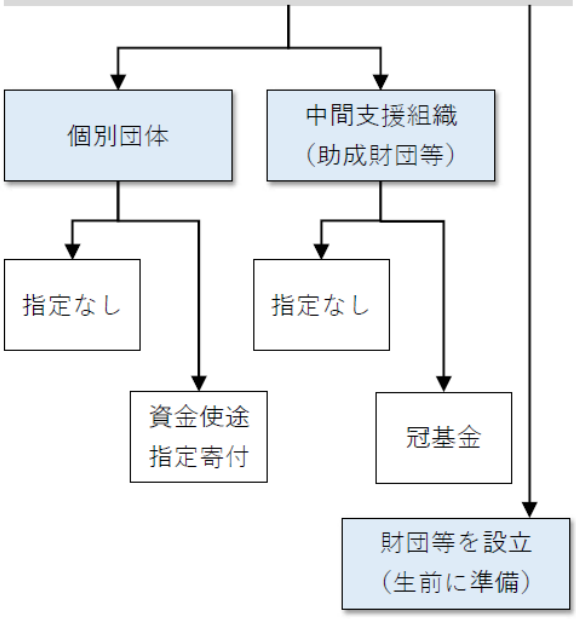

25

遺贈寄付の手順（意思決定のプロセス）

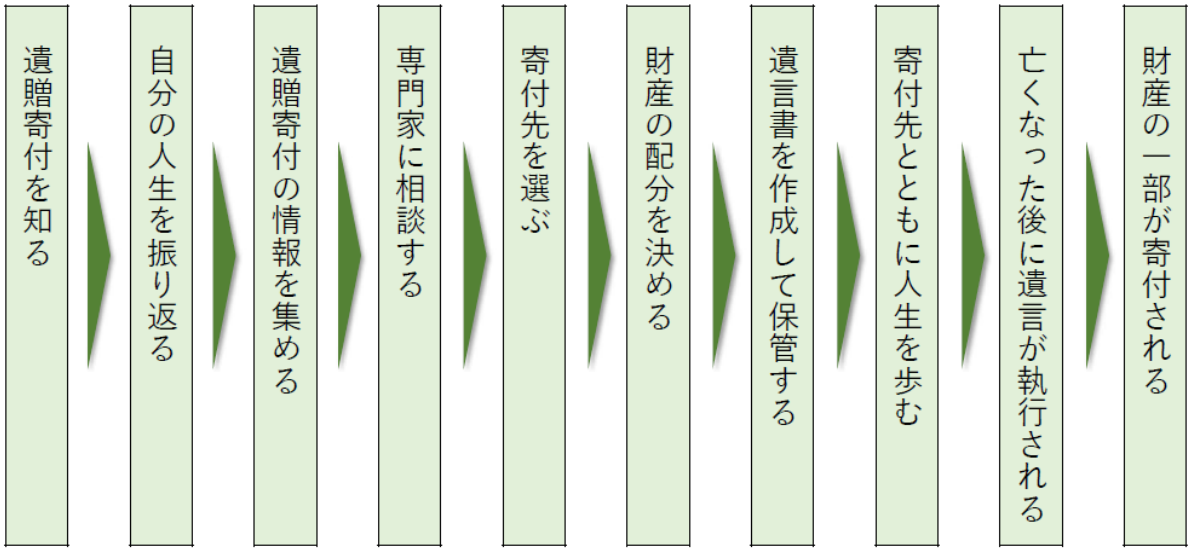

26

遺贈寄付を受ける体制整備

現金の寄付とは異なる準備が必要

リスク整理認識・方針策定	規程・マニュアル等の整備	マーケティング戦略	組織体制・業務フロー	広宣物制作・接点強化	寄付者の育成	遺言執行者との連携	寄付者コミュニケーション	相続人対応
遺贈寄付は相続そのもの	判断プロセスと責任の所在	団体の強み弱み・動線設計	担当者の職務と組織的支援	広宣物の役割・外部連携	意思決定のナーチャリング	専門家とのネットワーク	感謝・定期照会・共に歩む	遺留分対応・感謝

27

広告出稿の現状

新聞・雑誌での「遺贈・寄付特集」の頻度が高まり、
受遺団体の広告出稿の機会が増えて来ている。

文藝春秋 2020年11月号
16団体出稿

朝日新聞 2019年12月21日
6団体出稿

週刊文春 2020年10月29日号
7団体出稿

朝日新聞 2020年9月5日
11団体出稿

28

これが正常な姿なのか？

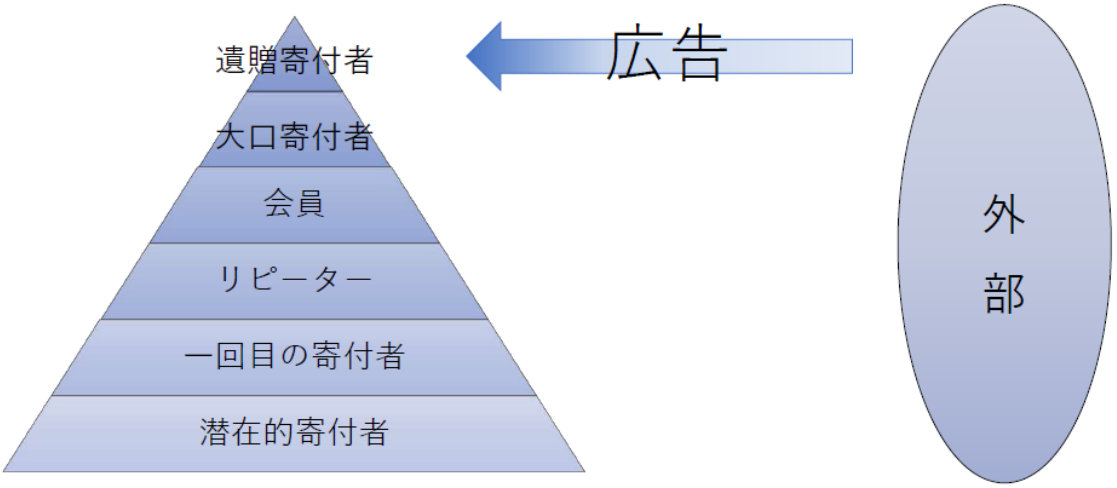

本来は寄付者とのコミュニケーションを積み重ねて
最終的に遺贈寄付のご選択をいただくべきではないか

29

信託による自治体への遺贈寄付

ふるさとレガシーギフト
FURUSATO LEGACY GIFT

ORIX オリックス銀行　ふるさと納税の遺贈寄附版

2019年4月
スタート

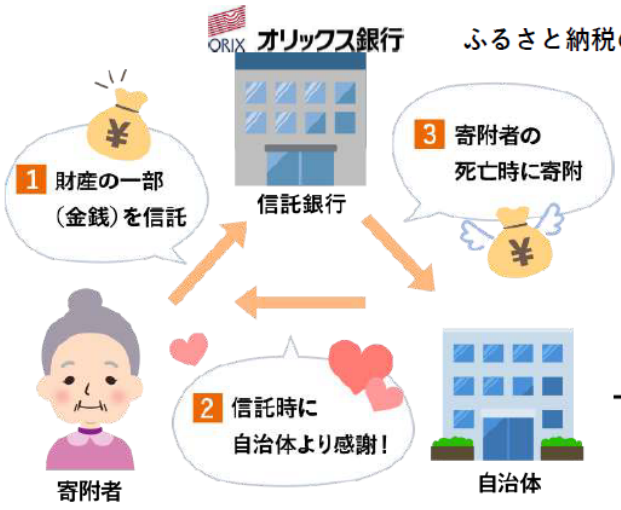

自治体を介して特定の団体を
支援することも可能

NPOなど

手続きがかんたん	使い道の指定が可能	相続税の対象外
遺言書の作成は不要、 確実に寄附が実現します。	寄附金の使い道について 具体的に指定できます。	自治体に遺贈された寄附金 には相続税がかかりません。
相続人にもプロが対応	**手数料無料　収益金も受取**	**元本保証　中途解約無料**
相続人からの遺留分請求には、 弁護士が対応します。	手数料は無料で、亡くなるまで 年に一度収益金が支払われます。	元本は保証され、資金が必要な ときは中途解約も可能です。

30

信託による自治体への遺贈寄付（WEBサイト）

ふるさとレガシーギフト
FURUSATO LEGACY GIFT

31

信託による非営利団体への寄付

第１弾：京都大学iPS細胞研究財団

かんたん相続信託＜iPS財団遺贈寄付特約＞

仕組みは自治体向けと同じ

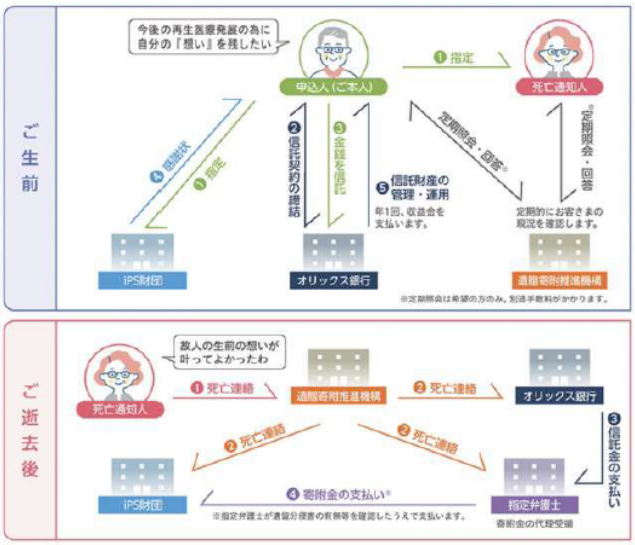

32

遺言代用信託による寄付（比較）

	オリックス銀行	オリックス銀行	十六銀行 (三井住友信託銀行)	三井住友信託銀行
商品名	かんたん相続信託 <遺贈寄附特約>	かんたん相続信託 <遺贈寄附iPS特約>	想族あんしんたく	遺言代用寄付信託
寄付先	2自治体→0自治体	1団体 （iPS細胞研究財団）	43自治体＋3団体 （岐阜県内中心）	12大学
申込額	100万円以上 2000万円以下	100万円以上	100万円以上 200万円以下	100万円以上 500万円以下
申込時 手数料	無料	無料	信託元本の1.5％	無料
中途解約	可能（無料）	可能（無料）	原則不可	やむを得ない場合 （有料・利息の範囲内）
その他	毎年配当あり （実績：年0.2％）	毎年配当あり （実績：年0.2％）	－	予定配当率は店頭掲示 （利息は元本組み入れ）

33

遺贈寄付を推進するために①

「背中を押す」必要性

Nudge＝そっと押す

・遺贈寄付の意思
（遺贈寄付を希望）

独身子供なし	夫婦2人のみ	子供あり
42.6%	32.4%	20.0%

ギャップ

・遺贈寄付の行動
（遺言書に遺贈寄付を記載済）

独身子供なし	夫婦2人のみ	子供あり
1.3%	0.0%	0.1%

ギャップを解消する（行動変容）には
機能だけでなく感情に訴えることも必要

●ナッジの例

ストーリー	遺贈寄付の事例（特に著名人）
ご褒美	表彰、紺綬褒章、生きた証（承認欲求）
空気感	自治会等の地域ネットワーク、75歳成人式
安心感	子供側からのメッセージ、善いこと感の醸成
もったいない	国庫帰属などの望まない形の回避
不合理な行動	ダークサイド（不仲な相続人に遺さない）

士業・金融機関・行政など
社会的に信用のある方からの
メッセージが必要。

34

遺贈寄付を推進するために②

遺贈寄付をお勧めする効果

表2-1　遺言の電話相談のグループ分け

	遺言に関する電話相談の後…
グループ①	そのまま通話を終了。
グループ②	「ところで、資産の一部をNPOに遺す意向はありますか？」
グループ③	「ところで、**私たちのお客様には資産の一部をNPOに遺されたい方が多くおられます。** あなたはいかがですか？」

出所：Sanders and Smith（2016）をもとに筆者作成

図2-13　NPO宛の遺贈指定に与える効果

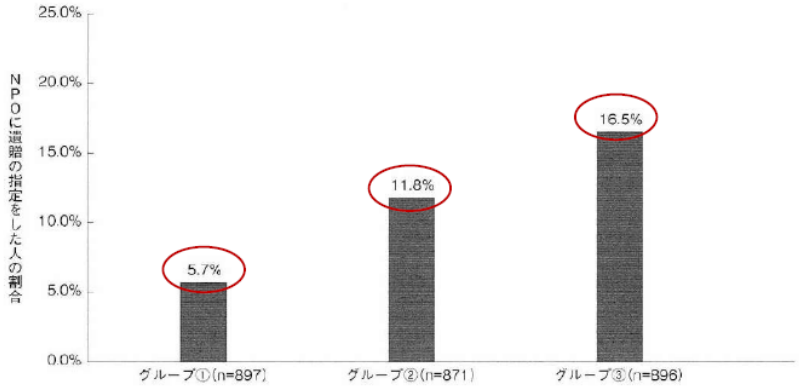

出所：Sanders and Smith（2016）をもとに筆者作成

出典：寄付白書2017

遺贈寄付を推進するために③

士業との連携体制(例)

ご相談の流れ

・少しでも遺贈寄付にご興味があれば「情報収集」のお気持ちでご相談ください。
・遺贈寄付のご相談は無料です。お電話、メール、ご面談などでお受け致します。
・寄付先の変更や取りやめも可能です（遺言書の書き替えが必要になります）。

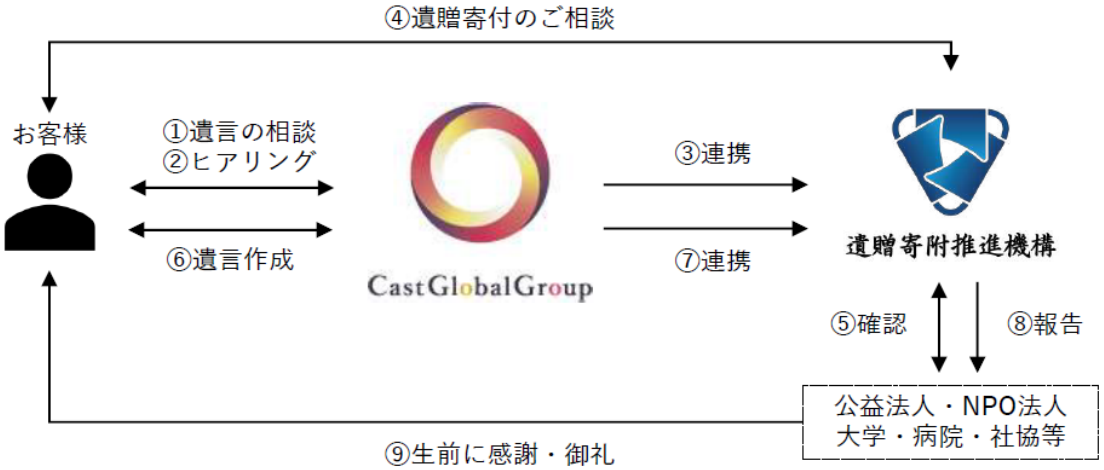

最後に

遺贈寄附推進機構のホームページより

人生の最後に、使い切れなかった「遺りもの」から「少しだけ」社会に恩送りする。
少しの善意が、未来に大きな福をもたらします。

37

（14）第 14 回勉強会

2020 年 8 月 16 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第１４回）

開催日時：２０２１年８月１６日（月）１６時より１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．「チャリティとしてのトラスト～イギリスの状況から～」
　　関西学院大学法学部・大学院法学研究科教授 岡本仁宏氏
２．岡本氏との質疑応答・意見交換
３．次回以降の予定及びその他

資　料
１．パワーポイント資料「チャリティとしてのトラスト～イギリスの状況から～」

以上

チャリティとしてのトラスト

イギリスの状況から

2021年8月16日　公法協公益信託勉強会
関西学院大学法学部・法学研究科
岡本　仁宏
whiteokamoto@gmail.com

1

1. はじめに
   - 問題意識と課題
     ①チャリティ信託は、登録チャリティの中でどのような特性を持つのか
     ②チャリティ信託の信託証書（約定）の内容はどのようになっているのか
     ③イギリスではチャリティに対する高い社会的信用が存在。どのような規制が行われているのか
   - 概況と注意すべき点
     ①地域
     ②チャリティ類型と市民社会

2. 登録チャリティの中でのチャリティ信託
   - どのように選択されているか（ガイダンスから）
   - チャリティ信託の数と規模の概要（統計から）

3. モデル信託証書の概要

4. チャリティに対する規制と支援
   - チャリティ全体への規制と支援
   - トラストに特有の管理問題に関連して

5. むすびにかえて

2

1、はじめに

3

前提的問題意識と課題

1. チャリティの歴史の中で、信託形式は重要かつ主要な法形式（の一つ）としての役割を果たしてきた。信託は、現在登録チャリティの中でどのような特徴を持っているか、つまり（税制上有利な資格を持つ）チャリティの多様な法形式の中で、信託形式のチャリティの特徴は何か。
   →どのような特徴を持つのか
2. イギリスではチャリティに対する高い社会的信用が存在している。
   ① 歴史的伝統が深い
   ② 社会的信用を確保するために、規制当局が存在し対応している（もちろん、セクターの自主的な取り組みが並行して存在している）。
   →どのような規制が行われているのか

➡現状の公益信託チャリティの姿と規制の在り方を瞥見する。

4

概況と注意すべき点

5

注意すべき点

1. イングランド・ウェールズ、スコットランド、北アイルランド
   分権がなされており、三つの、規制当局があり統計もそれぞれ出されている。制度も異なっている。

2. 市民社会、登録チャリティ、チャリティで、対象は異なる。
   NSVOの『市民社会アルマニャック』は、対象を市民社会組織としている。データとしては、登録チャリティのデータから、一定部分を引き、さらに他の団体類型を加えている。

3. 信託自体は、多様な法領域に広がっている。

6

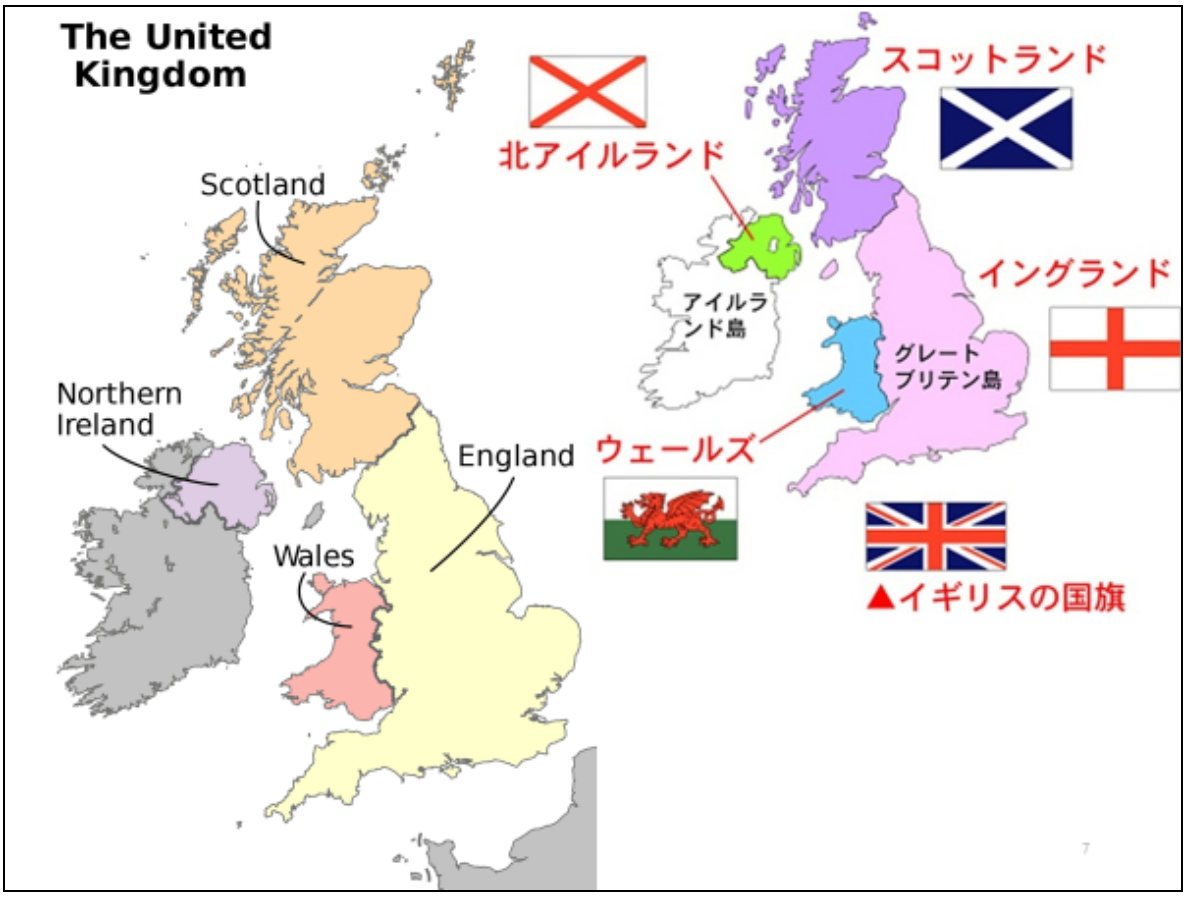
The United Kingdom
Scotland
Northern Ireland
England
Wales
北アイルランド
スコットランド
イングランド
アイルランド島
グレートブリテン島
ウェールズ
▲イギリスの国旗

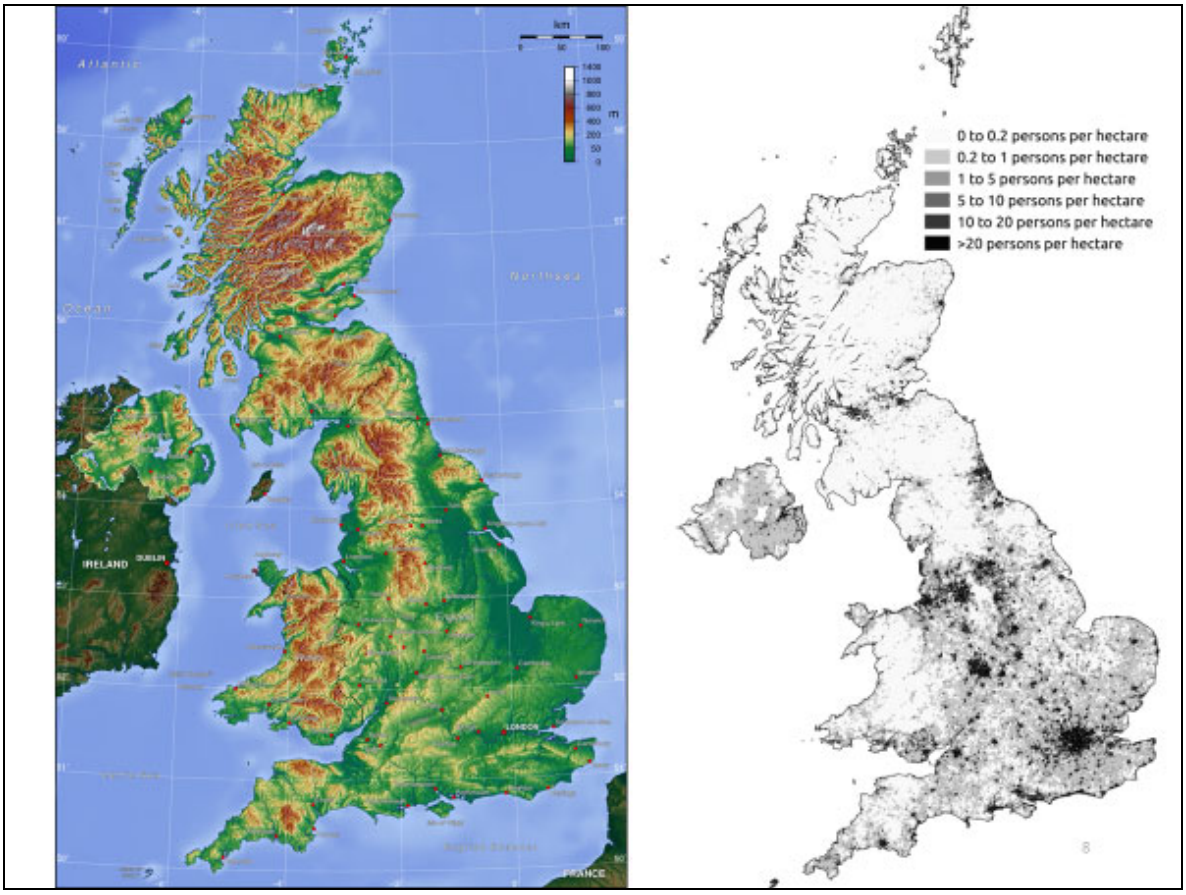
0 to 0.2 persons per hectare
0.2 to 1 persons per hectare
1 to 5 persons per hectare
5 to 10 persons per hectare
10 to 20 persons per hectare
>20 persons per hectare

UK Civil Society Almanac 2020 の推計方法

Overview of data sources for the Almanac analysis of voluntary organisations

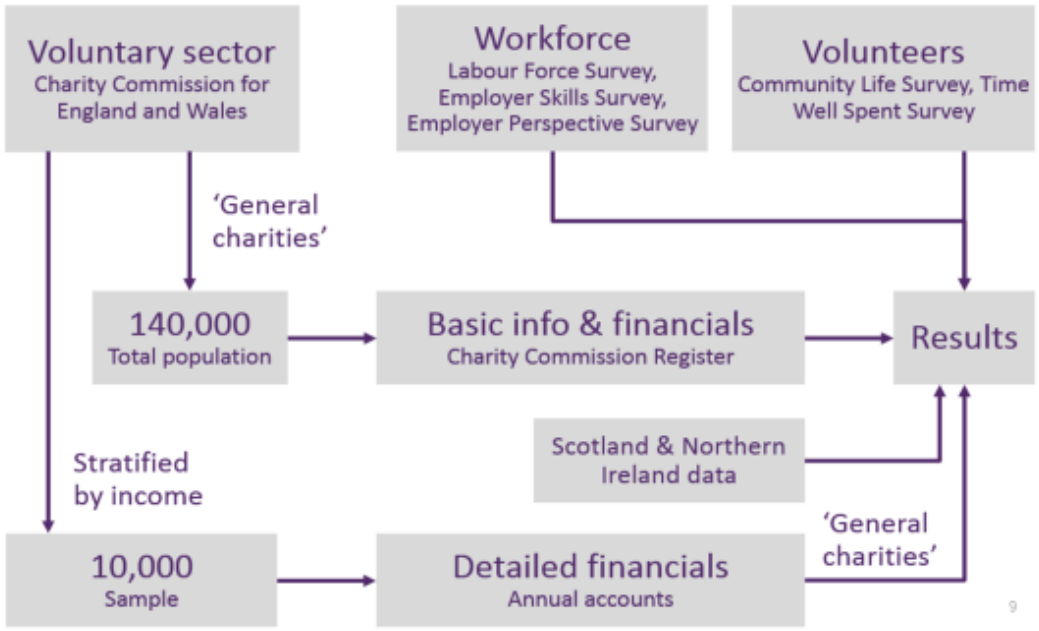

Number of organisations, income and spending

Source: NCVO, Charity Commission, various sources (see tabs H2 and H3)

Type of organisation	Organisations	Income (£m)	Spending (£m)	Assets (£m)	Beneficiaries	Beneficiary type
Benevolent societies	1,705	563.3	551.7	1,710.00	N/A	N/A
Building societies	43	5,657.20	4,247.10	376,002.10	c.24,763,943	Members
Common investment funds	44	899.6	817.3	257.5	N/A	N/A
Community interest companies	15,729	0.21	0.24	N/A	N/A	N/A
Companies limited by guarantee	46,238	6,500.00	N/A	N/A	N/A	N/A
Cooperatives	7,215	37,700.00	N/A	118,224.60	13,000,000	Members
Credit unions	423	198.2	141	3,376.60	2,020,470	Members
Employee owned businesses	250	30,000.00	N/A	N/A	N/A	N/A
Football/rugby supporter trusts	185	38.9	N/A	N/A	355,450	Members
Friendly societies and mutual insurers	100	19,600.00	N/A	167,000.00	30,700,000	Members
General charities	166,592	53,544.80	51,324.70	141,966.20	N/A	N/A
Housing associations	1,684	23,634	20,985	33,740	2,400,000	Residents
Independent schools	2,495	7,804.30	7,476.20	12,126.80	621,131	Pupils
Leisure trusts	109	1,558.90	1,603.30	126.7	N/A	N/A
Political parties	333	130.9	131.8	144.7	928,347	Members
Religious bodies	47,142	5,684.40	5,332.30	22,380.50	3,081,500	Members
Sports clubs	141,940	5,059.90	5,943.60	N/A	30,517,100	Members
Trade associations and professional bodies	3,900	2,265.40	2,267.00	2,498.10	6,280,000	Members
Trade unions	142	1,414.60	1,413.60	1,668.30	6,350,000	Members
Universities	168	38,249.70	37,220.30	18,604.50	2,343,095	Students

チャリティ登録に関して

- 登録免除チャリティ：‘excepted’
- 登録除外チャリティ：exempt from regulation
- 小規模チャリティ：£5,000 以下収入　EW
  日本では、この部分の制度がない。

このあたりの構成については、公法協編『英国チャリティ：sの変容と日本への示唆』弘文堂、2015　の中の石村耕治論文参照

小規模チャリティについては、
公法協『訪英調査ミッション報告書：英国における小規模法人対策とチャリティ会計』2020　の中の中島智人論文参照

11

登録免除チャリティ (excepted　chatities)

- ‘excepted’　from charity registration.
  - 登録しなくてよく、年次提出書類を出さなくてよい。
  - しかし、CCの規制権限のもとにあり、規制を受ける。
- 収入が£100,000（約1500万円）以下で、かつ
  - 特定の教会チャリティ、礼拝用建物、LEP（地方エキュメニカルパートナーシップ）（see section 5）
  - 特定の学校の建物等を持つ他に収入のない基金等（see section 9）
  - ボーイスカウト、ガールガイドグループ（ただし、恒久基金・土地建物を所有の場合は別）（see section 10）
  - 軍隊へのservice funds（土地所有は別、その他例外あり）（see section 11）
  - 学生自治会(see section 12)
- 総収入£5,000（約75万円）以下小規模チャリティは、登録免除（登録申請はできる）（登録しなくても課税除外あり）
- CIOはすべて登録必要

12

登録除外チャリティ（exempt charities）

- CCの規制を受けない。チャリティの地位を持つ。チャリティ法の原則に従うが、部分的にチャリティ法の適用を受けない部分がある。
  - CCに登録できない。登録チャリティと称せない。
  - CCの規制を受けず、主管機関による規制を受ける。ただし、CCは、他の規制機関の要請を受けて法令上の調査を行うことがある。
  - CCは支援や要請により業務の許可などを行うこともある。
- 対象（Schedule 3 to the Charities Act 2011）
  - 教育チャリティ（大学等）Office for Students (OfS)
  - アカデミートラスト（フリースクール等）、教育基金等DfE
  - 国家的に重要な博物館・美術館、図書館等Department for Digital, Culture, Media and Sport (DCMS).
  - 登録組合（地域社会益共済組合（BenComs＝community benefit societies）、共済組合、社会住宅提供者等）Financial Conduct Authority Regulator of Social Housing.
    国教会投資ファンド、メソディスト投資ファンド

13

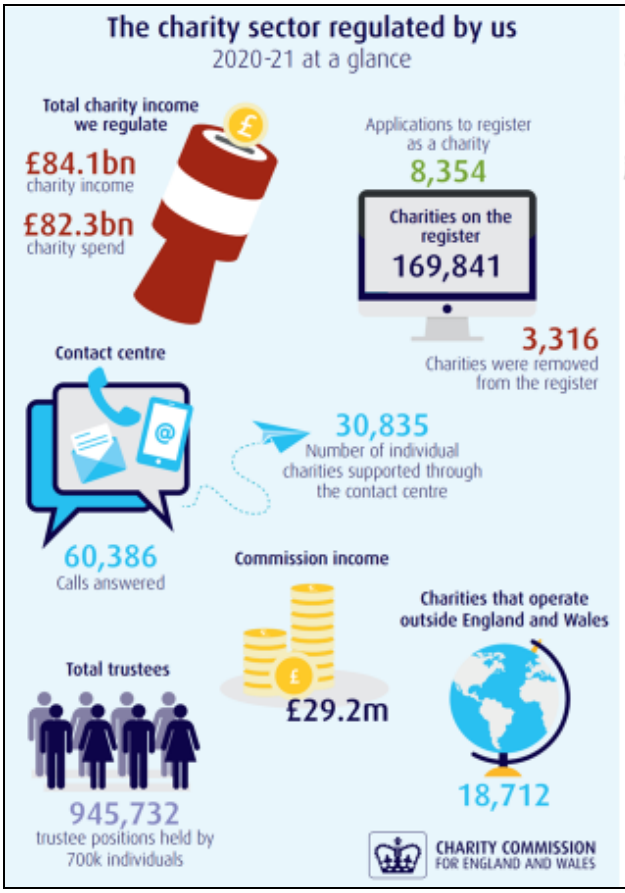

なお、統計的なチャリティの動向については、
白石論文を参照。前掲『英国チャリティ』所収

14

Charities by income band – 07 August 2021

1 スターリング・ポンドは 152.95 円

Charities

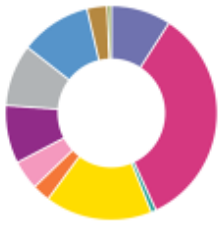

Gross income

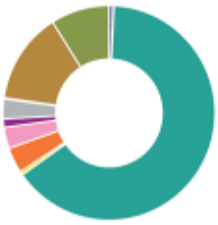

Income Band	Charities	Total gross income	Total expenditure
£0 to £5k	57,680	£70,363,454	£235,443,884
£5k to £10k	18,408	£135,757,249	£201,820,909
£10k to £25k	27,830	£457,284,006	£498,324,632
£25k to £50k	15,582	£560,539,337	£591,786,672
£50k to £100k	14,929	£1,074,882,639	£1,259,666,977
£100k to £250k	15,884	£2,521,862,106	£2,520,324,533
£250k to £500k	7,563	£2,667,439,352	£2,610,005,114
£500k to £1m	4,626	£3,278,690,724	£3,234,151,615
£1m to £5m	5,245	£11,611,165,766	£11,800,007,655
£5m to £10m	1,061	£7,508,027,285	£7,219,996,970
Over £10m	1,338	£54,248,614,685	£51,433,385,416
Total	170,146	£84,134,626,603	£81,604,914,377

収入帯（£）	（1000円）£1＝150円	数	平均総収入（1000円）	平均支出（1000円）	数%	下位から累計%	上位から累計%	収入・寄付%	下位から累計%	上位から累計%	支出%	下位から累計%	上位から累計%
range-0-to-5k	750以下	57680	183	612	33.9	33.9	100.0	0.1	0.1	100.0	0.3	0.3	100.0
range-5k-to-10k	1,500	18408	1,106	1,645	10.8	44.7	66.1	0.2	0.2	99.9	0.3	0.5	99.7
range-10k-to-25k	3,750	27830	2,465	2,686	16.4	61.1	55.3	0.5	0.8	99.8	0.6	1.2	99.5
range-25k-to-50k	7,500	15582	5,396	5,697	9.2	70.2	38.9	0.7	1.5	99.2	0.7	1.9	98.9
range-50k-to-100k	15,000	14929	10,800	12,657	8.8	79.0	29.8	1.3	2.7	98.6	1.5	3.4	98.1
range-100k-to-250k	37,500	15884	23,815	23,801	9.3	88.4	21.0	3.0	5.7	97.3	3.1	6.5	96.6
range-250k-to-500k	75,000	7563	52,904	51,765	4.5	92.8	11.7	3.2	8.9	94.3	3.2	9.7	93.5
range-500k-to-1m	150,000	4626	106,313	104,869	2.7	95.5	7.2	3.9	12.8	91.1	4.0	13.7	90.3
range-1m-to-5m	750,000	5245	332,064	337,464	3.1	98.6	4.5	13.8	26.6	87.2	14.5	28.1	86.3
range-5m-to-10m	1,500,000	1061	1,061,455	1,020,735	0.6	99.2	1.4	8.9	35.5	73.4	8.9	37.0	71.9
over-10m	1500000以上	1338	6,081,683	5,766,075	0.8	100.0	0.8	64.5	100.0	64.5	63.0	100.0	63.0
		170146			100			100			100		

2、登録チャリティの中での trustの位置と特性

17

チャリティ形態の選択について

18

チャリティの４つの法的形態

1. charitable incorporated organisation (CIO)
   - ① 結社型
     会員が多い
   - ② 財団型
     会員が理事（trustee)のみ
2. charitable company (limited by guarantee)
   会員数は多くても少なくてもよい
3. unincorporated association
   法人格がない
4. Trust
   法人格がない

（現在のチャリティは、これ以外の類型を含む。民間が立ち上げる新規チャリティはこの四形態からの選択になる）

19

選択の二つの要素

20

どんな判断？

- 法人格を持たない場合
  - 無限責任を負う。
  - 団体として契約や投資ができない。
  - 土地等の所有のために、数人の理事（受託人）が持つか、公的な管財人に帰属させるかなどをしなければならない。
  ➡ただし、いくつかの代替的方法が存在

- 広範なメンバーがかかわらない場合
  - 支出や理事（受託人）の補充が少人数でできる。
  ➡ただし、法人格を持つ形でも、成員限定ができる。
  会社形態でも、CIO形態（a foundation CIO)でも。

21

Trust　を選ぶ？　（SCVO）

If you are considering setting up as a Trust and are planning to apply for charitable status, why not consider setting up as a single-tier Scottish Charitable Incorporated Organisation? This is a corporate body which provides limited liability for its trustees and is suitable for organisations that want to become charities, but do not want or need the complex structure of company law.

- **Advantages**

Little or no set up costs.

Less administration than a voluntary association, SCIO, company limited by guarantee or IPS, since there is no register of members to maintain, no collection of subscriptions, etc.

No formal registration requirements unless a charity, which will be accountable to OSCR.

No detailed statutory procedures to be followed in relation to members' meetings, etc.

Useful if you want to retain control amongst a small body of people with no external membership.

No requirement to notify changes in trustees to any public register nor any requirement to file accounts unless a charity.

22

- **Disadvantages**

Although the law gives greater recognition to the trust (as compared with a voluntary association) as having some form of identity, it is still not a full legal "entity" in the way that a SCIO or company limited by guarantee is.

Leases/formal contracts have to be entered into in names of trustees. Each time one of these individuals leaves, the assets must be legally transferred to another. The same goes for any legal arrangements the trust has entered into in this way.

Legal proceedings cannot be taken by the trust but only by individuals representing it. Similarly, legal proceedings would be taken out against individuals rather than the organisation.

Trustees could be personally liable for debts if the organisation were unable to meet its debts and liabilities out of its own resources.

There is no concept of accountability to a wider membership or to partner bodies/agencies. In particular a trust could not hold meaningful AGM(Annual General Meeting)s since no one other than the trustees themselves would have voting rights.

Could be seen as "less professional" in the eyes of potential funders.

23

Two tier or single tier?

- 二人以上の成員と３人以上の理事が必要
- 二階型は、理事を任命し決定権を持つ、メンバー組織が存在。
- 一階型は、理事は、答責性を課せられる組織がなく、新理事も選べる。
- SCIOの不利な点
  - チャリティ資格を失うと法人格を失う。
  - 法人格取得時に、変更が必要になる場合がある。
  - チャリティ理事としての責任
  - 理事と会員名簿の整備と届出の必要(学生自治会のような成員の入れ替わりが激しい団体には適さない).
  - 法人の転換や合併等の制限

24

Table of key characteristics of SCIOs and other common charitable forms

	Scottish Charitable Incorporated Organisation SCIO	Unincorporated Association	Company	Trust
Regulator	**Single regulator** OSCR	**Single regulator** OSCR	**Dual regulators** OSCR and Companies House	**Single regulator** OSCR
Key legislation	Charities and Trustee Investment (Scotland) Act 2005	Charities and Trustee Investment (Scotland) Act 2005	Charities and Trustee Investment (Scotland) Act 2005 Companies Act 2006	Charities and Trustee Investment (Scotland) Act 2005 Trusts (Scotland) Act 1921
Legal status	**Legal personality** Can undertake transactions in its own right Title to land and buildings will be held in the name of the SCIO (advantage in terms of succession) Liability of charity trustees is limited (in most cases) providing they act lawfully Members are not liable to contribute to the assets if it is wound up	**No legal personality** Some or all of the charity trustees must undertake transactions on behalf of the body Title to land and buildings must be held in the name of one or more individuals on behalf of the charity The charity trustees may have personal liability for the body's actions and unlimited liability if it is wound up	**Legal personality** Can undertake transactions in its own right Title to land and buildings will be held in the name of the company (advantage in terms of succession) Liability of charity trustees is limited (in most cases) providing they act lawfully Liability of members is usually limited in the Articles of Association to £1	**No legal personality** Some or all of the charity trustees must undertake transactions on behalf of the body Title to land and buildings must be held in the name of one or more trustees (deed of assumption required to evidence new trustees) The charity trustees may have personal liability for the body's actions although there are certain protections for trustees in trust law and common law

25

	SCIO	Unincorporated Association	Company	Trust
Accounting requirements	**Charity accounting requirements** Preparation of receipts & payments or accrued accounts depending largely on body's income level Discretion for charity trustees to choose to exceed minimum requirements if accrued accounts are more suited to the body's operations	**Charity accounting requirements** Preparation of receipts & payments or accrued accounts depending largely on body's income level Discretion for charity trustees to choose to exceed minimum requirements if accrued accounts are more suited to the body's operations	**Charity and company accounting requirements** Accrued accounts only regardless of income level	**Charity accounting requirements** Preparation of receipts & payments or accrued accounts depending largely on body's income level Discretion for charity trustees to choose to exceed minimum requirements if accrued accounts are more suited to the body's operations £250,000以下
Extent of powers	**Unlimited powers in furtherance of purposes** Subject to any restriction in the governing document	**Unlimited powers in furtherance of purposes** Subject to any restriction in the governing document	**Unlimited powers in furtherance of purposes** Subject to any restriction in the governing document Subject, in certain circumstances, to any restrictions in company law	**Limited powers** Powers set out in governing document – these vary from very restrictive to very wide Powers may be supplemented by those set out in trust law

26

北アイルランドでは

- **unincorporated association**
- **charitable company**
- **charitable trust**

CIOやSCIOに当たるもの、つまりチャリティ用の法人格類型がない（法制化はされたが施行されていない）。したがって法人化するためには、会社形態となる。
https://www.charitycommissionni.org.uk/

27

5.3 What is a charitable trust?

A **trust** is one of the oldest legal structures used to set up charities. Charitable trusts are usually set up with a specific sum of money and a group of people who become the **charity trustees**.

You might use this structure if your charity:

- ☐ will only make grants to individuals or organisations
- ☐ will not employ staff or enter into contracts
- ☐ will be run by a small group of people who will decide how grants are made
- ☐ will not have a membership.

An example would be where a lottery winner wants to donate money for research into rare diseases. A fund is established and three people are appointed as charity trustees to administer research grants.

Like unincorporated associations, charitable trusts also lack a separate legal identity which means they are unable to hold land or investments in their own name. This is important because it means that the charity trustees share personal legal responsibility for the **trust**. If you decide to set up this type of charity you may need to take legal advice about your liabilities.

<https://www.charitycommissionni.org.uk/media/1270/20190531-eg039-starting-a-new-charity-v30.pdf>

28

チャリティトラストの位置と特性

29

法的形態別チャリティデータ（E&W）

法的団体類型	総数	内独立	内登録	独立かつ登録	登録平均収入	登録平均支出	登録収入中央値	登録支出中央値	土地所有独立登録団体数	土地所有登録独立団体割合
CIO	26,466	26,466	25,429	25,429	153,354	110,888	6,802	5,130	5,401	21%
Trust	29,568	29,568	22,430	22,430	237,026	240,821	12,211	12,144	5,291	24%
Charitable company	43,052	43,052	32,698	32,698	1,790,974	1,709,029	133,136	128,812	15,043	46%
Previously excepted	3,498	3,498	3,344	3,344	256,461	252,439	158,962	159,912	2,237	67%
other	115,982	115,982	86,234	86,234	224,544	233,587	8,958	8,158	26,947	31%
空白	155,717	115,694	26	26	37,112	13,325	8,330	5,016	10	38%
合計	374,283	334,260	170,161	170,161	530,149	514,333	10,464	10,464	54,929	32%

30

法的形態別移行状況（S）

法的形態	数	構成比	移行前の法的形態	構成比2	trustからの移行内訳	会社からの移行内訳	任意団体からの移行内訳
SCIO	5135	20.3%	0	0.0%	94	223	451
CIO	101	0.4%	0	0.0%			2
Company	4852	19.2%	232	0.9%	27	---	88
Community Benefit Society	16	0.1%	0	0.0%		4	
Registered Society	167	0.7%	9	0.0%		1	
Statutory corporation (Royal Charter etc)	186	0.7%	2	0.0%			
Trust (other than educational endowment)	3394	13.4%	122	0.5%	---	1	
Educational endowment	91	0.4%	0	0.0%	1	1	
Unincorporated association	10828	42.8%	541	2.1%		2	---
Other	526	2.1%	2	0.0%			
blank	2	0.0%	24388	96.4%			
total	25298	100.0%	25296	100.0%	122	232	541

チャリティTrustの目的（S）

Charitable Purposes (multiple values):	総数	割合	trust	割合2
The prevention or relief of poverty;	3757	14.9%	1132	33.4%
The advancement of education;	11209	44.3%	1746	51.4%
The advancement of religion;	3433	13.6%	452	13.3%
The advancement of health;	4521	17.9%	1030	30.3%
The saving of lives;	548	2.2%	258	7.6%
The advancement of citizenship or community development;	8981	35.5%	963	28.4%
The advancement of the arts, heritage, culture or science;	5008	19.8%	1070	31.5%
The advancement of public participation in sport;	2625	10.4%	510	15.0%
The provision of recreational facilities, or the organisation of recreational activities, with the object of improving the conditions of life for the persons for whom the facilities or activities are primarily intended;	3562	14.1%	491	14.5%
The advancement of human rights, conflict resolution or reconciliation;	953	3.8%	263	7.7%
The promotion of religious or racial harmony;	283	1.1%	177	5.2%
The promotion of equality and diversity;	1212	4.8%	164	4.8%
The advancement of environmental protection or improvement;	1824	7.2%	511	15.1%
The relief of those in need by reason of age, ill health, disability, financial hardship or other disadvantage;	6271	24.8%	1137	33.5%
The advancement of animal welfare;	616	2.4%	321	9.5%
Any other purpose that may reasonably be regarded as analogous to any of the preceding	2009	7.9%	689	20.3%
total	56812	224.6%	10914	321.6%

活動形態と受益者(beneficiary)（S）

Type of Activity (multiple values):	全体	割合	trust	割合2	trust	割合3
All	25298	100%	3394	13.4%		
	含む		単一		含む	
It makes grants, donations, loans, gifts or pensions to individuals;	4217	16.7%	418	12.3%	1408	41.5%
It makes grants, donations or gifts to organisations;	6306	24.9%	820	24.2%	1916	56.5%
It carries out activities or services itself;	21370	84.5%	857	25.3%	1413	41.6%
It does none of these.	474	1.9%	127	3.7%	127	3.7%
全体	32367	127.9%	2222	65.5%	4864	143.3%
Beneficiary Groups (multiple values):	**全体**	**割合**	**trust**	**割合2**	**trust**	**割合3**
All	25298	100%	3394	13.4%		
	含む		単一		含む	
Children / young people;	11905	47.1%	306	9.0%	1285	37.9%
Older people;	5506	21.8%	109	3.2%	840	24.7%
People with disabilities or health problems;	5850	23.1%	90	2.7%	756	22.3%
People of a particular ethnic or racial origin;	1417	5.6%	16	0.5%	162	4.8%
Other defined groups;	3473	13.7%	295	8.7%	622	18.3%
No specific group or for the benefit of the community;	13205	52.2%	879	25.9%	1640	48.3%
Other charities / voluntary bodies.	3998	15.8%	275	8.1%	1019	30.0%
全体	45354	179.3%	1970	58.0%	6324	186.3%

33

3、モデル信託約定（証書）

34

モデルトラスト約定（trust deed）

イングランド・ウェールズ

・Model trust deed for a charitable trust

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/586357/GD2.pdf

・NHS charities: model trust deeds

北アイルランド

・20160229 Model trust deed for charitable trust

https://www.charitycommissionni.org.uk/media/1140/20160520-ccni-eg033-model-trustee-deed-for-charitable-trust.docx

・20160229 Model deed of retirement and appointment of trustee for charitable trusts

https://www.charitycommissionni.org.uk/media/1372/20160229-model-deed-of-retirement-and-appointment-of-trustee-for-charitable-trusts.docx

スコットランド

・SCVO model trust deed

https://storage.googleapis.com/scvo-cms/wp-content/uploads/2021/03/SCVO-trust-modeltrustdeed2021.doc

35

No.	Title
	First trustee details
	Starting sum
1.	Administration
2.	Name
3.	Purposes(➡Objects E&W)
4.	Application of income and capital
5.	Power
6.	Statutory powers
7.	Delegation of powers
8.	Duty of care and extent of liability
9.	Appointment of trustees
10.	Eligibility for trusteeship
11.	Termination of trusteeship
12.	Vacancies
13.	Ordinary meetings
14.	Calling of meetings
15.	Special meetings
16.	Chairing of meetings
17.	Quorum
18.	Voting
	Written resolutions [optional]
19.	Conflicts of interest (➡ and conflicts of loyalties E&W)
20.	Saving provisions
21.	Minutes
22.	General power to make regulations
23.	Disputes
24.	Accounts, Annual Reports and Annual Return
25.	Registered particulars
26.	Bank account
27.	Application of income and property
28.	Benefits and payments to charity trustees and connected persons
29.	Repair and Insurance
30.	Expenses
31.	Amendment of the Trust Deed
32.	Dissolution
33.	Interpretation

←北アイルランド、イングランド・ウェールズCC版

1, 2	Trust purposes
3	Powers
4	Number of Trustees
4A追加	Composition of Trustees
5-7	Appointment/removal/resignation
8-23	Procedure at Trustees' meetings
	12, 14-17, 19, (18)
24	Technical objections to remote participation in trustees' meetings
25-27	Resolutions agreed by the Trustees in writing or by e-mail
28,29	Delegation
30	Remuneration
31,32	Secretary
33-35	Accounts
36	Operation of bank accounts
37	Payments to charities etc
38	Limitations on liability
39	Conduct of Trustees
40,41	Amendment of Trust Deed/winding-up
42	Interpretation

↑スコットランドSVOC版
赤い部分は、covid-19による追加変更
青い部分は、補足文書による挿入

36

注目すべき点はいろいろあるが

- 受託人の権限
- 委任等の権限
- 監査
- 受託人の責任の範囲と免責
- **受託人の報酬の禁止**、及び利益相反
- 会議等の合議体の運営
- チャリティの約定の変更及び清算（終結）

などは、特に注目されるところ

37

どのぐらいの理事(trustee)が報酬を得ているか(EW)

	Indicates if any of the trustees received any remuneration, payments or benefits from the charity other than refunds of legitimate trustee expenses for the financial period detailed. (True, False or NULL)	Indicates if any trustees received payments for acting as a trustee for the financial period detailed. (True, False or NULL)	Indicates if any trustees received payments for providing services to the charity for the financial period detailed. (True, False or NULL)	Indicates if any trustees received any other benefit from the charity for the financial period detailed. (True, False or NULL)	Indicates if any of the charity's staff received total employee benefits of £60,000 or more. (True, False or NULL)	Indicates if the charity had a trading subsidiary for the financial period detailed. (True, False or NULL)	Indicates if grant making was the main way the charity carried out its purposes for the financial period detailed. (True, False or NULL)
列1	does_trustee_receive_any_benefit	trustee_payments_acting_as_trustee	trustee_receives_payments_services	trustee_receives_other_benefit	employees_salary_over_60k	charity_has_trading_subsidiary	grant_making_is_main_activity
総数	594,580	594,580	594,580	594,580	594,580	594,580	594,580
TRUE	16,015	6,219	10,620	4,402	14,329	28,996	97766
FALSE	252,206	277,327	5,395	11,613	252,613	505,479	256696
空白	326,359	311,034	578,565	578,565	327,638	60,105	240118
TRUE	2.7%	1.0%	1.8%	0.7%	2.4%	4.9%	16.4%
FALSE	42.4%	46.6%	0.9%	2.0%	42.5%	85.0%	43.2%
空白	54.9%	52.3%	97.3%	97.3%	55.1%	10.1%	40.4%
最新の財務データ	TRUE	124,874	FALSE	469,706	空白	0	
TRUE	6,409	784	4,076	2,011	5,550	6,128	18723
FALSE	95,573	18,487	2,333	4,398	96,219	108,504	26984
空白	22,892	105,603	118,465	118,465	23,105	10,242	79167
TRUE	5.1%	0.6%	3.3%	1.6%	4.4%	4.9%	15.0%
FALSE	76.5%	14.8%	1.9%	3.5%	77.1%	86.9%	21.6%
空白	18.3%	84.6%	94.9%	94.9%	18.5%	8.2%	63.4%

38

4、CCなどによるチャリティの規制と支援

前掲『英国チャリティ』所収拙稿参照

39

目的

To ensure charity can thrive and inspire trust so that people can improve lives and strengthen society.

Our 5 strategic objectives:

1. holding charities to account
2. dealing with wrongdoing and harm
3. informing public choice
4. giving charities the understanding and tools they need to succeed
5. keeping charity relevant for today's world

40

法令上の目的

- increase public trust and confidence in charities
- promote awareness and understanding of the operation of the public benefit requirement
- promote compliance by charity trustees with their legal obligations in exercising control and management of their charities
- promote the effective use of charitable resources
- enhance the accountability of charities to donors, beneficiaries and the general public.

ミッション

Our mission is to be an effective regulator of charities in England and Wales. We promote public trust and confidence in charities, and thereby encourage charitable giving in all of its forms

法令上の独立性と、準司法機能

大臣統制のもとにない。独自の人事権。公職任命コミッショナー制度に準拠した理事の公開選定プロセス。理事の議会委員会で聴聞の上大臣任命。自身がチャリティと似た構造。

41

Our strategic priorities

1. holding charities to account
2. dealing with wrongdoing and harm
3. informing public choice
4. giving charities the understanding and tools they need to succeed
5. keeping charity relevant for today's world

42

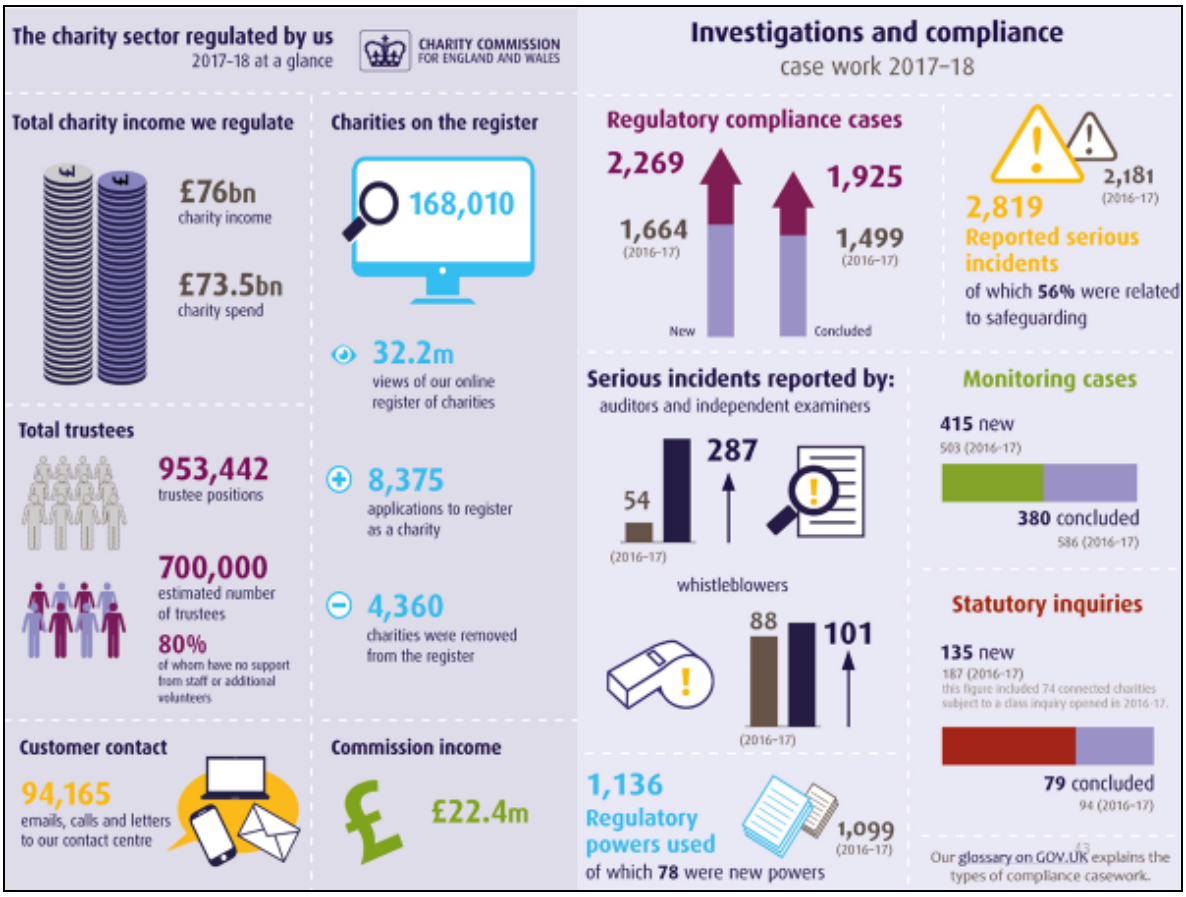

Performance headlines	April 17-Sept 17 (half year)	2016-17	2015-16	2014 -15	2013-14
Number of regulatory compliance cases opened	1,131	1,664	1,327	1,182	1,865
Number of regulatory compliance cases closed	1,165	1,499	1,309	1,257	1,972
Number of active compliance cases	280	379	314	318	-
Number of operational case reports (OCRs) published	9	16	25	29	14
Average duration of active compliance cases (c/days)	144.4	162.2	-	-	-
Number of new IME monitoring cases opened	209	503	424	429	96
Number of IME monitoring cases closed	240	586	405	375	54
Number of active IME monitoring cases	143	178	-	-	-
Number of IME compliance or inspection visits	39	113	106	116	68
Number of statutory inquiries opened	21[1]	187[2]	53	103	64
Number of statutory inquiries closed	45	94	48	51	23
Average case duration of closed Inquiry cases (c/days)	232.1	380.3			
Number of statutory inquiry reports published	16	67	35	39	16
Percentage of inquiry reports published within 3 month target	65%	71% (75% minus STC)[3]	85%	73%	75%
Number of active Inquires	223[4]	248	157	135	97
Number of accounts scrutinised	394	894[5]	986	1,097	1,664

investigations, monitoring and enforcement (IME) work

44

REPORTS OF SERIOUS INCIDENTS 2016-17

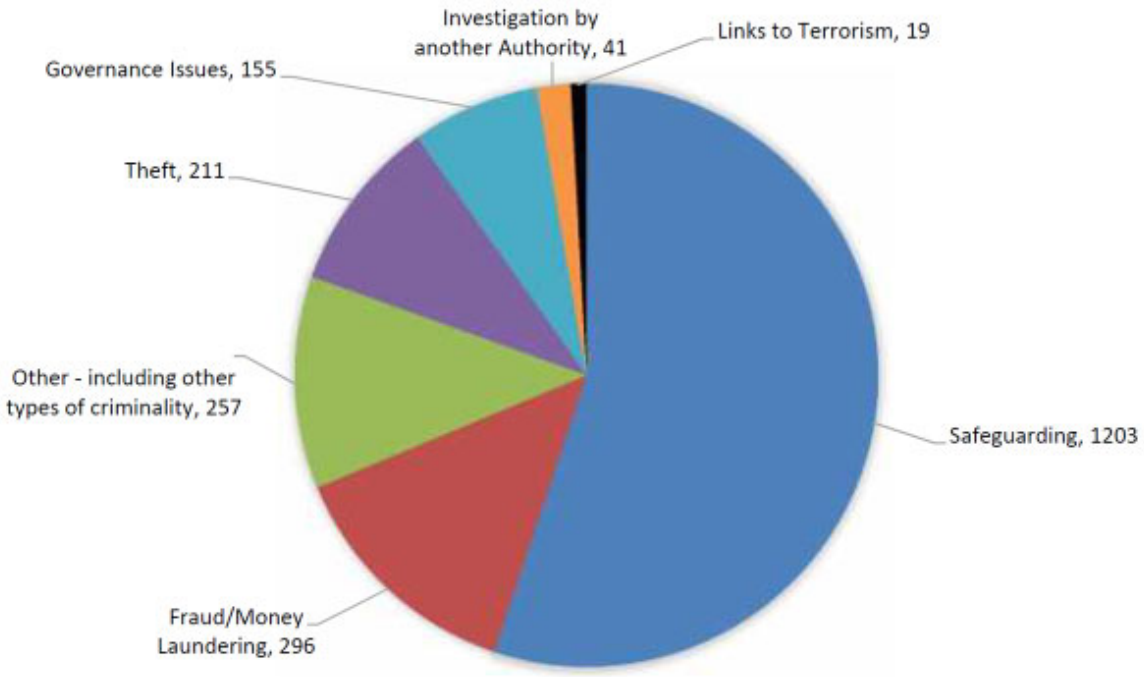

45

WHISTLEBLOWING REPORTS 2016-17

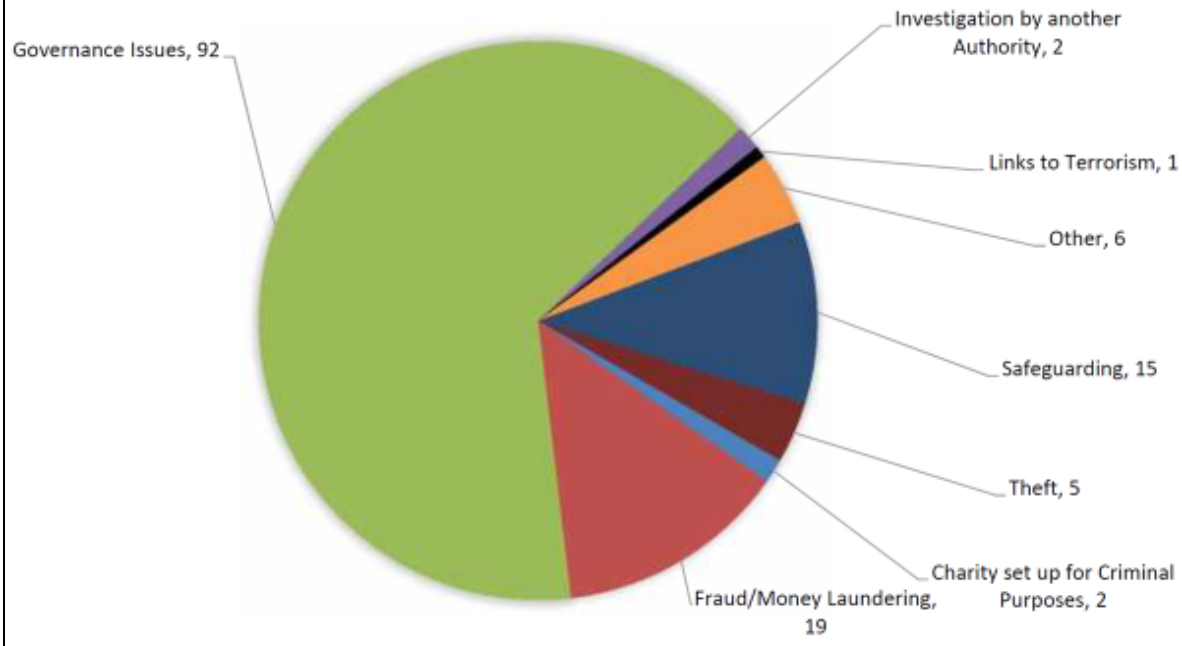

- 17 from auditors (2015-16: 16)
- 37 from independent examiners (2015-16: 40)
- 88 from employees: (2015-16: 87)

46

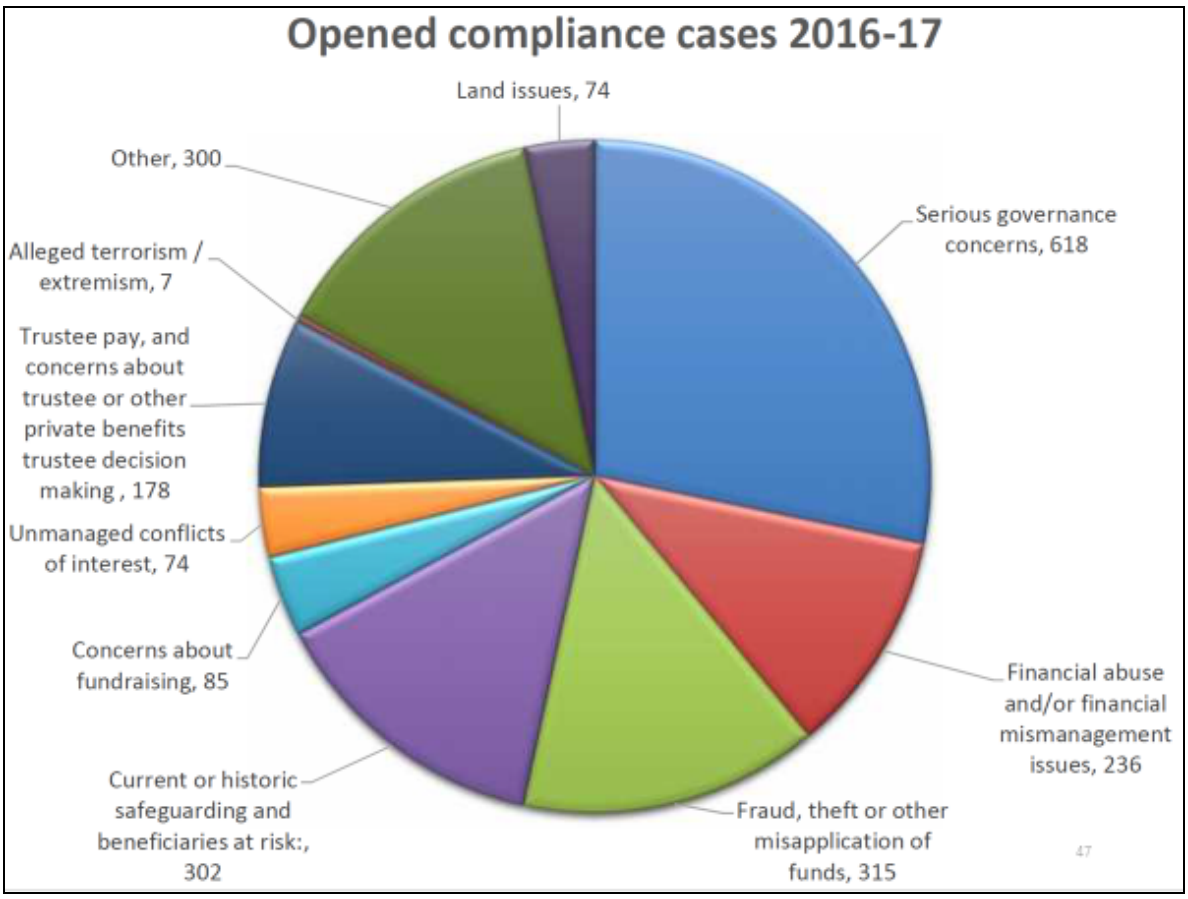
Opened compliance cases 2016-17
Land issues, 74
Other, 300
Alleged terrorism / extremism, 7
Trustee pay, and concerns about trustee or other private benefits trustee decision making , 178
Unmanaged conflicts of interest, 74
Concerns about fundraising, 85
Current or historic safeguarding and beneficiaries at risk:, 302
Serious governance concerns, 618
Financial abuse and/or financial mismanagement issues, 236
Fraud, theft or other misapplication of funds, 315
47

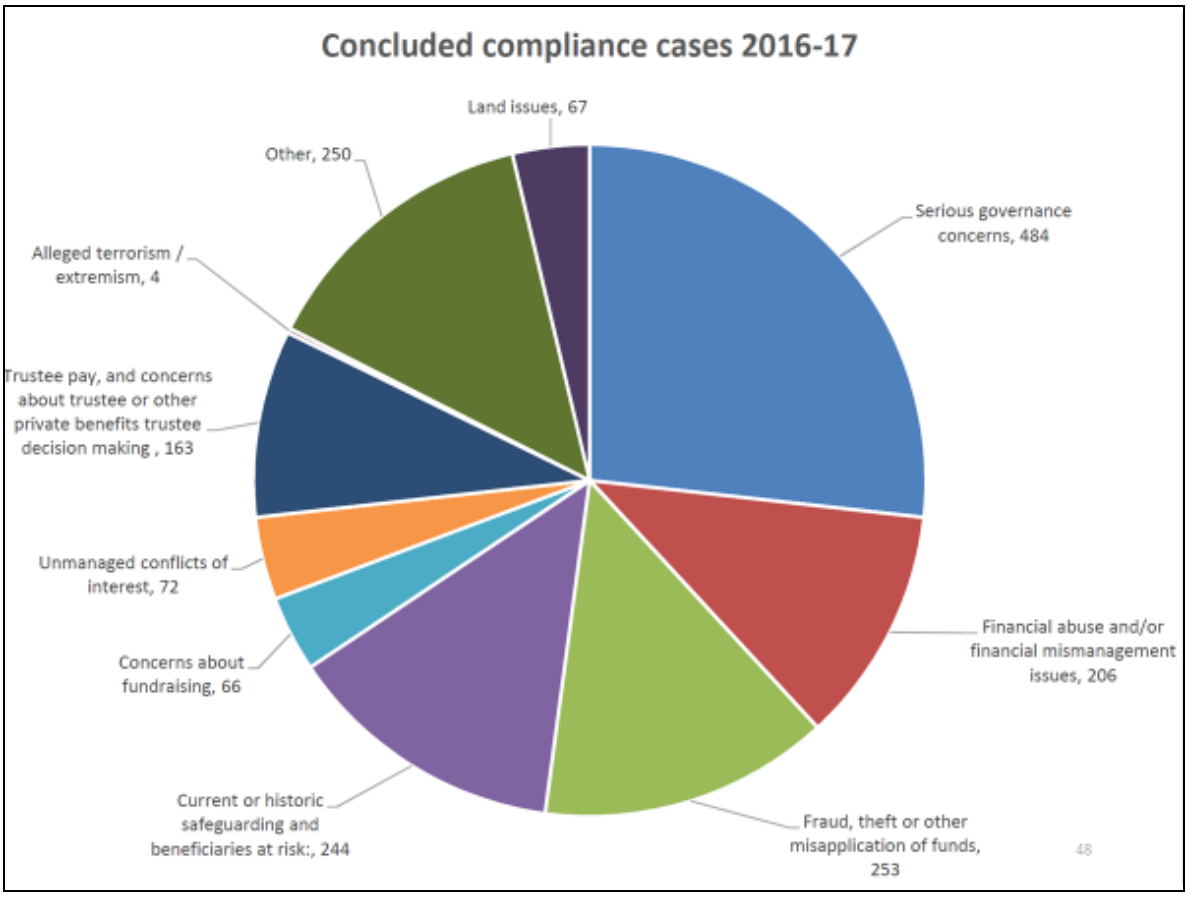
Concluded compliance cases 2016-17
Land issues, 67
Other, 250
Alleged terrorism / extremism, 4
Trustee pay, and concerns about trustee or other private benefits trustee decision making , 163
Unmanaged conflicts of interest, 72
Concerns about fundraising, 66
Current or historic safeguarding and beneficiaries at risk:, 244
Serious governance concerns, 484
Financial abuse and/or financial mismanagement issues, 206
Fraud, theft or other misapplication of funds, 253
48

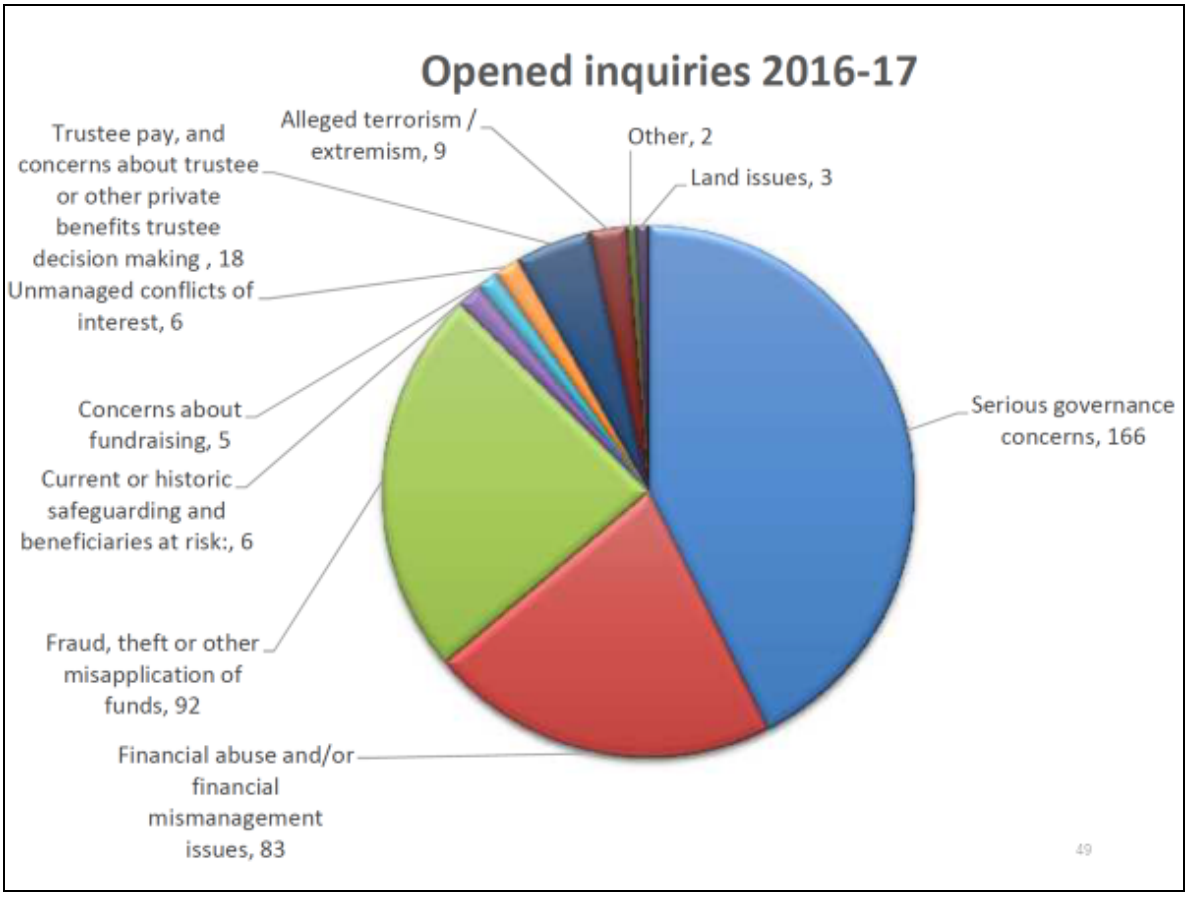

高い情報公開性と役割

- 一つのチャリティのような運営
- 理事は、非常勤、有給もあれば手当辞退もある。
- 職員の階層別人数、理事やCEOの報酬公開、女性などでジェンダー配慮、CO2排出量も。
- 予算、決算も当然公開。
- どれだけのチャリティ資産の流出などを守ったのか、なども数量化して示す。
- 独立のレギュレーターとして、チャリティを規制しつつその協力と支持を調達することを意識。予算の問題もあり、相対的には規制者としての役割を強化、「友人」としての役割を縮小。セクター団体とのすみわけを意識。

50

トラストに特有の管理問題に関連して

51

11.2 Unincorporated charities (trusts and unincorporated associations) - holding land

Charities set up by a trust deed, constitution or similar governing document are unincorporated. This means they are not legal bodies in their own right and can't hold property in their own name; it must be held for the charity by trustees.

If the charity trustees don't want to hold legal title for any land or other property themselves, they can appoint a nominee, holding trustees (other individuals) or a custodian trustee (a company or other corporate body that has power to hold property for the charity). The governing document may explain how to do this.

Holding and custodian trustees aren't charity trustees; they can't make decisions about the management of the charity or its property, and must follow the lawful directions of the charity trustees.

You may find it simplest to vest the land in the Official Custodian for Charities. Read about The Official Custodian for Charities' land holding service.

Apply to transfer land or property to the Official Custodian.

52

チャリティtrusteesの法人化 (Incorporation of charity trustees)

- チャリティそのものの法人化
- 管財人（the Official Custodian for Charities)への財産（土地）の帰属命令（CCによる）

等の選択肢もあるが、

チャリティの利益になる場合にのみ、CCが申請に応じて行うことができる。管財人帰属財産以外のすべてのチャリティの財産がこの法人に帰属する。ただし、trusteesは有限責任にはならない。

53

5、むすびにかえて

54

いくつかの雑感

- トラストに特有の問題があり、規制当局としてはトラストを推奨しているとは言えない。むしろ（S）CIOを推奨。
- そして、トラストからの転換も行われている。しかし、実際にはトラストは現実にはかなりの地歩を占めている。
- トラストでの助成事業以外の事業実施も、少なくない。
- しばしばトラストは、法人より簡便などとされるが、チャリティ法人、特に小規模法人の規制を緩和の議論とセットにして、あえてトラストを用いる意義を明確化すべきではないか。比例的介入の原則を、明らかにすべき。
- トラストのモデル約定には、いろいろな特性があるが、受託人の権限や責任、合議体としての運営については、特に詳しい。
- 受託人の無報酬など利益相反に対する制限は強い（委託者・寄付者・受益者との間での潜在的利益相反）。実際、報酬を得ているチャリティの理事（受託人）は非常に少ない。遺産をトラスト化や法人化して、理事として報酬を得ようという目論見は基本的に否定されているのではないか。
- カストディアン（保管人・公的保管人）の役割、専門的サービス提供を行う者の役割、監査人、代理人、名義人、など、信託人の周辺あるいは機能分化に関する実態分析及び規範的正当性について確認が重要。
- チャリティトラストを含むチャリティに対する規制当局（CC）の規制は、独立の機関として行われており、包括的で権限も強い。しかし、情報公開性も高く、市民社会の擁護者としての位置を自覚。CC自体がチャリティのごとき構造を持つ。
- 「受益者」なき公益信託などと言われるが、受益者に対する言及は非常に多い。受益者を守るという役割と、委託人・寄付者を守るという役割としてのCCの位置は重要。
- トラストが法人でないことからくる固有の問題に対して、規制当局は一定の支援手段を提示して支援を行っている。
- 日本では、新しい道具が増えることになるが、従来の多様な法人格と規制がバラバラで縦割りになっている状況を、さらに複雑にすることの弊害にも目を向けるべきはないか。

55

（15）第 15 回勉強会

2021 年 9 月 20 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第１５回）

開催日時：２０２１年9月２０日（月）１６時より１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．寄附という社会への投資の新しいお金の流れへの取り組み
　　公益財団法人 日本フィランソロピック財団代表理事 岸本和久氏
２．岸本氏との質疑応答・意見交換
３．その他

資　料
１．パワーポイント資料「寄附という社会への投資の新しいお金の流れへの取り組み」

以上

寄附という社会への投資の
新しいお金の流れへの取り組み

2021年9月20日（月）

一般社団法人ギビングフォワード　代表理事
公益財団法人日本フィランソロピック財団　代表理事
岸本　和久

自己紹介 Introduction

岸本和久 (Kazuhisa Kishimoto)

1987	野村證券株式会社入社
2008	Nomura Italia SIM p. A　President & CEO
2010	野村ホールディングス株式会社　IR室長
2018, 12	野村グループビジネスコンテスト 優勝
	「富裕層と社会貢献を結ぶ　有価証券による寄附のプラットフォーム」
2019, 5	一般社団法人ギビングフォワード設立　代表理事
2020, 4	一般財団法人日本フィランソロピック財団設立　代表理事
2021、3	内閣府より公益財団法人として認定される 公益財団日本フィランソロピック財団

©2021 Japan Philanthropic Foundation

現在の取り組み

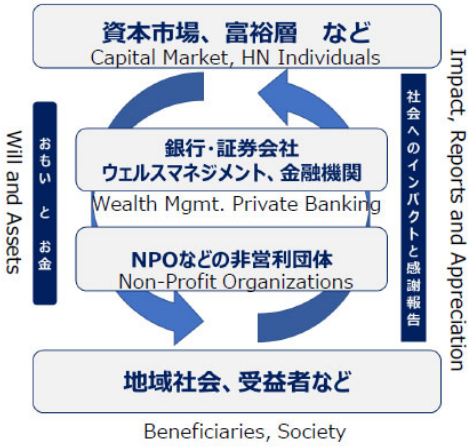

Philanthropic
公益財団法人日本フィランソロピック財団

YU-KATSU
PROJECT
優活プロジェクト
活かします！ 株主優待

©2021 Japan Philanthropic Foundation

投資に対する目的の俯瞰図

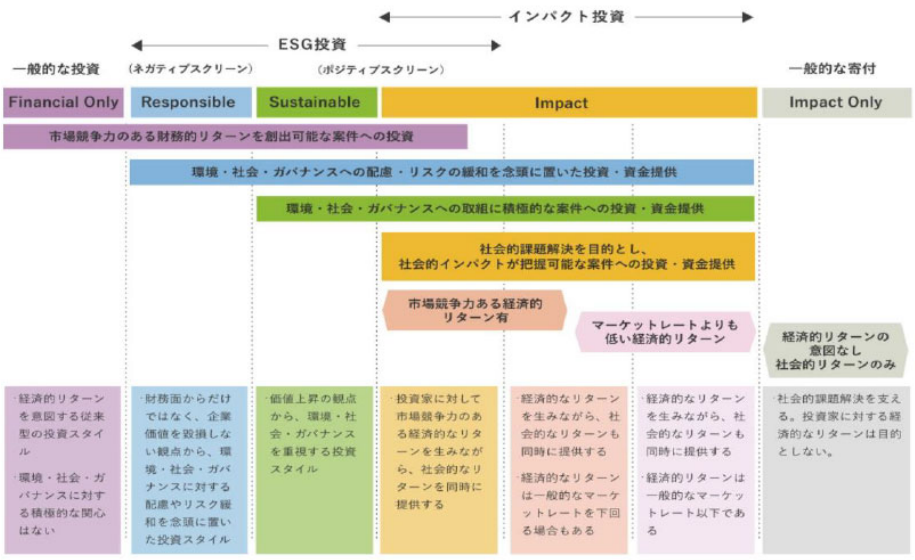

出典：GSG国内諮問委員会「インパクト投資拡大に向けた提言書2019」

©2021 Japan Philanthropic Foundation

現在の取り組み Current Initiatives

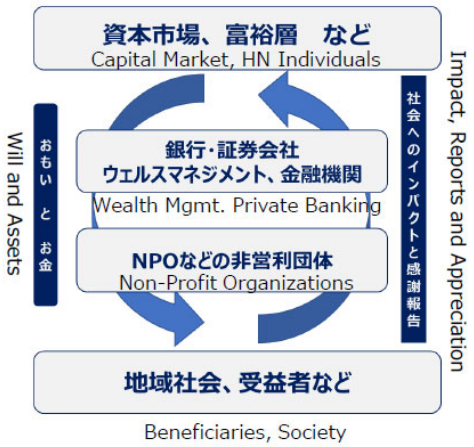

Philanthropic
公益財団法人日本フィランソロピック財団

YU-KATSU
PROJECT
優活プロジェクト
活かします！ 株主優待

©2021 Japan Philanthropic Foundation

社内ビジネスコンテスト

～富裕層と社会貢献を結ぶ～

有価証券による寄附のプラットフォーム

6

©2021 Japan Philanthropic Foundation

参考とした“米国の金融機関と連携した寄付のプラットフォーム”

「ドナー アドバイズド ファンド」 （Donor Advised Fund：DAF)

- 1931年にニューヨーク・コミュニティトラストによって開始
- 以降、全米で500ほどの団体が合計1,420億ドル超（2019年）を運営している
- 寄附者が自ら寄附の受皿となる財団などを運営するわけではないため、受け皿団体の維持・運営コストを負担する必要がない
- 寄附にかかる優遇税制は寄附時に一括で享受することが可能
- 寄附後に、寄附者が寄附財産の運用、使い道、支援のタイミングを決定できる
- 1991年に、金融機関のネットワークを活用したDAFをFidelityが開始

©2021 Japan Philanthropic Foundation

米国の寄附市場に変革をもたらした Fidelity のDAF(Donor Advised Fund)の仕組み

- 米国の個人寄附額33兆円の12%超を占めるドナー アドバイズド ファンドの最大手

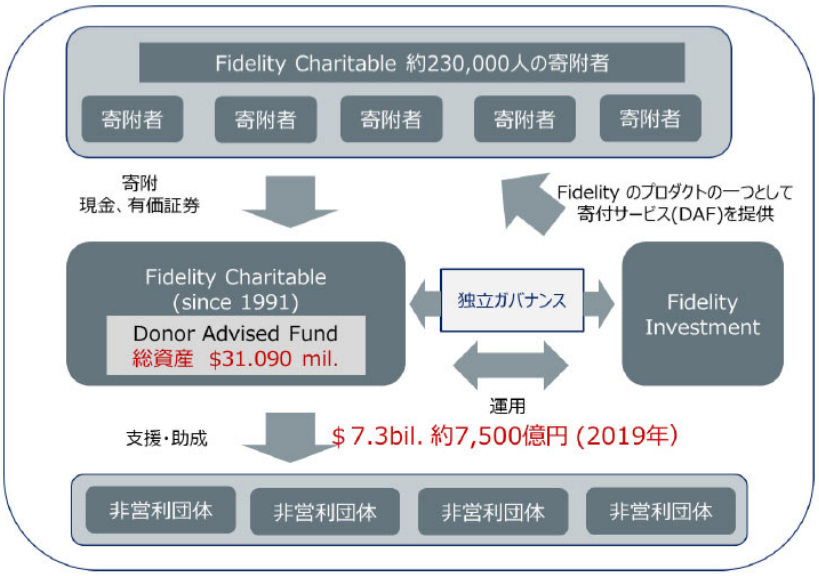

Fidelity Investments

©2021 Japan Philanthropic Foundation

Global SDGs と Fidelity Charitableの貢献

Total Foundation SDG Funding Worldwide for 2016+

財団による支援額

$212,645,931,815

約 22兆円

Provided by SDGFUNDERS a service of Foundation Center

- Fidelity Charitableは、2016年以降グローバルでSDGs支援をしている財団で第2位
- 2016年以降で、4,700億円を支援

1. Bill & Melinda Gates Foundation	$13.18 B	
2. Fidelity Charitable Gift Fund	$4.62 B	約4,700億円
3. Gothic Corporation	$3.41 B	
4. Silicon Valley Community Foundation	$3.24 B	
5. American Lebanese Syrian Associated Charities, Inc.	$2.23 B	
6. Pfizer Patient Assistance Foundation, Inc.	$2.06 B	
7. The National Lottery Community Fund	$1.68 B	

©2021 Japan Philanthropic Foundation

米国金融機関のDAF運営状況

- 自前で非営利団体を運営しているのは、Fidelity, Charles Schwab, Vanguard
- その他の金融機関は、National Philanthropic Trustなどの専業にアウトソース

Bank Sponsored DAF

- 1991年、Fidelityが認可を受けて開始
- 傘下にDAFを設立しているのは3社のみ
  - Fidelity
  - Charles Schwab
  - Vanguard

Independent DAF Provider
National Philanthropic Trustなど

- 多くの金融機関、ウェルスマネジメントがIndependent DAF Providerを利用
  - JP Morgan
  - Wells Fargo
  - Bank of America
  - Small Regional Bankなど

大手DAFオペレータ

	DAF総資産	DAFへ寄付	DAFからNPOへの助成	創設
Bank Sponsored DAF				
Fidelity Charitable	21,125	6,834	3,834	1991
Charles Schwab Charitable	10,616	3,079	1,570	1997
Vangured Charitable	8,500	1,546	758	1997
Independent DAF Provider				
National Philanthropic Trust	4,328	1,868	790	1999

(2016年)

Source：各社WEBサイト

©2021 Japan Philanthropic Foundation

寄付市場の拡大に向けて　①

株式市場の仕組み

必要とされる機能、プレイヤーがいて市場が拡大している

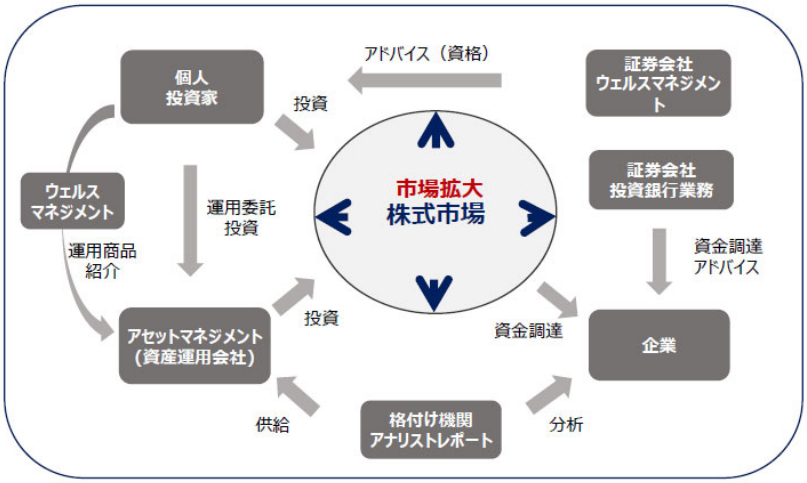

©2021 Japan Philanthropic Foundation

寄付市場の拡大に向けて　②

寄付市場の仕組み　市場拡大に向けては、必要な機能の拡充が必要

① 寄付者と助成財団を結ぶ仕組み（例：日本版ドナーアドバイズド ファンド）
② フィランソロピック・アドバイザー
③ 非営利団体を評価する格付け機関の充実

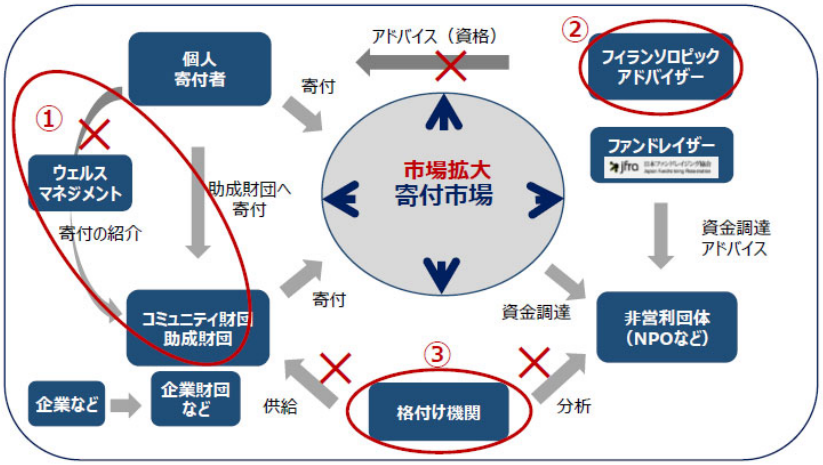

©2021 Japan Philanthropic Foundation

Philanthropic
公益財団法人日本フィランソロピック財団

公益財団法人
日本フィランソロピック財団
～社会貢献に基金というソリューション～

公益財団法人日本フィランソロピック財団

財団概要

名称	公益財団法人日本フィランソロピック財団
代表理事	岸本 和久
設立	2020年（令和2年）4月
公益認定日	2021年3月25日 （内閣府認定）
所在地	〒100-0011 東京都千代田区内幸町１丁目３－１ 幸ビルディング９階
ホームページ	https://np-foundation.or.jp/
主な事業内容	社会貢献事業への資金提供を目的として、寄附を募り、 それを基金として管理運営し、助成などを行う事業

©2021 Japan Philanthropic Foundation

公益財団法人日本フィランソロピック財団　ガバナンス

◆ **金融機関経験者、企業オーナーや国際機関経験者など専門性の高いメンバーが運営します。**

設立目的：「おもい」がこもった「意義ある寄附」で社会をより豊かにする

理事

岸本　和久
元野村證券マネージングディレクター

須永 珠代
株式会社トラストバンク会長兼ファウンダー

程 近智
ベイヒルズ株式会社代表取締役、
元アクセンチュア株式会社相談役

鵜尾　雅隆
認定特定非営利活動法人
日本ファンドレイジング協会代表理事

佐々木 幸雄
元Caxton Associates社パートナー
元国際連合合同年金基金シニアインベストメントオフィサー

長谷川　攝（事務局長）
元フィデリティ投信
学校法人国際基督教大学評議員

評議員

氏家　純一
氏家経済研究所代表、
元野村ホールディングス取締役会長

黒田　武志
リネットジャパングループ代表取締役社長

小木曽 麻理
SDGインパクトジャパン共同代表

深尾　昌峰
公益財団京都地域創造基金前代表、
PLUS SOCIALグループ代表

伊藤　健
特定非営利活動法人ソーシャルバリュージャパン代表理事
慶應義塾大学大学院特任講師

宮城　治男
特定非営利活動法人エティック創業者

監事

本郷　順子
本郷順子税理士事務所

©2021 Japan Philanthropic Foundation

社会貢献に基金というソリューション

◆ **「財団を作るまでは…」という方に、迅速、簡易、柔軟、低コストで最適化された基金を提供します。**

寄附などによる社会貢献を検討している方々

富裕層
企業オーナー
資産家　など

社会貢献の資金提供オプション

① **公益財団設立**

自身で公益財団を設立

② **公益財団内の基金**　日本フィランソロピック財団 Japan Philanthropic Foundation

財団内基金設立（マンション型財団）

③ **NPOなどへ直接**

直接団体へ寄附を希望

④ **インパクト投資ファンド**

©2021 Japan Philanthropic Foundation

日本フィランソロピック財団の事業概要

◆ **主な事業：**

寄附者の方々に自ら財団を設立するのと同様の社会貢献ができる機会、サービスを提供するため、寄附者のための「基金」の設立から運営、および非営利活動・公益事業を行う団体に対する助成を行います。

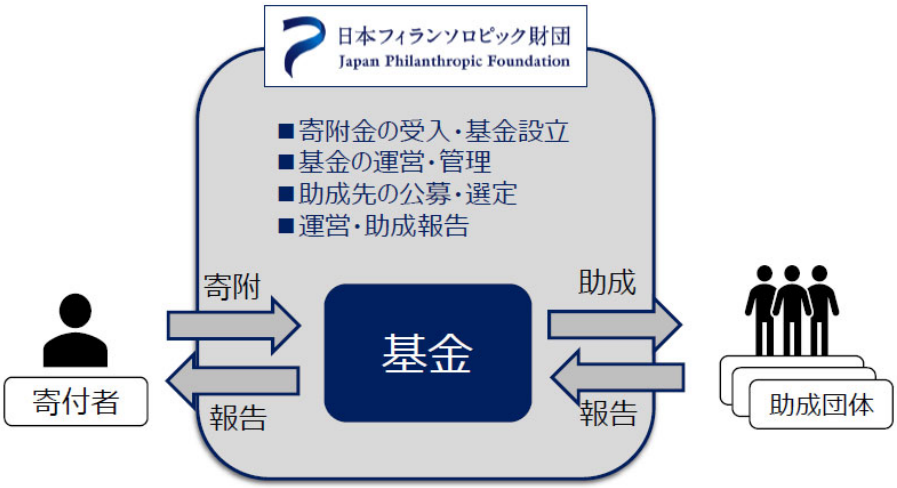

（イメージ図）

©2021 Japan Philanthropic Foundation

基金の設立

◆ **株式や不動産も受け入れ、寄附者の「おもい」に寄り添った長期的な助成を目指して、資金運用も行います。**

- 日本フィランソロピック財団では、さまざまな基金を設立することができます。
- 基金とは、寄附者の方が、関心のあるテーマ、「おもい」のある分野、応援したい地域などをご指定いただき、複数年以上にわたり助成を可能にする寄附です。
- 基金は、現金、有価証券、不動産などの様々な資産で設立できます。
- デザイン基金とテーマ基金があります。

©2021 Japan Philanthropic Foundation

基金の種類

◆ 寄附者の様々なニーズに沿った基金設計が可能です。

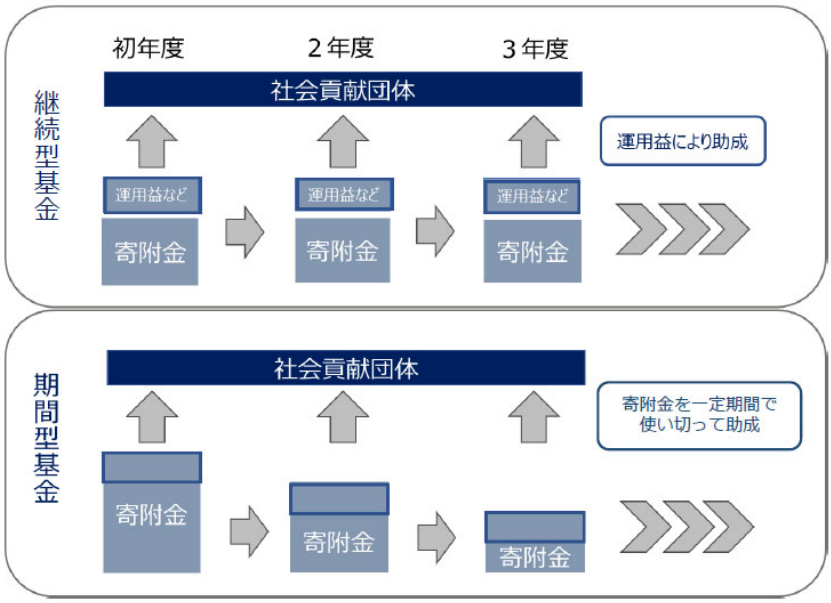

©2021 Japan Philanthropic Foundation

※継続型と期間型を合わせたハイブリッド型も設計できます。

基金への寄附のケース

◆ 金融機関と連携しながら、寄附者のニーズに応えます。

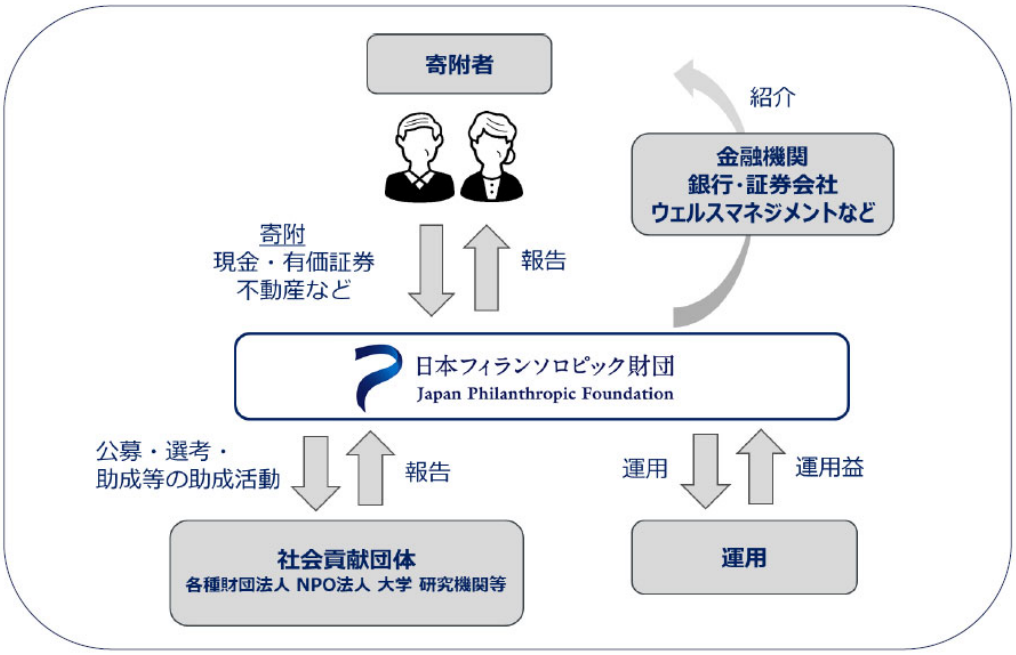

©2021 Japan Philanthropic Foundation

遺贈のケース

◆ 年々ニーズが高まる遺贈にも寄附者の「おもい」をかなえることを支援します。

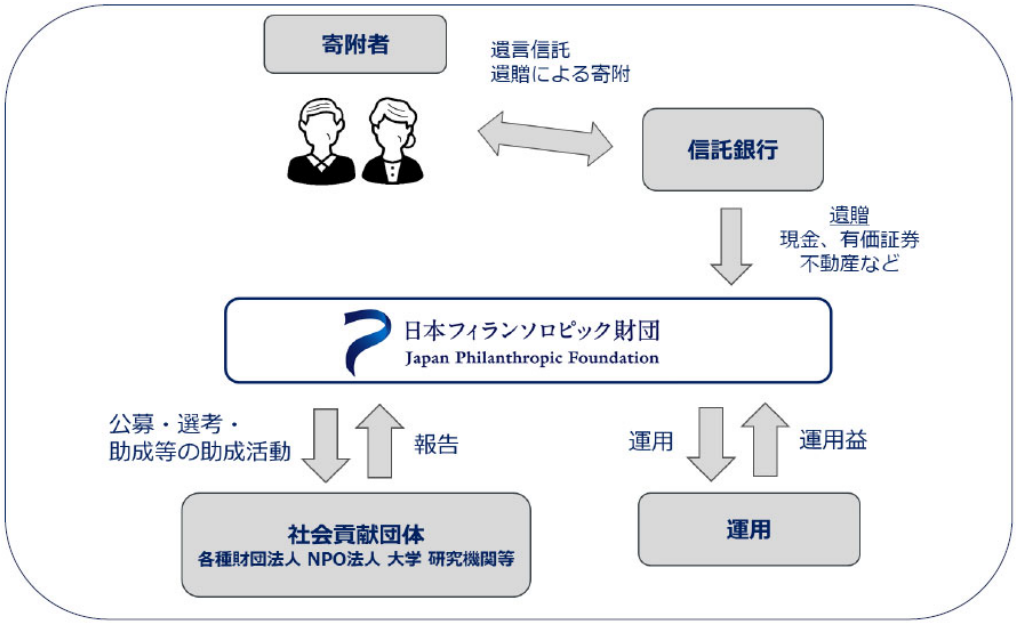

©2021 Japan Philanthropic Foundation

子どもぬくもり基金

「子どもぬくもり基金」は、日本フィランソロピック財団が財団内に設立した、第一号基金です。

DV、虐待や性暴力の被害などの様々な理由により居場所がなくなった子どもたちを支援するための事業

第一回助成先

団体名：特定非営利活動法人 芸術家と子どもたち（所在地：東京）
事業名：児童養護施設の被虐待児等へのアートによる心の支援
助成額：90万円

団体名：特定非営利活動法人 日本こども支援協会（所在地：大阪）
事業名：東京里親啓発|10 万枚ポスティング事業
助成額：70万円

©2021 Japan Philanthropic Foundation

フィランソロピック・プラットフォーム
～貢献余力のある方の社会貢献をサポートする仕組み～

フィランソロピック・プラットフォーム

◆ **国内７団体と海外の協力４団体が参加、寄附者の社会貢献への「おもい」の実現をサポートします。**

社会貢献を検討している方

貢献余力のある方々
- 企業オーナー
- 資産家など

社会貢献の方法

① 公益財団内の基金	公益財団法人 日本フィランソロピック財団 Japan Philanthropic Foundation	財団内基金を設立（マンション型財団）
② 公益財団設立	JPA Japan Philanthropic Advisory ジャパン・フィランソロピック・アドバイザリー	公益財団の設立支援
③ NPOなどへ直接	ETIC. 認定NPO法人エティック jfra 日本ファンドレイジング協会	団体の選択支援
④ インパクト投資ファンド	PLUS SOCIAL (株)プラス・ソーシャル	インパクトファンド組成支援
インパクト評価、効果測定	SOCIAL VALUE JAPAN 認定NPO ソーシャルバリュージャパン	
助成団体の伴走支援	SIP SOCIAL INVESTMENT PARTNERS 一般社団法人 ソーシャルインベストメント・パートナーズ	

©2021 Japan Philanthropic Foundation

プラットフォームの特徴

◆ 日本初の富裕層の社会貢献を支援するプラットフォーム

ワンストップの相談
財団・基金設立、NPO支援からインパクト投資まで

ソーシャルセクターの専門家
日本を代表する各領域の専門組織のチーム

フィランソロピストに最適化された基金
株式、不動産の受付／永続的な運営／迅速、簡易、柔軟、低コスト

金融機関のお客様ニーズの理解
金融機関出身者による運営・ガバナンス／金融機関との連携

フィランソロピストの国内外のネットワーク
交流機会の創出／海外のフィランソロピストと接続するハブ

©2021 Japan Philanthropic Foundation

プラットフォームの賛同発起人

◆ さまざまな分野の方に賛同発起人として参加いただいています。

アドバイザリーカウンシル

渋澤 健
コモンズ投信株式会社　取締役会長

厚子・東光・フィッシュ
フィッシュファミリー財団代表理事
JWLIエコシステム創設者

小宮山 宏
三菱総合研究所　理事長、第28代東京大学総長

Naina Subberwal Batra
Chairperson and CEO, Asian Venture Philanthropy Network（AVPN）

Peggy Dulany Rockefeller	Founder & Chair, Synergos
Kyungsung Chung	Managing Partner, The Sylvan Group
木越 純	バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ東京支店　副会長
福留 大士	株式会社 チェンジ 代表取締役兼執行役員 社長
薗田 綾子	株式会社 クレアン 代表取締役
吉村 英毅	株式会社ミダスキャピタル　代表パートナー
須田 騎一朗	ユナイトアンドグロウ株式会社 代表取締役社長
新田 信行	開智国際大学 客員教授
秋山 孝二	公益財団法人 秋山記念生命科学振興財団 理事長
太田 達男	公益財団法人　公益法人協会　会長 一般財団法人　非営利組織評価センター理事長
熊西 乃里子	公益財団法人熊西地域振興財団　代表理事
井植 敏雅	公益財団法人井植記念会 理事
木暮 里咲	寄付月間 学生チームリーダー（慶應義塾大学3年）

©2021 Japan Philanthropic Foundation

JPAのサービス一覧

皆様の「おもい」を形にする社会貢献プログラム、すなわちフィランソロピック・イニシアチブを実現するための支援をさせていただけますか？

1 社会貢献プログラムの設計

市場調査や既存団体の活動、社会問題の構造化などを行い、フィランソロピストの「おもい」を実現するための支援手法や対象を提案します

財団、基金、直接寄附、インパクト投資などの選択肢を検討し最適な案をご提案します。社会問題の規模、地理的広がり、対象人数、関わっているNPO数など、様々な要素によって、最も効果的な資金提供方法を提案します

財団の方針や基金の基本設計などの設計を支援します

2 社会貢献プログラムの実行・運営支援

財団設立の支援をします。定款や規約の作成、公益認定申請書の作成と対応、理事・評議員など組織作り

財団運営の支援をします。具体的には、公募プログラムの設計、告知、申請書の審査や評価、選定委員会や理事会、評議委員会の運営を支援いたします

具体的な助成・支援の実現をお手伝いします。具体的には支援先のモニタリング、インパクト評価、インパクト改善の支援、アドボカシーや政策提言の支援など、フィランソロピストと共に資金提供以外の支援も模索し、実行をサポートします

3 フィランソロピストのネットワーク拡大

国内外のフィランソロピストのご紹介やネットワークへのアクセス。志を共有する国内外の仲間と意見交換をする場をご提供し、新たな取り組みや可能性を開拓する支援をいたします

©2021 Japan Philanthropic Foundation

海外の協力パートナー

◆ **海外の協力パートナーへご紹介することで、フィランソロピストとのつながりを通じたより広い社会貢献を模索する機会をご提供できます。**

avpn
アジア・ベンチャー・フィランソロピー・ネットワーク

2011年に設立され、600以上の財団や企業、中間支援組織、投資家や富裕層の方々が参画する資金提供者の会員制ネットワーク組織で、アジアにて社会的投資やベンチャーフィランソロピーの発展を促進している非営利組織です

Founders Pledge

2015年に「起業家が非常に大きな社会貢献をできるようにすること」をミッションとして設立。起業家が将来成功した時には収益の2%を寄付することを誓約する。リサーチやネットワークを駆使してメンバーによるインパクトの最大化をサポートする。現在34か国、1600人の起業家による誓約額の総額は44億ドル、これまでの累計寄付額は6億ドル。JPAが日本初のリエゾンとなる

GIIN
GLOBAL IMPACT INVESTING NETWORK

Global Impact Investment Network。2009年にRockefeller財団のプロジェクトから独立して設立。世界におけるインパクト投資の規模と効果の拡大を目指し、インパクト投資の研究・調査からインパクト測定のツール開発まで行っている。現在世界45カ国、350の企業や団体がメンバーとして加入している

SYNERGOS

Peggy Dulany Rockefeller氏が1986年に設立。米国、欧州、南アメリカ、アフリカ、アラブに拠点を持ち、ビジネス、政府、非営利団体と連携し、世界の貧困問題の削減に取り組んでいる

JPAのリーダーシップとガバナンス

◆ ビジネスとソーシャルセクターのリーダーがJPAを運営・統治します。

理事

代表理事　鈴木 栄
一般社団法人ソーシャル・インベストメント・パートナーズ代表理事兼CEO。元KKRキャップストーンのマネージングディレクター。

理事　番野 智行
NPO法人ETIC. ソーシャルイノベーション事業部 マネージャー/事業統括

理事　安渕 聖司
アクサ生命保険株式会社
アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
代表取締役社長兼 CEO

理事　有馬 充美
元みずほ銀行執行役員、高島屋、西武鉄道株式会社等5社の社外取締役

理事　藤沢 久美
シンクタンク・ソフィアバンク代表、日本証券業協会 理事

理事　野北 まどか
一般社団法人がんと働く応援団 副理事長
元マッキンゼー・アンド・カンパニー

©2021 Japan Philanthropic Foundation

現在の取り組み　Current Initiatives

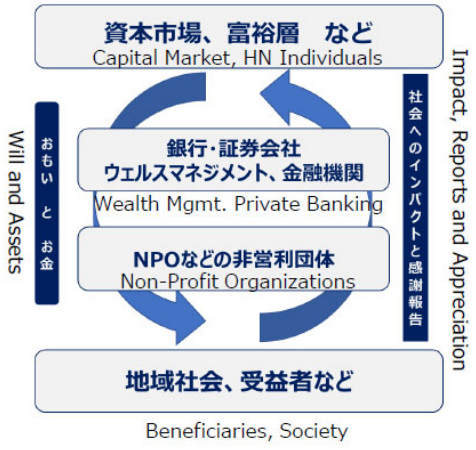

©2021 Japan Philanthropic Foundation

YU-KATSU PROJECT

優活プロジェクト
活かします！株主優待

株主優待活用プロジェクト　説明資料

一般社団法人ギビングフォワード

©2021 Giving Forward Inc.

一般社団法人ギビングフォワード　法人概要

- ギビングフォワードは、社会において十分に活用されていない様々な社会資源を再発見し、必要とする人や組織に届けることを目的とする非営利型の一般社団法人です。
- 「優活プロジェクト」を中心に株式市場と社会貢献を結ぶ幅広い取り組みを行っています。

【社名】　一般社団法人　ギビングフォワード

【所在地】　東京都千代田区平河町1-4-15 VORT麹町４階

【設立】　2019年5月

【法人体制】　代表理事　　岸本 和久
理事　樽本 哲　（樽本法律事務所）
理事　佐賀 晶子（PR アドバイザー）
監事　中野 智美（中野智美公認会計士・税理士事務所）

【取引銀行】　ジャパンネット銀行

【選考委員】　石崎 浩二（三菱UFJ信託銀行）
鵜尾 雅隆（日本ファンドレイジング協会）
小林 立明（多摩大学社会的投資研究所）
瀧口 徹　（牛込橋法律事務所）

【ホームページ】　https://yu-katsu.jp/

設立の理念

社会の “もったいない” リソースを最適に分配します

背景と意義

上場企業が株主に提供している株主優待品は、多くの個人株主にとっては、
大変有用で株式の長期保有を促すことに役立っています。
一方、株主優待品の多くは現物であるために、企業や機関投資家にとっては
活用が難しく、廃棄や放棄されることが多々あります。
個人株主でも、株主優待品を使用する機会がないまま期限切れで
失効させてしまうなど、有効に使われていないケースも散見されます。
優活プロジェクトは、これらの株主と社会貢献団体を公正かつ中立的につなぎ、
株主優待品を社会的に活用させる全国的な枠組みを目指すものです。

32

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待の現状

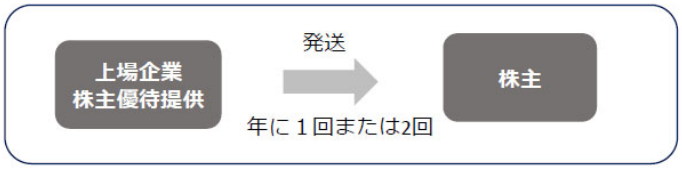

株主優待制度利用企業	1,536社
（優待制度利用率）	37.2%

１年間で提供される株主優待の価値は、約1,500億円ともいわれている

33

©2021 Giving Forward Inc.

優活プロジェクトの目指すところ

- 株式市場にかかわる人たちが、巨大なマーケットで忘れ去られているようなお金を、少しでも社会のためにより有効に使うという意識を持ってもらことを目的とします。
  少しの資金でも利他のために使われることで、かかわる人たちすべてが、市場が生み出す社会の格差を補う貢献が自分たちでもできるという意識をより醸成することを目指します。
- 株主優待寄付によって、子供支援、障害者支援、環境保護、海外支援など様々な社会貢献団体が、株式市場から毎年一定規模の支援を受けることで、その活動の継続を支援します。

34

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待の提供フロー：　受け取り主体と優待提供企業

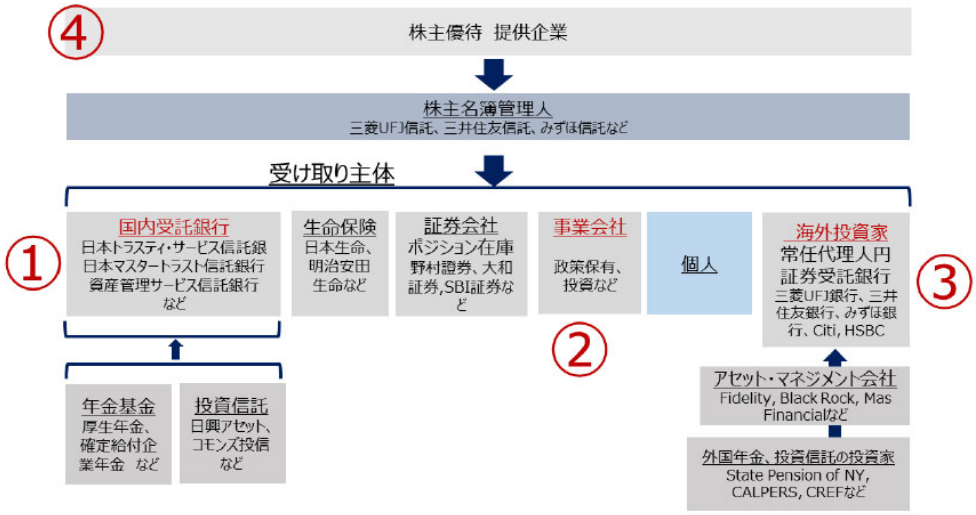

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待の受け取り団体からの寄付のオペレーション

優活プロジェクトの概要

- 寄付いただいた株主優待は、できるだけ現物で社会貢献団体に寄贈します。
- 株主優待券、株主優待品ともに、一般社団法人ギビングフォワードから受取日に受領書を送付いたします。
- 株主優待券は、査定した金額で、公益財団パブリックリソース財団が領収書を発行します。公益財団の領収書ですので、法人の控除枠があれば税額控除への利用も可能です。
- 寄贈先選考
  - 公益財団パブリックリソース財団のオンライン寄付プラットフォーム「GiveOne」の登録団体（210団体）に公募を実施
  - 「GivenOne」は、登録団体を継続的に4領域（目的、効果的な実施、人、財政的な安定）と17項目から審査
  - 応募団体は、活用用途を明示したうえで応募
  - 応募団体の中から「優活プロジェクト選考委員」が寄贈先を選考（選考委員：P2掲載）
  - 選考基準の優先順位　①受益者に提供　②団体の関係者が団体の主たる活動のために活用　③団体の営業・運営のために活用
- 寄贈先に決定した団体に株主優待を送付し、受領が確認されたのち、寄付をいただきました企業様に寄贈の報告をいたします。
- 寄付いただきました株主優待の15%を上限に換金して運営費用へ充当いたします。
  換金比率は、この取り組みへの参加者がひろがり、全体の寄付が増えることで下がっていきます。
  この比率を下げていくことも、私どものミッションの一つです。

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待を受け取り団体からの寄付のオペレーション

優活プロジェクトの寄贈フロー

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待を受け取り団体からの寄付のオペレーション

株主優待物品の寄贈について

- 優待物品については、2021年2月にGIVEONE登録団体に公募し、2021年の寄贈団体を選考します。
- 以下の3カテゴリーで、各3団体を選考します。

  米　3団体
  食料品　3団体
  日用品　3団体

- 選考された団体に2021年を通じて寄贈します。
- 株主優待品については、一般社団法人ギビングフォワードから受領書を送付します。
- 株主優待品は、査定が困難なので、公益財団からの金額入りの領収書は出ません。

優待物品の個数による内訳

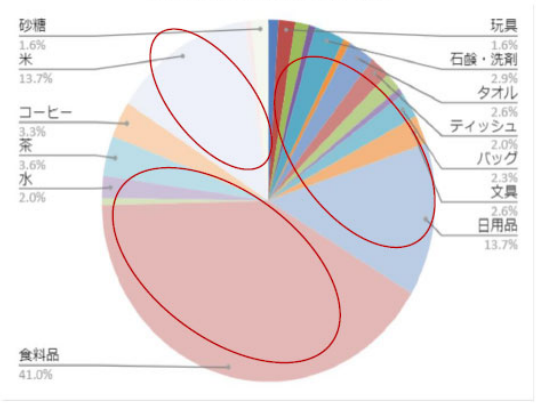

（2019年の実績値）

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待を受け取り団体からの寄付のオペレーション

実績

- 2019年1月よりサービスを開始し、2019年から2021年5月までで８社（JT様、きらぼし銀行様、ABN Amroクリアリング証券、大手飲料メーカー、大手文具メーカー、証券会社、アセットマネジメント会社）の企業から寄付をいただきました。
- 優待券の寄付合計額は約1,200万円、優待物品は、食品、日用品など合わせて約1トン
- 優待券、優待品を合わせて、全国の様々な非営利活動68団体に寄贈いたしました。

	法人格	寄贈先団体	地域	活動概要
1	認定NPO	日本ウリエクラウン協会	大阪	[illegible]
2	NGO	ジャパンハート	東京	[illegible]
3	認定NPO	子どもシェルターセモ	岡山	[illegible]
4	財団法人	地域教育魅力化プラットフォーム	島根	[illegible]
5	公益社団	アジア協会アジア友の会（JAFS）	大阪	[illegible]
6	NPO	神戸定住外国人支援センター	兵庫	[illegible]
7	NPO	白神自然学校一ツ森校	青森	[illegible]
8	NPO	緑と水の連絡会議	島根	[illegible]
9	認定NPO	長野サマライズ・センター	長野	[illegible]
10	NPO	CAPセンターJAPAN	大阪	[illegible]
11	NPO	チャイルド・リソース・センター	大阪	[illegible]
12	NPO	おおいた環境保全フォーラム	大分	[illegible]
13	認定NPO	日本ICOMネットワーク	佐賀	[illegible]
14	NPO	尾道空き家再生プロジェクト	広島	[illegible]
15	NPO	多重協社会リソースのなぎ	神奈川	[illegible]
16	NPO	みらいの森	東京	[illegible]
17	NPO	いるかねっと	福岡	[illegible]
18	認定NPO	フードバンク山梨	山梨	[illegible]
19	任意	HIVと人権・情報センター	東京	[illegible]
20	認定NPO	グッドネーバーズ・ジャパン	東京	[illegible]
21	NPO	子どもセンターパオ	愛知	[illegible]
22	NPO	エイブル・アート・ジャパン	東京	[illegible]
23	NPO	ピアサポートネットしぶや	東京	[illegible]
24	NPO	女性と子どもの支援センター・ウィメンズネット・こらぼ	兵庫	[illegible]
25	NPO	東京シューレ	東京	[illegible]
26	任意	はたらく女性の全国センター	東京	[illegible]
27	認定NPO	関西こどもの森学園	大阪	[illegible]
28	NPO	チャリティーサンタ	東京	[illegible]
29	NGO	FoE Japan	東京	[illegible]
30	NPO	Learning for All	東京	[illegible]
31	NPO	アムダ	岡山	[illegible]
32	認定NPO	JUON NETWORK	東京	[illegible]
33	NPO	結合うらど	埼玉	[illegible]
34	NPO	地球の友と歩む会	東京	[illegible]
35	任意	グローバル・ヴィレッジ	東京	[illegible]
36	認定NPO	ぱれっと	東京	[illegible]
37	認定NPO	アトピッ子地球の子ネットワーク	東京	[illegible]
38	NPO	SOS子どもの村JAPAN	福岡	[illegible]
39	NPO	リトルワンズ	東京	[illegible]

（掲載一部）

39

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待を受け取り団体からの寄付のオペレーション

活用事例　認定NPO法人ジャパンハート様

2020年7月、ジャパンハート様が実施している熊本県八代市への緊急救援に伴い、「優活プロジェクト」からの航空会社、JR、私鉄各社の優待割引券など数十枚を活動地に入る救援スタッフの移動に活用いただきました。

40

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待を提供している企業に向けた提案　①

- 全ての企業で株主優待を毎年余分に準備していることに加え、株主の1%程度は住所不明などで返送される。なので、各企業で必ず株主優待は余剰が出る
- 既に余った株主優待をNPOなどの社会貢献団体に寄付している企業もあるが、それらを社会貢献に活用して企業イメージを上げるアプローチを実施
- 株主優待制度利用企業1,450社のうち、社会貢献を優待の選択肢に付与している企業は約160社で未だ11%程度

株主優待に寄付の選択肢を持つ企業の例

（各社ホームページより）

©2021 Giving Forward Inc.

株主優待を提供している企業に向けた提案　②

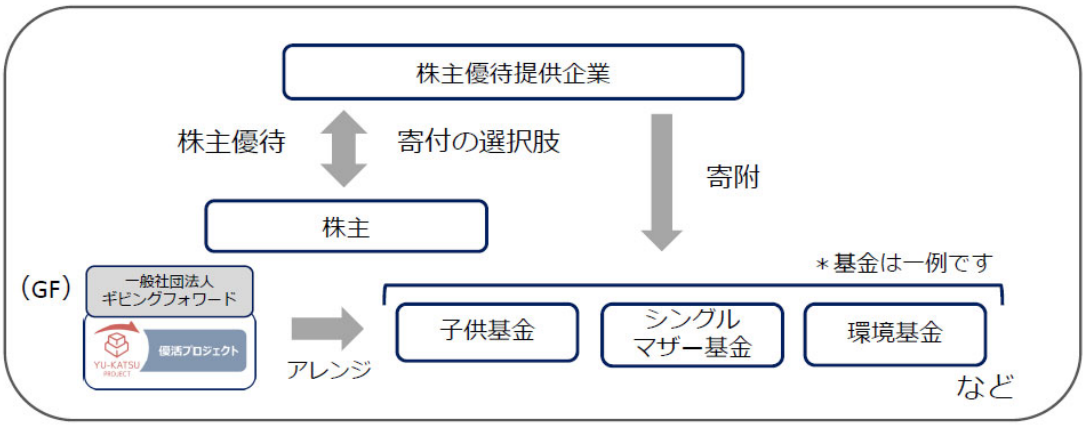

- 株主優待提供企業の本業、CSR、CSVなどの方向性を鑑み、株主と企業で一緒に応援できるテーマの社会貢献団体などをGFが選考するお手伝いをします。
- 株主が企業と一緒に何かを応援している感覚を醸成します。
- 寄付先の活動報告を企業のホームページで紹介。この運営費を企業が負担することで、株主の寄付を100%寄付として届けることが出来ます。

©2021 Giving Forward Inc.

将来的に：株式市場には、他にも寄付の財源となる資金がある

配当：　年間約11兆円が株主に支払われている
その一部を株主の意思で寄附できるプラットフォームを構築すれば。。。

株主Aさん　受取配当の10%を寄付することに賛同

↓

配当基金　SDGsの番号で使途を選択

所有者不明株式：個人株主の1%は所有者が不明といわれている

上場企業
所有者不定株式を自社株買いで買い入れ、その株式を寄付

↓

株式基金　配当で社会貢献団体へ助成

43

©2021 Giving Forward Inc.

EXECUTIVE SUMMARY

富裕層の意志ある資産を社会に生かす

新しいフィランソロピーを発展させるエコシステムに関する調査

本調査報告書は、グローバルに発展している「新しいフィランソロピー」を、日本の富裕層の方々が中心となって実践していく上で求められるエコシステム（環境、仕組み、プレイヤー等）を、内外の文献調査と日本の関係者に対するインタビューを通じて明らかにすることを試みたものです。

私たちは「新しいフィランソロピー」を、多様な資金提供手法と活動を駆使して社会的インパクトの実現を目指すフィランソロピーと定義しました。これは、寄付・助成だけでなく社会性と経済性の両方を追求するインパクト投資や融資などの手法を積極的に活用しようという点で、伝統的なフィランソロピーとは異なるものです。

世界では、このような「新しいフィランソロピー」が共助を促進し、イノベーションを加速させています。公共部門のリソースが不足する現在の日本社会にも、まさにこうした、民間の潤沢な資金と日々進化するビジネスの手法を活用した新しいフィランソロピーへの期待が高まっています。

＊　＊　＊

>> フィランソロピー活動を始めたいとお考えの皆様へ

世界の富裕層の総資産は 74 兆ドルと言われており、その 4% が SDGs 関連の投資に向かえば、SDGs 目標達成のための資金ギャップが解消します。また富裕層の方々の多くはビジネスでの成功体験も豊富であり、ビジネスの視点を社会課題解決のために活かすことができます。これらの点で富裕層が担う役割は重要です。「新しいフィランソロピー」について、海外での動向をご紹介するとともに（p25 第2章）、日本のフィランソロピストの方々の事例をご紹介しています（p55 第 4 章）。

>> 富裕層のフィランソロピー活動を支援するプライベート・バンカー、弁護士、会計士、税理士等の皆様へ

富裕層の資産運用や管理等を包括的に支援される皆様は、日頃からフィランソロピー実践に関するご相談を受けておられる方も多いことでしょう。そのような皆様には、ぜひ、全体を通してご一読いただければ幸いです。特に、「新しいフィランソロピー」について、海外での動向のご紹介（p25 第 2 章）、日本の関係団体や組織へのヒアリング（p43 第 3 章）、日本のフィランソロピストによるフィランソロピー事例のご紹介（p55 第 4 章）は、皆様の日々の業務にお役立ていただけると考えます。

本書公開にあたって、Rockefeller Philanthropy Advisors よりメッセージ

フィランソロピーは世界中のファミリーレガシー（伝統や遺産）を豊かにダイナミックに築き上げ、さまざまな文化や構造、アプローチ、モチベーションをもたらします。この活動を支えるには、強力なフィランソロピーのエコシステムの存在が欠かせません。私たちは、日本のフィランソロピーが引き続き進化し、その影響力が拡大することで、世界のフィランソロピーネットワークがさらに充実していくことを期待しています。（p2「メッセージ」より抜粋）

＊Rockefeller Philanthropy Advisors と SIIF は、日本での新しいフィランソロピーの推進においてパートナーシップを結んでいます。

第 1 章　進化するグローバル・フィランソロピーと富裕層の役割

グローバル・フィランソロピーの発展とそこでの富裕層の役割を分析。欧米の事例を中心に活動や事例を紹介しています。

第 2 章　新しいフィランソロピーのエコシステム

海外における富裕層のフィランソロピー活動についての既存の調査結果を概観し、富裕層のフィランソロピー活動のプロファイリングを試みました。これを踏まえ、新しいフィランソロピーのエコシステムに重要な以下の 3 つを事例とともに分析しています。

❶ 寄付・投資ビークル

例：ドナー・アドバイズド・ファンド（p30）、シリコンバレー・コミュニティ財団（p31）、チャリティ・エイド財団（p32）、pymwymic（p33）、インパクト・アセット（p34）

❷ アドバイザリー・サービス

例：UBS グローバル・フィランソロピー（p37）、ロックフェラー・フィランソロピー・アドバイザーズ（p38）、フィランソロピーインパクト（p39）

❸ 支援ネットワーク

例：Synergos 財団の Global Philanthropist Circle（p40）, 21/64（p41）、Toniic（p42）

第 3 章　日本のフィランソロピーの現状と課題

日本のプライベートバンカー、士業、公益セクター（p46）の方々に富裕層向けフィランソロピー・サービスの現状と課題についてヒアリングをした結果をまとめました。プレイヤー毎の新しいフィランソロピー発展に向けての諸課題の整理は p54 参照。

第 4 章　日本における新しいフィランソロピー

日本において新しいフィランソロピー活動に取り組んでいる、起業家、金融関係者、ファミリー・ビジネス関係者などのユニークな事例を紹介します。

池森　賢二｜池森ベンチャーサポート合同会社代表「池森ベンチャーサポートを通じた新たな挑戦」
井上　高志｜株式会社 LIFULL 代表取締役・社長執行役員「利他主義をキーワードに多彩な企業・財界・公益活動を展開」
笠原　健治｜株式会社ミクシィ取締役会長「ビジネスから生まれたフィンソロピー『みてね基金』」※プリント版のみに掲載
久能　祐子｜S&R 財団理事長、京都大学理事「レジデンシャル・インキュベータを通じた起業家支援」
末松 弥奈子｜株式会社ジャパンタイムズ会長兼社長「ファミリー・ビジネスを通じた多様な貢献」
孫　泰蔵｜Mistletoe 創業者「Mistletoe を通じたスタートアップ支援」
野宮　博｜クロスポイント・アドバイザーズ代表取締役「プライベートエクイティのプロフェッショナルによる新しいフィランソロピー・モデル」

第 5 章　新しいフィランソロピーのエコシステム構築に向けて

海外調査や日本のフィランソロピストの方々の意見を総括し、日本において求められる新しいフィランソロピーのエコシステムを描きました。

（16）第 16 回勉強会

2021 年 10 月 18 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第１６回）

開催日時：２０２１年１０月１８日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．寄付の倫理を考える～遺贈寄付の倫理に関するガイドラインを題材に～
　　弁護士 樽本哲氏
２．樽本氏との質疑応答・意見交換
３．その他

資　料
１．パワーポイント資料「「寄付の倫理を考える～遺贈寄付の倫理に関するガイドラインを題材に～」

以上

寄付の倫理を考える

～遺贈寄付の倫理に関するガイドラインを題材に～

2021年10月18日

一般社団法人全国レガシーギフト協会　代表理事
弁護士　樽本　哲

1

自己紹介（非営利分野）

樽本　哲（たるもと　さとし）

樽本法律事務所　代表弁護士
tarumoto@tarumoto-law.com

NPOのための弁護士ネットワーク　創設者・理事
一般財団法人非営利組織評価センター　監事
全国レガシーギフト協会　代表理事
NPO法人フェアトレード・ラベル・ジャパン　理事
一般社団法人ギビングフォワード　理事

その他、企業の社外取締役、監査役　ほか

2017年9月　銀行法務21「遺贈による寄付を希望する方へのアドバイス」寄稿
NHK「クローズアップ現代＋」に遺贈寄付の専門家として出演
2018年6月　日本税務会計研究会「遺贈寄付の実務上の課題と専門家としての関わり方」の発表
2019年9月　日本証券アナリスト協会ＰＢ向け特別研修「日本の寄付市場・スキーム　寄付税制
～事例にみる選択肢と実現方法」講師
2019年5月　株主優待寄付の事業を行う一般社団法人ギビングフォワード設立、理事就任
2020年8月　寄付・社会貢献のアドバイス等を行うフィランソロピック・アドバイザリー事業
「キフタント」を開始
2021年6月　全国レガシーギフト協会　代表理事（３名のうちの１名）に就任

Ⅰ　ファンドレイジングにおける倫理規範

3

➢ Code of Ethical Standards
（AFP 1964年採択、2014年修正）

■AFPのメンバーであるファンドレイザーが遵守するべき倫理基準を定めたもの（25項目）
https://afpglobal.org/ethicsmain/code-ethical-standards

■AFPとは：Association of Fundraising Professionals
- 職業人としてのファンドレイザーのための協会
- 米国バージニア州アーリントンに本部がある
- 30,875 memberships in 240 chapters across the globe（2018年の年次報告書より
- 例年10月に倫理意識月間（Ethics Awareness Month）を開催
  「In October, We Celebrate Ethics」（2020年）

4

➢ International Statement of Ethical Principles in Fundraising（2018年7月改定）

■2018年7月に英国で開催された国際ファンドレイジングサミットで各国の代表団体により採択された共同声明

■倫理的なアプローチの概要と 資金調達の専門家を推進する価値を明確に示し ファンドレイザーがグローバルに働く方法のフレームワークを提供するもの

※以下は見出しのみ抜き出し

（ファンドレイジングにおける共通原則）

正直、尊重、誠実さ、透明性、責任

（ファンドレイジングの基準）

1. 関連する法律および規制基準を完全に遵守する責任
2. サポーターへの責任
3. コーズ（克服すべき課題）と受益者に対する責任
4. 管理報告、資金調達、資金調達コストの透明性確保・情報公開
5. ファンドレイザーの報酬（支払いと補償）

出典　https://afpglobal.org/international-statement-ethical-principles-fundraising

5

➢ UK Code of Fundraising practice（2019年10月制定）

Fundraising Regulator（自主規制機関）の定める倫理規約

https://www.fundraisingregulator.org.uk/

2016年設立の保証有限責任会社

「私たちは、イングランド、ウェールズ、北アイルランドでの慈善募金の独立した規制機関です。私たちは、寄付者を保護し、募金活動の重要な仕事を支援するために、募金活動のベストプラクティスを支持します。」

「私たちは、慈善および資金調達セクターの他の規制当局および代表機関と協力して、国民の信頼を築き、英国全体で一貫した資金調達基準を確保します。」

■Fundraising Promise

https://www.fundraisingregulator.org.uk/more-from-us/resources/fundraising-promise

■Code本体（強制力のない自主規制のガイドライン）※別添資料参照

https://www.fundraisingregulator.org.uk/code

6

➢ 寄付者の権利宣言（2010年）とファンドレイジング行動基準

（日本ファンドレイジング協会）

寄付者の権利宣言	寄付を受ける団体の行為規範
① 寄付者は、寄付に際して、寄付先、寄付目的、寄付金額、寄付物品を自身の意思で決めることができます。	寄付に際して、寄付者の自己決定権に不当な影響を及ぼす言動はしてはならない。
② 寄付者は、寄付金や寄付物品の使途目的をあらかじめ知ることができます。	使途目的について事前に正しい情報を知らせなければならない。
③ 寄付者は、寄付先の組織、事業内容、財務情報について知ることができます。	寄付を受ける団体の組織、事業内容、財務状況については、自己に不利な情報も含めて、適時に適切な情報を提供しなければならない。
④ 寄付者は、寄付金や寄付物品が実際にどのように活用されたかを知ることができます。	寄付をいただいたお金や物品をどのように活用したのかを正しく報告しなければならない。
⑤ 寄付者は、寄付先に、自身の個人情報の保護を求めることができます。	寄付者の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

7

寄付者の権利宣言	倫理上問題となりうる行為（団体）
①寄付者は、寄付に際して、寄付先、寄付目的、寄付金額、寄付物品を自身の意思で決めることができます。	寄付しないと不利益を受ける、あるいは、寄付すると他者よりも優遇されるかのように誤信させること。寄付者とそうでない者とで処遇を不当に変えること。実現できる成果やインパクトを誇張すること。
②寄付者は、寄付金や寄付物品の使途目的をあらかじめ知ることができます。	寄付金や寄付物品の使途目的を寄付者に説明しないこと、または、事実と異なる説明をすること。重大な事情変更などがないのに使途目的を無断で変更すること、それを寄付者に説明しないこと。
③寄付者は、寄付先の組織、事業内容、財務情報について知ることができます。	組織、事業内容、財務状況について寄付者に説明しないこと、または、事実と異なる説明をすること。団体内の不祥事や不正行為を隠ぺいすること。登記・公告・決算報告等の情報開示を適時に行わないこと。
④寄付者は、寄付金や寄付物品が実際にどのように活用されたかを知ることができます。	寄付金・物品による成果を寄付者に報告しないこと、または、事実と異なる報告をすること。寄付や物品の活用の成果・インパクトが想定していたほどではなかった場合に正直に伝えないこと。
⑤寄付者は、寄付先に、自身の個人情報の保護を求めることができます。	寄付者や家族の個人情報を目的外使用すること、または漏洩させること。寄付者が団体を支援した事実を無断で公表すること。個人情報の漏洩・不正使用等の事実が発覚したときに報告を怠ること。個人情報の使用停止や抹消の要求に応じないこと。

8

➢ The ethics of legacy fundraising during emergencies
緊急時における遺贈寄付のファンドレイジングの倫理

画像：Rogareウェブサイトより

- ➢ Rogare というファンドレイジング・シンクタンクが発表した論文
- ➢ コロナ・パンデミックにおける４つのプロジェクトの一つ

・チームリーダー：Legacy Fundraising UKのDr Claire Routley　ファンドレイジング実務に15年以上の経験があり、慈善的な遺産の分野でPhDを獲得した学識経験者。現在は、ファンドレイジングのコンサルタント
・チームメンバー（8名）：イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリアの遺贈寄付のファンドレイザーファンドレイジングの倫理の専門家

- 平常時には、寄付者の心の中に、死について考えることを避けたいという欲求と象徴的な不死（遺贈寄付により自分の思いを社会に残すことを意味する）を確保したいという欲求との間で葛藤がある。この葛藤は、危機的な状況においてより顕著になる。（日本語訳より）

論文の原文　https://www.rogare.net/legacy-ethics

日本語訳（工藤敦子訳）　https://izoukifu.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/11/Ethics_emergencies_j201106.pdf

9

（続き）
資金調達が倫理的かどうかを判断するための３つの包括的なアプローチが紹介されている。

信頼主義	資金調達は、公共の信頼を維持し、保護する場合に倫理的である。
寄付者中心主義	資金調達は、寄付者の要望、ニーズ、希望を優先する場合に倫理的である。
権利均衡	資金調達は、受益者の利益と寄付者の権利とのバランスを取り、相互に有益な結果が得られ、どちらも重大な被害を受けない場合に倫理的である。

10

（続き）
緊急時において特定の分野に寄付が集中することを３つのアプローチではどのように捉えるか

信頼主義：
- 遺贈寄付は（健康な人ほど）実行に時間がかかることから、今支援が必要な受益者を支援する団体への寄付を阻害しないことが、公共の信頼にかなう場合もある

寄付者中心主義：
- 重要なのは**寄付者がどの非営利団体に寄付をしたいか**である
- 例えば、存続が危ぶまれている劇場が、医療系の団体のニーズを考慮し、遺贈寄付のファンドレイジングを行わない場合、**寄付者から選択権を奪う**ことになり、倫理的と言えない
- 他方、今すぐ支援したいとのニーズのある寄付者とっては、実行までに時間のかかる遺贈寄付は必ずしもよい選択肢ではない場合もある

権利均衡：
- **受益者のニーズ**を満たすためには、寄付者に圧力をかけて多少不快な思いをさせることがあっても許容される場合がある

2020.10.22開催の遺贈寄付サロンにおける工藤敦子弁護士のスライドを一部加工

11

遺贈寄付 ～自分が亡くなった時に遺産の一部を非営利団体等へ寄付する～

時期	方法	寄付の意思の残し方	寄付者
生前	遺言による寄付	財産の全部又は一部を民間非営利団体等に寄付することを遺言で残す	遺言者
	死因贈与契約による寄付	寄付者が民間非営利団体等との間で死亡後に寄付が実行される内容の贈与契約を締結する	契約者
	生命保険による寄付	寄付者が生命保険に加入し、死亡保険金の受取人に民間非営利団体等を受取人に指定する	保険契約者
	信託による寄付	信託を引き受ける者との契約によって財産の全部又は一部を非営利団体等に寄付することを約する	委託者
死後	相続人による相続財産の寄付	手紙、エンディングノート、言葉などで遺族に相続財産の全部又は一部を寄付することを伝える	相続人
	(香典返し寄付) ※厳密には遺贈寄付ではない	遺族（喪主）が香典のお返しに代えて、故人が支援していた団体に寄付する	遺族(喪主)

12

受遺団体の倫理が問題となりうるケース

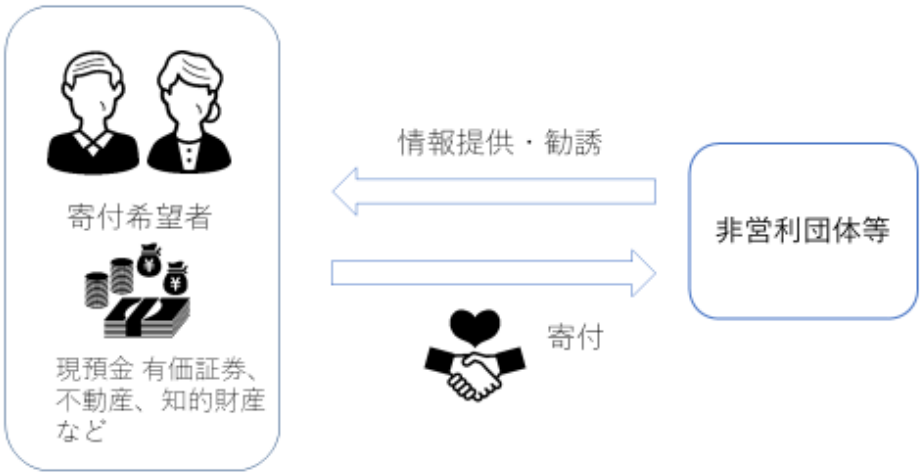

・寄付者の権利（自己決定権や知る権利）の侵害
・不当威圧、不当勧誘
・寄付者の意思能力に応じた説明や意思確認の懈怠
・仲介者に対する寄付者の紹介実績に基づく過剰な成功報酬の支払
・寄付者の指定する使途と異なる使途での寄付金の使用　など

13

専門家（仲介者）の倫理が問題となりうるケース

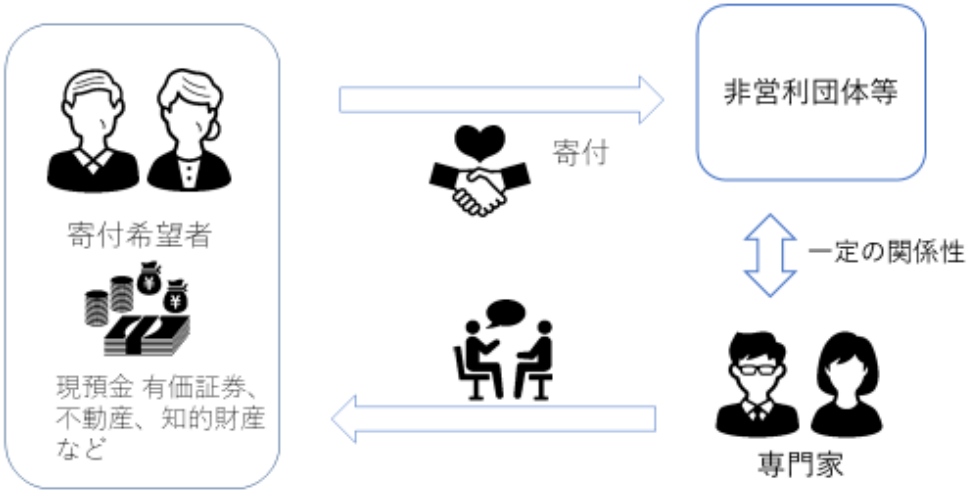

・自己が支配する法人や一定の関係性を有する法人に対する勧誘（利益相反）
・相続人など利害関係人の利益に基づく寄付者の意思実現の阻害
・寄付者の権利（意思決定権や知る権利）の侵害
・寄付者の意思能力に応じた説明や意思確認の懈怠
・寄付者の紹介実績に基づく過剰な成功報酬の授受　など

14

死因贈与契約において受贈団体の行為が問題となった裁判例

- 養護老人ホームの入居者の身元保証をしたNPO法人が当該入居者と締結した死因贈与契約が公序良俗違反により無効とされた事例（名古屋地方裁判所岡崎支部令和3年1月28日判決→控訴）

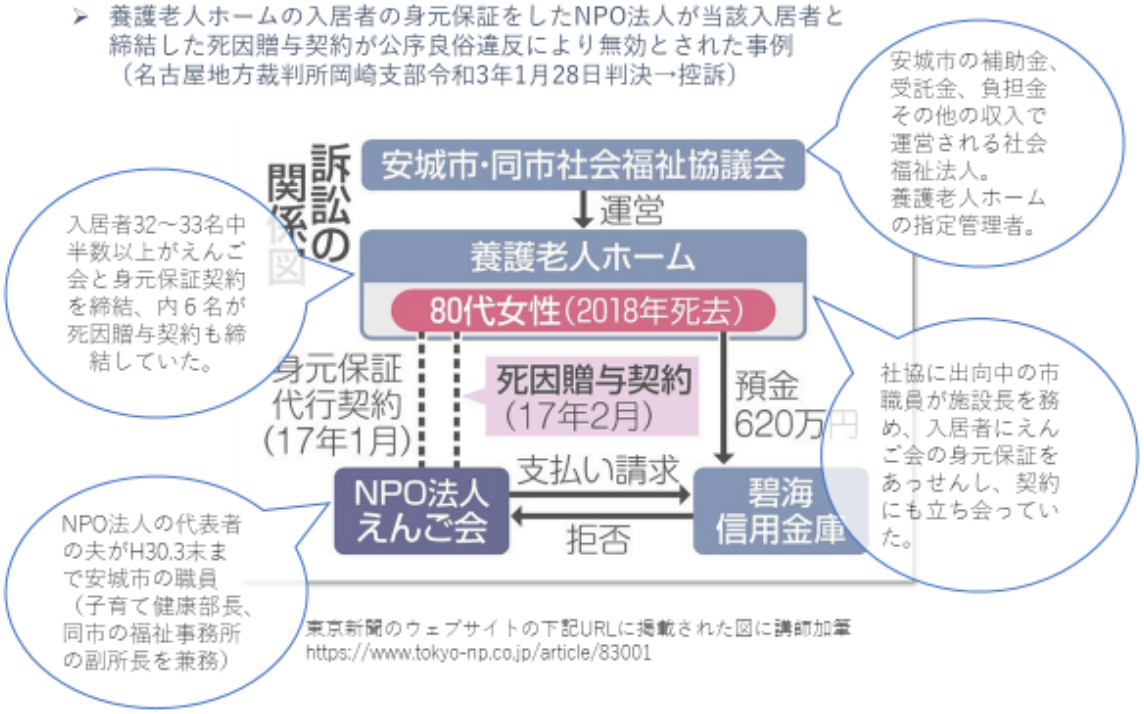

東京新聞のウェブサイトの下記URLに掲載された図に講師加筆
https://www.tokyo-np.co.jp/article/83001

15

時系列

不明	被相続人がホームに入居（当初いとこが身元保証）
H28.3.7	厚労省老健局が都道府県に身元保証に関する文書発信
H29.1.25	NPOが被相続人と身元保証契約を締結
H29.1.31	内閣府消費者委員会が身元保証に関する建議
H29.2.22	NPOが被相続人と死因贈与契約締結 ・不動産以外の全財産を死因贈与 ・死因贈与の執行者はNPO法人 ・葬儀と自宅の片づけを行う
H29.8.8	別件の死因贈与契約の入居者が死去 本件の被告信金との間で紛争→和解 入居者の遺産数千万円を受領
H30.7.19	被相続人が死去
H30.8.24	NPOが被告信金に預金の払戻を請求→拒絶
H30.8.30	厚労省が身元保証に関する通達を発令
R1.6.3	厚労省が「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人々の支援に関するガイドライン」の通知発出

→身元保証の実態や役割について整理

16

訴訟事件の当事者

第１事件　平成３０年（ワ）第６２４号　預金返還請求事件
原告　NPO法人えんご会
被告　碧海信用金庫

第２事件　令和２年（ワ）第２８２号　預金債権名義変更手続請求事件
原告　NPO法人えんご会
被告　被相続人（80代女性）の甥・姪

原告の事業内容等

- NPO法人の事業内容
  - ・障害者協働生活援助（グループホーム）支援事業
  - ・家事代行サービス「めだかぞくの会」
- 法人の経常収益
  - ・H25→H30に1.1億円から1.8億円に増加
  - ・その内、寄附金割合が0.15%（17万円）から27.75%（5千万円）に急増

17

判決内容

第１事件、第２事件とも請求棄却（原告えんご会の敗訴）

判決の理由付け

- 死因贈与契約は公序良俗に反し、無効

（判決で考慮された事情）
・身元保証契約と死因贈与契約が一体的になされている
・市社協とNPOの癒着構造
・身元保証契約締結の必要性がそもそもなかった
・身元保証契約の内容が不明確で、退所時の身元引受は履行可能性なし
・財産管理、死後事務を行う者が死因贈与の受贈者を兼ねると利益相反が起きる
・死因贈与契約の締結がずさん（終末期のニーズの聞き取りもできていない）
・死因贈与契約を締結する必要性はない（死後事務の対価として90万円の支払を受けているのに50万円しかかかっておらず、利益が出ている）
・それに加えて620万円も死因贈与を受けるのは暴利行為
・消費者契約法４条３項５号に抵触（加齢等による判断力の低下の不当な利用）
・死因贈与契約は公正証書ではなかった（高齢者で判断能力低下の可能性があるにもかかわらず公証人などの第三者の関与がなかった）

18

Ⅱ　遺贈寄付の倫理に関するガイドライン

・2021年9月13日（国際遺贈寄付の日）に合わせて全国レガシーギフト協会が制定した

・同協会の理事らが中心となり、加盟団体、遺贈寄付サロンの参加団体、協賛団体、専門家らの意見を反映して完成させた

倫理ガイドライン制定の目的

・遺贈寄付者の権利と尊厳を守る
　死因贈与契約が公序良俗違反により無効とされた地裁判決

・受遺団体を無用のトラブルなどから守る

・健全な遺贈寄付の普及に向けた環境づくりに寄与する

倫理ガイドラインの対象者

・遺贈寄付に関わるすべての者

- 受遺団体（非営利団体、大学、医療機関、福祉団体など）

- 専門家（法律、税務、登記その他相続に関係する専門家）

- 仲介者（金融機関、遺言執行者、資金仲介団体、相続や遺贈に関するサービスを提供する企業など）

倫理ガイドラインの構成

・序章　P1~3

・第１章　行動原則　P4

・第二章　行動規範　P4~9

・参考資料　P9~

用語の定義　ガイドライン２～３ページを参照

「**非営利団体**」とは、公益法人、特定非営利活動法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、更生保護法人などの非営利法人のほか、非営利事業を主たる目的とする法人格を有しない非営利組織（Non Profit Organizations）のことをいいます。

「**遺贈寄付**」は、死後に遺す、又は死後に遺された財産を、公益や非営利の活動のために広く活用することを目的とする寄付を含む広義の概念です。このガイドラインにおいては、自然人の死を契機に行われる非営利団体への寄付のうち、遺言による遺産の寄付（遺贈）、死因贈与、信託および生命保険といった契約に基づいて行われる寄付、並びに相続人による相続財産の寄付を、「遺贈寄付」と総称します。

「**受遺団体**」とは、遺贈寄付を受ける非営利団体をいいます。

「**遺贈寄付者**」とは、遺贈寄付を行うための遺言書の作成または契約の締結等を完了した者のうち、生存中の者をいいます。なお、以下においては、遺贈寄付者やその候補者のことを「本人」という場合があります。

「**勧誘**」とは、他人に対して遺贈寄付の意思決定に直接影響を与え得る働きかけをすることをいい、非営利団体が自ら行う場合に限られないものとします。

「**情報提供**」とは、遺贈寄付に関する一般的な情報の伝達をいいます。

「**不当威圧**」（Undue Influence）とは、相手方に対する影響力を不当に行使することで、相手方の意思決定を意図した方向に誘引し、または強要することをいいます。

倫理ガイドラインの内容

第１章　行動原則

遺贈寄付に関わる者は、次の行動原則を遵守します。

Ⅰ	信義に従い誠実に行動する。
Ⅱ	法令を遵守する。
Ⅲ	遺贈寄付者およびその候補者の自由意思を尊重する。
Ⅳ	遺贈寄付者およびその候補者またはその関係者の秘密を守る。
Ⅴ	遺贈寄付に関する知識と技能の習得に努める。
Ⅵ	透明性の確保と適時適切な情報開示に努める。

倫理ガイドラインの内容

第２章　行動規範　１

適用場面：遺贈寄付の情報提供または勧誘

対象者　：すべての遺贈寄付の関係者

赤文字：用語の定義あり

1-1	遺贈寄付の情報提供または勧誘を行う際には、法令・通達等を守ることに加え、遺贈寄付者の利益を害することがないよう、倫理的な行動を心掛ける。
1-2	遺贈寄付者またはその候補者の自己決定権を尊重し、遺贈寄付のための意思決定や方法選択、寄付先選択の各過程において、不当威圧その他不適切な働きかけを行わない。
1-3	遺贈寄付者の意思決定に本人以外の者が影響を及ぼしている懸念がある場合は、必要に応じて寄付者単独で面談する等の方法により、寄付者の真意を確認するよう努力する。
1-4	遺贈寄付が何らかの理由で遺贈寄付者またはその候補者の意向どおりに実現しない可能性がある場合には、その可能性や理由を十分に説明する。

（一社）全国レガシーギフト協会　25

第２章　行動規範　１

赤文字：用語の定義あり

1-1	遺贈寄付の情報提供または勧誘を行う際には、法令・通達等を守ることに加え、遺贈寄付者の利益を害することがないよう、倫理的な行動を心掛ける。

＜問題になり得る行為＞

・虚偽の説明や誇張した説明により、団体の実績や活動内容、寄付金の使途、活動実績、遺贈寄付に対する返礼などについて、相手を誤信させること

・自団体についての不都合な事実を隠匿することにより、遺贈寄付の意思決定に不当な影響を与えること

・法律や税務の専門家でない非営利団体の役職員や業務の受託者が、遺贈寄付者やその候補者に対して、遺贈寄付の制度や手続、これらに関連する法律や税務に関する一般的な情報提供を超える助言または便益の提供を行うこと

・遺贈寄付の情報提供または勧誘のための資料に、本人または相続人代表者の許可なく遺贈寄付者の事例を掲載すること

・遺贈寄付を獲得するために受益者の尊厳や他の非営利団体の信用を貶めるような広報活動を行うこと

・遺贈寄付の情報提供や勧誘に従事する役職員ならびに業務委託先など外部の協力者に対する指導や監督を怠ること

26

第２章　行動規範　１

1-2	遺贈寄付者またはその候補者の自己決定権を尊重し、遺贈寄付のための意思決定や方法選択、寄付先選択の各過程において、不当威圧その他不適切な働きかけを行わない。

＜問題になり得る行為＞

・遺贈寄付の意思決定を行う能力のない相手（15歳未満の未成年者、または精神上の障害により物事を判断する能力が著しく低下し、またはその能力を欠く状況にある者をいう）に対して遺贈寄付の勧誘を行うこと

・加齢や精神上の障害等による判断能力の低下その他相手の脆弱な状況に乗じて遺贈寄付の意思決定をさせること

・遺贈寄付の勧誘が主要な目的であることを秘匿してイベントに招待し、または面談を求めること

・遺贈寄付の勧誘において、本人が他の人を同席させるのを拒絶すること

・遺贈寄付の勧誘を望まない意思を表明した相手に遺贈寄付の勧誘を続けること

第２章　行動規範　１

1-2	遺贈寄付者またはその候補者の自己決定権を尊重し、遺贈寄付のための意思決定や方法選択、寄付先選択の各過程において、不当威圧その他不適切な働きかけを行わない。

＜問題になり得る行為＞

■勧誘相手やその家族にサービスを提供する非営利団体が特に留意するべき事項

・サービスを提供する相手やその家族等に対して、サービス利用の正当な対価として、または対価とは別に、遺贈寄付（遺贈寄付の意向表明を含む）が必要であると誤信させること

・自己の将来や生活に不安を抱える者に対して、遺贈寄付を行うことでその不安を取り除くことができるかのように装って、遺贈寄付を勧誘すること

第２章　行動規範　１

1-3	遺贈寄付者の意思決定に本人以外の者が影響を及ぼしている懸念がある場合は、必要に応じて寄付者単独で面談する等の方法により、寄付者の真意を確認するよう努力する。

＜問題になり得る行為＞

・遺贈寄付者またはその候補者の推定相続人、身辺の世話をする者、サービス提供を行う事業者その他本人の利益を代表する者でない第三者が、本人の遺贈寄付の意思決定に影響を及ぼしていることがうかがわれる場合に、本人から遺贈寄付についての真意の確認を怠ること（ただし、本人が希望しない場合を除く）

第２章　行動規範　１

1-4	遺贈寄付が何らかの理由で遺贈寄付者またはその候補者の意向どおりに実現しない可能性がある場合には、その可能性や理由を十分に説明する。

＜問題になり得る行為＞

・遺贈寄付者またはその候補者が寄付の目的や寄付金の使途について明確な意向を有している場合に、受遺団体がその意向に沿った事業の実現や継続が困難となるおそれがあることを認識しているにもかかわらず、その可能性や理由を伝えないこと

・遺贈寄付として受け入れる財産の使途を合理的な理由なく変更し、本人や遺族に対して何の説明責任も果たさないこと

倫理ガイドラインの内容

第２章　行動規範　２

適用場面：遺贈寄付の相談・助言・仲介・遺言書や契約書の作成などの支援

対象者　：すべての遺贈寄付の関係者、とりわけ専門家と仲介者

2-1	専ら自己または第三者の利益を図る目的で、遺贈寄付者やその候補者または受遺団体に不利益となる行為をしてはならない。
2-2	遺贈寄付のための遺言書の作成もしくは死因贈与契約または信託の設定に関与する場合は、本人の判断能力（事理弁識能力）の程度及び意思能力（遺言能力、契約締結能力）の有無に配慮するとともに、寄付者の様子や意思決定の経緯を可能な限り記録を残すよう務める。
2-3	遺贈寄付のための遺言書の作成もしくは死因贈与契約または信託の設定に関与する場合は、受遺団体の遺贈寄付の受入方針を可能な限り事前に確認し、遺贈寄付が寄付者の意思に沿って実現できるように努める。

第２章　行動規範　２

2-1	専ら自己または第三者の利益を図る目的で、遺贈寄付者やその候補者または受遺団体に不利益となる行為をしてはならない。

＜問題になり得る行為＞

・非営利団体が遺贈寄付を含む遺言書の作成費用や専門家の報酬を負担することの条件として、遺贈寄付者またはその候補者に対して、自団体への寄付（遺贈寄付に限らない）や自団体を遺言執行者に指定することを要求すること

・非営利団体が勧誘相手に遺言書作成等の専門家を紹介する場合に、当該専門家に対して自団体への遺贈寄付の勧誘を依頼すること

・遺贈寄付の専門家や仲介者が、受遺団体となるべき非営利団体からの委託に基づき、遺贈寄付の候補者を支援する場合に、本人の利益よりも当該非営利団体の利益を優先すること

・遺贈寄付の専門家や仲介者が、遺贈寄付者またはその候補者に対して、自己と取引のある非営利団体のみを遺贈寄付先として紹介または推薦する場合に、当該取引の存在について説明を怠ること

・遺贈寄付の専門家や仲介者が、遺贈寄付者またはその候補者に対して、正当な業務の対価とは別に、個人的な見返りを要求すること

第２章　行動規範　２

2-2	遺贈寄付のための遺言書の作成もしくは死因贈与契約または信託の設定に関与する場合は、本人の判断能力（事理弁識能力）の程度及び意思能力（遺言能力、契約締結能力）の有無に配慮するとともに、寄付者の様子や意思決定の経緯を可能な限り記録を残すよう務める。

＜問題になり得る行為＞

・遺贈寄付をしようとする者の遺言能力（遺言書を作成する法的な能力をいう。重篤な精神障害などがない１５歳以上の人には備わっているとされる。）または契約締結能力の有無が本人の言動などから疑わしい場合に、医師や公証人、弁護士、司法書士その他の専門家による支援の必要性について説明しないこと

・上記の疑いがある場合において、遺贈寄付のための遺言書作成や契約締結等の支援をしたにも関わらず、本人の様子や発言等について記録を作成・保存しないこと

第２章　行動規範　２

2-3	遺贈寄付のための遺言書の作成もしくは死因贈与契約または信託の設定に関与する場合は、受遺団体の遺贈寄付の受入方針を可能な限り事前に確認し、遺贈寄付が寄付者の意思に沿って実現できるように努める。

＜問題になり得る行為＞

・遺贈寄付のための遺言書や契約書の作成に関与するにもかかわらず、事前に受遺団体の遺贈寄付の受け入れの可否や方針について確認をしないこと

倫理ガイドラインの内容

第２章　行動規範　３

適用場面：遺贈の受け入れ後の対応

対象者　：受遺団体

3-1	遺贈寄付を受けた財産はできる限り遺贈寄付者の希望する使途に使用するよう努める。
3-2	負担付きの遺贈寄付を受け入れたときは、受け入れた財産の範囲で負担した義務を誠実に履行する。
3-3	遺贈寄付者の意思を尊重しかつ受遺団体としての正当な権利を守るために、遺贈寄付の放棄や返金などの要求に対しては、応ずるべき義務があるかどうかを誠実に検討し、適切に対応する。

第２章　行動規範　３

3-1	遺贈寄付を受けた財産はできる限り遺贈寄付者の希望する使途に使用するよう努める。

＜問題になり得る行為＞

・遺贈寄付者が寄付金その他の遺贈寄付の対象とする財産（以下、「寄付金」という。）の使途を限定する意思を受遺団体に対して表明している（遺言の付言事項による場合を含む）にも関わらず、その意思に反して寄付金を使用すること
・遺贈寄付者が指定した使途に寄付金を使用できないことが判明した場合（事業を廃止した場合、あるいはもともと取り組んでいない事業が指定されていた場合など）に、適切に対処しないこと
　※この場合における適切な対処としては、遺贈寄付を受け入れた上で自ら当該事業もしくは受益者を同じくする類似の事業を行い、または当該事業を行っている非営利団体に寄付もしくは助成するなど、遺贈寄付者の意思の実現に最大限努力しつつ，それすらかなわない場合には遺贈寄付の全部または一部の受け入れを辞退（放棄）することなどが考えられる。ただし、事案に応じた他の合理的な対処を否定するものではない。

・受遺団体が遺贈寄付の受け入れ方針を定め、そのなかで遺贈寄付の使途を自ら定めているにもかかわらず、寄付金を他の目的に用いること（遺贈寄付者がその目的に使用することを希望している場合を除く）

・受遺団体が解散する場合において、特定の遺贈寄付者からの寄付金が残余財産の大部分を占めているとの特別の事情があるにもかかわらず、遺贈寄付者の意思を一切顧みることなく残余財産の帰属先を決定すること

第２章　行動規範　３

3-2	負担付きの遺贈寄付を受け入れたときは、受け入れた財産の範囲で負担した義務を誠実に履行する。

＜問題になり得る行為＞

・負担付遺贈または負担付死因贈与を受け入れたにもかかわらず、正当な理由なく負担した義務を履行しないこと

・上記の負担とは別に、受遺団体が遺贈寄付者に対して返礼を約束したにもかかわらず、その約束を違えること

第２章　行動規範　３

3-3	遺贈寄付者の意思を尊重しかつ受遺団体としての正当な権利を守るために、遺贈寄付の放棄や返金などの要求に対しては、応ずるべき義務があるかどうかを誠実に検討し、適切に対応する。

＜問題になり得る行為＞

・本人または本人以外の者から遺贈寄付の放棄や返金を求められた場合に、その要求の正当性を吟味することなく、安易に要求に応じ、または拒絶すること

・遺贈寄付の対象財産について権利を主張する者（本人や相続人に限らない）から、正当な理由に基づく遺留分侵害額請求、債務の履行または損害賠償等の請求がなされた場合に、それに対応しないこと

倫理ガイドラインの内容

第２章　行動規範　４

適用場面：遺贈寄付のあらゆる場面

対象者　：すべての遺贈寄付の関係者

4-1	遺贈寄付の各過程で知り得た個人情報および守秘義務のある情報を、正当な理由がない限り、第三者に開示、漏洩しない。
4-2	特定の遺贈寄付者やその遺族について不平等な取り扱いをしない。

第２章　行動規範　４

4-1	遺贈寄付者の意思を尊重しかつ受遺団体としての正当な権利を守るために、遺贈寄付の放棄や返金などの要求に対しては、応ずるべき義務があるかどうかを誠実に検討し、適切に対応する。

＜問題になり得る行為＞

・遺贈寄付者本人に無断で、第三者に遺贈寄付の意向や遺言の内容などを開示すること

・遺贈寄付者やその相続人代表者が同意しないにも関わらず、個人特定が可能な態様で、遺贈寄付者の情報を受遺団体の広報物等に掲載すること

第２章　行動規範　４

4-2	特定の遺贈寄付者やその遺族について不平等な取り扱いをしない。

＜問題になり得る行為＞

・一部の遺贈寄付者やその遺族に対してのみ、合理的な理由なく、社会的に不相当な便益を提供すること

・合理的な理由なく、一部の遺贈寄付者やその遺族のみを差別的に扱うこと（同時期に同程度の遺贈寄付がなされたにもかかわらず、一方にのみ感謝状や返礼品を贈ることなどが想定されるが、それらに限られない）

・遺贈寄付の勧誘を行った相手のうち、遺贈寄付をしなかった者と遺贈寄付をした者とで、差別的な取扱いをすること

倫理ガイドライン　参考資料

■参考１　人生の集大成の社会貢献を安心してできる社会の実現を目指して
～全国での遺贈寄付普及に向けた提言（全国遺贈寄付推進検討委員会）
https://izoukifu.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/10/15e33647f791d5c6b4d77f4636bbb6b0.pdf

■参考２　寄付者の権利宣言（特定非営利活動法人日本ファインドレイジング協会）
http://jfra.jp/wp/wp-content/uploads/2010/02/sengen.pdf

■参考３　ファンドレイジング行動基準（同協会）
https://jfra.jp/pdf/koudoukijyun.p
同ガイドライン
https://jfra.jp/pdf/koudoukijyun_guideline.pdf

■参考４　福祉サービス提供組織における寄附に関する倫理規程モデル（同　作成委員会）※別添資料

（17）第 17 回勉強会

2021 年 11 月 15 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第１７回）

開催日時：２０２１年１１月１５日（月）１６時～１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．公益信託からチャリティの可能性を考える～日米比較を中心に～
　　東京大学大学院法学政治学研究科教授 溜箭将之氏
２．溜箭氏との質疑応答・意見交換
３．その他

資　料
１．パワーポイント資料「「公益信託からチャリティの可能性を考える～日米比較を中心に～」

以上

2021年11月15日
新しい公益信託の活用に向けた勉強会(第17回)

公益信託からチャリティの可能性を考える
日米比較を中心に

溜箭　将之
東京大学大学院法学政治学研究科

1

公益信託・公益法人のガバナンスと成長

- 公益信託・公益法人と法制度改正
  - 法制審議会信託法部会「公益信託法の見直しに関する要綱案」（平成30年12月18日）
  - 公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」（令和2年12月）
- キーワードとしてのガバナンス
  - 善管注意義務：間違ってはいけない
  - 評議員会の分離、信託監督人の必置：しゃべってはいけない
  - 収支相償：育ってはいけない
- アメリカとの比較の視点
  - 善管注意義務：経営判断原則ーー利害関係なく行った経営判断は注意義務違反を問わず
  - 理事会の分割は行わないーー多様な理事を確保
  - パブリック・チャリティのペイアウト・ルールーー市民と政府の支持を得れば不適用
- 成長の視点
  - 収益の公益支出と内部留保とーー公益法人を信頼できる／するしくみへ
  - ガバナンスは法令遵守にとどまらない。成長戦略を伴う説明責任へ。

2

公益法人・信託の出発点から

- 日本でアメリカより1世紀早く実現した公益財団
  - Lester M. Salamon, *The Rise of the Nonprofit Sector,* 73(4) FOREIGN AFFAIRS 109, 121 (1994).
- 観恩講（1828年設立）
  - 秋田藩用達の豪商、那波三郎衛門祐生が有志とともに、金2000両銀十貫目を拠出
  - 「其財産は官に属せず民に属せず一種特別の性質を有するものと決定し云々」
- ロックフェラー財団（1913年にニューヨーク州の定款認証）
  - 1910年代のカーネギー財団、フォード財団
  - 連邦議会でのスタンダードオイルへの反感、連邦議会の認証を断念
  - ルーズベルト大統領「その巨額の資産をいかなるチャリティに支出しようと、蓄財にあたってのあこぎな行為を償うことはできない」

3

公益法人とチャリティの変遷

- 観恩講のその後
  - 明治維新後：講の知行地が廃藩置県と地租改正で没収
  - 明治政府から資金援助を引き出して存続、民法施行とともに財団法人
  - 第二次大戦後、GHQの農地解放により財政基盤を失い、困窮者救済事業終了
  - 戦後は社会福祉法人として児童保育事業の継続
- ロックフェラー財団のその後
  - 1890年シカゴ大学設立基金、ハーバード、イェール、プリンストンなどの国際関係・地域研究・公衆衛生などの教育研究プログラム
  - 海外の大学や公衆衛生プログラム
  - 日本でも東京大震災後の東京大学の図書館再建費400万円（1924年）、国立公衆衛生院設立のための経済援助
  - 戦後も世界各国のエリート教育機関を支援、アメリカ外交にも影響力
  - EDWARD H. BERMAN, THE INFLUENCE OF THE CARNEGIE, FORD AND ROCKEFELLER FOUNDATIONS ON AMERICAN FOREIGN POLICY: THE IDEOLOGY OF PHILANTHROPY (1983).

4

戦後日本の福祉国家と公益セクター

- 戦後の困難
  - 戦争による破壊、国債の価値喪失、極度のインフレ
  - 多くは社会福祉法人として存続、補助金に依存
  - 1960年代の社会運動の盛り上がり：安保反対、ベトナム反戦、公害反対運動
  - 1970代以降「冬の時代」――運動の暴力化・過激化
  - 1990年代に登場した国際NGOの人権、援助、環境への取り組み
  - 1995年阪神大震災とNPO法、行政改革の一環としての2006年公益法人法
- 市民社会の二重構造――政策提言なきメンバーたち
  - Robert Pekkanen, Japan's Dual Civil Society: Members Without Advocates (2006)
  - 日本でも各地の住民活動は盛ん
  - 政策提言ないし主義主張を唱道する能力を備えた人材を擁する、大規模な団体がない。
- 日本におけるNGOの興隆――上からの活性化
  - Kim D. Reimann, The Rise of Japanese NGOs : Activism from Above (2009)
  - 「上」は「お上（官・政府）」ではなく欧米民主主義国

5

日本の公益セクターの蹉跌

- 捕鯨反対運動
  - 1960年代以降の国際的な盛り上がり
  - Greenpeace 1960年代後半のアラスカ沖原爆実験反対運動から
  - 1977年、オランダ・アムステルダム本部、サンフランシスコのグリーンピースUSA、メディアを武器に世界的な環境保護団体へ
  - Sea Shephard（1977年）実力行使による直接抗議
  - 太地町のイルカ追い込み漁と『The Cove』（2009）のアカデミー賞
  - 八木景子監督『Behind "The Cove"』（2015）、『おクジラさま』（2017）
- 従軍慰安婦問題
  - 1991年東京地裁で訴訟提起、1993年河野談話
  - 1995年財団法人アジア女性財団、2007年解散
  - 大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか：メディア・NGO・政府の功罪』（2007）
    - 基金の理念と被害者の実像を伝える広報活動の致命的な弱さ
    - 財団法人の設立にかかる時間と手間
    - NGOの国家補償と責任処罰論の危うさと独善性
  - 国連人権委員会「女性に対する暴力に関する特別報告者」報告（1996年）、「戦時下の女性に対する暴力の問題に関する特別報告者」報告（1998年）、女性国際戦犯法廷の「有罪判決」（2000年）

6

日本の公益セクターの蹉跌（続）

- カルロス・ゴーン元日産会長と「人質司法」
  - 2018年11月逮捕、2019年3月保釈、4月再逮捕、年末レバノン出国
  - 「自分は司法手続から逃れたのではない、不正義から逃れたのだーーI did not escape justice, I fled injustice」
  - Human Rights Watch：起源はソ連のヘルシンキ宣言遵守を監視するHelsinki Watch（アメリカ1978）、Americas Watch, Asia Watchなどを統合しHuman Rights Watch（1988）
  - 2020年から「人質司法」をとりあげる。妻キャロル・ゴーンの働きかけ
  - 2020年11月、国連人権理事会恣意的拘禁に関する作業部会報告書：恣意的拘禁を認定、損害賠償の勧告
- 小括
  - 日本の「冬の時代」以降、とりわけ冷戦終結後の国際NGOの広がり
  - 手を焼く日本政府・日本企業ーー他方でNGOの主張の極端さも
  - PekkanenとReimanの指摘とのつながりーー専門性を有する公益団体、欧米の影響力
  - 深みと広がりのある公益セクターで、多様な公益団体が活躍していたら？
  - 台湾・韓国・シンガポールなどアジア各国でもNGOの活躍と立法の動き

7

アメリカのチャリティが抱える問題

- 草の根市民参加の衰退
  - Robert Putnam, Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community 53 (2000)
  - 全国的なNGOの台頭、非営利団体の増加の裏で市民同士のつながりの希薄化
  - 20世紀初頭からアメリカで蓄積されてきた社会的資本の喪失
- 貧富の格差とアメリカの民主主義
  - Rob Reich, Just Giving: Why Philanthropy Is Failing Democracy and How It Can Do Better (2018).
  - 富裕層の私的資産を公的な影響力に転換する権力機構としてのチャリティ
  - 多額の租税優遇を受けつつ、説明責任を問われない半恒久的な権力機構
  - 富裕層は政策形成に影響力を維持し、貧困層に届けられる支援は限られる
- コロナ下で浮き彫りになる貧富の格差と政治の分極化
  - Robert Reich, *America's billionaires are giving to charity – but much of it is self-serving rubbish* (12 April 2020)
  - コロナ下の大学支援についても、エンダウメントを有する大学とそうでない大学との間の格差が問題に
  - Anne Kim, *The Push for College-Endowment Reform: Liberals and conservatives alike are taking action against inequalities in higher-education finances.* The Atlantic (October 5, 2017)
  - Michael Stratford, Bianca Quilantan and Juan Perez Jr., *Elite colleges back away from rescue cash amid criticism of endowments.* POLITICO (April 22, 2020)

8

公益セクターの可能性を考える

- 公益団体が社会で果たす役割
  - 専門知識・能力をもつスタッフを擁する公益団体の意義
  - 政府与党・野党、メディア、教育機関の認識
  - 営利企業におけるESGの動き
- 世界的なNGOのガバナンス
  - 欧米自由主義NGOと世界的な世論・政策形成
  - 日本のNGOの存在意義と国際世論の多様性
  - マネーロンダリング対策におけるNPO悪用防止――FATFの相互審査で「不履行」
- 成長戦略を考える
  - 収益の公益支出と内部留保とーー公益法人を信頼できる／するしくみへ
  - 小規模法人の成長を可能にする仕組み――情報開示・会計・税制・中間支援団体
  - 一般法人から公益法人、公益信託から公益法人への成長
  - ガバナンスは法令遵守にとどまらない。成長戦略を伴う説明責任へ。

9

（18）第 18 回勉強会

2021 年 12 月 20 日

公益財団法人公益法人協会　事務局

新しい公益信託活用に向けた勉強会（第１８回）

開催日時：２０２１年１２月２０日（月）１６時より１８時
開催方法：ＺＯＯＭによるオンライン方式

次　第

１．ご挨拶
　（公財）公益法人協会常勤理事　総務部長　長沼良行
２．勉強会を振り返って―まとめと今後
　（公財）公益法人協会　会長　太田達男
３．懇談会
　１）参加者全員が、次のような話題から一つ又は複数選んでいただいて、3 分程度お話しください。最初の発言者だけ太田から指名させていただき、それ以降は発言者が次の発言者を指名する。
　　① この勉強会で言い残したこと、絶対言っておきたいこと
　　② 再開後こんなことも研究テーマにしてほしい
　　③ 立法事実として、こんなことを強調してはどうか
　　④ 公法協に望む事
　２）残った時間は、どなたでも自由に文字通りの放談をお願いします。

新しい公益信託の活用に向けた勉強会

報 告 書

2022 年 3 月発行

発行　公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021　東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017　FAX:03-3945-1267
URL: http://www.kohokyo.or.jp/

©2022

印 刷　株式会社サンワ